

# 欧州主要国の電子政府推進実態の調査研究

～欧州電子政府行動計画 2011-2015 を中心として～

平成 27 年 3 月

一般社団法人 行政情報システム研究所

## はじめに

我が国の電子政府推進にあたって、これまでは主として米国の電子政府推進実態を一つの参考として進めてきたが、国連の電子政府世界ランキングからもわかるとおり、欧州大陸国の電子政府推進実態を把握して参照していくことも、日本の電子政府推進にとって有効性を持ちうると思われる。

他方、当研究所では欧州における電子政府の動向について、IT 投資管理と効果に関するベネフィットマネジメント、電子政府を推進する組織の状況、情報システム部門の組織成熟度モデルといった個別のテーマについて数回にわたり調査研究を行ってきたが、電子政府に関する取組全体を俯瞰するものはまだ実施していなかった。

欧州連合では、全体の長期的な経済社会の発展戦略のもと、電子政府行動計画を原則 5 年ごとに加盟国間で合意して推進している点が特徴として挙げられる。このような特徴を踏まえ、今年度の調査研究は、「欧州電子政府行動計画 2011-2015」を中心にその推進状況を取り上げた。

欧州は 28 カ国からなる言語も民族も多様な国家間共同体であり、これを 1 つの方向にまとめていくことは容易ではない。こういう中で欧州を 1 つにまとめる重要なインフラストラクチャとして、高度なデジタル経済・社会の実現と連携に力を注いでいる。そのためには、まず多様な加盟国のデジタル経済・社会の水準の向上並びにその一体化が必要であり、それに呼応した各国の優れた電子政府の展開と連携が欠かせない。電子政府行動計画は欧州委員会と加盟国にとっての具体的な指針である。もちろん加盟国の取り組みは、自国のおかれた歴史的環境、経済社会の発展レベル、EU との関係などで、温度差があることも事実であるため、今年度の調査研究は、電子政府行動計画の内容とともに全加盟国 28 カ国の取り組みの状況を一望した。これらによって欧州域内の各国の相対的な取り組みの状況を概観するとともに、電子政府の背景にある欧州共通の考え方を知る一助となるよう、ベルギーの事例を取り上げた。

欧州に比べると我が国は国境や言語の壁という難題はないが、一方で統一の取れた電子政府サービスの実現には、各省庁の壁、中央と地方の壁がまだ存在し、デジタル時代の恩恵を得るには、さらに省庁などの壁をユーザーに意識させないサービス向上と各組織の連携を前提にしたアーキテクチャの思想的整合性の確保など多くの課題が残されている。こうした中で、欧州の全体的な取り組みとともにその中で各国の取組状況を理解することは以上のような我が国全体の電子政府の取組の強化に参考になるところが大きいと思われる。

なおこの調査研究は、フューチャーコミュニティ研究所・奥村裕一氏（兼 東京大学大学院客員教授）の協力を得つつ当研究所において実施した。

一般社団法人 行政情報システム研究所  
主席研究員 高島 秀紀  
研究員 松岡 清志

## 内容

はじめに	2
1. イントロダクション	8
2. 電子政府行動計画 2011-2015 に先立つ 2 つの合意	10
2. 1. 「欧州 2020」の概要	10
2. 2. 「欧州 2020」に見る「欧州デジタルアジェンダ」	11
2. 3. 欧州デジタルアジェンダ（抜粋）	12
2. 4. 電子政府閣僚会議マルメ宣言	14
3. 電子政府行動計画 2011-2015 の内容	14
3. 1. 概要	14
3. 2. 電子政府行動計画本文	16
4. 電子政府行動計画の実施状況	33
4. 1. 電子政府行動計画の実施状況サイト	34
4. 1. 1. 同サイトの構造	34
4. 1. 2. 同サイトにみる電子政府行動計画の実施状況把握の方法	35
4. 2. 実施状況の全体的な傾向	36
4. 3. 欧州委員会の分野別実施状況	38
4. 3. 1. ユーザー・エンパワーメントの実施状況（委員会）	38
4. 3. 2. 域内市場の実施状況（委員会）	40
4. 3. 3. 効率・有効性の実施状況（委員会）	40
4. 3. 4. 電子政府開発の前提条件の実施状況（委員会）	41
4. 3. 5. ガバナンスの実施状況（委員会）	42
4. 4. 加盟国の実施状況	43
4. 4. 1. 加盟国の国別実施状況概観	43
4. 4. 2. 加盟国全体の行動別実施状況	44
4. 4. 3. ユーザー・エンパワーメントの実施状況（加盟国）	45
4. 4. 4. 域内市場の実施状況（加盟国）	47
4. 4. 5. 効率・有効性の実施状況（加盟国）	49
4. 4. 6. 電子政府開発の前提条件の実施状況（加盟国）	50
4. 4. 7. ガバナンスの実施状況（加盟国）	52
5. ベルギーに見る電子政府の基盤（事例）	54
5. 1. ベルギーの基本情報	54
5. 2. ベルギー政府情報通信技術サービス省（FEDICT）の紹介	55
5. 2. 1. FEDICT の組織と業務	55
5. 3. FEDICT コア業務の取組方針	57
5. 4. FSB（Federal Service Bus）の導入による相互運用性の確保	58
5. 4. 1. SOA の政府にとっての利点	59
5. 4. 2. SOA の政府にとっての課題	59
5. 4. 3. FSB の発達の歴史と必要な法整備	59
5. 5. eID の導入による公共サービスのパーソナル化	60
6. デジタル経済社会指標と電子政府化指標 2015 概略	62
6. 1. デジタル経済社会指標（DESI）－全体動向の概観	62
6. 2. クラスタ分析による加盟国の分類	66
6. 3. 電子政府のデジタル化指標 全体の傾向	67
6. 3. 1. 電子政府ユーザー利用（申請書類の電子的提出度－電子申請率）	69
6. 3. 2. 事前データ記入（様式への事前データ記入済み度）	70
6. 3. 3. ライフサイクル手続き・オンライン（ライフサイクル・オンライン手続き可能度）	70
6. 3. 4. オープンデータ提供（PSI スコア）	71
7. おわりに	73

(付属1) 欧州各国の電子政府ファクトシート .....	75
1. 英国(2014年4月第16版) .....	76
1. 電子政府の歴史 .....	76
(1) 最近のニュース .....	76
(2) 2010年から2012年間のニュース .....	76
2. 電子政府に関する戦略 .....	79
(1) 主な戦略目標と原則 .....	80
(2) 以前の電子政府戦略 .....	81
(3) 地方政府における電子政府戦略 .....	83
3. 電子政府の法的枠組 .....	85
(1) 電子政府法 .....	85
(2) 情報公開法 .....	85
(3) データ保護/プライバシー法 .....	85
(4) 電子署名法 .....	86
(5) 電子商取引法 .....	86
(6) eコミュニケーション法 .....	86
(7) 電子調達法 .....	87
(8) 公共部門情報の再利用(PSI) .....	87
4. 電子政府のアクター .....	87
(1) 電子政府(国) .....	87
(2) 電子政府(地方) .....	89
5. 電子政府におけるインフラストラクチャ .....	92
(1) ポータル .....	92
(2) ネットワーク .....	92
(3) 電子認証 .....	93
(4) 電子調達 .....	93
(5) その他のインフラストラクチャ .....	94
6. 市民のための電子政府サービス .....	95
7. 企業のための電子政府サービス .....	98
2. フランス(2014年4月第16版) .....	102
1. 電子政府の歴史 .....	102
(1) 最近のニュース .....	102
(2) 2010年から2012年間のニュース .....	102
2. 電子政府戦略 .....	106
(1) 政府のデジタル経済ロードマップ .....	107
(2) 以前の電子政府戦略 .....	107
3. 電子政府の法的枠組み .....	110
(1) 電子政府法 .....	110
(2) 情報自由法 .....	111
(3) データ保護・プライバシー法 .....	111
(4) 電子署名法 .....	111
(5) eコマース法 .....	111
(6) eコミュニケーション法 .....	111
(7) 電子調達法 .....	112
(8) 公共部門情報の再利用(PSI) .....	112
4. 電子政府のアクター .....	112
(1) 電子政府(国) .....	112
(2) 地方公共団体の電子政府 .....	115
5. 電子政府のインフラストラクチャ .....	117
(1) ポータルサイト .....	117
(2) ネットワーク .....	118
(3) 電子識別と電子認証 .....	119
(4) 電子調達 .....	119

(5)	その他のインフラストラクチャ.....	120
6.	市民向けの電子政府サービス.....	121
7.	企業のための電子政府サービス.....	124
3.	ドイツ(2014年5月第16版).....	127
1.	電子政府の歴史.....	127
(1)	最近のニュース.....	127
(2)	2010年から2012年間のニュース.....	128
2.	電子政府戦略.....	132
(1)	主な戦略目標と原則.....	132
(2)	以前の電子政府戦略.....	134
3.	電子政府の法的枠組み.....	136
(1)	電子政府法.....	136
(2)	情報公開法.....	137
(3)	データ保護/プライバシー法.....	137
(4)	電子署名署名法.....	137
(5)	eコマース法.....	138
(6)	eコミュニケーション法.....	138
(7)	電子調達法.....	138
(8)	公共部門情報の再利用 (PSI).....	138
4.	電子政府のアクター.....	139
(1)	電子政府(国).....	139
(2)	電子政府(地方).....	140
5.	電子政府におけるインフラストラクチャ.....	141
(1)	ポータルサイト.....	141
(2)	ネットワーク.....	142
(3)	電子認証.....	142
(4)	電子調達.....	143
(5)	ナレッジマネジメント.....	144
(6)	その他のインフラストラクチャ.....	145
6.	市民向けサービス.....	146
7.	企業向けサービス.....	150
4.	ベルギー(2014年4月第16版).....	153
1.	電子政府の歴史.....	153
(1)	最近のニュース.....	153
(2)	2010年から2012年間のニュース.....	154
2.	電子政府戦略.....	158
(1)	連邦電子政府戦略(2009年～現在).....	158
(2)	以前の電子政府戦略.....	160
3.	電子政府の法的枠組み.....	163
(1)	電子政府法.....	163
(2)	情報自由法.....	163
(3)	データ保護/プライバシー法.....	164
(4)	電子署名法.....	164
(5)	電子商取引法.....	164
(6)	eコミュニケーション法.....	164
(7)	電子調達法.....	165
(8)	公共部門情報の再利用 (PSI).....	165
4.	電子政府のアクター.....	165
(1)	電子政府(国).....	165
(2)	電子政府(地方).....	168
5.	電子政府におけるインフラストラクチャ.....	169
(1)	ポータル.....	169
(2)	ネットワーク.....	171

(3) 電子識別と電子認証.....	172
(4) 電子調達.....	173
(5) ナレッジマネジメント.....	174
(6) その他のインフラストラクチャ.....	175
6. 市民向けサービス.....	175
7. 企業向けサービス.....	179
5. デンマーク(2014年5月第16版).....	182
1. 電子政府の歴史.....	182
(1) 最近のニュース.....	182
(2) 2010年から2012年間のニュース.....	184
2. 電子政府戦略.....	190
(1) 合同公開デジタル戦略(2011年から2015年).....	190
(2) 以前の電子政府戦略.....	191
3. 電子政府の法的枠組み.....	192
(1) 電子政府法.....	192
(2) 情報公開法.....	192
(3) データ保護/プライバシー法.....	193
(4) 電子署名法.....	193
(5) 電子商取引法.....	193
(6) eコミュニケーション法.....	194
(7) 電子調達法.....	194
(8) 公共部門情報の再利用(PSI).....	194
4. 電子政府のアクター.....	194
(1) 電子政府(国).....	194
(2) 電子政府(地方).....	196
5. 電子政府におけるインフラストラクチャ.....	197
(1) ポータル.....	197
(2) ネットワーク.....	199
(3) 電子識別と電子認証.....	199
(4) 電子調達.....	199
(5) ナレッジマネジメント.....	200
(6) その他のインフラストラクチャ.....	200
6. 市民向けサービス.....	201
7. 企業向けサービス.....	205
(付属2) 欧州委員会事務局 公共サービスに対するビジョン(案).....	208
公共サービスに対するビジョン案(仮訳).....	209
目次(訳者挿入).....	209
概要.....	211
1. 課題(チャレンジ).....	211
2. これからの公共サービスに対するアプローチ:オープンで協働的な政府.....	212
3. 歴史的概観.....	213
4. オープンで協働的な政府のアプローチを促進させるドライバ.....	214
4.1. 市民がドライバとなる諸課題.....	214
4.2. 技術がドライバとなる諸課題.....	215
4.3. 経済的費用がドライバとなる諸課題.....	215
4.4. 公共政策における傾向.....	216
5. オープンで協働的な政府のメカニズム:公共サービスに関して考えられる未来.....	218
6. パラダイムシフトの考えられる影響.....	222
6.1. オープンで協働的な政府から期待される利益.....	222
6.2. 適正な諸条件を生み出す.....	223
6.2.1. 新しいガバナンス構造.....	223
6.2.2. 政府の役割の変化.....	224

6.2.3. 文化的変化とヒューマンファクター.....	225
6.2.4. 動員と持続可能性に対するインセンティブ.....	226
6.2.5. 必要な R&I：技術的要因を可能にするもの.....	227
6.2.6. 政治的支援.....	228
6.3. 測定.....	229
7. 結論.....	230

# 1. イントロダクション

欧州委員会のデジタルアジェンダ担当委員であったネリー・クルース（オランダ出身）は、欧州の電子政府行動計画2011-2015の発表（2010年12月）にあたって、「市民生活と企業活動の一層の改善を求めて、公共機関がより低コストでより良いサービスを提供するのを手助けする」ことがこの計画の目的であると指摘した。<sup>1</sup>

この指摘はごく普遍的なもので、ICTを公共機関に導入する目的は、よりよい公共サービスをより安く提供することに他ならない。しかし、こうした電子政府の目標は、より大きな社会目標に包摂されている。欧州の場合は、欧州社会の長期的な成長の維持とその中でのデジタル化の一環として電子政府に取り組んできた。しかし、目標をかかげることとそれが実際に適用されて予定通りの成果をあげることとは全く別の努力が求められる。このため、具体的な行動計画を策定してその進捗をチェックして着実に進めていくことが不可欠である。

以上の考え方のもとに本報告書では、「2. 「電子政府行動計画2011-2015」に先立つ2つの合意」で欧州の電子政府行動計画背景となる欧州経済社会の基本目標の「欧州2020」とその実現のための7つの柱の1つである「欧州デジタルアジェンダ」、そしてこれらに先立つ電子政府閣僚会議マルメ宣言を紹介する。

続く「3. 「電子政府行動計画2011-2015」の内容」では、以上を踏まえた電子政府行動計画2011-2015の内容を詳細に紹介する。この行動計画は①市民や企業というユーザーの力をつけるための電子政府サービス（ユーザー・エンパワーメント）、②欧州域内の人や企業の移動をスムーズにするためのサービス（単一市場）、③行政機関の効率性と有効性、④これらを進めるための前提条件の整備（相互運用性など）を柱としている。<sup>2</sup>さらに「4. 電子政府行動計画の実施状況」では、その実施状況を欧州委員会のサイトで公表されたデータから詳しく分析して紹介する。

そして「5. ベルギーに見る電子政府の基盤（事例）」では、事例としてベルギーのSOAの概念とeIDソリューションの導入を取り上げた。その理由は、加盟国の中でベルギーが電子政府を開発する前提条件の行動（相互運用性の確保とeIDソリューションの導入）の実施が完了している1位グループ（11カ国あり）に属しており、また今後の技術テーマの導入に関しても、先進的なSOAの概念を導入している例として欧州委員会の報告書にも参照されていることによる。また、2015年2月に当研究所と東京大学公共政策大学院の共催で行った第10回仮想政府セミナーで紹介したベルギー政府情報通信技術サービス省（the Federal Public Service for Information and Communication Technology (FEDICT)）が関連する取組でもある。SOAの概念とそのインフラを構成するESBによるシステムの連携は、これからの大規模な電子政府を再構築していくうえで、示唆に富む取り組みである。一方、eIDソリューションはようやく日本でも導入が始まるマイポータルの普及にあたっての先行事例として、彼らが直面した課題が1つの参考になろう。

最後に「6. デジタル経済社会指標と電子政府化指標 2015 概略」では、以上の欧州の電子政府の行動計画に関連する動向をさらに俯瞰するため、加盟国の経済と社会のデジタル化指標を分析する。

以上が本報告書の構成であるが、付属として次の2つを掲げた。

## (1) 欧州各国の電子政府ファクトシート

<sup>1</sup> [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-10-1718\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-10-1718_en.htm?locale=en) 彼女は2014年12月まで副委員長を務めた。後任はエストニア前首相のアンドルス・アンシブ。

<sup>2</sup> 参考までにこれまでの電子政府行動計画は次の通りである。

年	欧州の電子政府関連行動計画
2000	e-Europe 2002 行動計画（公共サービスへのアクセスを含む）
2002	e-Europe 2005 行動計画（電子政府サービスを含む）
2006	EU i2010 電子政府行動計画
2010	電子政府行動計画 2011-2015



電子政府ファクトシートは、欧州委員会が加盟国の協力を得て毎年、加盟国の電子政府に関連する施策、法律、体制、などをコンパクトに整理しているものである。紙面の都合上歴史的な情報は2010年以降にした。また、今回取り上げた国は、日本でよく参照される英国、フランス、ドイツと今回事例として取り上げたベルギー、それに先述の経済社会デジタル指標の電子政府全体で1位のデンマークである。

## (2) 欧州委員会事務局 公共サービスに対するビジョン（案）の仮訳

公共サービスに対するビジョンは、EUとしての公式決定文書ではないが、デジタル時代の今後の公共サービスのあり方を示唆する要素が多く含まれている。そのポイントは、オープンと協働の追求である。これらを軸にしながら、そのけん引役を①市民、②技術、③経済性として分析し、その上で公共サービスの将来を描こうとしている。

## 2. 「電子政府行動計画 2011-2015」に先立つ2つの合意

「電子政府行動計画 2011-2015」はEUの全体的な長期戦略の中に位置づけられている計画で、独立した政策ではない。最初にEUの長期全体戦略を見ておきたい。

EUは10年ごとに加盟国全体で長期全体戦略を立ててその経済や社会開発を行ってきた。現在は2010年6月17日に首脳会議（欧州理事会：単に理事会という場合は通常この首脳会議を指す）で合意された「欧州2020」<sup>3</sup>という欧州の長期戦略を基礎にしている。そして、この戦略の策定に前後してそのフラッグシップ・イニシアティブの1つである「欧州デジタルアジェンダ:A Digital Agenda for Europe」が2010年5月31日に関係閣僚理事会<sup>4</sup>で合意され、さらにこのアジェンダに基づいて本レポートの中心テーマである「電子政府行動計画 2011-2015」が2010年12月15日に合意されている。

### 2. 1. 「欧州2020」の概要

欧州の長期全体戦略である「欧州2020」は、2000年代後半の経済危機を乗り越え、同時にグローバルバリエーション、資源制約、高齢化という世界的な課題に対処するため、次の3つの相互に関連する長期的な優先事項を成長戦略として打ち立てた。

- (1) スマートな成長 (Smart growth) : 知識とイノベーションに基礎を置く経済の開発
- (2) 持続的成長 (Sustainable growth) : 資源効率がよくグリーンで競争力のある経済の促進
- (3) 社会包括的成長 (Inclusive growth) : 社会的地理的結合を生み出す高雇用経済の醸成

そして、2020年の目標として次の5つを掲げた。

- (1) 20歳から64歳までの（男女総）人口の75%が雇用されること。
- (2) EUのGDPの3%を研究開発に投資すること。
- (3) “20/20/20”の気候・エネルギー目標<sup>5</sup>が達成されること（条件を整えばガス排出量の30%削減への増加を含む）。
- (4) 早期中途退学者の比率を10%以下にするとともに、少なくとも若者世代の40%は高等教育（第3段階）過程を経ること。
- (5) 貧困の危機に直面する人口は2千万人以下であること。

以上を達成するために、7つのフラッグシップ・イニシアティブ (Flagship initiatives) を合意していて、これらは上の3つの成長戦略にタイアップした形で次のとおりとなっている。<sup>6</sup>

---

<sup>3</sup> 2010年3月25-26日の首脳会議で骨子を合意。

<http://ec.europa.eu/eu2020/pdf/COMPLET%20EN%20BARROSO%20%20%20007%20-%20Europe%202020%20-%20EN%20version.pdf>

<http://ec.europa.eu/research/era/docs/en/era-partnership-council-of-the-eu-03-2010.pdf>

<sup>4</sup> <http://ec.europa.eu/digital-agenda/sites/digital-agenda/files/114710.pdf>

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_PRES-10-146\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_PRES-10-146_en.htm?locale=en)

<sup>5</sup> The phrase “20-20-20 targets” refers to European Union climate and energy policy targets for the year 2020, precisely consisting of:

1. A reduction of greenhouse gases by at least 20% below 1990 levels;
2. A reduction of primary energy use by 20% compared with projected levels, to be achieved through an increase of energy efficiency;
3. An increase in the production of renewables up to a portion of 20% of total energy consumption; and finally,
4. A sub-target for transport: 10% reduction in CO2 emissions.

<http://fsr-encyclopedia.eui.eu/20-20-20-triple-twenties/>

<sup>6</sup> [http://ec.europa.eu/europe2020/europe-2020-in-a-nutshell/flagship-initiatives/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/europe2020/europe-2020-in-a-nutshell/flagship-initiatives/index_en.htm)

- スマートな成長
  - (1) 欧州デジタルアジェンダ<sup>7</sup>  
高速インターネットの展開のスピードアップと欧州デジタル単一市場の家庭と企業での便益の享受。
  - (2) イノベーション連合  
革新的なアイデアを成長と雇用を生み出す製品やサービスにするための研究とイノベーションに金融する枠組みの条件とアクセスの改善。
  - (3) 若者の移動  
教育体系のパフォーマンスの向上と若者の労働市場参入円滑化。
- 持続的成長
  - (1) 資源効率の良い欧州  
経済成長と資源の利用の相関を切断；低炭素経済へのシフトの支援；再生可能エネルギーの利用拡大；輸送部門の近代化とエネルギー効率の増進。
  - (2) グローバリゼーション時代の産業政策  
事業環境（とりわけ中小企業）の改善；グローバル競争に勝てる強力で持続可能な産業基盤の開発の支援。
- 社会的包括的成長
  - (1) 新しいスキルと仕事のためのアジェンダ  
国境を越えた移動を含む労働市場参入や需給の適切なマッチングを視野に入れた、労働市場の近代化とライフサイクルを通じたスキルの開発による人の能力アップ。
  - (2) 貧困に戦う欧州のプラットフォーム  
成長と労働の便益が広範に共有され、貧困と社会的排除を経験しつつある人々が品位を保って生活し積極的に社会に関わることができるような社会的地理的な結合の確保。

## 2. 2. 「欧州 2020」に見る「欧州デジタルアジェンダ」

「欧州 2020」が決定した7つのフラッグシップ・イニシアティブのうち、スマートな成長を実現する分野の1つの「欧州デジタルアジェンダ」は「欧州 2020」でどのように記載されているかを見ておきたい。なお、首脳会議（欧州理事会）の決定に並行して関係閣僚による合意がなされた詳細な「欧州デジタルアジェンダ」は2. 3. で紹介する。

その構成は、目的に当たる部分、EU全体のレベルとして欧州委員会が取り組む部分、各国で取り組む部分に分かれている。

首脳会議（欧州理事会）用の合意事項なので、「欧州デジタルアジェンダ」の概要が簡潔に書かれている。

- (1) 目的  
高速・超高速のインターネットと相互運用性のアプリによるデジタル単一市場の形成で持続的な経済社会の実現を図る。このため2013年までに全域でブロードバンドアクセス、2020年までに全域で30Mbps以上の超高速インターネットアクセスを実現し、欧州の全家庭の50%以上が100Mbpsのインターネット接続をすること。
- (2) EU全体のレベルとして欧州委員会が取り組む部分
  - 開放的で競争的な高速インターネットインフラストラクチャと関連するサービスの投資を促す強固な法的枠組みを提供する。
  - 効果的な周波数政策を展開する。
  - このアジェンダの遂行のためにEU構造基金の利用を円滑にする。
  - オンラインのコンテンツとサービスの真の単一市場を創りインターネットのグローバルガバナンスを形作ること。（真の単一市場とは、ボーダーレスで安全なEUウェブサービスとデジタルコンテンツ市場であり、高次の信頼と信任、明確な〔利用者〕権利の体制（レギューム）を有するバランスの取れた規制の枠組み、多国間ライセンスの育成、権利所有者の

<sup>7</sup> 「欧州デジタルアジェンダ」は、当初決定した「欧州 2020」では「スマートな成長」の第3番目のイニシアティブであったが、最近の欧州委員会のウェブサイトでは、「スマートな成長」の第1番目に記載されている。本稿はその順序に従ったが、概要の説明は「欧州 2020」の決定文書に従った。

適切な保護と補償、欧州の豊かな文化遺産のデジタル化の積極的支援を伴う。)

- ・研究開発基金を改革して ICT 分野の支援を増加する。これによって鍵となる戦略的分野での欧州のパワーを再強化するとともに、高成長の中小企業が新興市場をリードし、すべての産業分野で ICT のイノベーションを刺激する。
- ・とりわけデジタルリテラシーとアクセシビリティの支援を通じて、すべての欧州市民によるインターネットへのアクセスを推進し受け入れられるようにする。

(3) 各国で取り組む部分

- ・高速インターネットの実用戦略を立て、民間投資では完全にはカバーできないエリアについて構造資金を含む公共資金調達を目標にする。
- ・ネットワーク展開の費用を削減するため公共事業の調整を行う法的な枠組みを設ける。

## 2. 3. 欧州デジタルアジェンダ（抜粋）

次に、2010年5月31日に関係閣僚理事会で採択された「欧州デジタルアジェンダ:A Digital Agenda for Europe」の概要を見ておこう。このアジェンダが求める行動分野は次の通りである。そして欧州委員会の行動として以下の8つの行動領域を合意している。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 活気に溢れたデジタルシングルマーケット</li><li>(2) 相互運用性と標準</li><li>(3) 信頼とセキュリティ</li><li>(4) 高速・超高速インターネットアクセス</li><li>(5) 研究とイノベーション</li><li>(6) デジタルリテラシー・スキル・社会的包括性の向上</li><li>(7) ICT が欧州社会にもたらす便益</li><li>(8) デジタルアジェンダの国際的側面</li></ol> |
|--|

このうち、電子政府にかかわる部分については、(7) ICT が欧州社会にもたらす便益の中の一項目を電子政府に当てている。そこで謳ったアクション<sup>8</sup>は次の通りである。

---

<sup>8</sup> 欧州デジタルアジェンダの行動領域第7の“ICT-enabled benefits for EU society”のうちのeGovernmentの部分。なお、この第7の行動領域には、電子政府以外に、環境、ヘルスケア、文化的多様性、ITSが含まれている。

## 電子政府分野でのアクション

欧州委員会は次のことを行う。

- ・重要アクション16：全ての加盟国が提供する「authentication services」に基づいて、欧州域内でe-identification と e-authenticationを相互認証するための首脳会議（欧州理事会）と議会の決議案を2012年までに提案する。

その他のアクション：

- ・競争イノベーションプログラム（CIP： Competitiveness and Innovation Framework Programme）と欧州行政相互認証ソリューション（ISA）プログラムを通じて、シングルマーケットにおけるシームレスな国境を越えた電子政府サービスを支援する。
- ・環境情報指令（Directive 2003/4/EC on public access to environmental information.）への公共アクセスを2011年までにレビューする。
- ・加盟国や利害関係者と協働して、国境を越えたeEnvironmentサービス、とりわけ高度なセンサーネットワークを提供する。
- ・シングルマーケット全体で電子調達の能力をどのように相互接続するかについて、白書の中で具体的なステップを2011年までに定義する。
- ・野心的なeCommission 2011-2015行動計画（完全な電子調達を含む）を2010年に策定しそれを実行して、オープンで透明な電子政府の手本を示す。<sup>9</sup>

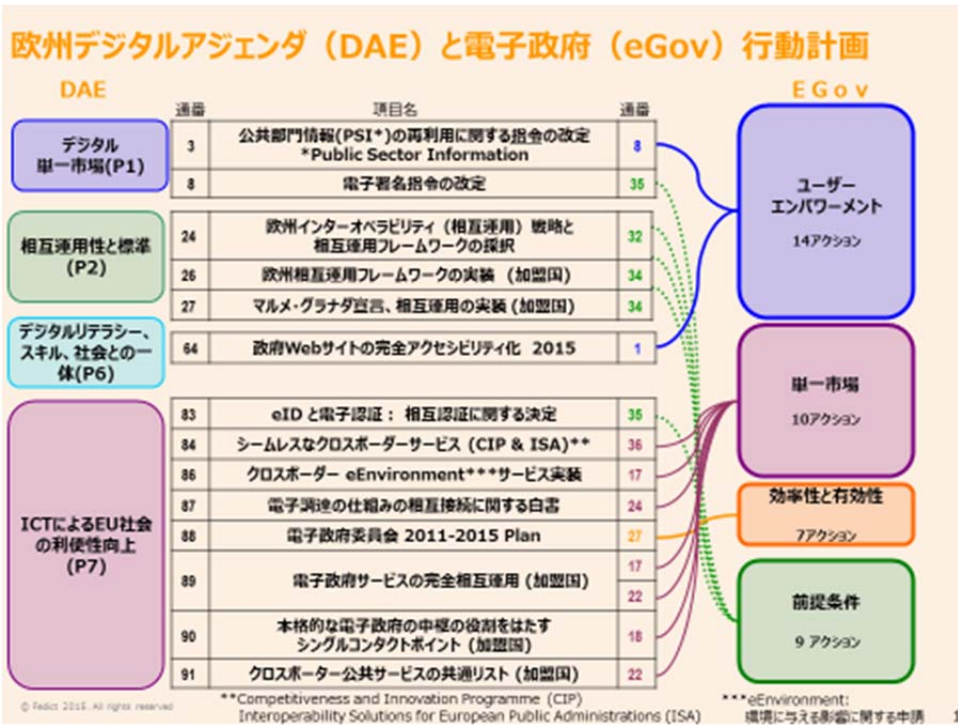
加盟国がとるべきアクション

- ・組織的、技術的あるいはセマンティックな障害を乗り越え、また IPv6 を支援して、電子政府サービスを完全に相互運用性のあるものにする。
- ・Services Directive でカバーされている要請やエリアを越えて、単一コンタクトポイントが完全に電子政府のセンターとして機能するようにする。
- ・2011年までに、よく吟味されたニーズに合致する国境を越えた重要な公共サービス、すなわち、起業家が元のロケーションとは関係なく欧州のどこでも事業を立ち上げ推進することができること、市民が欧州内のどこでも学習し働き住み退職することができることというニーズに応える国境を越えた公共サービスの共通リストを合意する。これらのカギとなるサービスは2015年までに利用可能とすべきである。

ただし、電子政府行動計画は、欧州社会のデジタル化の中で公共部門のデジタル化を担う役割があり、ほかの行動領域でも、何らかの形で電子政府の推進とかかわりがあり、それらも包摂している。例えば、欧州行政相互認証ソリューション（ISA）プログラムは、“（2）相互運用性と標準”のアクションでもある。これらの関係を整理した欧州委員会関係者の資料によると次の通りである。

<sup>9</sup> 実際は eCommission 2012-2015 action plan が出来ている。

[http://ec.europa.eu/dgs/informatics/ecomm/doc/communication\\_sefcovic\\_tothecom.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/informatics/ecomm/doc/communication_sefcovic_tothecom.pdf)



(出典) 第10回仮想政府セミナーでのフランク・レイマン氏講演資料より

## 2. 4. 電子政府閣僚会議マルメ宣言

欧州では2001年から隔年に電子政府閣僚会議が開催され、盛大なカンファレンスと展示会が行われている。その際に閣僚宣言をまとめて今後の課題を取りまとめてきた。2009年にスウェーデンのマルメで開かれた閣僚会議の宣言では、5年ごとに決める電子政府行動計画を意識した課題を取り上げた。そして「電子政府行動計画 2011-2015」は、この閣僚会議宣言も受けた形となっている。

マルメ宣言で合意した優先政策分野は次の4つであった。そしてこれがそのまま「電子政府行動計画 2011-2015」の分野となっている。

1. 市民と企業は、ユーザーニーズに沿った電子政府サービス、公共情報へのアクセス改善、透明性の強化、政策過程への利害関係者の効果的な関与の方法によってエンパワーされる（アクティブに活動できるように力が付く）こと。
2. 単一市場の流動性は、欧州全域で事業の創設と継続、学習、就業、居住、退職のためのシームレスな電子政府サービスによって強化されること。
3. 効率性と有効性は、行政機関の負荷の軽減、組織的なプロセスの改善、低炭素経済促進といった目的で電子政府を利用する、不断の努力によって可能となること。
4. これら政策優先事項の実行は、実現のための重要な要素（enabler）を整備し、必要とされる法的、技術的前提条件を確立することで可能となること。

## 3. 「電子政府行動計画 2011-2015」の内容

以上の首脳会議（欧州理事会）決定「欧州2020」と閣僚会議決定「欧州デジタルアジェンダ」、マルメ宣言、それにを受けて、優先政策分野に沿って欧州委員会と加盟各国がとるべき行動を合意した「電子政府行動計画 2011-2015」が以下のように決定された。

### 3. 1. 概要

電子政府行動計画の優先政策分野とガバナンスで合意された行動数を見ると次のようになっている。

		行動数	欧州委員会 行動数	各国 行動数
優先政策分野	ユーザー・エンパワーメント (電子政府のユーザーに一層力をつける政策)	14	11	6

域内市場 (EUの単一市場を直接目指す政策)	10	6	7
政府および行政の効率と有効性 (申請業務の手続きの簡素化、二酸化炭素削減対策)	7	6	2
電子政府を開発する前提条件 (広義の相互運用性を確保する政策)	9	7	2
ガバナンス (各国の電子政府政策とEUの電子政府行動計画との連携)	5	2	3
<合計行動数>	45	32	20

(備考) 行動によっては欧州委員会と各国の共同で行うものもあるため、両方でカウントされる場合がある。したがって欧州委員会行動数と各国行動数の合計が全体の行動数を越える場合がある。

これで見ると、EUとしては、電子政府を通じてユーザー・エンパワーメント、域内市場、政府および行政の効率と有効性に力点を置き、これらを支えるものとして電子政府を開発する(技術的な)前提条件と(体制的な)ガバナンスがあるという構図が読み取れよう。

電子政府行動計画はEUとしての合意事項であるので、最終的な目標がEUの統合の強化に寄与するということは当然である。加盟国と欧州委員会の役割がおのずと分担されるわけであるが、統合という視点からは欧州委員会がその推進役を担い、各加盟国がそれに応じて能動的にであれ受動的にであれ、共同できるところは共同して行動をとるという構図になっている。

統合推進役の委員会としては、加盟国に共通の政策を取らせるのに必要な道具立てをそろえることが必要である。本報告書の電子政府政策の分野では、①加盟国に共通の法の整備を求めるEU指令の調整や提案、②EU予算に基づく大規模プロジェクトの実施と調整、③調査研究、④加盟国専門家会議、⑤加盟国政策や事情の情報共有手段の提供、といったところがこうした道具となっている。

- この電子政府行動計画に出てくる指令としては、以下のものがある。

データ保護指令(1995/46/EC)

電子署名指令(1999/93/EC)

環境情報公共アクセス指令(2003/4/EC)

公共セクター情報(PSI)再利用指令(2003/98/EC)

サービス指令(2006/123/EC)

EC域内空間情報インフラストラクチャ(INSPIRE)指令(2007/2/EC)

- また大規模プロジェクトとしては、例えば以下のパイロットプロジェクトがある。

STORK (eID)、e-CODEX (eJustice)、epSOS (eHealth)、PEPPOL (eProcurement)、SPOCS (eBusiness)

- 欧州委員会が進める情報共有の場としては、本報告書の最後に付属としてつけた加盟国の電子政府事情を毎年発行している ePractice.eu が有名であったが、2014年12月に他の情報共有サイトと統合されて、Joinup.ec.europa.eu がスタートしている。EUとしてはオープンなプラットフォームで電子政府の情報共有を強化していこうという意図の表れであると理解できよう。

ここで、「電子政府行動計画 2011-2015」の優先政策分野とガバナンスの行動内容についてごく簡単に触れておこう。項目はマルメ宣言以来のものである。

#### <欧州委員会の行動>

ユーザー・エンパワーメント (電子政府のユーザーに一層力をつける政策)	個人型ポータル開発、電子政府サービスの市民との協働開発、公共データの再利用とオープンデータ・透明性の強化、政策立案への市民関与推進などで加盟国支援と(一部)自らの実施。
域内市場 (EUの単一市場を直接目指す政策)	企業の越境調達や手続きのシングルポイント推進、個人の域内移動促進で加盟国支援。大規模プロジェクトの実施など。

効率・有効性 (申請業務の手続きの簡素化、 二酸化炭素削減対策)	業務プロセス改善で各国情報交換の推進、委員会もその模範実施、「ワンス・オンリー」原則の支援、グリーンガバメントの推進支援。
電子政府開発の前提条件 (広義の相互運用性を確保する政策)	EU の相互運用性の推進、eID および eAuthentication の相互認証などの推進支援。
ガバナンス (各国の電子政府政策と EU の電子政府行動計画との連携)	ハイレベル専門家組織の創設、電子政府行動計画の評価。

<加盟国の行動>

ユーザー・エンパワーメント (電子政府のユーザーに一層力をつける政策)	個人型ポータル開発、電子政府サービスの市民との協働開発、公共データの再利用とオープンデータ、個人データ使用の自動通知など透明性の強化、政策への市民の関与の推進などの実施。
域内市場 (EU の単一市場を直接目指す政策)	企業の越境調達や手続きのシングルポイント化推進、個人の域内移動促進のポータル開発。大規模プロジェクトの実用化など。
効率・有効性 (申請業務の手続きの簡素化、 二酸化炭素削減対策)	「ワンス・オンリー」原則推進、グリーン・ガバメントの評価方法の開発と合意。
電子政府開発の前提条件 (広義の相互運用性を確保する政策)	各国相互運用性の EU 枠組みとの連携、eID などの推進。
ガバナンス (各国の電子政府政策と EU の電子政府行動計画との連携)	各国電子政府のマルメ宣言への準拠努力。

そしてこの行動計画で、欧州デジタルアジェンダにおいて重要な2つの目的の達成に貢献する意図が謳われている。

- ① 2015年までに、重要な越境サービスの多くが、オンラインで利用可能になる。これによって、企業家は、もともとの場所から離れて、欧州のあらゆる場所で、ビジネスを立ち上げ運営することが可能となり、市民は欧州のあらゆる場所で、学び、働き、暮らし、高齢を迎えて引退することができる。
- ② 2015年までに、EU市民の50%が電子政府サービスを利用していると見込まれる。電子政府サービスは企業にとっても非常に重要なものとなっているので、この行動計画では、2015年までに、80%の企業が電子政府を利用するようになることも目標としている。

### 3. 2. 電子政府行動計画本文

以下に「電子政府行動計画 2011-2015」の本文の仮訳を示す。読者の理解の便宜のため目次を追加、行動に付番、適宜補足を追加するなどを施した。



## 電子政府行動計画 2011－2015 目次（訳者追加）

1. 行動計画の範囲
2. 優先事項と行動
  - 2.1. ユーザー・エンパワーメント
    - 2.1.1. ユーザーのニーズに合わせて設計されたサービスと、社会的包括的・サービス
    - 2.1.2. サービスの協働的生産
    - 2.1.3. 公共部門の持つ情報の再利用
    - 2.1.4. 透明性の改善
    - 2.1.5. 政策決定プロセスにおける市民と企業の関与
  - 2.2. 域内市場
    - 2.2.1. 企業に対するシームレスなサービス
    - 2.2.2. 個人の域内移動可能性
    - 2.2.3. 国境を越えたサービスの欧州全域実施
  - 2.3. 政府および行政の効率と有効性
    - 2.3.1. 組織の業務プロセスを改善する
    - 2.3.2. 行政の負担の低減
    - 2.3.3. グリーン・ガバメント
  - 2.4. 電子政府を開発する前提条件（pre-condition）
    - 2.4.1. オープンな仕様と相互運用性
    - 2.4.2. 実現のための重要な要素
    - 2.4.3. 革新的な電子政府
3. ガバナンス

欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会理事会および地域委員会への通達

2011年－2015年欧州電子政府行動計画  
スマートで持続可能かつ革新的な政府を推進するために ICT を活用する

欧州デジタルアジェンダ(1)では、欧州全域にわたり、情報通信技術 (ICT) の便益の徹底的な活用を目指した包括的な一連の対策のなかに電子政府を位置づける。公共のリソース (訳者注: 予算や人的資源) に著しい制約がある中では、ICT は、公共部門が効率性を引き出し、コストダウンを図りつつ、市民に対しサービスを提供する革新的な方法を開発する助けとなり得る。

最初の欧州電子政府行動計画の実施過程(2)で、加盟国の全政府が優れた実践を相互に交換し、国境を越えた電子政府サービスを開始するための具体的解決策を展開していく大規模なパイロットプロジェクトが多数生まれた(3)。実務家によるオンラインコミュニティ(4)は2002年に設立されたが、そこでは電子政府、保健サービス、社会的包括などの分野で革新的なソリューションを提供する可能性に対して、8万人の参加者間で議論の焦点があてられた。公共部門の持つ情報の再利用(5)や、欧州全域の企業が母国以外の政府に対しサービスを提供できるよう開発された電子的公共調達プラットフォームでも進展が見られた(6)。全欧州 eID システムは実現しつつあり、これによって人々が欧州全域にわたり公共サービスに電子的にアクセスできるようになる(7)。

ソーシャルネットワークなどの革新的技術が利用可能となったことで、あらゆる種類のサービスにオンラインでアクセスする際の応答性という点で、市民の期待は増している。しかし、国境を越えた電子政府サービスは少なく、電子政府サービスが提示されている場合でも、大多数の EU 市民はそれらを利用したがない(8)。オンラインサービスに関しては、その設計、製作、提供について、よりオープンなモデルに向けた動きが必要である事は明らかであり、市民、企業家、市民社会間の協働によって提示される可能性を活用して行かなければならない。新しい技術、オープンな仕様、革新的なアーキテクチャ、そして公共部門の持つ情報の利用可能性を組み合わせることで、より少ないリソースで、より大きな価値を市民に届けることができる。

そのため、委員会は第5回電子政府閣僚会議でなされた宣言(「マルメ宣言」)(9)に含まれる、産業界(10)と市民パネル(11)によって支持された野心的なビジョンの実現を目指した第2次電子政府行動計画を提案する。

この野心的なビジョンによると、2015年までに、欧州の行政機関(European public administrations)は「市民と企業との行政の関係において、オープンで柔軟かつ協働的であると認識されるようになる。行政は電子政府を利用して、効率性と有効性を高め、公共サービスをたゆまず改善する。これはユーザーの様々なニーズに応え公共的価値を最大化するような方法で行われる。このようにして、欧州が知識ベース経済のリーダーに移行するのを支援することになる。」とされている。

マルメ宣言では、これから先5年間にわたって、すべての欧州行政機関に関する4つの政治的優先事項を打ち出している。

- ・市民と企業は、ユーザーのニーズに沿って設計されサードパーティとの協働で開発された電子政府サービスによると同時に、公共の情報へのアクセスの改善、強化された透明性、利害関係者が政策過程に効果的に関与する効果的な方法によって、エンパワーされる。
- ・単一市場の流動性は、欧州のどこでも受けられる、事業の創設と継続、学習、就業、居住、退職のためのシームレスな電子政府サービスによって強化される。
- ・効率性と有効性は、行政機関の負荷の軽減を目指し、組織的なプロセスの改善を図り、低炭素経済を促進する目的で電子政府を利用するたゆまぬ努力によって可能となる。
- ・政策優先事項の実行は、実現のための重要な要素(enabler)を整備し、必要とされる法的、技術的前提条件を確立することで可能となる。

政府は、より少ないリソースで、より良い公共サービスを提供する必要がある。上述の政治的優先事項の各々はそうした狙いへ向けた取り組みであると共に、新しくそしてより良い参加の方法を市民に提供してくれる。「サービス指向アーキテクチャ (Service-Oriented Architectures)」(SOA) や、各種サービスにおける「クラウド」などの革新的な技術の出現は、さらに進んだ共有、再利用、相互運用性を可能にするようなよりオープンな仕様と共に、公共部門におけるこうした効率の追求においてカギとなる役割を果たす ICT の能力を強化する。

欧州連合のために、スマートで持続可能かつ社会的包括的な経済の促進に委員会を挙げて取り組むということは、欧州 2020 年戦略 (12) でも概要が示されたところである。こうした取り組みの一環として、この行動計画は、欧州デジタルアジェンダにおいて重要な 2 つの目的の達成に貢献する。とりわけ、以下の 2 項目が挙げられる。

- － 2015 年までに、重要な越境サービスの多くが、オンラインで利用可能になる。これによって、企業家は、もともとの場所から離れて、欧州のあらゆる場所で、ビジネスを立ち上げ運営することが可能となり、市民は欧州のあらゆる場所で、学び、働き、暮らし、老齢を迎えて引退することができる。
- － 2015 年までに、EU 市民の 50% が電子政府サービスを利用しているの見込まれる。

電子政府サービスは企業にとっても非常に重要なものとなっているので、この行動計画では、2015 年までに、80% の企業が電子政府を利用するようになることも目標としている。

## 1. 行動計画の範囲

この行動計画では、国と欧州の政策手段の相互補完的な性質を最大化させることを目指している。本計画は、現在の電子政府から、オープンで柔軟かつ協働的でシームレスな新世代の電子政府サービスへの移行（訳者下線付加）を支援する。この移行は、地方、地域、国、欧州レベルでなされ、市民と企業に力をつけるものである。

電子政府に関する欧州の協働を支援することは、政治的、経済的に大きな理由がある。電子政府に関して合同で行動することは、公共リソースのより効率的な利用および公共支出の削減、それらによる現在の経済危機の克服につながる。電子政府サービスは、公共および民間のリソースを調整・プールすることで、より経済的に展開することができる。

本行動計画の実施における各国政府の中心的な役割を考えると、欧州委員会の主な責務は、市民と企業に対し彼らの出身国に関わらず提供される、国境を越えた電子政府サービスの開発に関する条件を改善することにある。この責務には、相互運用性、電子署名(eSignatures)、電子認証(eIdentification)などの前提条件の確立が含まれる。これらのサービスによって、域内市場を強化することができ、また、ICTによってサービスの実施が改善されるような多くの領域において、EUの法的行動 (legislative acts 訳者注: regulations, directives, recommendations and opinions を含む [http://europa.eu/eu-law/index\\_en.htm](http://europa.eu/eu-law/index_en.htm)) およびその有効性を補完することができる。ICTによって改善されるサービス領域としては、例えば、調達、司法、保健、環境、移動、社会保障があり、ICT ツールを用いて「市民イニシアティブ」(14) (訳者注:

<http://ec.europa.eu/citizens-initiative/public/?lg=en>

[http://en.wikipedia.org/wiki/European\\_Citizens%27\\_Initiative#Later\\_approved\\_ECIs](http://en.wikipedia.org/wiki/European_Citizens%27_Initiative#Later_approved_ECIs)) の実施を支援する。委員会は、事例を提供することによって範を示すことを目指す。

## 2. 優先事項と行動

特定された4つの政治的優先事項に関連する各種行動を、その計画時期と共に以下に提案する。これらは、条約（訳者注：Treaty of Lisbon [http://europa.eu/eu-law/decision-making/treaties/index\\_en.htm](http://europa.eu/eu-law/decision-making/treaties/index_en.htm)）に關与する関係者ならびに条約上で定義される能力に応じて、3つのグループに分類することができる。

- 加盟国が率先して実施し、自国のリソースに依存している領域では、委員会は、諸活動を支援・調整することで手助けする。提案された方策の主眼は、加盟国と共に行ういくつかの目標の設定と、ベストプラクティスや情報の交換、調査の実施、ベンチマーク等、これらの目標を達成するための方法にある。
- 委員会と加盟国が合同で、国境を越えたサービスを開発、展開、または改善できる領域では、委員会は、合同のリソースが使用される諸活動でリードする役割を担い、一方加盟国は、自国のリソースを利用する活動の実施に最終的な責任を担うものとする。提案された方策には、加盟国による各種サービスの研究開発、パイロットプロジェクトの実施、加盟国間でのサービスの共同開発、ならびに市場への知識の移行などがある。
- 委員会が実現可能な諸条件(enabling conditions)を生み出せる領域では、提案される方策として、法的手段の採用、基準の設定、共通枠組みの定式化、汎用ツールの実装、(再利用可能な)技術的構成要素（訳者注：積み木のブロックが原義）の提供、そして相互運用性の確保などが挙げられる。

### 2.1. ユーザー・エンパワーメント（訳者補足：行動数：14）

エンパワーメントとは、新しいテクノロジーのツールを活用して、市民、企業、および他の組織が社会において主体的な行動をとるようになる(pro-active)よう、彼らの能力を増大させることを意味する。公共サービスが、ユーザーの期待により良く合致し、ユーザーのニーズに合わせて設計され、そして可能な限りユーザーと協働して設計されることで、公共サービスはその効率の向上とユーザーの満足度を獲得できる。またエンパワーメントは、政府が公共の情報に対する容易なアクセスを提供し、透明性を改善し、市民と企業を政策決定プロセスに効果的に關与させるべきであることも意味する。

### 2.1.1. ユーザーのニーズに合わせて設計されたサービスと社会的包括のサービス

電子政府をより効果的にするということは、サービスがユーザーのニーズに合わせて設計され、そうしたサービスによって柔軟かつ個人個人に合わせた方法で行政機関とのやり取りや処理ができるようになることを意味する。(これが期待されるサービスとして) 例えば、支給額や給付金額の割り当て状況を追跡する、学校や大学に入学手続きをする、オンラインによる公的証明(civil certificate)を請求・受領する、オンラインによる税申告書を提出する、などがある。さらに、電子政府サービスのユーザービリティやアクセスは、複数の経路(インターネット、テレビ、電話、モバイル機器、またはそれが適当な場合には仲介者(intermediaries)を含む)を介して電子政府サービスを提供することで改善されるべきである。

行動1： 2011年－ 2013年	<p>委員会は、ユーザーのニーズに合わせて設計された電子政府サービスの開発、および社会的包括とアクセシビリティの確保について、以下を行うことによって加盟国を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 共通の目標と評価基準について、加盟国と合意する。</li> <li>- さらに成果(take-up)を支援するために、国、地域、または地方レベルで貴重な専門知識の交換を組織する。</li> <li>- デモンストレーションを通じて、効果的かつ具体的なアクセシビリティを支援する。その際、関連する欧州・国際基準が利用可能な場合はそれに準拠する。</li> </ul>
行動2： 2013年	加盟国は、個人個人に合わせたオンラインサービスを開発する。これには、行政機関との処理の進捗を監視するといった諸機能が含まれる。

### 2.1.2. サービスの協働的生産

ソーシャルネットワークや協働的ツール(例、ウェブ2.0技術)によって、ユーザーは公共サービスの設計および生産において積極的な役割を果たす(記者下線付加)ことができるようになる。まだ規模は小さいが、市民のニーズをターゲットにしたサービスの数は増大している。こうしたサービスは、民間および公共部門間の効果的な協働をベースにした市民社会組織によって開発される場合が多い(15)。しかし、最も適したツールがどれなのか、そして、企業、市民社会、個々の市民を効果的に関与させるにはこれらをどのように適用することが最良なのか、探求する必要がある。

最初のステップとして、ICTベースの協働的生産のテクニック、ならびにそれらの費用対効果、そしてそれらが高品質で信頼性の高い公共サービスが提供できるかどうかについて、分析を行う必要がある。こうした知識を前提に、目標はサードパーティをサービスの開発に関与させることである。

行動3： 2011年	調査に基づき、委員会はまず、電子政府サービスの設計・製作に、いかにユーザーを積極的に関与させるかを評価し、さらに、加盟国と共に、かつ、加盟国のために、勧告・ガイドラインを練り上げる。
行動4： 2011年－ 2013年	委員会は、各利害関係者間での知識・経験の交換を促進し、協働的サービスの展開のための共通目標について、加盟国と合意する。

### 2.1.3. 公共部門の持つ情報の再利用

公共部門は、情報という宝庫を保有している(16)。公共当局が収集するデータの多くは、全く活用されないか、限定された目的のみにしか利用されていない。個人に紐付かない公共データ(地理的データ、人口統計学的データ、統計学的データ、環境的データなど)を開放すれば、(それらのデータが機械可読形式で提供される場合には特に)市民と企業は、それらを利用して新しい革新的な製品・サービスを生み出す新たな方法を見つけることができるようになる。

委員会および加盟国は公共部門の持つ情報(PSI: Public Sector Information)の再利用が持つ価値を最大化することに尽力している。これは例えば、生データや文書を広範な種類のフォーマット(機械可読形式を含む)および言語で再利用可能としたり、PSIポータルを立ち上げたりすることで行われる(17)。この分野における行動は、公共部門の持つ情報の再利用に関する指令(PSI指令)の実施とレビュー(18)、委員会情報の再利用に関する委員会決定のレビュー(19)、ならびにPSI組織における

効率的な協調(20)につながっていく。

行動 5 : 2011 年	加盟国は PSI 再利用指数（複数）について共通のセットに合意する。
行動 6 : 2011 年	委員会は、オープンデータ・カタログ、あるいは PSI ポータル（例えば、data.gov.uk）が加盟国によってどの程度まで開発・実施されているかを評価する調査を実施する予定である。
行動 7 : 2011 年－ 2013 年	委員会はグッドプラクティスの交換と意識啓発活動を促進し、また PSI 決定のレビューに基づき、委員会自体の内部 PSI 再利用戦略を採択する予定である。
行動 8 : 2011 年－ 2012 年	委員会は、欧州デジタルアジェンダで指摘されているとおり、PSI 指令をレビューし、欧州 PSI に関する拡張戦略の可能性を検討する予定である。

#### 2.1.4. 透明性の改善

政府の意思決定および個人データの利用における透明性は、市民の信頼を構築し、政策担当者の説明責任をより果たすための手助けとなる。多くの加盟国が透明性に関する目標（ゴール）を設定しているが、欧州で共通した目標（objectives：客観性のある具体的な目標）はいまだ存在しない。

調査結果によれば、ユーザーが行政機関によって保存されている自分自身の個人データを追跡できるようにし、ユーザーが自分についての行政ファイルに誰がアクセスしたかチェックすることを可能にし、ユーザーに意思決定プロセスにおける知見を与えるような新しい技術とサービスは、最高水準の電子政府サービスにおいて主要な役割を果たすとされている。この分野での行動は、データ保護指令に従うべきである（指令 95/46/EC）。

行動 9 : 2011 年	委員会および加盟国は、透明性に関する共通目標を自主的に設定し、利用可能な経験を交換する予定である。
行動 10 : 2013 年	加盟国および委員会は、政府の法律・規制、政策、財務に関する情報のオンラインアクセスを提供する予定である。
行動 11 : 2014 年	データ保護指令 95/46/EC に従い、加盟国は、市民に対して、保持される個人データが電子的に利用可能な場合は、市民がそれらに電子的にアクセスできるようにし、そのようなデータが自動的な手段によって処理される時はいかなる場合でも、単純かつ明瞭なやり方で市民に電子的に告知する。

#### 2.1.5 政策決定プロセスにおける市民と企業の関与

加盟国は、企業や市民が公共政策の諮問、議論、政策決定プロセスに参加するための、ICT ソリューションに依存した、より便利で改善された方法の開発・促進に力を注いでいる。ガバナンスと政策モデリングのための新しいツール（訳者下線付加）は、現在、研究、技術開発、実証（demonstration activities）に関する第 7 次 EU 枠組みプログラム（FP7）<sup>12</sup>のもと開発中であるが(21)、これらは政府がよりスマートでターゲットを絞った、適応力のある政策を実施することを支援できるだろう。これらは、同時に費用対効果と影響について理解を深めることにもつながる。構想されているアクションが実現すれば、全体として加盟国や欧州連合の政策行動に関して人々が自らの意見を公にしたり提案を行ったりする能力を向上できるだろう。これらのアクションは、既に競争力・イノベーション枠組みプログラム（CIP）のもとで立ち上げられている、「市民イニシアティブ」を支援する e ペティショニング（e-Petitioning）ICT ツール(22)を利用する、e パーティシペーション（eParticipation）プロジェクトや、第 7 次 EU 枠組みプログラム（FP7）のもとで公開される新しい提案の呼びかけを基にする。

<sup>12</sup> 2007-2013 年に行われていた研究開発プログラム。2014 年から Horizon 2020 に移行。2013 年に第 1 フェーズ終了と思われる。<http://www.crossover-project.eu/ResearchRoadmap.aspx> 現在は HORIZON 2020 WORK PROGRAMME 2014-2015. 13 .Europe in a changing world -inclusive, innovative and reflective Societies 中の ICT enabled open government にあると思われる。  
[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/wp/2014\\_2015/main/h2020-wp1415-societies\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/wp/2014_2015/main/h2020-wp1415-societies_en.pdf)



行動 1 2 : 2011 年	委員会は「市民イニシアティブ」を支援する電子サービスの開発に関して、加盟国と協力を行う（欧州連合に関する条約の第 11 条で予見されているとおりである）。
行動 1 3 : 2011 年	委員会は 2011 年－2012 年 FP7 作業プログラムの「ガバナンスおよび政策モデルづくりのための ICT」に基づき、既存の調査プロジェクトを評価し、新たなプロジェクトを立ち上げ、知識とベストプラクティスのさらなる交換を確実なものにする。
行動 1 4 : 2011 年－ 2015 年	加盟国、委員会、および議会などの他の代表機関は、パイロットおよびデモンストレーションを行いながら、利害関係者を公共の議論および意思決定プロセスに関与させるサービスを開発するべきである。

## 2.2. 域内市場 （訳者補足：行動数：10）

公共オンラインサービスのほとんどは国境を越えて機能することがなかったり、もしくはアクセス可能とするのに面倒な手順が必要であったりする。ある EU 国の人々は、例えば、国民 ID カードなどを用いて別の国の公共サービスを自国以上に簡単に利用することができない。このことで、企業と市民の域内移動可能性は著しく低減されてしまう。域内市場を支援するため、政府は「シームレスな」サービスを開発し、企業家が欧州のあらゆる場所でビジネスを立ち上げ運営できるように、また、個人が欧州連合のあらゆる場所で学び、働き、暮らし、ヘルスケアを享受し、そして引退できるようにするべきである。

### 2.2.1. 企業に対するシームレスなサービス

簡便な電子公共調達と、企業が政府とやり取りする際のシングルコンタクトポイント・サービス (Services offering single points of contact) の効果的な実施を通じて、企業が EU 全域にわたり、サービス・製品を販売・提供できるようにすべきである。過去 2 年間にわたり、両方の分野で 2 つの大きなイニシアティブが立ち上げられてきた。

- SPOCS “Simple Procedures Online for Cross-border Services” (国境を越えたサービスのためのシンプルなオンライン手続き) (23) では、次世代のシングルコンタクトポイントおよび関連する e プロシージャの実施の支援によって、欧州の企業が国外でサービスを提供しようとする際に直面する行政上の障壁を取り除くことが目指されている。
- PEPPOL “Pan-European Public eProcurement On-Line” (汎欧州公共 e プロキュアメント・オンライン) (24) では、EU 全域にわたる相互運用可能な公共電子調達・ソリューションを試験的に運用し、企業家が注文から請求・カタログへのアクセスに至るまで、完全な公共調達サイクルをオンラインで実施できるようにすることを目指している。これにより行政の負担が低減される。そして、こうした取り組みの効果として、透明性の向上、大幅な費用削減が期待される。

(訳者注) このプロジェクトの終了を受けて、2012 年 9 月から官民で Open PEPPOL 連盟が立ち上がっている。<http://www.peppol.eu/>。国として PEPPOL を採用しているのはオーストリア、フランス、ノルウェー、スウェーデンである。

上述のイニシアティブの結果に基づけば、構想されているアクションは以下のようなものになるであろう。すなわち、PEPPOL 大規模パイロットプロジェクトの結果に基づいた、越境かつ相互運用可能な電子調達インフラの開発と、他分野のビジネスへのサービス指令の拡張に合わせた「第 2 世代」のシングルコンタクトポイントの開発である。このことは、2015 年までに、欧州の企業が、現在母国で行うのと同様の簡単さで、他国の行政機関に商品を販売し、また他国でサービスを提供できるようになるということを意味する。ビジネスを他の国々へ拡大し登記することが、遠隔地にいても実行できる。つまり、オフィスを離れる必要がないのである。

行動 1 5 : 2011 年	加盟国および委員会は、PEPPOL と SPOCS の成果を評価し、持続可能なフォローアップを確実に進行。
行動 1 6 : 2011 年	委員会は、域内市場横断的な電子調達能力の相互接続の実践的ステップに関する白書を発行する。(25)

行動 17 : 2012 年 – 2014 年	加盟国は PEPPOL および SPOCS の結果に基づき、国境を越えたサービスを展開するべきである。
行動 18 : 2013 年	加盟国は、「第 2 世代」シングルコンタクトポイントがサービス指令で網羅されている要件や分野を超えて、完全に独り立ちした電子政府センターとして機能することを確実にする。(26)

### 2.2.2. 個人の域内移動

欧州市民は、欧州全域にわたり自由に移動・居住できるべきである(27)。この分野において、加盟国と委員会は協力して、学業、仕事、ヘルスケア、居住、あるいは引退などのために欧州各国間を移動したいと願う人々の域内移動可能性を増大するサービス群を開発する予定である。

構想されているアクションによって、市民と行政機関との間の通信、事務処理、電子文書や情報の送受信を EU 全域にわたって可能にする相互運用的なサービスの開発が確実になるだろう。これらによって、電子情報が国境を越えて危険の心配がなく (secure) 交換され、安全 (safe) に保存される (文書・情報の e デリバリー)。人々は出生証明書などの個人文書に欧州全域からアクセス可能となり、働いていた国とは別の国で引退生活を送っていても、年金の権利に関して資格を有し受領することができ、または欧州のどの大学でも電子的に入学手続を行うことが可能となるだろう。

行動 19 : 2012 年 – 2014 年	委員会は、加盟国間のベストプラクティスの交換を支援し、また加盟国の取り組みを調整する。そして、相互運用可能な e デリバリーサービスを共同で開発し立ち上げる。
行動 20 : 2015 年	加盟国は、市民に対し国境を越え、かつ相互運用可能な e デリバリーサービスを提供する。それによって例えば、市民は EU 内のどこでも学び、働き、暮らし、ヘルスケアを受け、引退することができる。

### 2.2.3. 国境を越えたサービスの欧州ワイドでの実施

委員会および加盟国は、大規模パイロットプロジェクト（筆者補足：このプロジェクトは eID に関する STORK プロジェクト）(28) で得られた成功経験に関する結果を合同で共有した後、主要な国境を越えたサービスについて決定・合意し、EU 全域にわたる持続可能な形での実施に備えるものとする。加盟国および委員会は、それらの実施の準備が整っているかどうかの程度 (readiness) を、最終的な展開を阻みかねない組織的障壁、法的障壁、技術的障壁、(言語の違いによる) セマンティック的障壁を分析することによって評価する。

(訳者注) 大規模パイロットプロジェクト (LSP) には STORK (eID) のほかにも e-CODEX (eJustice), epSOS (eHealth), PEPPOL (eProcurement) and SPOCS (eBusiness) がある。

EU において国境を越えたサービスがますます利用可能になるだろう。はじめは、(例えば、e 司法または e 環境といった分野での) 十分に定義されたニーズに基づく新たな大規模パイロットプロジェクトに対する支援を通じて、また、既存インフラを再利用する機会を通じて、利用可能性が増大するだろう。構想されているアクションによって、加盟国が EU 全域にわたる国境を越えたサービスを十分な展開に参画し、さらには新しいサービスを始めるための前提条件が提供されるだろう。

行動 2 1 : 2011 年	委員会は加盟国と共に、国境を越えたサービスの需要に関する調査を実施し、組織的障壁、法的障壁、技術的障壁、セマンティック的障壁を評価する。
行動 2 2 : 2011 年	加盟国は 2012 年から 2015 年の間に展開される国境を越えた公共サービスのうち主要なものいくつかに合意し、(このサービスが適用される) 適切なライフイベントやステージ(29)を特定する。
行動 2 3 : 2012 年 - 2015 年	委員会は、結果とソリューションについて加盟国間での調整と再利用を促しつつ、「大規模パイロットプロジェクト」を展開し新規のプロジェクトをスタートさせる加盟国の取り組みを支援し調整する。
行動 2 4 : 2012 年 - 2015 年	委員会は加盟国および利害関係者と協力して、国境を越えた e 環境サービス(30)を実施する。

### 2.3. 政府および行政の効率と有効性 (訳者補足：行動数 7)

この優先事項に対するアクションでは、ICT の活用と組織の変化の可能性に焦点をあてる。組織は、より適切な、より差し出がましくない、より持続可能な、より迅速な公共サービスを提供できるようになる。これは、行政の負担を低減し、組織のプロセスを改善し、持続可能な低炭素経済を促進することによって可能になる。

### 2.3.1. 組織の業務プロセスを改善する

電子政府は、行政における組織のプロセスを改善・変革し、費用を抑える手段としての役割を果たす。例えば、電子的公共調達プロセスにおいては請求の費用を低減しつつ、例えば処理の迅速化などを通じて、効果を増大させることが可能である。公務員は、自分たちのeスキルを向上させたり、組織のプロセスを改善する方法に関する欧州の他の地域での経験から学んだりすることで利益を受ける。ePractice.eu ポータルはここで、<sup>かため</sup>要の役割を果たす。

さらに、委員会は例を示して業務プロセスの改善を主導し、最新で最適な電子政府の技術と政策を自らの組織（委員会）内で応用する。e コミッション 2011 年－2015 年行動計画によって、行政プロセスの合理化が支援され、情報共有が促進され、委員会とのやり取りが簡便なものになる。

行動 2 5 : 2011 年	委員会は、(加盟国間の) 経験の交換を促進して、成功したソリューションとアプリケーションの再利用を促すと共に新たなアプローチの数々を模索し、加盟国による組織プロセスの改善を支援する。
行動 2 6 : 2011 年－ 2012 年	委員会は ePractice.eu ポータルを加盟国の電子政府の実践者に向けた効果的な経験の交換ツール・情報ツールへと変容させる。
行動 2 7 : 2011 年－ 2015 年	委員会は、意欲的な e コミッション行動計画 2011－2015 を実施する。これには、完全な電子調達、公共部門の持つ情報戦略、および透明性政策 (31) などが含まれている。
行動 2 8 : 2013 年	委員会は加盟国と緊密な協力をを行い、異なる加盟国間で行政スタッフの交換を行うプログラムを立ち上げる。

### 2.3.2. 行政手続きの負担の低減

多くの人々や企業にとって、最良の政府とは、気づかれずに活動をするものである。しかし実際は、多くの手順と要求によって、時間とリソースの点で、政府とのやり取りはわずらわしいものとなっている。そのため、行政プロセスの簡素化または除去が重要な目的となるべきで、この点については、「欧州連合における行政手続きの負担の低減に関する行動プログラム」で述べられている (32)。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52007DC0023&qid=1430292758193&from=EN> 参照。

構想されているアクションによって、加盟国が不必要な行政手続きの負担をなくすることができるようになる。このことは、例えば、市民についての利用可能な情報を官公庁がスマートに利用したり、市民の提供を必要とする情報を一度に収集する「ワンス・オンリー」データ登録の原則を応用したりすることで達成できる。ただし、これにはデータとプライバシーの保護という要件が満たされることが条件となる。

行動 2 9 : 2011 年－ 2013 年	委員会は加盟国とともに「ワンス・オンリー」登録原則の実施の経験、および、電子政府サービス提供の主なチャネルとなっている電子的手続きやコミュニケーションの経験についての共有の場を組織する。
-------------------------------	---

### 2.3.3. グリーン・ガバメント

エネルギー効率が高い低炭素経済への移行を促進する情報通信技術の導入に関する委員会の提言の対象には、公的機関も含まれている (33)。(しかし) 電子政府に関連する特定の目標が欠けているので、それを設定し評価する必要がある。

以下で述べる構想されているアクションでは、(例えば、出張の代わりに電子アーカイブを実装しビデオ会議を用いることなどによって) 加盟国の行政による二酸化炭素排出量を低減することを目指している。

行動 3 0 : 2012 年	委員会は、政府の二酸化炭素排出量削減に対する電子政府の潜在力についてベストプラクティスを含めて調査を実施する。
--------------------	---

行動 3 1 : 2013 年	加盟国は、電子政府サービスの結果として削減された行政の二酸化炭素排出量削減量を測定するための指標および評価手順を開発し、合意する。
--------------------	---

#### 2.4. 電子政府を開発する前提条件 (pre-condition) (訳者補足 : 行動数 9)

欧州における電子政府サービスを向上するアクションを実施できるようにするためには、数多くの技術的、法的な前提条件を設定することが必要となる。これらの条件には、国境を越えた相互運用性の促進なども含まれる。これによって情報の共有、ワンストップショップ手法の展開、(国の) eID ソリューションや支払スキームの欧州全域にわたる利用が可能となる。相互運用性は、オープンな仕様と、eID マネジメントや電子政府におけるイノベーションの奨励などといった実現のための重要な要素の開発を通じて支援される。

(訳者注) EIF の相互運用性の定義 : Interoperability, within the context of European public service delivery, is the ability of disparate and diverse organisations to interact towards mutually beneficial and agreed common goals, involving the sharing of information and knowledge between the organisations, through the business processes they support, by means of the exchange of data between their respective ICT systems.

#### 2.4.1. オープンな仕様と相互運用性

相互運用性とは、情報を交換し、処理し、そして正確に解釈するシステムや機械の能力のことである。これは、単なる技術的な課題を超えたものであり、データの取り扱いに関する法的、組織的、セマンティック的側面も含んでいる。相互運用性は、電子政府サービスをオープンかつ柔軟に実施するための必須の前提条件であり、欧州の各行政機関の間での協働を可能にするだろう。とくに、基準とオープンプラットフォームは、費用対効果の高いリソースの利用とサービスの提供機会を提供する。

構想されているアクションによって、欧州レベルで加盟国間の相互運用性を達成するための共通戦略の開発が実現する。

行動32： 2011年－ 2015年	委員会（ISA プログラムを介して）は、欧州相互運用性枠組み（European Interoperability Framework : EIF）および欧州相互運用性戦略（European Interoperability Strategy : EIS）（EIF と EIS の採択は 2010 年に予期されている）を実行に移すための諸活動を実施する。
行動33： 2012年	委員会は、相互運用性のある電子政府サービスを実施すべく、専門知識の交換を計画的に進め、ソリューションの再利用や共有を促進する。これには、国の真正のソースへのアクセスと利用を可能にするインターフェイスの確立が含まれる。
行動34： 2013年	この年までに加盟国は自国の相互運用性枠組みを欧州相互運用性枠組み（European Interoperability Framework : EIF）に対して連携をとっているべきである。（34：このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。）

#### 2.4.2. 実現のための重要な要素

多くのオンラインサービスにとって、サービスが届けられる人または法人を特定し認証することが必須である。（訳者下線付加）（公共部門においても民間部門においても）電子的な取引のセキュリティのために、eID（eID）技術および認証サービスが必須である。今日、認証を行う最も普通の方法はパスワードによるものであるが、プライバシーを保護する、より安全なソリューションが必要とされる事例が増えている。欧州では、実践的な eIdentification と eAuthentication のソリューションなど、国境を越えた公共オンラインサービスを開発し展開するような、行政間のより良い協働が必要である。欧州 eID 相互運用性プラットフォーム（European eID Interoperability Platform）の確立を目指す「STORK 大規模パイロットプロジェクト」など、複数のイニシアティブがすでに開始されている。このようなプラットフォームによって、市民が自分の国家 eID を利用して、母国の内外にある電子政府サービスにアクセスすることが可能になる。

構想されているアクションは、相互認証された eID(35)に関する汎欧州の枠組みを構築するのに貢献するものである。これによって、市民と企業は、欧州全域で電子的に身元証明をすることが可能となる。このアプローチは、上述のイニシアティブ、とりわけ STORK の結果の上に構築し、データおよびプライバシー保護規定に準拠した身元証明に基づくものである。この作業は、電子署名および eIdentification に関する既存の欧州行動計画(36)、ならびに 2011 年に計画されている電子署名指令の改訂版を補完しかつ考慮に入れるものである。

行動35： 2011年	委員会は、電子署名指令の再検討を提案する。これは、安全な eAuthentication システム(37)が国境を越えて認証され、相互運用可能となるような法的枠組みの提供を視野に入れてのことである。
行動36： 2012年	委員会は、理事会および欧州議会決定を提案し、EU 全域にわたる eIdentification および eAuthentication の相互認証を確保する。こうした認証は全加盟国で提供されるオンライン「認証サービス」に基づくものである。（これには、最適な公式認証文書が使われるものと考えられ、公共および民間部門によって発行される）(38)。
行動37： 2012年－	加盟国は STORK および他の eID 関連プロジェクトの結果に基づき、eID ソリューションを適用し展開する。

### 2.4.3. 革新的な電子政府

新世代の電子政府サービスは、革新的な技術的アプローチに依拠し利益を得る必要がある。公共サービスのクラウドやサービス指向アーキテクチャ（SOA）などがそうした手法の例であり、これらはオープンで柔軟、かつ協働的な電子政府サービスを構築すると同時に、ICT 費用も低減できる。電子政府サービスを提供する際における共有のリソースやサービスへの便利なオンデマンドアクセスの利用可能性と利用を促進するために、パイロットプロジェクトが立ち上げられる予定である。さらに、行政は、IPv4 アドレスの枯渇を視野に入れて、IPv6 に沿って電子政府インフラ（ポータル、ウェブサイト、アプリケーション、など）ならびに公共の利益に関するオンラインサービスを更新する必要がある。こうした IPv6 の採用は、加盟国の行政機関にとって利益となり、革新的で効率的、かつアクセス可能なアプリケーションおよびサービスを促進する(39)。

構想されているアクションによって、公共サービスのクラウド、SOA、および IPv4 から IPv6 への変換に関する移行戦略に関する検証済みかつ安全なソリューションを特定し普及することが目指されている。

行動 38 : 2011 年	委員会は、公共部門において（SOA や公共サービスのクラウドといった）実用化が期待される先端技術やパラダイムをいかに応用するかに関し、調査を立ち上げそれに向けた行動を推奨する。
行動 39 : 2011 年	委員会は、CIP のもとで活動を立ち上げ、行政機関が IPv6 への更新を成功裏に行えるよう支援する。これによって、大規模な IPv6 への移行への見本を示し新しい弾みをつける。
行動 40 : 2012 年	委員会は、行政機関が革新的なアーキテクチャと技術を用いることでいかに電子政府サービスをより柔軟かつ効率的な方法で提供することができるか、ということを実証するパイロットプロジェクトを立ち上げる予定である。

### 3. ガバナンス (訳者補足: 行動数 5)

加盟国はマルメ宣言の政治的優先事項に完全にコミットする。また加盟国は、かれらが計画の実施に積極的に参加できるように、この行動計画の合同ガバナンスの組織化を欧州委員会に求めた。

この目的のために、欧州委員会は各国の電子政府戦略について責任を担う加盟国代表によるハイレベル専門家組織を立ち上げ、委員会が議長を務める。このハイレベル専門家組織は、デジタルアジェンダに関するハイレベル組織に情報を与え、ISA プログラム委員会との調整を行う。もちろんさらなる協力も推奨される。

政策を議論し、行動計画を監視・評価し、また経験をやりとりするには、一貫した枠組みを立ち上げる必要がある。本行動計画の実施に関する中間評価は、2013 年に実施される予定である。これによって、行動計画の目的が達成されている程度、進展の具合、直面した困難について調査がなされる。中間評価の結果によって行動計画の目的と活動に何らかの調整の必要が生じた場合には、(上記に)提案されたハイレベル専門家組織と共に再検討が行われる。

行動計画ならびに電子政府全般でなされた全体的な進展の測定は毎年行われる。これには、道具立て (instruments) (ベンチマーク、ベンチラーニング、自己評価など) と方法 (methods) (ウェブ調査、公共データ分析、ユーザー試験、インタビューなど) の適切な融合が用いられる。加盟国は関連するベンチマークのイニシアティブを欧州委員会および他の加盟国と共有し、これによって関心を持つ者の中で共通の測定の試行的な開発 (development of common measurement exercises) が可能となる。

行動 4 1 : 2011 年	委員会は、加盟国の代表で構成されるハイレベル専門家組織を創設し適切なマンデートを示唆する。
行動 4 2 : 2012 年	加盟国は、マルメ閣僚宣言の政治的優先事項がどのように自国の電子政府戦略に反映されてきたか、またはどのように反映される予定か、委員会およびハイレベル専門家組織に情報を伝達する。
行動 4 3 : 2013 年	全ての加盟国は、2013 年までに自国の国家戦略にマルメ宣言の政治的優先事項を盛り込ませる。
行動 4 4 : 2013 年	電子政府行動計画が評価され、成果を利用して行動計画を更新する。
行動 4 5 : 2015 年	すべての加盟国は委員会とハイレベル専門家組織にマルメ宣言の政治的優先事項がどのように達成されているかについて情報を伝達する。

注:

1 COM(2010) 245.

2 電子政府行動計画 2006 eGovernment Action Plan 2006, COM 2006/173 of 25.04.2006

[http://ec.europa.eu/information\\_society/activities/egovernment/library/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/library/index_en.htm)

3 CIP ICT PSP:

[http://ec.europa.eu/information\\_society/activities/egovernment/implementation/ict\\_psp/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/implementation/ict_psp/index_en.htm)

4 <http://www.epractice.eu/>

5 Directive 2003/98/EC on re-use of public sector information, 17.11.2003, OJ L345, 31.12.2003, 90-96

6 <http://www.peppol.eu>

7 <http://www.eid-stork.eu>

8 Europe's Digital Competitiveness Report 2010, p.88. 以下参照。

[http://intra.info.cec.eu.int/C4/docs/main%20page/european\\_competitiveness\\_report\\_2010.pdf](http://intra.info.cec.eu.int/C4/docs/main%20page/european_competitiveness_report_2010.pdf)

9 2015 年までに、欧州の行政機関は「市民と企業の関係において、オープンで柔軟で協働的とみなされなければならない。彼らは電子政府を効率と有効性向上のために利用し、ユーザーのニーズに応える形で常に改善し、公共価値を最大化しなければならない。こうして欧州がリーディングな知識基盤経済に移行するのを支援しなければならない。」

以下参照。 <http://www.egov2009.se/wp-content/uploads/Ministerial-Declaration-on-eGovernment.pdf>.

このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義され、これまでの隔年の閣僚会議の上に成り立っている。(2001 年ブラッセル、2003 年コモ、2005 年マンチェスター、2007 年リスボン) 以下参照。

[http://ec.europa.eu/information\\_society/activities/egovernment/library/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/library/index_en.htm). This also included the commitment on the part of candidate and EFTA countries.

10 "DigitalEurope"宣言, 以下参照。 [http://www.digitaleurope.org/index.php?id=1068&id\\_article=390](http://www.digitaleurope.org/index.php?id=1068&id_article=390)

11 公共サービス 2.0 公開宣言, <http://eups20.wordpress.com/the-open-declaration>



12 COM (2010) 2020

13 EU 可決された指令には次のものが含まれる: the Services Directive (2006/123/EC), the 電子署名 s Directive (1999/93/EC), the Procurement Directives (2004/17/EC and 2004/18/EC), the Data Protection Directive (95/46/EC), the Directive on the re-use of public sector information (2003/98/EC), the Infrastructure for Spatial Information in the European Community (INSPIRE Directive 2007/2/EC), the public access to environmental information Directive (2003/4/EC).

14 Art. 11 of the Treaty on European Union and Art. 24 of the Treaty on the Functioning of the European Union.

15 例 fixmystreet.com

16 委員会と加盟国はこの価値を長年にわたり認識し、公共セクター情報の再利用に関する指令を採用してきた (the PSI Directive).

17 例 Data.gov.uk

18 Directive 2003/98/EC on the re-use of public sector information of 17.11.2003, OJ L345, 31.12.2003, p. 90-96

19 Commission Decision 2006/291/EC on the re-use of Commission information of 07.04.2006

20 PSI グループは加盟国の行政官、ローカルないし地域の機関の行政官、民間機関の代表から成り、定期的に会合を開いて、PSI の再利用の良い実施例や PSI 再利用を支援するイニシアティブの意見交換をし、PSI 指令の適用の実践的な課題を議論している。

21 Seventh EU Framework Programme for research, technological development and demonstration activities (FP 7)

[http://ec.europa.eu/informhttp://ec.europa.eu/information\\_society/activities/egovernment/research/fp7/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/informhttp://ec.europa.eu/information_society/activities/egovernment/research/fp7/index_en.htm)  
[http://ec.europa.eu/information\\_society/policy/psi/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/information_society/policy/psi/index_en.htm)

→ 参照先を以下に変更。

→ <http://www.policy-community.eu/results/presentations/workshop-e-egovpolinet-crossover-roadmapping-workshop>

22 Art. 11 of the Treaty on European Union と Art. 24 of the Treaty on the Functioning of the European Union

23 SPOCS (Simple Procedures Online for Cross-border Services) (<http://www.eu-spocs.eu>).

24 PEPPOL (Pan-European Public Procurement Online) (<http://www.peppol.eu>).

25 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

26 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

27 “the Directive on the right of citizens of the Union to move and reside freely within its territory and on the right to free movement of persons” の実行。

→正確には、” DIRECTIVE 2004/38/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2004 on the right of citizens of the Union and their family members to move and reside freely within the territory of the Member States” 以下参照。 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:158:0077:0123:EN:PDF>

“(Directive) on the right to free movement of persons” は DIRECTIVE 2004/38/EC の別称で使われる。

28 STORK (Secure identify acrOss boRders linKed) (<https://www.eid-stork.eu/>). epSOS (Smart Open Services for European Patients) (<http://www.epsos.eu>).

29 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

30 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

31 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

32 COM(2007) 23.

33 COM(2009) 111.

34 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

35 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

36 COM(2008) 798.

37 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

38 このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。

39 COM(2008) 313 に沿って、委員会は必要なフォローアップアクションを特定する Staff Working Paper in 2011 を作成する。

#### 4. 電子政府行動計画の実施状況

電子政府行動計画のガバナンスの「行動 44」で決められたように、中間評価は 2013 年に予定されていた。しかし、欧州委員会の電子政府の状況に関する分析を行っているサイトをみると、現在継続中と記載されている。<sup>13</sup>

<sup>13</sup> 当初、Management Plan 2013、Communications Networks, Content and Technology Directorate-General

[http://ec.europa.eu/atwork/synthesis/amp/doc/cnect\\_2013\\_mp\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/atwork/synthesis/amp/doc/cnect_2013_mp_en.pdf)

では、以下のように 2013 年中に終了するとなっていた。

Launch and complete mid-term evaluation of eGovernment Action Plan by end of 2013.

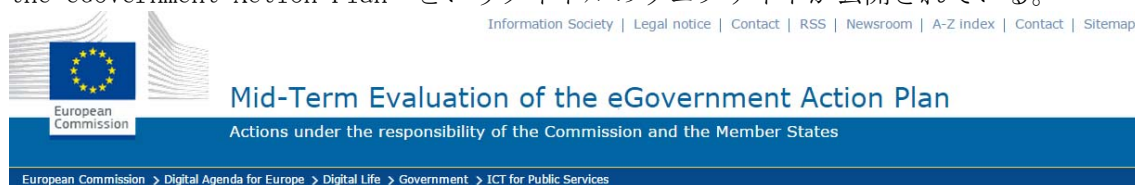
- eGovernment Studies サイトでは、” Study on ”Mid-term Evaluation of the e-Government Action Plan 2011-2015 Implementation” – SMART 2012/0060 (ongoing)” と記載されている。<sup>14</sup>
- 次に述べる Mid-Term Evaluation of the eGovernment Action Plan サイトにも同じく、以下のよう記載されている。<sup>15</sup>

The eGovernment Action Plan will be evaluated and the findings used to update the Action Plan.

Indicator	Status	Evidence
Have you carried out a formal evaluation of the eGovernment Action Plan?	Yes	The eGovernment Action Plan is currently under evaluation within the study Mid-term evaluation of the e-Government action plan 2011-2015 implementation – SMART 2012/0060.
Has the eGovernment Action Plan been updated according to the Mid-Term Evaluation results?	No	The Action Plan will be updated after the Mid-Term Evaluation

#### 4. 1. 電子政府行動計画の実施状況サイト

このようにまだ評価は継続中（したがって評価に基づいた行動計画の改訂も行われていない）であるが、欧州委員会と各国の行動計画に沿った実施状況のサーベイを行った” Mid-Term Evaluation of the eGovernment Action Plan” というタイトルのウェブサイトが公開されている。<sup>16</sup>



#### Evaluation of the eGovernment Action Plan

[Home](#) | [Dashboard](#) | [Action Dashboard](#) | [European Commission Actions](#) | [Member States Actions](#) | [Member States](#) | [About](#) | [Help](#) | [Contacts](#) | [Login](#)

The website presents the current state of the implementation of the **EU eGovernment Action Plan 2011-2015** in the Member States and European Commission. The [eGovernment Action Plan 2011-2015](#) supports the provision of a new generation of eGovernment services for businesses and citizens. It contributes to a knowledge based, sustainable and inclusive economy for the European Union, as set forth in the Europe 2020 Strategy. It supports and complements the [Digital Agenda for Europe](#). You can find more information in the [eGovernment Action Plan](#).



以下ではこの実施状況サイトにあるデータに基づいて電子政府行動計画の実施状況を見てみよう。

#### 4. 1. 1. 同サイトの構造

この実績報告サイトは、次のような構造になっている。

サイトの入り口の Home では、「電子政府行動計画 2011-2015」の各国と欧州委員会の実施状況を示すものであることの説明と簡単な経緯を図表化して示している。そしてこのサイトを見ながら各国

ところが、Management Plan 2014 Communications Networks, Content and Technology Directorate-General [http://ec.europa.eu/atwork/synthesis/amp/doc/cnect\\_mp\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/atwork/synthesis/amp/doc/cnect_mp_en.pdf) では、Mid-term evaluation of the eGovernment Action Plan の完成を Q2 2014 を目標とした。

なお、この中間評価はデロイトコンサルティングと Tech4i2（英国のコンサルタント会社）が共同受注している。<http://www.egovap-evaluation.eu/about.php> デロイトは以下のように自社のサイトでこの受注を公表している。<http://www2.deloitte.com/be/en/pages/public-sector/articles/Mid-termEvaluationGovAP2011-2015.html>

<sup>14</sup> <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/egovement-studies>

<sup>15</sup> [http://www.egovap-evaluation.eu/indicator.php?id\\_country=100&action\\_n=44](http://www.egovap-evaluation.eu/indicator.php?id_country=100&action_n=44)

<sup>16</sup> <http://www.egovap-evaluation.eu/>

の実施状況をアセスしていくための委員会と各国とのコミュニケーションツールともなっていることが記載されている。

実施状況については、4つの優先政策分野とガバナンスの行動について、①全体の状況を示す Dashboard、②計画で合意された全体で45の行動をさらにそれぞれの実施状況の指標（具体的には行動の実績を問う質問となっていて、各行動で複数ないし単数の質問がある）に分けて実施状況を示す Action Dashboard、③欧州委員会の行動（45の全体の行動のうちの32）の実施状況を示す European Commission Actions、④各国の行動（45の全体の行動のうちの20）の実施状況を示す Member States Actions、⑤各国ごとにそれぞれの国の行動の実施状況を整理した Member States に分けて公表している。

#### 4. 1. 2. 同サイトにみる電子政府行動計画の実施状況把握の方法

電子政府行動計画の実施状況の把握は、行動計画で合意した45の行動のそれぞれに質問項目を設けて、その回答をもとに行っている。そしてこの質問項目が各行動の指標（indicator）と位置づけられている。分野ごとの行動数と指標数を整理したのが表1である。

<表1> 電子政府行動計画の行動数と指標数

分野	優先政策	行動数	欧州委員会		加盟国	
			行動数	指標数	行動数	指標数
分野	ユーザー・エンパワーメント	14	11	31	6	13
	域内市場	10	6	10	7	15
	政府および行政の効率と有効性	7	6	14	2	3
	電子政府を開発する前提条件	9	7	12	2	4
<小計>		40	30	67	17	35
ガバナンス		5	2	3	3	5
<合計>		45	32	70	20	40

まず、指標となる質問に対して、Yes か No で答え、その理由・説明を付す形となっている。こうして欧州委員会と加盟国からあがってきた実施状況データをもとに、この実施状況のサイトではそれぞれの行動の進捗状況について判定し以下の分類で色分けをしてダッシュボードの形で公開している。

	赤：実施が遅れている
	橙：遅れのリスクがある
	緑：予定通り進んでいる
	青：実施が完了した
	灰：なし (データか報告なし)

全体の状況を示す Dashboard は次のような画面である。縦に行動が並び横に加盟国が置かれている。なお、この Dashboard には、加盟28カ国のほか、スイス、アイスランド、ノルウェー、トルコの4カ国も含まれているが、以下の分析ではEU加盟28カ国を対象にしてある。

(参考) EUの現加盟国一覧 加盟年つき)

ベルギー	1958	キプロス	2004
フランス	1958	チェコ	2004
ドイツ	1958	エストニア	2004
イタリア	1958	ハンガリー	2004
ルクセンブルク	1958	ラトビア	2004
オランダ	1958	リトアニア	2004
デンマーク	1973	マルタ	2004
アイスランド	1973	ポーランド	2004
イギリス	1973	スロバキア	2004
ギリシャ	1981	スロベニア	2004

ポルトガル	1986	ブルガリア	2007
スペイン	1986	ルーマニア	2007
オーストリア	1995	クロアチア	2013
フィンランド	1995		
スウェーデン	1995		



## Mid-Term Evaluation of the eGovernment Action Plan

Actions under the responsibility of the Commission and the Member States

European Commission > Digital Agenda for Europe > Digital Life > Government > ICT for Public Services > Dashboard

### Dashboard

[Home](#) | [Dashboard](#) | [Action Dashboard](#) | [European Commission Actions](#) | [Member States Actions](#) | [Member States](#) | [About](#) | [Help](#) | [Contacts](#) | [Login](#)

**How to read this dashboard:** the Member States progress status for each action is determined based on the answers to the indicator questions.

- Red: the action is delayed
- Orange: there is a risk of delay
- Green: the action is on track
- Blue: the action is completed
- Grey: data not available yet

Thematic cluster and actions	Deadline	Progress status	EC	AT	BE	BG	CY	CZ	DE	DK	EE	EL	ES	FI	FR	HR	HU	IE	IT	LT	LU	LV	MT	NL	PL	PT	RO	SE	SI	SK	UK	CH	IS	NO	TR	
<b>1. User Empowerment</b>																																				
Action 1	2013	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>																																	
Action 2	2013	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	
Action 3	2011	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>																																	
Action 4	2013	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>																																	
Action 5	2011	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>		
Action 6	2011	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>																																	
Action 7	2013	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>																																	
Action 8	2012	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>																																	
Action 9	2011	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>		
Action 10	2013	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>		
Action 11	2014	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>		
Action 12	2011	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>																																	
Action 13	2011	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>																																	
Action 14	2015	<span style="color: green;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: orange;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>		
<b>2. Internal Market</b>																																				
Action 15	2011	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>	

以下、このサイトの情報をもとにして実施状況を見てみよう。

#### 4. 2. 実施状況の全体的な傾向

欧州委員会の行動は70%近くの22の行動が完了しているが、一方で8つの行動が遅れている。他方、加盟国のほうは平均値で見ると、50%近くの9.8件の行動が完了しているが、遅れているものが6件、遅れのリスクのあるものが1件あって、全体として委員会の取り組みより遅れていることが読み取れる。(表2)

<表2：行動計画実施状況の全体像>

	欧州委員会	%	加盟国平均	%
遅れ	8	25	6.3	31
リスク	0	0	0.5	3
予定通り	2	6	1.0	5
完了	22	69	9.8	49
データなし	0	0	2.4	12

Total	32	100	20	100
-------	----	-----	----	-----

さらにこれを分野別（優先政策分野とガバナンス）で見ると次のような状況である。欧州委員会の行動は表3の通りである。これで見ると域内市場対策の行動は6件が全て完了し、ついで電子政府開発の前提条件の行動は完了が6件で、残りの1件も予定通りとなっていて大変進んでいる。ついで進捗しているのがユーザー・エンパワーメント分野で、完了が8件、残りの3件は遅れている。ガバナンスがこれらに次いでいる。そして効率・有効性については優先政策分野の中で最下位の実施状況である。

<表3：欧州委員会の行動計画の実施状況>

欧州委員会	ユーザー・エンパワーメント	域内市場	効率・有効性	電子政府開発の前提条件	ガバナンス	全体	%
行動数	11	6	6	7	2	32	100%
完了度指数 (備考)	0.795	1	0.458 (0.5)	0.964 (1)	0.625	0.797 (0.813)	
完了度指数順位	3	1	5	2	4		
遅れ:1	3	0	4	0	1	8	25%
リスク:2	0	0	0	0	0	0	0%
予定通り:3	0	0	1	1	0	2	6%
完了:4	8	6	1	6	1	22	69%
報告なし:0	0	0	0	0	0	0	0%
(参考) 完+予合計	0	0	2	7	1	24	0.75
(備考：完了度という指標は、実施が遅れているもの（赤）に対して1、遅れのリスクがあるもの（橙）に対して2、予定通り進んでいるもの（緑）に対して3、実施が完了したもの（青）に対して4、実施報告なし（不明）（灰色）のものに対して0、という重みをつけて加重平均したものである。) 以下同じ。 なお、予定通りも完了と同じと考えて重みを4にして完了度を計算したものが、完了度指数の欄の括弧の中の数値である。							

一方加盟国のほうを見ると、ガバナンスについての行動の成績が一番良い（表4）。ガバナンスに関する行動は加盟国がマルメ宣言に従って電子政府を進めているかを問うもので、総論としては各国ともマルメ宣言を尊重しているということであろう。ついで、電子政府開発の前提条件、ユーザー・エンパワーメントがほぼ並んでいる。続いて、域内市場である。これは欧州委員会の行動に比べると遅れが目立ち精査が必要であるが、これは統合の旗印で先導役を務める委員会と加盟国との意識の差の表れともいえるかもしれない。効率・有効性対策については欧州委員会と同じくこちらでも最下位の実施状況である。これはこの行動で全28カ国中19カ国において遅れているグリーン・ガバメントの評価指標の策定を求めたのが効いている。ただし、以上は各国の平均値であって、実際はかなりのばらつきがあることに留意する必要がある。

<表4：加盟国の行動計画の実施状況>

加盟国平均	ユーザー・エンパワーメント	域内市場	効率・有効性	電子政府開発の前提条件	ガバナンス	全体	%
行動数	6	7	2	2	3	20	100%
完了度指数 (備考)	0.621	0.565 (0.587)	0.433	0.652	0.833 (0.863)	0.617 (0.629)	
完了度指数順位	3	4	5	2	1		

遅れ:1	2.0	2.5	0.9	0.6	0.2	6.3	31%
リスク:2	0.1	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	3%
予定通り:3	0.0	0.6	0.0	0.0	0.4	1.0	5%
完了:4	3.2	2.6	0.6	1.1	2.2	9.8	49%
報告なし:0	0.7	0.8	0.5	0.2	0.3	2.4	12%
(参考) 完+予合計	3.2	3.3	0.6	1.1	2.5	10.8	54%

(備考:完了度という指標は、実施が遅れているもの(赤)に対して1、遅れのリスクがあるもの(橙)に対して2、予定通り進んでいるもの(緑)に対して3、実施が完了したもの(青)に対して4、実施報告なし(不明)(灰色)のものに対して0、という重みをつけて加重平均したものである。)以下同じ。  
なお、予定通りも完了と同じと考えて重みを4にして完了度を計算したものが、完了度指数の欄の括弧の中の数値である。

完了度指数で欧州委員会と加盟国の分野別取組順位を見ると次のようになっている、欧州委員会は域内市場対策のための整備、加盟国はガバナンスに力点を置いていたことがわかる。

	ユーザー・エンパワ ーメント	域内市場	効率・有効性	電子政府開発の前提 条件	ガバナンス
欧州委員会	3	1	5	2	4
加盟国	3	4	5	2	1

以下では、欧州委員会と加盟国に分けて詳細に見てみることにする。

#### 4. 3. 欧州委員会の分野別実施状況

##### 4. 3. 1. ユーザー・エンパワメントの実施状況(委員会)

この分野の委員会の行動数は11、指標数は31である。資料の表にDashboardが示す実施状況の判定とその元になった回答が色分けして示してある。(この色分けは以下の表で同じである。)行動数11のうち完了が8、遅れが3となっている。この遅れの3の指標欄を見ると、全て回答の一部にNoがある。これらは、ユーザー中心サービスの目標、サービスの協働による生産の目標、透明性に関する(共通の)目標、全て(共通)の目標がらみである。目標設定の合意を取り付けるのに時間がかかっているなどの背景が読み取れる。

##### <委員会のユーザー・エンパワメント分野> 行動数11

行動1: 2011年-2013年	委員会は、ユーザーのニーズに合わせて設計された電子政府サービスの開発、および社会的包括とアクセシビリティの確保について、以下を行うことによって加盟国を支援する。 - 共通の目標と評価基準について、加盟国と合意する。 - さらなる成果(take-up)を支援するために、国、地域、またはローカルレベルで貴重な専門知識の交換を組織する。 - デモンストレーションを通じて、効果的かつ具体的なアクセシビリティを支援する。その際、関連する欧州・国際基準が利用可能な場合はそれに準拠する。
行動3: 2011年	調査に基づき、委員会はまず、電子政府サービスの設計・構築に、いかにユーザーを積極的に関与させるかを評価し、さらに、加盟国と共に、かつ、加盟国のために、勧告・ガイドラインを練り上げる。
行動4: 2011年-2013年	委員会は、各利害関係者間での知識・経験の交換を促進し、協働的サービスの展開のための共通目標について、加盟国と合意する。
行動6: 2011年	委員会は、オープンデータ・カタログ、あるいはPSIポータル(例えば、data.gov.uk)が加盟国によってどの程度まで開発・実施されているかを評価する調査を実施する予定である。
行動7: 2011年-2013年	委員会はグッドプラクティスの交換と意識啓発活動を促進し、またPSI決定のレビューに基づき、委員会自体の内部PSI再利用戦略を採択する予定である。
行動8: 2011年-2012年	委員会は、欧州デジタルアジェンダで指摘されているとおり、PSI指令をレビューし、欧州PSIに関する拡張戦略の可能性を検討する予定である。
行動9: 2011年	委員会および加盟国は、透明性に関する共通目標を自主的に設定し、利用可能な経験を交換する予定である。
行動10:	加盟国および委員会は、政府の法律・規制、政策、財務に関する情報のオンライン

2013年	アクセスを提供する予定である。
行動12： 2011年	委員会は「市民イニシアティブ」を支援する電子サービスの開発に関して、加盟国と協力を行う（欧州連合に関する条約の第11条で予見されているとおりである）。
行動13： 2011年	委員会は2011年-2012年第7次欧州研究開発フレームワーク計画の作業プログラムの中の「ガバナンスおよび政策モデルづくりのためのICT」に基づき、既存の調査プロジェクトを評価し、新たなプロジェクトを立ち上げ、知識とベストプラクティスのさらなる交換を確実なものにする。
行動14： 2011年-2015年	加盟国、委員会、および議会などの他の代表機関は、パイロットおよびデモンストレーションを行いながら、利害関係者を公共の議論および意思決定プロセスに関与させるサービスを開発するべきである。

委員会のユーザー・エンパワーメント分野行動について欧州委員会が回答する指標（質問）は次の通りである。

行動	欧州委員会への質問（指標）
行動1	委員会はユーザー中心サービス分野の経験の交換の場を組織したか？
	委員会はユーザー中心サービスについて、共通の目標や評価基準を加盟国と合意したか？
	委員会は、eアクセシビリティやその他の公共サービスの社会的包含の面（デジタルリテラシーなど）について、共通の目標や評価基準を加盟国と合意したか？
	委員会は、EUの各地に存在する文化的ないし組織的なさまざまな文脈をカバーする、包括的でアクセス可能な公共サービスの分野で、国家レベル・地域レベル・ローカルレベルの数多くの経験についての知識を交換することを組織化したか？
	委員会は、EUの各地に存在する文化的ないし組織的なさまざまな文脈をカバーする効果的で具体的なアクセシビリティのソリューションを確認する、あるいは推奨するような加盟国が行う有意義な（あるいは多くの）デモンストレーションを支援したか？
行動3	電子政府サービスの協働による生産についての研究は完成したか？
	何か追加的なアセスメントは行われたか？
	何か提言やガイドラインは用意されたか？
行動4	提言は加盟国と議論されたか？
	委員会はサービスの協働による生産についての知識の交換のためのワークショップなどを組織したか？
行動6	委員会はサービスの協働による生産の展開のための共通の目標を加盟国と合意したか？
	委員会はオープンデータ・カタログやPSIがどの程度加盟国によって開発され実施されているかをアセスする研究を行ったか？
行動7	委員会はグッドプラクティスについての情報交換を円滑にする措置を講じたか？
	委員会は実際の活動を促すために何か意識啓発活動を行ったか？
	委員会はPSI決定に基づいて内部のPSI再利用戦略を採用したか？
行動8	委員会はPSI指令をレビューしたか？
	委員会は欧州PSI戦略の拡大戦略を導入すべきかどうかの決定をしたか？
行動9	透明性に関する目標や指標を用いているか？
	委員会は共通の任意の透明性目標を加盟国と合意したか？
	委員会は経験の交換を円滑にする措置を講じたか？
行動10	オープンデータポータルを持っているか？
	オープンデータポータルにあるデータは商用・非商用を問わず利用可能か？
	オープンデータポータル、あるいはほかの手段で、法律や規則にオンラインアクセスできるか？
	政策に関する情報についてオンラインアクセスできるか？
行動12	政府の会計に関する情報オンラインアクセスできるか？
	委員会は市民イニシアティブを支援する電子的なサービスを加盟国と協働で開発したか？
行動13	そのサービスは運用されているか？
	委員会は、「ガバナンスと政策モデリングオブジェクト」の下での既存の調査プロジェクトのアセスメントを行ったか？
	委員会は、「ガバナンスと政策モデリングオブジェクト」の下で新たな調査プロジェクトを開始したか？
行動14	委員会は知識と経験の交換を円滑にする措置を講じたか？
	この分野で何かのサービスをベストプラクティスと考えているか？もしそうならどれか？
(備考) ・行動の背景色：赤は遅れあり、青は完了、緑は予定通り、橙はリスク、灰色は不明) ・指標の背景色：薄緑はYes、薄赤はNo、灰色は回答なし)	

#### 4. 3. 2. 域内市場の実施状況（委員会）

この分野の委員会の行動数は6、指標数は10である。行動数11の全てが完了している。欧州デジタル統合の直接の分野であり、委員会としても十分に組み込んだ結果が出ている。ただし、今後具体的な内容を精査して取り組みの難易度を評価する必要がある。

##### <委員会の域内市場行動分野> 行動数6

行動15： 2011年	加盟国および委員会は、PEPPOLとSPOCSの成果を評価し、持続可能なフォローアップを確実に行う。
行動16： 2011年	委員会は、域内市場横断的な電子調達能力の相互接続の実行段階に関する白書を発行する。(25)
行動19： 2012年-2014年	委員会は、加盟国間のベストプラクティスに関する情報の交換を支援し、また加盟国の取り組みを調整する。そして、相互運用可能なeデリバリーサービスを共同で開発し立ち上げる。
行動21： 2011年	委員会は加盟国と共に、国境を越えたサービスの需要に関する調査を実施し、組織的障壁、法的障壁、技術的障壁、セマンティック的障壁を評価する。
行動23： 2012年-2015年	委員会は、結果とソリューションについて加盟国間での調整と再利用を促しつつ、「大規模パイロットプロジェクト」を展開し新規のプロジェクトをスタートさせる加盟国の取り組みを支援し調整する。
行動24： 2012年-2015年	委員会は加盟国および利害関係者と協力して、国境を越えたe環境サービス(30)を実施する。

委員会の域内市場分野の行動について欧州委員会が回答する指標（質問）は次の通りである。

行動	欧州委員会への質問（指標）
<b>行動 15</b>	委員会はPEPPOLとSPOCSの成果をアセスしたか？ 委員会はSPOCSとPEPPOLの技術的構成要素の水平展開のための持続的なフォローアップを見越していたか？
<b>行動 16</b>	委員会は域内市場全域でのeProcurement国際接続に向けての実行段階についての白書を発刊したか？
<b>行動 19</b>	委員会はベストプラクティスについての情報の交換を円滑にする措置を講じたか？ 委員会はお互いの努力を調整する加盟国グループを創設したか？
<b>行動 21</b>	委員会は国境を越えたサービス需要についての調査研究をしたか？
<b>行動 23</b>	委員会は新しい大規模パイロットプロジェクトを始めたか？ 委員会は加盟国が大規模プロジェクトを展開する支援をしたか？ 委員会は結果の調整と再利用を加盟国に促したか？
<b>行動 24</b>	すでに実施されている国境を越えたeEnvironmentサービスはあるか？もしあるなら加盟国のうち何カ国が実装したか？
(備考) ・行動の背景色：白は完了、赤は遅れあり、緑は予定通り、橙はリスク、灰色は不明) ・指標の背景色：薄緑はYes、薄赤はNo、灰色は回答なし)	

#### 4. 3. 3. 効率・有効性の実施状況（委員会）

この分野の委員会の行動数は6、指標数は14である。行動数6のうち、完了は1つしかない。予定通りが1つ、遅れが4つである。筆者の調べでは遅れのうち、いくつかはその後取り戻した様子が伺える（この分野の委員会への質問表の追加記載を参照）が、グリーン・ガバメントのポテンシャル調査のようにデータ収集で時期尚早といったものも含まれていたこともあった。なお、行政効率向上のための行政スタッフ交換プログラムは重要と思われるが、本調査では参考になるとと思われる別のグループの動きを紹介しておく。

欧州ワイドの意見交換をするThe European Public Administration Network (EUPAN)という組織があり、以前あったeGov WGは2011年からはEUPANのInnovative Public Services Group (IPSG)に吸収されそのテーマとして電子政府をあつかっている。こちらでも政府のCIOが参加してICTと行政や社会の議論が行われている。

[http://www.eupan.eu/en/thematic\\_areas/show/&tid=3](http://www.eupan.eu/en/thematic_areas/show/&tid=3)

##### <委員会の効率・有効性分野> 行動数6

行動25： 2011年	委員会は（加盟国間の）経験に関する知識の交換を促進して、成功したソリューションとアプリケーションの再利用を促すと共に新たなアプローチの数々を模索し、加盟国による組織プロセスの改善を支援する。
行動26：	委員会はePractice.euポータルを加盟国の電子政府の実践者に向けた効果的な経験の



2011年-2012年	交換ツール・情報ツールへと変容させる。
行動27： 2011年-2015年	委員会は意欲的な内容を盛り込んだeコミッション行動計画2011-2015を実施する。これには、完全な電子調達、公共部門の持つ情報戦略、および透明性政策(31)などが含まれている。
行動28： 2013年	委員会は加盟国と緊密な協力を行い、異なる加盟国間で行政スタッフの交換を行うプログラムを立ち上げる。
行動29： 2011年-2013年	委員会は加盟国とともに「ワンズ・オンリー」登録原則の実施の経験、および、電子政府サービス提供の主なチャンネルとなっている電子的手続きやコミュニケーションの経験についての共有の場を組織する。
行動30： 2012年	委員会は政府の二酸化炭素排出量削減に対する電子政府の潜在力についてベストプラクティスを含めて調査を実施する。

この分野（効率・有効性分野）の行動について欧州委員会が回答する質問（指標）は次の通りである。  
（背景色：薄緑はYes， 薄赤はNo）

行動	欧州委員会への質問（指標）
行動 25	加盟国による組織的プロセスの改善支援するための経験の交換を円滑にする会議を組織化したか？
	加盟国による組織的プロセスの改善支援するための成功したソリューションやアプリケーションの再利用を円滑に促す努力をしたか？
	加盟国による組織的プロセスの改善を支援するための何か新しいアプローチを探求しあるいは促進したか？
行動 26	ePractice ポータルの技術的改善を行ったか？
	新しいポータルは完全に機能を満たしているか？ （訳者注：現時点では新しくなっているが、この質問への回答になっているかは不明。）
行動 27	eCommission 行動計画 2011-2015 を実行したか？
	完全な電子調達を実行したか？
	公共セクターの情報戦略を実行したか？
	透明性向上の政策を実行したか？
行動 28	行政スタッフ交換プログラムは決まったか？ （訳者注：電子政府を担当している DG CONNECT ではないが、欧州ワイドの意見交換をする The European Public Administration Network (EUPAN) という組織があり、以前あった eGov WG は 2011 年からは EUPAN の Innovative Public Services Group (IPSG) に吸収されその一テーマとして電子政府をあつかっている。）
	「ワンズ・オンリー」登録原則の実行について、加盟国間で経験を円滑に交換するように努めたか？
行動 29	電子政府の電子手続きとコミュニケーションのコストベネフィット分析を行ったか？（訳者注：'eGovernment and the reduction of administrative burden' (SMART 2012-0061) の調査を始めたのでその結果待ちとあるが、このレポートは2014年に出ている。）
	異なる実行のためのロードマップを設計したか？（訳者注：同上）
行動 30	ベストプラクティスを含む電子政府による政府の二酸化炭素削減のポテンシャルの調査研究を外部に委託したか？（訳者注：委員会は加盟国に問い合わせワークショップを開いて確認したが、まだ分析に足るデータがそろわず。）
（備考） ・行動の背景色：青は完了、赤は遅れあり、緑は予定通り、橙はリスク、灰色は不明） ・指標の背景色：薄緑はYes， 薄赤はNo， 灰色は回答なし）	

#### 4. 3. 4. 電子政府開発の前提条件の実施状況（委員会）

この分野の委員会の行動数は7、指標数は12である。行動数7のうち、完了が6、予定通りが1という状況で、この分野は相互運用性の広義のインフラ整備に関するものであり、域内市場について順調に取り組んでいるといえよう。

##### <委員会の電子政府開発の前提条件分野> 行動数7

行動32： 2011年-2015年	委員会(ISAプログラムを介して)は、欧州相互運用性枠組み(European Interoperability Framework : EIF) および欧州相互運用性戦略(European Interoperability Strategy : EIS) (EIFとEISの採択は2010年に予期されている) を実行に移すための諸活動を実施する。
行動33： 2012年	委員会は、相互運用性のある電子政府サービスを実施すべく、専門知識の交換を計画的に進め、ソリューションの再利用や共有を促進する。これには、国の真正のソースへのアクセスと利用を可能にするインターフェイスの確立が含まれる。
行動35： 2011年	委員会は、電子署名指令の再検討を提案する。これは、安全なeAuthenticationシステム(37)が国境を越えて認証され、相互運用可能となるような法的枠組みの提供を視野に

	入れてのことである。
行動 36 : 2012 年	委員会は、理事会および欧州議会決定を提案し、EU 全域にわたる eIdentification および eAuthentication の相互認証を確保する。こうした認証は全加盟国で提供されるオンライン「認証サービス」に基づくものである。(これには、最適な公式認証文書が使われるものと考えられ、公共および民間部門によって発行される) (38)。
行動 38 : 2011 年	委員会は、公共部門において (SOA や公共サービスのクラウドといった) 実用化が期待される先端技術やパラダイムをいかに応用するかに関し、調査を立ち上げそれに向けた行動を推奨する。
行動 39 : 2011 年	委員会は、CIP のもとで活動を立ち上げ、行政機関が IPv6 への更新を成功裏に行えるよう支援する。これによって、大規模な IPv6 への移行への見本を示し新しい弾みをつける。
行動 40 : 2012 年	委員会は、行政機関が革新的なアーキテクチャと技術を用いることにより電子政府サービスをより柔軟かつ効率的な方法で提供することができるか、ということを実証するパイロットプロジェクトを立ち上げる予定である。

委員会の電子政府開発の前提条件分野の行動について欧州委員会が回答する質問 (指標) は次の通りである。(背景色: 薄緑は Yes, 薄赤は No, 灰色は回答なし)

行動	欧州委員会への質問 (指標)
行動 32	委員会は加盟国における欧州相互運用性枠組 (EIF) の実施のレベルを評価したか?
	委員会は加盟国 に対して、彼らの国家相互運用性枠組 (NIF) がどのようにすれば欧州相互運用性枠組 (EIF) の原則に連携をとることができるかのガイダンスを提供したか?
	全ての加盟国 の国家相互運用性枠組 (NIF) は欧州相互運用性枠組 (EIF) と連携を取ったか? (訳者注: 少なくとも 7 カ国が未実施)
行動 33	委員会は相互運用性のある電子政府サービスの専門知識の交換を円滑にする措置を講じたか?
	委員会は相互運用性のある電子政府サービスを実施するソリューションの再利用や共有を促進したか?
	国の真正のソースにアクセスしてそれを用いるインターフェイスの創造に関して、委員会は加盟国と調整を図ったか?
行動 35	委員会は電子署名指令の改定を提案したか?
行動 36	委員会は EU 全域で eIdentification と eAuthentication の相互認証を確保する法案を欧州理事会と欧州議会に提案したか?
行動 38	委員会は新技術と新パラダイムをどう適用するか調査研究を開始したか?
	委員会は公共セクターで新技術と新パラダイムをどのように適用するか提案をしたか? (公共サービスの SOA やクラウドなど)?
行動 39	委員会は行政組織が行う IPv6 へのアップグレード試験を支援する CIP の下で活動を開始したか?
行動 40	委員会は type B パイロットプロジェクトを開始したか?
	(訳者注: type B パイロットプロジェクトとは、革新的な ICT ベースのサービスや製品の展開を刺激する助成金 <a href="http://ec.europa.eu/cip/files/cip/docs/ict-psp-work-programme-2013_en.pdf">http://ec.europa.eu/cip/files/cip/docs/ict-psp-work-programme-2013_en.pdf</a> 参照)
(備考)	
・行動の背景色: 青は完了、赤は遅れあり、緑は予定通り、橙はリスク、灰色は不明)	
・指標の背景色: 薄緑は Yes, 薄赤は No, 灰色は回答なし)	

#### 4. 3. 5. ガバナンスの実施状況 (委員会)

この分野の委員会の行動数は 2、指標数は 3 である。行動数 2 のうち、完了と遅れが 1 つずつという状況である。完了している行動はハイレベル専門家組織の創設で、遅れているのが電子政府行動計画の中間評価とそれにもとづいた見直しである。現行の電子政府行動計画は 2015 年で期間が終了するので、評価は次の計画に反映されるものと思われる。ちなみに欧州議会は 2015 年 3 月の決議で、委員会に電子政府行動計画 2016-2020 の策定を求めている。<sup>17 18</sup>

<sup>17</sup> 欧州議会の 2015 年 3 月 11 日決議。(筆者下線挿入)

32. Takes the view that, as identified in the Annual Growth Survey 2015, advancing the Digital Single Market is crucial to stimulating growth, creating quality jobs, keeping the European economy competitive globally and bringing benefits to both businesses and consumers; calls, therefore, on **the Commission to draw up an ambitious European e-Government Action Plan 2016-2020** and thus continue supporting the Europe 2020 objectives;

37. Stresses that according to the 'Cost of Non-Europe' report, making progress on e-government could generate savings of EUR 100 billion per annum; calls for Member States' efforts to modernise their public administrations to be concentrated and intensified so that citizens and businesses can carry out more and more procedures electronically while making use of their rights in the Single Market, particularly at cross-border level;

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&reference=P8-TA-2015-0069&language=GA&ring=A8-2015>

<委員会のガバナンス分野> 行動数2

行動4 1 : 2011年	委員会は、加盟国の代表で構成されるハイレベル専門家組織を創設し適切なマנדートを示唆する。
行動4 4 : 2013年	電子政府行動計画が評価され、成果を利用して行動計画を更新する。

委員会のガバナンス分野の行動について欧州委員会が回答する質問（指標）は次の通りである。

行動	欧州委員会への質問（指標）
行動 41	加盟国の代表で構成されるハイレベル専門家組織は設立されたか？
行動 44	電子政府行動計画の公式の評価を実施したか？ (訳者注：実施中と回答して薄緑になっている)
	電子政府行動計画は中間評価を踏まえてアップデートされたか？
(備考)	
・行動の背景色：青は完了、赤は遅れあり、緑は予定通り、橙はリスク、灰色は不明	
・指標の背景色：薄緑は Yes, 薄赤は No, 灰色は回答なし)	

#### 4. 4. 加盟国の実施状況

全般的な実施状況は全体的な実施状況（4. 2. 参照）で説明したので、ここでは国別や分野別の実施状況を見てみることにしたい。

##### 4. 4. 1. 加盟国の国別実施状況概観

加盟国の国別に実施状況について、各国の行動の「完了+予定通りの合計」（以下、「完+予計」と記載）の多い順で並べると次の通りである。行動全体としては、ポルトガルが最も完了度が高く、全体行動の18を終え遅延は2つと報告している。ついでオーストリア、オランダの完了が17で並び、さらに、完了と予定通りの合計が15のエストニア、スロバニア、スロバキアが続く。これらは2004年に加盟した東欧諸国の一部である。さらに、完了と予定通りの合計の実績が14のアイランド、ドイツ、スペイン、スウェーデンが続いていて、ここまでで11カ国となる。ベネルクス3国では上述のオランダが2位に対してベルギーとルクセンブルグは17位で並んでいる。G7サミット参加国を見ると、上述のドイツが7位、フランス、英国17位、イタリア25位となっていてそれほど高順位を占めてはいない。

<表4：加盟国の行動計画の実施状況 完+予計順 行動全体>

全行動数 20	順位	遅れ	リスク	予定通り	完了	報告なし	完+予計	(完+予計) / 全行動数
ポルトガル	1	2	0	0	18	0	18	90%
オーストリア	2	3	0	0	17	0	17	85%
オランダ	2	3	0	0	17	0	17	85%
エストニア	4	5	0	0	15	0	15	75%
スロバニア	4	4	0	0	15	1	15	75%
スロバキア	4	4	1	2	13	0	15	75%
アイランド	7	5	1	0	14	0	14	70%

-0018 より。

<sup>18</sup> 2015年4月末の補足情報であるが、次の電子政府行動計画2016~2020では、次のようなことが求められている。  
<http://www.out-law.com/en/articles/2015/may/eu-digital-single-market-strategy-to-involve-investigation-into-online-platforms-says-report/> にあるFTへのリンク先のファイルから引用。

*The Commission will present a new e-Government Action Plan 2016-2020 which will include (i) mandatory interconnection of 'business registers by 2017, (ii) launching in 2016 an initiative with the Member States to pilot the 'Once-Only' principle; (iii) extending and integrating European and national portals to work towards a 'Single Digital Gateway' to create a user friendly information system for citizens and business and (iv) accelerating Member States' transition towards full e-procurement and interoperable e-signatures.*

ドイツ	7	6	0	1	13	0	14	70%
スペイン	7	6	0	2	12	0	14	70%
スウェーデン	7	4	0	2	12	2	14	70%
デンマーク	11	7	0	2	11	0	13	65%
マルタ	12	7	1	1	11	0	12	60%
ラトビア	13	7	2	1	10	0	11	55%
チェコ	13	9	0	2	9	0	11	55%
フィンランド	13	8	1	2	9	0	11	55%
ブルガリア	13	7	0	3	8	2	11	55%
フランス	17	8	2	0	10	0	10	50%
英国	17	5	0	0	10	5	10	50%
ハンガリー	17	9	1	1	9	0	10	50%
ルクセンブルグ	17	9	1	2	8	0	10	50%
ベルギー	17	8	2	3	7	0	10	50%
キプロス	22	9	2	1	8	0	9	45%
ポーランド	23	12	1	0	7	0	7	35%
クロアチア	24	8	0	2	4	6	6	30%
イタリア	25	8	0	0	5	7	5	25%
ルーマニア	26	5	0	0	2	13	2	10%
リトアニア	26	7	0	0	0	13	0	0%
ギリシャ	26	1	0	0	0	19	0	0%
平均		6.3	0.5	1.0	9.8	2.4	10.75	54%

#### 4. 4. 2. 加盟国全体の行動別実施状況

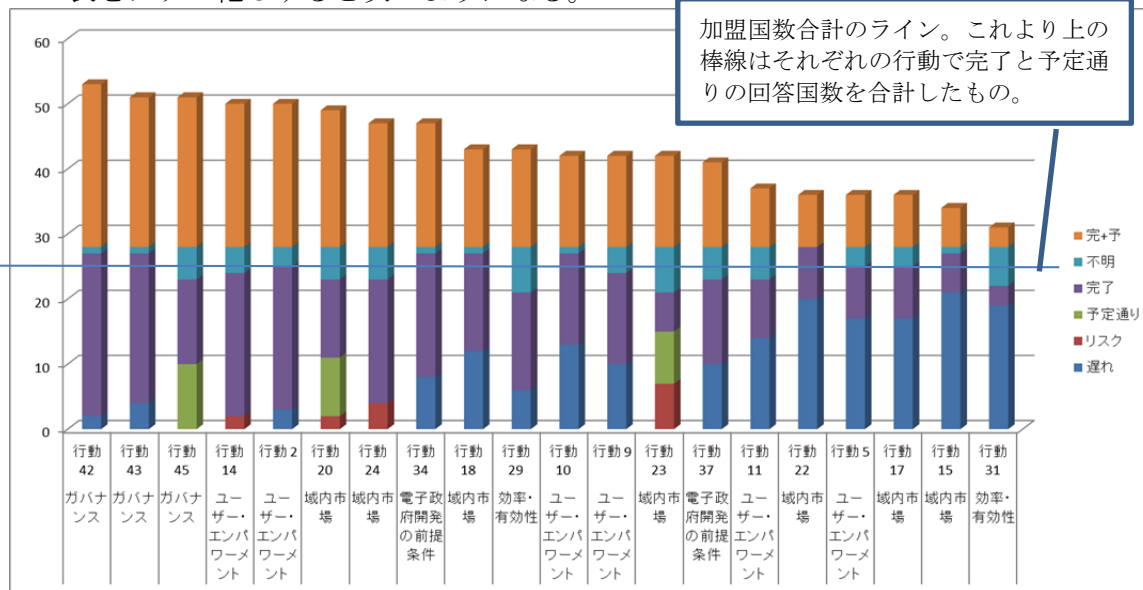
ここでは28カ国からの報告結果を行動ごとに合計して、行動をベースにしたEU全体の傾向を見てみよう。行動の「完了+予定通りの合計」（完+予計）の多い順で並べて行動分野の傾向を見ると、ガバナンスは上位に並ぶが、その他はばらつきが大きいことがわかる。仔細に見るとユーザー・エンパワーメントが域内市場の行動よりやや上になっている。電子政府開発の前提条件は、実施状況の全体的な傾向（4. 2. 表4：加盟国の行動計画の実施状況）でみたとおり、完了度指数で数値換算して平均を取ると、ユーザー・エンパワーメントより少しよい結果となっている。

<表：加盟国全体の行動別実施状況 完+予計順>

分野	行動数 20	遅れ	リスク	予定通 り	完了	不明	完+予計
ガバナンス	行動 42	2	0	0	25	1	25
ガバナンス	行動 43	4	0	0	23	1	23
ガバナンス	行動 45	0	0	10	13	5	23
ユーザー・エンパワーメント	行動 14	0	2	0	22	4	22
ユーザー・エンパワーメント	行動 2	3	0	0	22	3	22
域内市場	行動 20	0	2	9	12	5	21
域内市場	行動 24	0	4	0	19	5	19
電子政府開発の前提条件	行動 34	8	0	0	19	1	19
域内市場	行動 18	12	0	0	15	1	15
効率・有効性	行動 29	6	0	0	15	7	15
ユーザー・エンパワーメント	行動 10	13	0	0	14	1	14
ユーザー・エンパワーメント	行動 9	10	0	0	14	4	14
域内市場	行動 23	0	7	8	6	7	14
電子政府開発の前提条件	行動 37	10	0	0	13	5	13
ユーザー・エンパワーメント	行動 11	14	0	0	9	5	9
域内市場	行動 22	20	0	0	8	0	8
ユーザー・エンパワーメント	行動 5	17	0	0	8	3	8

域内市場	行動 17	17	0	0	8	3	8
域内市場	行動 15	21	0	0	6	1	6
効率・有効性	行動 31	19	0	0	3	6	3

この表をグラフ化しすると次のようになる。



以下では行動の分野ごとに加盟国の実施状況を見ることにする。

#### 4. 4. 3. ユーザー・エンパワーメントの実施状況（加盟国）

加盟国がユーザー・エンパワーメントで求められる行動数は6。指標は13である。

加盟国のユーザー・エンパワーメント分野の行動は以下の6つである。

行動 2 : 2013 年	加盟国は、個人個人に合わせたオンラインサービスを開発する。これには、行政機関との処理の進捗を監視するといった諸機能が含まれる。
行動 5 : 2011 年	加盟国は PSI 再利用指数（複数）について共通のセットに合意する。
行動 9 : 2011 年	委員会および加盟国は、透明性に関する共通目標を自主的に設定し、利用可能な経験を交換する予定である。
行動 10 : 2013 年	加盟国および委員会は、政府の法律・規制、政策、財務に関する情報のオンラインアクセスを提供する予定である。
行動 11 : 2014 年	データ保護指令 95/46/EC に従い、加盟国は、市民に対して、保持される個人データが電子的に利用可能な場合は、市民がそれらに電子的にアクセスできるようにし、そのようなデータが自動的な手段によって処理される時はいかなる場合でも、単純かつ明瞭なやり方で市民に電子的に告知する。
行動 14 : 2011 年 - 2015 年	加盟国、委員会、および議会などの他の代表機関は、パイロットおよびデモンストレーションを行いながら、利害関係者を公共の議論および意思決定プロセスに関与させるサービスを開発するべきである。

加盟国のユーザー・エンパワーメント分野の行動について各国が自主的に回答する質問（指標）は次の通りである。

行動	加盟国への質問（指標）
行動 2	個人にカスタマイズしたサービスを開発したか？
	カスタマイズサービスは複数のチャンネルで利用可能か？
行動 5	公共部門の持つ情報（PSI）再利用指標を使っているか？（もし使っているならどのようなものか？）
	共通の PSI 再利用指標に合意したか？
行動 9	透明性についての目標や指標を用いているか？
行動 10	オープンデータポータルを持っているか？

	オープンデータポータルにあるデータは商用非商用を問わず利用可能か？
	オープンデータポータル、あるいはほかの手段で、法律や規則にオンラインアクセスできるか？
	政策についてオンラインアクセスできるか？
	政府の会計にオンラインアクセスできるか？
行動 11	現存の EU 指令（95/46/EC）のもとで、電子的フォームで第三者が保有している個人データに電子的にアクセスする権利を議会は市民に与えているか？
	現存の EU 指令（95/46/EC）のもとで、個人データが自動的な手段で処理されるときにはいつでも市民に対して電子的に通知される権利を議会は市民に与えているか？
行動 14	利害関係者を公のディベートや意思決定に参加させるサービスを開発したか？もしそうなら、どの分野で諮問（consultation）を行っているか？ オンラインの諮問やディベートで参加者数が一番多い政策分野は何か？

この分野は、加盟国の実施状況の中で完了度指数では3番目に実施が進んでいる分野である。ユーザー・エンパワーメント分野の実施状況について、完+予計に従って加盟国をみてみよう。

完+予計数	国数	国名
5（未完了1）	7	スロバキア、エストニア、フィンランド、アイルランド、ポルトガル、スロベニア、英国
4	7	オーストリア、チェコ、デンマーク、スペイン、ラトビア、マルタ、オランダ
3	6	キプロス、ドイツ、フランス、ハンガリー、イタリア、スウェーデン
2	3	ルクセンブルグ、ポーランド、ブルガリア
1	2	ベルギー、クロアチア
0	3	リトアニア、ルーマニア、ギリシャ

<表 4-1：加盟国の行動計画の実施状況 完+予計順 ユーザー・エンパワーメント>

ユーザー・エンパワーメント (行動数6)	順位	遅れ	リスク	予定通り	完了	報告なし	完+予計	(完+予計)率
スロバキア	1	0	1	0	5	0	5	83%
エストニア	2	1	0	0	5	0	5	83%
フィンランド	2	1	0	0	5	0	5	83%
アイルランド	2	1	0	0	5	0	5	83%
ポルトガル	2	1	0	0	5	0	5	83%
スロベニア	2	1	0	0	5	0	5	83%
英国	2	1	0	0	5	0	5	83%
オーストリア	8	2	0	0	4	0	4	67%
チェコ	8	2	0	0	4	0	4	67%
デンマーク	8	2	0	0	4	0	4	67%
スペイン	8	2	0	0	4	0	4	67%
ラトビア	8	2	0	0	4	0	4	67%
マルタ	8	2	0	0	4	0	4	67%
オランダ	8	2	0	0	4	0	4	67%
キプロス	15	3	0	0	3	0	3	50%
ドイツ	15	3	0	0	3	0	3	50%
フランス	15	3	0	0	3	0	3	50%
ハンガリー	15	3	0	0	3	0	3	50%
イタリア	15	3	0	0	3	0	3	50%
スウェーデン	15	3	0	0	3	0	3	50%
ルクセンブルグ	21	4	0	0	2	0	2	33%
ポーランド	21	4	0	0	2	0	2	33%
ブルガリア	23	2	0	0	2	2	2	33%
ベルギー	23	4	1	0	1	0	1	17%
クロアチア	25	3	0	0	1	2	1	17%
リトアニア	26	1	0	0	0	5	0	0%
ルーマニア	26	1	0	0	0	5	0	0%

ギリシャ	28	0	0	0	0	6	0	0%
平均		2.0	0.1	0.0	3.2	0.7	3.178571	53%

次にユーザー・エンパワーメントの行動ごとに加盟国全体の実施状況を見てみよう。  
一番進んでいる行動は「行動 14：政策決定への市民参加」と「行動 2：個人カスタマイズサービス」である。反対に遅れているのは「行動 5：公共部門情報（PSI）の再利用（共通）指標設定」と「行動 11：個人データのアクセス権と自動処理の電子的被通知権の設定」（特に後者）である。

ユーザー・エンパワーメント (太字は委員会にも求められる行動があるもの)	遅れ	リスク	予定通り	完了	不明	完+予計	順位
行動 2：個人カスタマイズサービス(2013)	3	0	0	22	3	22	1
行動 5：公共部門情報（PSI）の再利用（共通）指標設定(2011)	17	0	0	8	3	8	5
<b>行動 9：透明性共通目標自主設定(2011)</b>	10	0	0	14	4	14	2
<b>行動 10：法律・規制、政策、財務に関する情報のオンラインアクセス(2013)</b>	13	0	0	14	1	14	2
行動 11：個人データのアクセス権と自動処理の電子的被通知権の設定(2014)	14	0	0	9	5	9	6
<b>行動 14：政策決定への市民参加(2011-15)</b>	0	2	0	22	4	22	1

#### 4. 4. 4. 域内市場の実施状況（加盟国）

加盟国が域内市場分野で求められる行動数は 7。指標は 15 である。

域内市場で加盟国が求められている行動は次の 7 つである。

行動 15： 2011 年	加盟国および委員会は、PEPPOL と SPOCS の成果を評価し、持続可能なフォローアップを確実にを行う。
行動 17： 2012 年-2014 年	加盟国は PEPPOL および SPOCS の結果に基づき、国境を越えたサービスを展開すべきである。
行動 18： 2013 年	加盟国は、「第 2 世代」のシングルコンタクトポイントがサービス指令で網羅されている要件や分野を超えて、完結型の電子政府センターとして機能することを確実にする。(26)
行動 20： 2015 年	加盟国は、市民に対し、国境を越えかつ相互運用可能な e デリバリーサービスを提供する。それによって例えば、市民は EU 内のどこでも学び、働き、暮らし、ヘルスケアを受け、引退することができる。
行動 22： 2011 年	加盟国は 2012 年から 2015 年の間に展開される国境を越えた公共サービスのうち主要なものいくつかに合意し、(このサービスが適用される) 適切なライフイベントやステージ(29)を特定する。
行動 23： 2012 年-2015 年	委員会は、結果とソリューションについて加盟国間での調整と再利用を促しつつ、「大規模パイロットプロジェクト」を展開し新規のプロジェクトをスタートさせる加盟国の取り組みを支援し調整する。
行動 24： 2012 年-2015 年	委員会は加盟国および利害関係者と協力して、国境を越えた e 環境サービス(30)を実施する。

この分野（域内市場）の行動について各国が自主的に回答する質問（指標）は次の通りである。

行動	加盟国への質問（指標）
行動 15	PEPPOL に参加してきたか？
	SPOCS に参加してきたか？
行動 17	PEPPOL の結果に基づいて何か国境を越える（別の）サービスを展開したあるいは計画しているか？
	SPOCS の結果に基づいて何か国境を越える（別の）サービスを展開したあるいは計画しているか？
行動 18	シングルコンタクトポイントは、サービス指令で予見されている全てのサービスをカバーしているか？
	全ての行政手続きはシングルコンタクトポイントでできるか？
	シングルコンタクトポイント（PSC）は国境を越えたサービスの提供に役立っているか？
行動 20	市民に対して何か国境を越えたオンラインで相互運用性のあるサービスを提供しているか？ もしそうならいくつか？そのリストを示して欲しい。
	これらのサービスを今から 2015 年の間に提供することを計画しているか？

行動 22	十分練られたニーズに合致する国境を越えたカギとなる公共サービスの優先順位を見極めたか？
	十分練られたニーズに合致する国境を越えたカギとなるサービスの共通のリストを2011年までに合意ないしコミットしたか？
	国境を越えたサービスを実行したか、あるいは、その具体的な計画があるか？
行動 23	すでに大規模パイロットプロジェクト（LSP）を展開したか？
	何か大規模パイロットプロジェクト（LSP）を2015年までに展開する計画はあるか？
行動 24	貴国では INSPIRE（the Infrastructure for Spatial Information in the European Community）指令を完全に国内法化したか？

この分野は、加盟国の実施状況の中で完了度指数では4番目に実施が進んでいる分野である。域内市場分野の実施状況について、完+予計に従って加盟国をみてみよう。

完+予計	国数	国名
7（全完了）	1	オーストリア
6	5	オランダ、ポルトガル、ドイツ、スロバキア、スウェーデン
5	1	スロベニア
4	5	アイルランド、エストニア、マルタ、スペイン、デンマーク
3	5	フィンランド、ルクセンブルグ、ベルギー、ブルガリア、チェコ
2	6	キプロス、フランス、ハンガリー、ポーランド、英国、ラトビア
1	2	ルーマニア、クロアチア
0	3	イタリア、リトアニア、ギリシャ

<表4-2：加盟国の行動計画の実施状況 域内市場完+予計順>

域内市場（行動数7）	順位	遅れ	リスク	予定通り	完了	報告なし	完+予計	（完+予計）率
オーストリア	1	0	0	0	7	0	7	100%
オランダ	2	1	0	0	6	0	6	86%
ポルトガル	2	1	0	0	6	0	6	86%
ドイツ	2	1	0	1	5	0	6	86%
スロバキア	2	1	0	1	5	0	6	86%
スウェーデン	2	0	0	1	5	1	6	86%
スロベニア	7	2	0	0	5	0	5	71%
アイルランド	8	2	1	0	4	0	4	57%
エストニア	8	3	0	0	4	0	4	57%
マルタ	8	2	1	1	3	0	4	57%
スペイン	8	3	0	1	3	0	4	57%
デンマーク	8	3	0	2	2	0	4	57%
フィンランド	13	3	1	1	2	0	3	43%
ルクセンブルグ	13	3	1	1	2	0	3	43%
ベルギー	13	3	1	2	1	0	3	43%
ブルガリア	13	4	0	2	1	0	3	43%
チェコ	13	4	0	2	1	0	3	43%
キプロス	18	3	2	0	2	0	2	29%
フランス	18	3	2	0	2	0	2	29%
ハンガリー	18	4	1	0	2	0	2	29%
ポーランド	18	4	1	0	2	0	2	29%
英国	18	3	0	0	2	2	2	29%
ラトビア	18	3	2	1	1	0	2	29%
ルーマニア	24	2	0	0	1	4	1	14%
クロアチア	24	4	0	1	0	2	1	14%
イタリア	26	4	0	0	0	3	0	0%
リトアニア	26	3	0	0	0	4	0	0%
ギリシャ	26	1	0	0	0	6	0	0%



平均		2.5	0.5	0.6	2.6	0.8	3.25	46%
----	--	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

次に域内市場の行動ごとに加盟国全体の実施状況を見てみると、一番進んでいる行動は「行動20：政策決定への市民参加」と「行動2：個人カスタマイズサービス」である。反対に遅れているのは「行動5：公共部門情報（PSI）の再利用（共通）指標設定」と「行動11：個人データのアクセス権と自動処理の電子的被通知権の設定」（特に後者）である。

域内市場 (太字は委員会にも求められる行動があるもの)	遅れ	リスク	予定通り	完了	不明	完+予計	順位
<b>行動 15：PEPPOL（汎欧州オンライン公共調達）と SPOCS（越境サービス・オンライン簡易手続）の成果を評価、持続可能なフォローアップ（2011）</b>	21	0	0	6	1	6	7
行動 17：PEPPOL および SPOCS の結果に基づき、国境を越えたサービスを展開(2012-14)	17	0	0	8	3	8	5
行動 18：「第2世代」のシングルコンタクトポイントがサービス指令の要件や分野を超えて、完結型の電子政府センターとして機能(2013)	12	0	0	15	1	15	3
行動 20：相互運用可能な市民向けの国境を越えたeデリバリーサービス（例：学習、労働、生活、ヘルスケア、退職）(2015年までに)	0	2	9	12	5	21	1
行動 22：2012～2015年に展開される国境を越えた公共サービスの対象に合意し、適切なライブイベントやステージを特定(2011年までに)	20	0	0	8	0	8	5
<b>行動 23：「大規模パイロットプロジェクト」の既存のもの展開と新たな展開如何(2012-15)</b>	0	7	8	6	7	14	4
<b>行動 24：国境を越えたe環境サービスを実施(2012-15)</b>	0	4	0	19	5	19	2

#### 4. 4. 5. 効率・有効性の実施状況（加盟国）

加盟国が効率・有効性分野で求められる行動数は2。指標は3である。

効率・有効性分野で各国が求められている行動は次の2つである。

行動29： 2011年－ 2013年	委員会は加盟国とともに「ワンス・オンリー」登録原則の実施の経験、および、電子政府サービス提供の主なチャネルとなっている電子的手続きやコミュニケーションの経験についての共有の場を組織する。
行動31： 2013年	加盟国は、電子政府サービスの結果として削減された行政の二酸化炭素排出の削減量を測定するための指標および評価手順を開発し、合意する。

この分野（効率・有効性）の行動について各国が自主的に回答する質問（指標）は次の通りである。

行動 29	「ワンス・オンリー」登録原則の実施の経験を共有したか？
行動 31	電子政府サービスの結果として、貴国の行政での二酸化炭素排出の削減量を測定する方法（指標と評価手続き）を開発したか？ もしそうなら、測定と評価したサービスの例を挙げて欲しい。

この分野は、加盟国の実施状況の中で完了度指数では5番目で一番遅れている分野である。

効率・有効性分野の実施状況について、完+予計に従って加盟国をみてみよう。

完+予計数	国数	国名
2（全完了）	3	アイルランド、オランダ、ポルトガル
1	12	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、ハンガリー、ラトビア、スロベニア
0	13	キプロス、ドイツ、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、スロバキア、スウェーデン、英国、ギリシャ、クロアチア、イタリア、リトアニア、ルーマニア

<表4-3：加盟国の行動計画の実施状況 効率・有効性完+予計順>

効率・有効性 (行動数2)	順位	遅れ	リスク	予定通り	完了	報告なし	完+予計	(完+予計)率
------------------	----	----	-----	------	----	------	------	---------

アイルランド	1	0	0	0	2	0	2	100%
オランダ	1	0	0	0	2	0	2	100%
ポルトガル	1	0	0	0	2	0	2	100%
オーストリア	4	1	0	0	1	0	1	50%
ベルギー	4	1	0	0	1	0	1	50%
ブルガリア	4	1	0	0	1	0	1	50%
チェコ	4	1	0	0	1	0	1	50%
デンマーク	4	1	0	0	1	0	1	50%
エストニア	4	1	0	0	1	0	1	50%
スペイン	4	1	0	0	1	0	1	50%
フィンランド	4	1	0	0	1	0	1	50%
フランス	4	1	0	0	1	0	1	50%
ハンガリー	4	1	0	0	1	0	1	50%
ラトビア	4	1	0	0	1	0	1	50%
スロベニア	15	0	0	0	1	1	1	50%
キプロス	16	2	0	0	0	0	0	0%
ドイツ	16	2	0	0	0	0	0	0%
ルクセンブルグ	16	2	0	0	0	0	0	0%
マルタ	16	2	0	0	0	0	0	0%
ポーランド	16	2	0	0	0	0	0	0%
スロバキア	16	2	0	0	0	0	0	0%
スウェーデン	22	1	0	0	0	1	0	0%
英国	22	1	0	0	0	1	0	0%
ギリシャ	24	0	0	0	0	2	0	0%
クロアチア	24	0	0	0	0	2	0	0%
イタリア	24	0	0	0	0	2	0	0%
リトアニア	24	0	0	0	0	2	0	0%
ルーマニア	24	0	0	0	0	2	0	0%
平均		0.9	0.0	0.0	0.6	0.5	0.642857	32%

次に域内市場の行動ごとに加盟国全体の実施状況を見てみよう。

下表に明らかなように、「行動 29：「ワンズ・オンリー」登録原則の実施の経験の共有」が進んでいるのに対して、「行動 31：電子政府サービスの結果として削減された行政の二酸化炭素排出の削減量測定指標の開発」は進んでいないことがわかる。

効率と有効性 (太字は委員会にも求められる行動があるもの)	遅れ	リスク	予定通り	完了	不明	完+ 予計	順位
<b>行動 29：「ワンズ・オンリー」登録原則の実施の経験の共有 (2011-13)</b>	6	0	0	15	7	15	1
<b>行動 31：電子政府サービスの結果として削減された行政の二酸化炭素排出量削減量測定指標の開発 (2013)</b>	19	0	0	3	6	3	2

#### 4. 4. 6. 電子政府開発の前提条件の実施状況 (加盟国)

加盟国が電子政府開発の前提条件分野で求められる行動数は2。指標は3である。

電子政府開発の前提条件分野で各国が求められている行動は次の2つである。

行動 3 4： 2013 年	この年までに加盟国は自国の相互運用性枠組みを欧州相互運用性枠組み (European Interoperability Framework : EIF) に対して連携をとっているべきである。(34：このアクションは欧州デジタルアジェンダで定義される。)
行動 3 7： 2012 年-2014 年	加盟国は STORK および他の eID 関連プロジェクトの結果に基づき、eID ソリューションを適用し展開する。

この分野（電子政府開発の前提条件）の行動について各国が自主的に回答する質問（指標）は次の通りである。

行動 34	貴国に国家相互運用性枠組みがあるか？
	貴国の相互運用性枠組みは欧州相互運用性枠組みに連携を取っているか？
	貴国の相互運用性枠組みは欧州の公共サービス提供を考慮に入れているか？
行動 37	STORK を元にした eID ソリューションおよびまたはその他の eID 関連のプロジェクトを適用しているか？

この分野は、加盟国の実施状況の中で完了度指数では 2 番目の分野である。

電子政府開発の前提条件分野の実施状況について、完+予計に従って加盟国をみてみよう。

完+予計数	国数	国名
2（全完了）	11	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ドイツ、エストニア、スペイン、クロアチア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン
1	10	キプロス、デンマーク、フランス、ハンガリー、ラトビア、マルタ、スロベニア、スロバキア、イタリア、英国
0	7	チェコ、フィンランド、アイルランド、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ギリシャ

<表 4-4：加盟国の行動計画の実施状況 電子政府開発の前提条件 完+予計順 >

電子政府開発の前提条件(行動数2)	順位	遅れ	リスク	予定通り	完了	報告なし	完+予計	(完+予計)率
オーストリア	1	0	0	0	2	0	2	100%
ベルギー	1	0	0	0	2	0	2	100%
ブルガリア	1	0	0	0	2	0	2	100%
ドイツ	1	0	0	0	2	0	2	100%
エストニア	1	0	0	0	2	0	2	100%
スペイン	1	0	0	0	2	0	2	100%
クロアチア	1	0	0	0	2	0	2	100%
ルクセンブルグ	1	0	0	0	2	0	2	100%
オランダ	1	0	0	0	2	0	2	100%
ポルトガル	1	0	0	0	2	0	2	100%
スウェーデン	1	0	0	0	2	0	2	100%
キプロス	12	1	0	0	1	0	1	50%
デンマーク	12	1	0	0	1	0	1	50%
フランス	12	1	0	0	1	0	1	50%
ハンガリー	12	1	0	0	1	0	1	50%
ラトビア	12	1	0	0	1	0	1	50%
マルタ	12	1	0	0	1	0	1	50%
スロベニア	12	1	0	0	1	0	1	50%
スロバキア	12	1	0	0	1	0	1	50%
イタリア	12	0	0	0	1	1	1	50%
英国	12	0	0	0	1	1	1	50%
チェコ	22	2	0	0	0	0	0	0%
フィンランド	22	2	0	0	0	0	0	0%
アイルランド	22	2	0	0	0	0	0	0%
ポーランド	22	2	0	0	0	0	0	0%
リトアニア	26	1	0	0	0	1	0	0%
ルーマニア	26	1	0	0	0	1	0	0%

ギリシャ	26	0	0	0	0	2	0	0%
平均		0.6	0.0	0.0	1.1	0.2	1.142857	57%

次に域内市場の行動ごとに加盟国全体の実施状況を見てみよう。

下表に明らかなように、「行動 34: 自国と欧州の相互運用性枠組みの連携」は進んでいる。これに対して、「行動 37: eID ソリューションの展開」は相対的に遅れていることがわかる。

電子政府開発の前提条件 (いずれも委員会にも求められる行動がある)	遅れ	リスク	予定通り	完了	不明	完+予計	順位
行動 34: 自国と欧州の相互運用性枠組みの連携 (2013)	8	0	0	19	1	19	1
行動 37: eID ソリューションの展開 (2012-14)	10	0	0	13	5	13	2

#### 4. 4. 7. ガバナンスの実施状況 (加盟国)

加盟国がガバナンスの分野で求められる行動数は3。指標は5である。

ガバナンスの分野で各国が求められている行動は次の3つである。

行動 4 2 : 2012 年	加盟国は、マルメ宣言の政治的優先事項がどのように自国の電子政府戦略に反映されてきたか、またはどのように反映される予定かについて、委員会およびハイレベル専門家組織に情報を伝達する。
行動 4 3 : 2013 年	全ての加盟国は、2013 年までに自国の国家戦略にマルメ宣言の政治的優先事項を盛り込ませる。
行動 4 5 : 2015 年	すべての加盟国は委員会とハイレベル専門家組織にマルメ宣言の政治的優先事項がどのように達成されているかについて情報を伝達する。

この分野 (ガバナンス) の行動について各国が自主的に回答する質問 (指標) は次の通りである。

行動 42	国家電子政府戦略は実施されているか? もしそうなら、戦略へのリンクを教えて欲しい。
行動 43	貴国の国家電子政府戦略はマルメ宣言の政治的優先順位や電子政府行動計画と合致しているか?
行動 45	電子政府行動計画の実施から得られた何らかの教訓を共有できるか? 電子政府行動計画は貴国の国家電子政府政策とその実施に影響を与えたか?もしそうならどんな影響か?

この分野は、加盟国の実施状況の中で完了度指数で見ると一番実施が進んでいる分野である。ガバナンス分野の実施状況について、完+予計に従って加盟国をみてみよう。

完+予計数	国数	国名
3 (全完了)	21	オーストリア、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、フランス、アイルランド、ラトビア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、スペイン、ハンガリー、ルクセンブルグ、スウェーデン、スロバキア
2	3	英国、フィンランド、クロアチア
1	2	イタリア、ルーマニア
0	2	リトアニア、ギリシャ

<表 4-5 : 加盟国の行動計画の実施状況完了度指数順 ガバナンス>

ガバナンス(行動数3)	順位	遅れ	リスク	予定通り	完了	報告なし	完+予計	(完+予計)率
オーストリア	1	0	0	0	3	0	3	100%

チェコ	1	0	0	0	3	0	3	100%
ドイツ	1	0	0	0	3	0	3	100%
デンマーク	1	0	0	0	3	0	3	100%
エストニア	1	0	0	0	3	0	3	100%
フランス	1	0	0	0	3	0	3	100%
アイルランド	1	0	0	0	3	0	3	100%
ラトビア	1	0	0	0	3	0	3	100%
マルタ	1	0	0	0	3	0	3	100%
オランダ	1	0	0	0	3	0	3	100%
ポーランド	1	0	0	0	3	0	3	100%
ポルトガル	1	0	0	0	3	0	3	100%
スロベニア	1	0	0	0	3	0	3	100%
ベルギー	14	0	0	1	2	0	3	100%
ブルガリア	14	0	0	1	2	0	3	100%
キプロス	14	0	0	1	2	0	3	100%
スペイン	14	0	0	1	2	0	3	100%
ハンガリー	14	0	0	1	2	0	3	100%
ルクセンブルグ	14	0	0	1	2	0	3	100%
スウェーデン	14	0	0	1	2	0	3	100%
スロバキア	14	0	0	1	2	0	3	100%
英国	22	0	0	0	2	1	2	67%
フィンランド	22	1	0	1	1	0	2	67%
クロアチア	22	1	0	1	1	0	2	67%
イタリア	25	1	0	0	1	1	1	33%
ルーマニア	25	1	0	0	1	1	1	33%
リトアニア	27	2	0	0	0	1	0	0%
ギリシャ	28	0	0	0	0	3	0	0%
平均		0.2	0.0	0.4	2.2	0.3	2.535714	85%

次にガバナンスの行動ごとに加盟国全体の実施状況を見てみよう。

下表に明らかなように、いずれも加盟国においてマルメ宣言がどう扱われているかの状況に関する活動であり、行動 45 の予定を含むものも加えて比較的順調に進んでいるといえよう。<sup>19</sup>

ガバナンス	遅れ	リスク	予定通り	完了	不明	完+予計	順位
行動 42：マルメ宣言の国家電子政府計画に対する反映状況の報告 (2012)	2	0	0	25	1	25	1
行動 43：国家戦略の中でのマルメ宣言の政治的優先事項の盛り込み (2013)	4	0	0	23	1	23	2
行動 45：マルメ宣言の政治的優先事項の各国電子政府計画・実施への影響報告 (2015)	0	0	10	13	5	23	3

<sup>19</sup> 各国の回答を子細に見れば、電子政府行動計画の実施についての教訓を加盟国で共有できるかとの問いに対して、Yes が 13 か国に留まり、No が 7 か国、回答なしが 8 か国というのは気になるところである。

## 5. ベルギーに見る電子政府の基盤（事例）

電子政府開発の前提条件は、電子政府がスムーズに機能するための基盤を整えることである。先に見たように、欧州電子政府行動計画にみる電子政府開発の前提条件は、①加盟国は自らの相互運用性枠組を欧州相互運用性枠組（EIF）に連動させること、②加盟国は STORK などのプロジェクトの結果を踏まえて国内で eID ソリューションを適用し展開すること、③欧州委員会は、将来の革新的な電子政府のために、SOA やクラウドといった革新的技術の適用を研究し加盟国に提言することなどであるが、これらを先進的に進めてきた国の 1 つがベルギーである。ベルギーは加盟国に求められている以上の前提条件の行動（①と②）の実施が完了している一位グループ（11 カ国）に属しており、また③に関しても欧州委員会が行なった研究の中で先進事例として SOA の基礎となるベルギー政府が展開している FSB（詳細は後述）が取り上げられている。

また、2015 年 2 月に当研究所と東京大学公共政策大学院の共催で行った第 10 回仮想政府セミナーで紹介したベルギー政府情報通信技術サービス省（the Federal Public Service for Information and Communication Technology (FEDICT)）が関連する取組でもあり、この章では電子政府の基盤の事例として、ベルギー政府の活動を紹介したい。なお、加えてベルギーの特徴は、EU の縮図ともいわれる多言語性の中での統一的な電子政府を進めていることも忘れてはならない。

### 5. 1. ベルギーの基本情報

ベルギーは欧州のほぼ中央に位置する国王を抱く連邦制の国家で、中央の連邦政府のもと、行政地域と言語共同体が併存する複雑な行政体制をとっている。多言語国家で常に分裂の要素をはらみ EU の縮図といわれている。そして、その首都ブラッセルには EU の執行機関の欧州委員会がある。<sup>20</sup>

## ベルギー王国



ベルギーのデジタル社会経済基礎情報<sup>21</sup>は次の通りである。

人口	約 11,161.6 万人	(2013 年)
面積	約 3.0 万 k m <sup>2</sup>	
GDP	395,262 百万ユーロ	(2013)
一人当たり GDP	3 万 5 千ドル	(2013)
インターネット普及率(家庭)	80%	(企業) 97% (2013)
ブロードバンド普及率(家庭)	79%	(企業) 95% (2013)

<sup>20</sup> ベルギーの政治や歴史の概説には、松尾 秀哉著「物語 ベルギーの歴史 - ヨーロッパの十字路」(中公新書)、2004 年が参考になる。

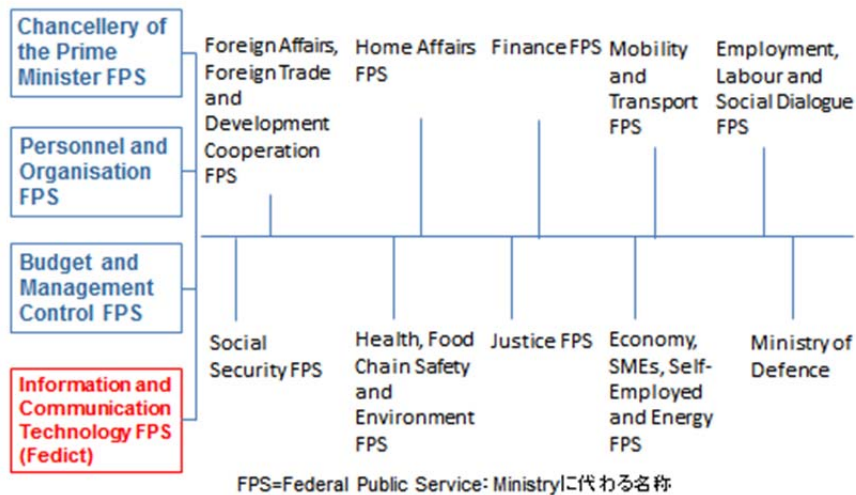
<sup>21</sup> ベルギー電子政府ファクトシート 2014 年より (なお、GDP は同ファクトシート 2015 年版から 出所:本報告書付属 1 の資料と同じ)

オンライン物品購入(過去3ヵ月 個人)	36%	(2013)
オンラインでの公的サービス利用状況		
情報の入手	(個人)41% : (企業)77%	(2013)
書式ダウンロード	(個人)26% : (企業)72%	(2013)
記入済書式送信	(個人)32% : (企業)74%	

## 5. 2. ベルギー政府情報通信技術サービス省 (FEDICT) の紹介

情報通信技術サービス省 (FEDICT) は、「コペルニクス改革」といわれたベルギー政府の大規模な行政改革の一環として全体を再編した際に設立された横串省の1つである。この改革では全体を横串省4省と縦串省10省に再編して、行列(マトリクス)型の組織構造にした。そして、各省の名称には防衛省を除き Ministry を使わず、代わりに Public Service を使って公務員の意識改革を図った。<sup>22</sup> 情報通信技術サービス省の英文正式名称が the Federal Public Service for Information and Communication Technology であるのはこの所以である。

## ベルギー政府の組織 ～横串と縦串マトリクス～



### 5. 2. 1. FEDICT の組織と業務

FEDICT の専門スタッフは 70 名である。FEDICT の業務は以下の図にあるように、FEDICT コア業務、シェアードサービス業務、それと民間人材リクルート業務の 3 分野ある。スタッフの人数からわかるようにメインはコア業務である。

<sup>22</sup> <http://www.oecd.org/gov/regulatory-policy/45424119.pdf>

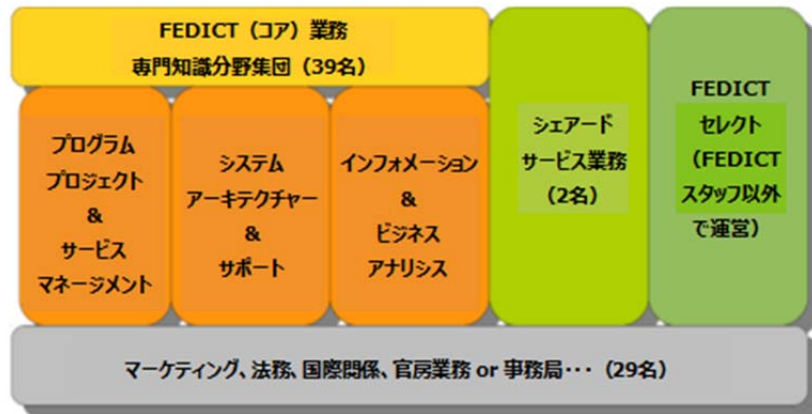
<http://www.congresafsp2009.fr/sectionsthematiques/st45/st45.jorisdevisschermontuelle.pdf>

現在の組織は、

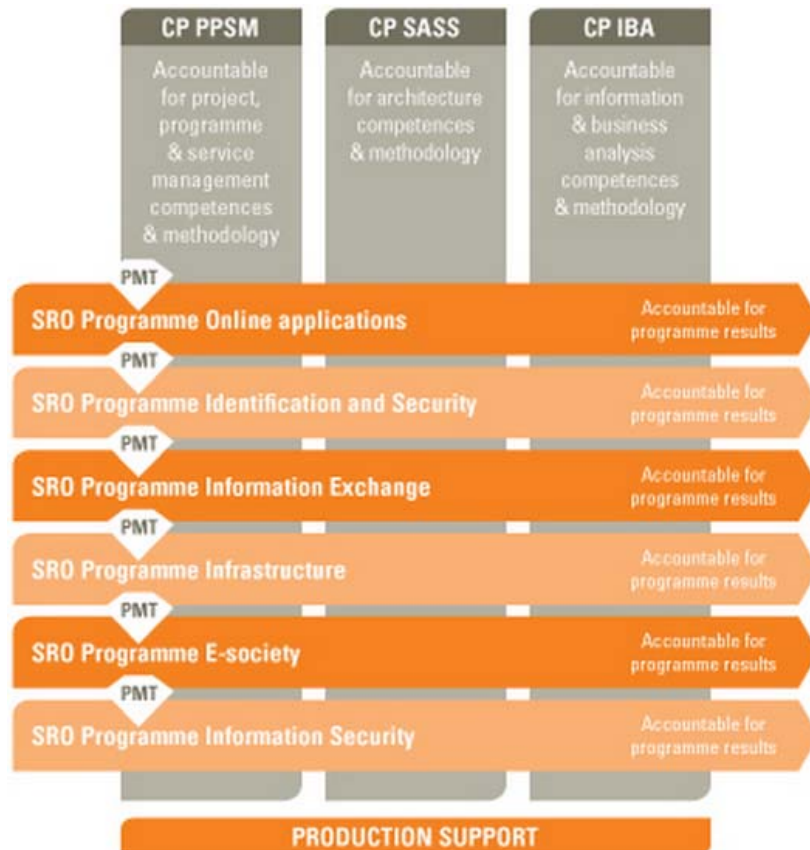
[http://www.belgium.be/en/about\\_belgium/government/federal\\_authorities/federal\\_and\\_planning\\_public\\_services/](http://www.belgium.be/en/about_belgium/government/federal_authorities/federal_and_planning_public_services/) 参照。

# FEDICT 業務分野

～専門スタッフ数70名～



このコア業務について、下図では FEDICT の専門知識集団プール（縦串）と進行中のプログラム（横串）のマトリクスで示してある。



この図で縦串の3分野は、FEDICT の業務分野の図のコア業務で内容は次の通りである。<sup>23</sup>

- CP PPSM プログラム、プロジェクト、サービスマネージメントの専門家集団 (18名)
- CP SASS システムアーキテクチャ、標準、支援の専門家集団 (13名)
- CP IBA 情報・業務分析の専門家集団 (8名)

<sup>23</sup> FEDICT の AN ORGANISATION IN MOTION より。[http://www.fedict.belgium.be/en/over\\_fedict/Mission\\_and\\_aims/](http://www.fedict.belgium.be/en/over_fedict/Mission_and_aims/)  
ただし人数は FEDICT Activity report 2013 より  
[http://www.fedict.belgium.be/en/over\\_fedict/downloads/activiteitenrapporten/](http://www.fedict.belgium.be/en/over_fedict/downloads/activiteitenrapporten/)



一方横串の進行中のプログラムは以下の6つである。それぞれのトップはSRO (senior responsible owner) と呼ばれプログラムの責任者であり、局長ないし議長である。<sup>24</sup>

- オンラインアプリケーション
- ID とセキュリティ
- 情報交換
- インフラストラクチャ
- E-society
- 情報セキュリティ

### 6. 2. 1. 1. FEDICT Select (民間人材のリクルート)

人材リクルート業務はFEDICT業務の中でも特殊な機能である。背景はFEDICTが創設された当初、不足する専門家を民間からリクルートするため、非営利組織の法定リクルート機関が設立されたのが始まりで2007年にその運用がFEDICTに移管されている。現在では、FEDICTのみならず他の政府機関も含めて200名がこの仕組みで政府のICT専門家として就業している。<sup>25</sup>

### 5. 3. FEDICT コア業務の取組方針

ここでは歴史的にコア業務の取組方針がどう変化してきたかを紹介する。FEDICTの設立当初は、電子政府の環境整備について次のような5分野の積み上げ方式を取っていた。

	対象分野 (ブロック)	内容
1	ネットワーク環境	FedMAN (Federal Metropolitan Area Network) と呼ばれる連邦政府のネットワーク環境作り
2	トランザクション環境	連邦サービスバス (FSB) すなわち真正のデータソース (国民登録 <sup>26</sup> 、企業用クロスロードバンク、社会保障用クロスロードバンク) と市民・企業・公務員用電子政府アプリケーションの間の効果的で簡素なデータフローに用いられるウェブサービスプラットフォームの提供
3	アクセスとアプリケーション環境	異なったアプリケーション間のコミュニケーションを可能にする数々のコンポーネントを含む連邦ポータル整備
4	セキュリティ環境	ユーザー管理、連邦トークン、最も重要なeIDを含むセキュリティ環境整備
5	情報の環境	国民登録、企業用クロスロードバンク、社会保障用クロスロードバンクなどの真正のデータソースの整備 (他組織のサポート)

一方、この土台の上に、FEDICTは電子政府のアプリケーションやICTのイノベーション・ナレッジの基地としてのベルギーの国際的売り込みにも力を注いできた。

FEDICTは以上のような取り組みの基礎を固めた上で、最近の重要な変化として次第に、市民、他の省庁、ビジネスといった顧客のデマンドや要求を元にして運用をする姿勢に変えてきている。この変化は焦点の大きなシフトに伴ったものであった。すなわち現在は単に開発対象分野の積み上げや技術的なサポートよりも「サービスの提供」に力点を置いて取り組んでいる。<sup>27</sup> この考え方はサービスオリエンテッドアーキテクチャ (SOA) の概念を取り入れて、電子政府開発環境の整備をしてきたFEDICTの取組方針の延長線上にあり、自然の流れといえよう。

<sup>24</sup> SROという制度は英国政府が2001年に導入した業務統括責任者と同じ。

ベルギー政府の制度の説明は、FEDICT Activity report 2008 参照。

[http://www.fedict.belgium.be/en/over\\_fedict/downloads/activiteitenrapporten/](http://www.fedict.belgium.be/en/over_fedict/downloads/activiteitenrapporten/)

<sup>25</sup> FEDICT Activity report 2010

[http://www.fedict.belgium.be/en/over\\_fedict/downloads/activiteitenrapporten/](http://www.fedict.belgium.be/en/over_fedict/downloads/activiteitenrapporten/)、

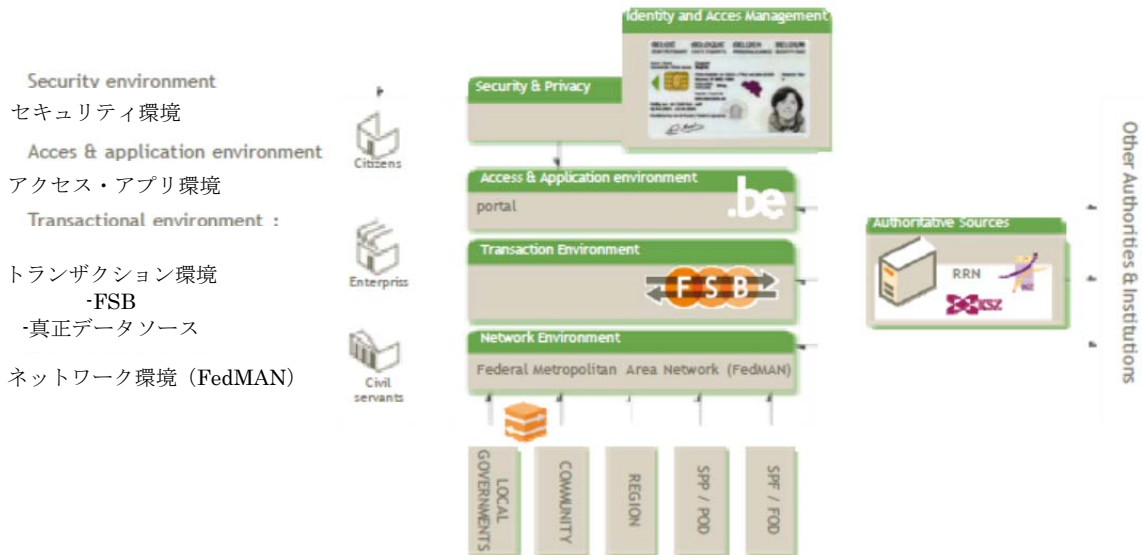
<http://www.fedictselect.be/en/about-fedict-select>

<sup>26</sup> 内務省所管

<sup>27</sup> FEDICT Activity report 2011 より

[http://www.fedict.belgium.be/en/over\\_fedict/downloads/activiteitenrapporten/](http://www.fedict.belgium.be/en/over_fedict/downloads/activiteitenrapporten/)

以上からベルギー政府のアーキテクチャを図示すると次のようになる。<sup>28</sup>



(出典)第 10 回仮想政府セミナーでのフランク・レイマン氏講演資料より

#### 5. 4. FSB (Federal Service Bus) の導入による相互運用性の確保

FEDICT の進めるベルギー政府のアーキテクチャは上図に示されているように、トランザクション環境で Enterprise Service Bus (ESB) のベルギー政府版 FSB (Federal Service Bus) を導入して、相互運用性を確保しているのが特徴的である。2010 年に欧州委員会が委託して行った調査、“Study of cloud and service oriented architecture for e-government” でも EU 域内の先進的な事例の 1 つとして取り上げられている。<sup>29</sup> 以下では、この調査も参考にしながら FSB を中心に見ていこう。

ところで、ESB は大規模なシステムを構築する際のアーキテクチャの概念である Service Oriented Architecture (SOA) のインフラとなる部分である。SOA の特徴は、①サービスを提供する複数のビジネス機能システムの存在 (例えばデータストア機能、抽出機能といった簡単なものから、顧客の注文に応じたビジネスプロセスという複雑なものまで)、②それらをつなぐ相互運用性を確保する ESB インフラ、③疎結合を前提にしたシステム設計である。

この SOA の利点は、例えば個人データを複数の機関でそれぞれに持つ必要はなく、一カ所の真正データベースに、それが必要な機関がアクセスして取りに行くといった最適化が可能となることである。

この SOA の運用には、最初に全てを揃えて密結合で設計した統合されたシステムを利用するのは違って、交響楽団の指揮者のように開発から運用まで常に全体に目配りする優れたガバナンス機能が必要である。密結合で設計したシステムは幾つもの部品が不可分に一体化している機械のようなもので、変更が必要となるときに柔軟な対応ができない。その代わりに部品同士が隙なく緻密に連携するため、システム自体の性能は高度にあげることも可能である (密結合はこれまで従来の一般的なシステム開発スタイルである。ただ、状況によっては必要以上の性能を実現している場合もある)。

一方、疎結合で設計したシステムは、独立性の高い部品 (サブシステム) が機能を提供してそれらが ESB でゆるやかにつながって全体システム (SOA のアーキテクチャ) を構成する。ESB を介した連携は密結合システムの場合に比べて相対的に可変性が高く、環境の変化に柔軟に対応しやすいし、データ管理もわかりやすいということになる。

このような疎結合の利点を引き出すためには、全体の動きを正確に把握し、個々のシステムに適時に適確な指示を出せるようなガバナンス機能が欠かせない。と同時に、オーケストラの各楽器に相当する末端の機能のほうも、提供するサービスへの敏感度と柔軟度が増すので、現場での日頃の対応能力 (オーケストラの楽器の優れた演奏者) が一層求められる。ベルギー政府はこの点でも優れた組織対応をしている。すなわち、指揮者に相当するポジションとして FEDICT を設立し、FEDICT を含めて

<sup>28</sup> 欧州委員会委託調査、“Study of cloud and service oriented architecture for e-government”, 2011  
<http://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/study-cloud-and-service-oriented-architectures-e-government-smart-2010-0074-%E2%80%93-final-report>

<sup>29</sup> 欧州委員会委託調査、“Study of cloud and service oriented architecture for e-government”, 2011  
<http://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/study-cloud-and-service-oriented-architectures-e-government-smart-2010-0074-%E2%80%93-final-report>

関係省庁には民間の優れた人材を登用する仕組みを設けている。

#### 5. 4. 1. SOA の政府にとっての利点

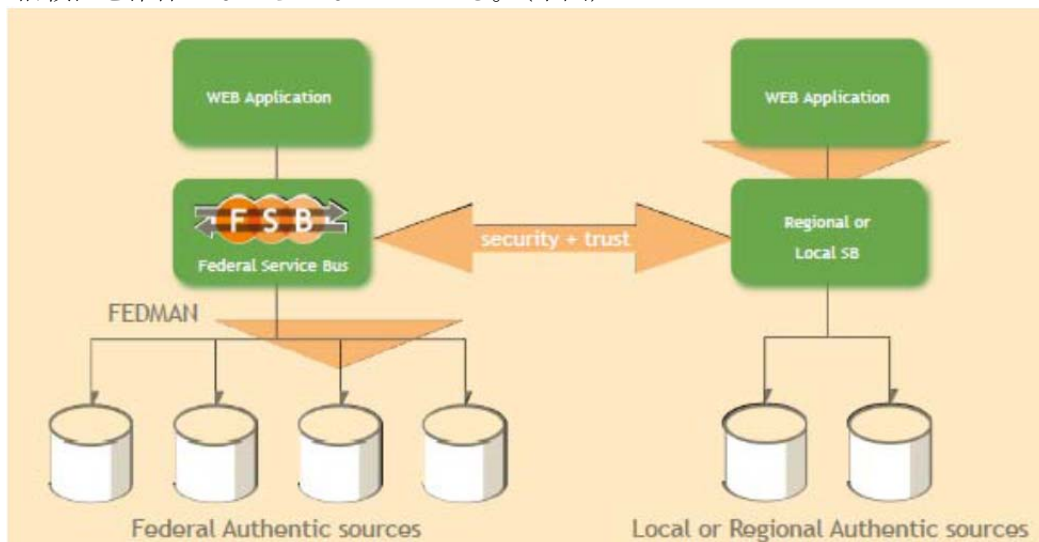
ベルギー政府のように、政府全体のアーキテクチャを SOA の概念で構築することの利点は、異なった組織にまたがるシステムをサービスと捕らえて、それを ESB で確保された相互運用性でつなぎ合わせ、比較的柔軟かつ迅速に市民や企業の求める公共サービスを提供しやすくなることである。その際に、国民登録などの真正のデータソースの ESB を介した共同利用も当然視野に入る。

#### 5. 4. 2. SOA の政府にとっての課題

##### (1) 技術的な課題

SOA は放っておけば、多数 (n 個) のサービスどうしが n-n 結合をしかねず、個々のサービスの数が増えるほど、結合数は幾何級数的に増大する。そこで考えられたのが、SOA の概念の中に、中心となる結節点を設けて、各省は ESB (FEDICT はこれを FSB と呼称) という仕組みでここを介して他省のサービスにつなげていくことにしている。これで全体の結合数は n 個で済むことになる。もちろんこれを支える ESB の標準化、サービスカタログの整備やガバナンスの強化が不可欠で、FEDICT はその機能も持っている。また、各省がどのようなサービスを持っているかの包括的なカタログも用意する必要がある。FEDICT では、各サービスについての説明、機能、SLA 内容、契約先のカタログを用意している。

一方地方政府もそれぞれの ESB を構築してこの仕組みに参加し、FEDICT の提供する FSB とセキュリティと信頼性を確保しながらつながっている。(下図)



(出典) 第10回仮想政府セミナーでのフランク・レイマン氏講演資料より

#### 5. 4. 3. FSB の発達の歴史と必要な法整備

FSB上では当初社会保障の分野のごく少数のサービスが始まったようであるが、2011年時点では53のサービスが利用可能である。その例としては、eBirth (病院関係者による出生登録)、社会保障庁の提供するCrossroad Bank for Social Security (CBSS)、FEDICTが提供しこのアーキテクチャ上に置かれているなどがある。特にCBSSの開発には、ベルギーのバラバラの社会保障システム (中央、地方を入れて3000もの官民のアクターが存在) の問題を先立って解決する必要があった。

以上を進めるにあたって、ベルギー政府は所要の法整備が必要であった。1つは、情報セキュリティ、情報交換のオーソライズそれに苦情処理をする独立監督機関の設立と関与する各組織での情報セキュリティ部局の設立である。もう1つは、情報取扱者側の義務と自己のデータが処理される個人の権利の特定である。情報取扱者側の義務には、データの質の関する原則、合法的なデータ処理、センシティブデータの処理規則、機密性とセキュリティ、個人データの通知などがある。情報を処理される個人の権利としては、情報へのアクセス、修正、抹消、ブロック、法的救済などである。

さらに、電子的にサービスを提供するための統合された情報マネジメントを組織化する法的な枠組が必要であった。すなわち、共通ID鍵の利用の義務、異なった関係者の権利と義務についての協力、許可、義務に関する組織的な原則の確立である。あわせて、データ保護と電子署名の法的認識と一体の法的責任の確立であった。

このような法的責任を含む整備には、関連する民間企業に社会的な便益を与える法整備も含まれて

いた（例：電話での手続きで、公的書類を提示する義務の代わりに通信会社がCBSSに直接アクセスしてサービスを提供する場合に電話代を安くするなど）。<sup>30</sup>

ベルギー政府は業務の改革にも熱心で、首相府にベルギー業務簡素化庁（” The Belgian Agency for Administrative Simplification (ASA/DAV)”）をおき、eDepotという起業手続きサイトなどの各種の電子政府プロジェクトの法的なガイダンスをしている（技術的なガイダンスはFEDICTが行う）。この業務簡素化庁は小規模の電子システムをパイロット的にテストし、影響を評価して、結果がよければマニュアルのシステムから移行するのに必要な法的修正が行われる。業務簡素化庁が提供するハイレベルの政治的サポートは、法的修正や新たなアプリケーションを可能にし、公的サービスとFSBのアーキテクチャを支える基盤となっている。業務簡素化庁は例えば、eDepotをサポートして、ベルギー公証役場連盟、FEDICT、国民登録（データベース）、ベルギー企業データベース、財務省、ベルギー官報を含む数多くの関係機関の協力を取り付け、これらの機関は業務簡素化庁を調停役として、協働合意書にサインしている。このことは新しい業務の進め方への組織的、人的マインドセットの変化が明確に必要なことを示している。このような人的要素を考慮にしっかり入れてデジタル時代の手続きの設計をすべきで、その際に紙時代の方法への逆インセンティブを課すなどの誘因も考慮に入れたほうが必要な場合もある。<sup>31</sup>

## 5. 5. eID の導入による公共サービスのパーソナル化

電子政府の開発基盤のもうひとつは、eID の導入である。デジタルにつながったヴァーチャルな社会で個人（や組織）を電子的に識別することは、一人ひとりの行政との手続きがパーソナル化され容易になる基盤でもある。このためのインフラストラクチャとして、eID の整備が各国において進められてきた。もちろんその際に各国共通の課題は、個人のプライバシーをどう守るか、セキュリティをどう確保するか、同時に使い勝手の良いシステムにするにはどうすればよいかといった課題がある。日本ではマイナンバーの導入が 2015 年秋に始まる。また、英国では導入が進んでいた ID カードの廃棄が 2010 年に決まったが、デジタル的な個人の識別はどうしても必要であるので、最近では民間の仕組みを利用した identification assurance が導入されようとしている。<sup>32</sup>

以下では欧州で最初に国民全員に電子個人識別カードの導入に踏み切ったベルギーの eID についてその概略を説明する。<sup>33</sup>

- ・管理組織 内務省（技術面は FEDICT が Certification などの支援）
- ・経緯 法定の国民登録制度が内務省の元で 1983 年から実施され、コンピュータで利用する国民番号は整備されて、個人には紙の ID が配布されていた。これをスマートカードの eID カードに置き換えて 12 歳以上の全国民に配布するプロジェクトが 2001 年に閣僚会議で承認され、2003 年に幾つかの自治体で試験的に導入され 2009 年末に全国民（約 800 万）に配布が完了した。この eID カードは 5 年で有効期限が切れるもので、第 2 段階のカードが 2010 年から始まっている。なお外国人用は子供用の eID カードは任意であるが 2009 年夏から設けている。
- ・用途 市民対行政だけでなく、市民対市民、市民対企業でも利用可能である。
- ・機能 個人の認証用 (Authentication) と電子署名用 (eSignature)
- ・所要資金 eID カード配布 250 百万ユーロ。なおシステム全体費用は不明。
- ・課題 ベルギーの eID は単一の識別番号を変換なく eID を利用する全てのシステムで使うので、技術的にはオーストリアなどの方式に比べてプライバシーへの配慮が少ないものであったが、そもそも紙の ID が配布されそれが個人の確認に使われていたことから、eID 自体は比較的問題なく配布され

<sup>30</sup> この部分は “Study of cloud and service oriented architecture for e-government” にあり、原文は以下の通り。”  
The amendment made it possible for citizens entitled to additional social benefits (such as lower tariffs for phone use) to more easily acquire these by avoiding the obligation to show official documents themselves and instead allow the organisation providing services ( for example, the telecom companies) to directly access the CBSS.”

<sup>31</sup> “Study of cloud and service oriented architecture for e-government” , PP55-56

<sup>32</sup>

<https://identityassurance.blog.gov.uk/2015/05/14/the-next-6-months-services-that-plan-to-start-using-gov-uk-verify-2/>

<sup>33</sup> <http://www.kuleuven.be/english/services/insurances/sis-card>、  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai2/siryou4\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai2/siryou4_1.pdf)、  
<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/260318siryoy3-2.pdf>

た。

このように eID カードの配布自体は比較的問題なく進んだが、その利用となると停滞しているとみられている。2009 年時点でのベルギーの研究者の資料によれば次の通りである。<sup>34</sup>

(1) 政府での利用に当たっての課題は、大別して以下の 4 つの課題があった。

- ①ベルギー政府（中央と地方）の複雑な構造によるマイナスの影響。個人の識別管理は中央で集約されているが、電子政府の実際の適用は地方自治体が主流で、しかも中央から命令を出せるわけではないので、地域ごとにばらばらのサービスが開発された。
- ②ユーザーが eID カードを利用するには、ソフトウェアの複雑なインストール手順が必要であった。（最近では、インストール手順は自動化されている）
- ③さらに eID カードを利用するユーザーにとって、カードの情報を読み取るカードリーダーが必要でこのリーダーの普及率が低い。このため途中経過として、2003 年に Tax-On-Web 用にカードリーダーを必要としない 24 桁のコードが書いてある Federal Token を配布した。
- ④そして、eID カードが利用可能な電子政府サービスの情報が少なかった。

(2) 一方民間での利用は、個人のプライバシーへの懸念から政府のプライバシー保護委員会で厳格に運用されていて利用は簡単ではない。ただ、長年の懸案であった健康保険（SIS）カードと eID カードへの統合は 2014 年から実施されている。

---

<sup>34</sup> “The Belgian e-ID and its complex path to implementation and innovational change”、2010.  
[http://download-v2.springer.com/static/pdf/586/art%253A10.1007%252Fs12394-010-0042-2.pdf?token2=exp=1432828190~acl=%2Fstatic%2Fpdf%2F586%2Fart%25253A10.1007%25252Fs12394-010-0042-2.pdf\\*~hmac=2d0c32e14828b73cc204eac80d992720f3298b50ef72121446bae16e84c14546](http://download-v2.springer.com/static/pdf/586/art%253A10.1007%252Fs12394-010-0042-2.pdf?token2=exp=1432828190~acl=%2Fstatic%2Fpdf%2F586%2Fart%25253A10.1007%25252Fs12394-010-0042-2.pdf*~hmac=2d0c32e14828b73cc204eac80d992720f3298b50ef72121446bae16e84c14546)

## 6. デジタル経済社会指標と電子政府化指標 2015 概略

この章では、電子政府だけでなく経済社会のデジタル化の状況の中での電子政府の進展の状況を見ることとする。電子政府だけが独立して進むということは困難で、電子政府はその国の経済社会全体のデジタル化と何らかの関連性を持ちつつ進展するからである。幸い、欧州委員会は加盟国のデジタルパフォーマンスの状況を表す「デジタル経済社会指標 (The Digital Economy and Society Index (DESI))」を開発して公表<sup>35</sup>している。これは、①ブロードバンドのインフラストラクチャの普及 (重み 25%)、②人のデジタルスキル (重み 25%)、③社会のインターネット活用 (重み 15%)、④企業におけるデジタル技術活用 (重み 20%)、⑤公共サービスのデジタル化 (重み 15%) の 4 つの分野について、指標化をしてこれらに一定の重みをつけて統合した指標である。

基本的な考え方としては、下部構造として①の通信インフラの整備、②デジタル技術を利用する人の使いこなすスキルの向上 (これは普通の人々のスキルとデジタル技術の専門家の厚みで構成) をデジタル時代の社会的インフラとして重視し、その上部構造として、③、④、⑤が花開くという構成となっている。上部構造の中では、EU の国際競争力の観点から④にややウェイトを多くしてある。重み的には下部構造計で 50%、上部構造計で 50%になっている。

以下は 2015 年 2 月に欧州委員会が発表したデジタル経済社会指標 (DESI) の結果に基づく分析である。まず、DESI の EU 全体の結果を示すと次のとおりであった。

EU 全体のデジタル経済社会指標の結果 (2015 年 2 月公表データより計算)	満点 (重み)	平均	平均/満 点	標準偏差	変動係数 (注)
総合指数	100	47.59	0.47	9.87	0.21
ブロードバンド普及度 (下部構造)	25	13.78	0.55	2.86	0.21
人のデジタルスキル (下部構造)	25	13.3	0.54	3.29	0.25
社会のインターネット活用 (上部構造)	15	6.52	0.51	1.23	0.19
企業のデジタル技術活用 (上部構造)	20	6.88	0.33	1.82	0.27
公共サービスのデジタル化 (上部構造)	15	7.11	0.37	2.59	0.36
(注) 変動係数は標準偏差を平均値で割った値で 28 カ国のそれぞれの指数のばらつき度合いを表す。					

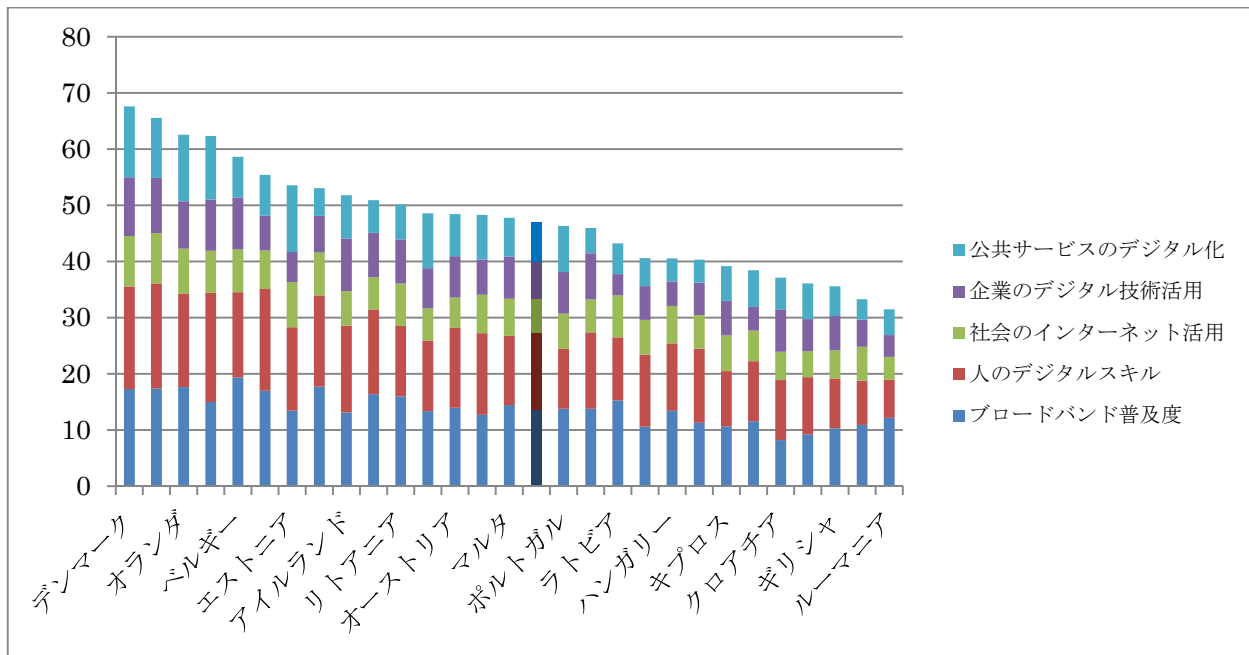
これで見ると、下部構造に比べて上部構造のほうが獲得点数 (平均/満点) も相対的に悪く、中でも企業のデジタル活用が一番遅れ、ついで公共サービスのデジタル化となっている。28 カ国のばらつき度合い (変動係数) では、公共サービスのデジタル化のばらつきが一番大きく、ついで企業のデジタル利用技術、人のデジタル化となっている。一方、社会のインターネット活用のばらつき度合いが一番少ない結果となっている。

本報告書では、全体動向の概観と公共サービスのデジタル化の中の電子政府関連を取り出して内容を示す。

### 6. 1. デジタル経済社会指標 (DESI) - 全体動向の概観

2015 年 2 月に発表した DESI 指標を図と表で示すと次のようになる。上位 5 カ国を見ると、デンマーク、スウェーデン、オランダ、フィンランド、ベルギーと北欧とルクセンブルグを除くベネルックス 2 カ国が並んでいる。先進 7 カ国のメンバーは英国 6 位、ドイツ 10 位、フランス 14 位、イタリア 25 位となっている。なお、最高得点の国 (デンマーク) と最低得点の国 (ルーマニア) では指数で、2.1 倍の開きがある。

<sup>35</sup> <http://ec.europa.eu/digital-agenda/en/digital-economy-and-society-index-desi>

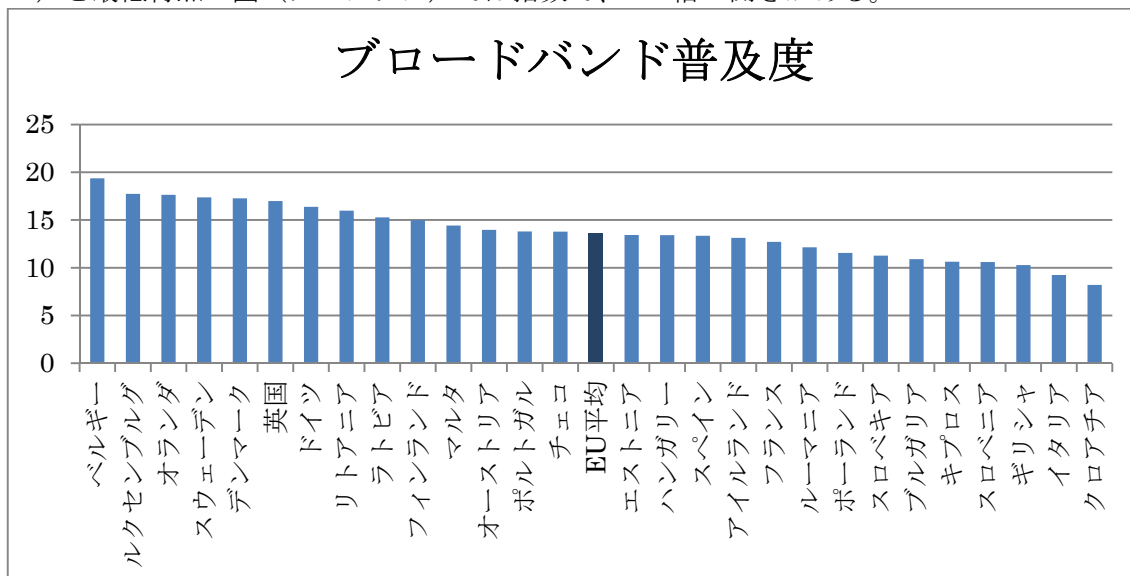


1	<u>デンマーク</u>	0.68	11	リトアニア	0.5	20	ハンガリー	0.41
2	<u>スウェーデン</u>	0.66	12	スペイン	0.49	21	スロバキア	0.4
3	<u>オランダ</u>	0.63	13	オーストリア	0.48	22	キプロス	0.39
4	<u>フィンランド</u>	0.62	14	フランス	0.48	23	ポーランド	0.38
5	<u>ベルギー</u>	<b>0.59</b>	15	マルタ	0.48	24	クロアチア	0.37
6	英国	0.55	EU 平均		0.47	25	イタリア	0.36
7	エストニア	0.54	16	ポルトガル	0.46	26	ギリシャ	0.36
8	ルクセンブルク	0.53	17	チェコ	0.46	27	ブルガリア	0.33
9	アイルランド	0.52	18	ラトビア	0.43	28	ルーマニア	0.31
10	ドイツ	0.51	19	スロベニア	0.41	下線：DESI 高パフォーマンス国		

以下、総合指標を構成する4つの分野ごとの指標の結果を見てみよう。

① ブロードバンド普及度

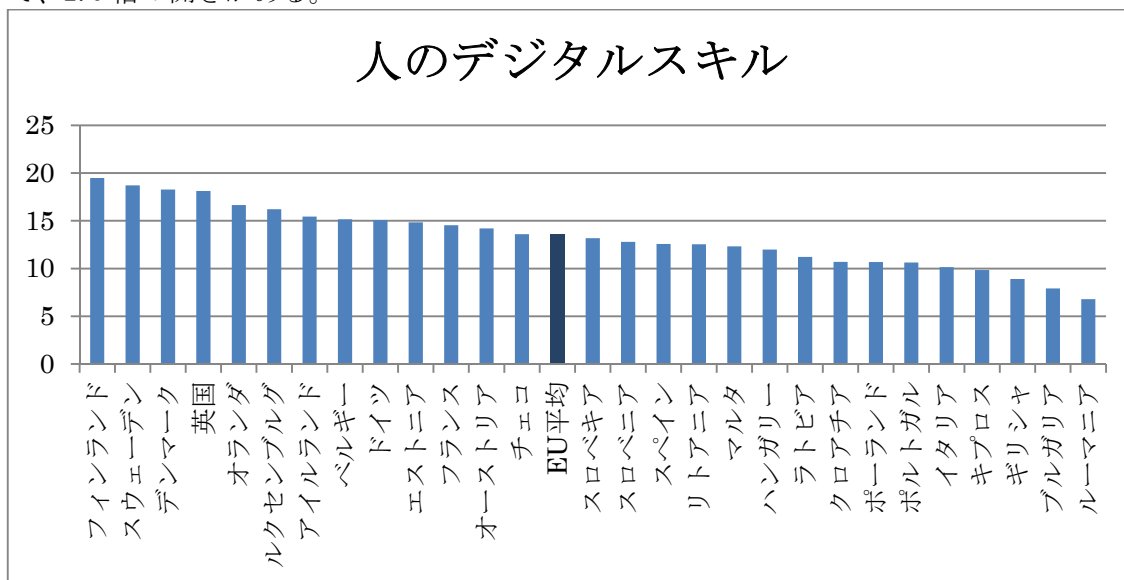
この指標ではベネルクス3国が上位5位に入っていて、ベルギー1位、ルクセンブルグ2位、オランダ3位と続く。ついで北欧のスウェーデン4位、デンマーク5位となっている。先進7カ国のメンバーは英国6位、ドイツ7位、フランス19位、イタリア27位である。なお、最高得点の国（ベルギー）と最低得点の国（クロアチア）では指数で、2.4倍の開きがある。



1	ベルギー	0.77	11	マルタ	0.58	20	ルーマニア	0.49
2	ルクセンブルグ	0.71	12	オーストリア	0.56	21	ポーランド	0.46
3	オランダ	0.71	13	ポルトガル	0.55	22	スロベキア	0.45
4	スウェーデン	0.69	14	チェコ	0.55	23	ブルガリア	0.44
5	デンマーク	0.69	EU 平均		0.55	24	キプロス	0.43
6	英国	0.68	15	エストニア	0.54	25	スロベニア	0.42
7	ドイツ	0.65	16	ハンガリー	0.54	26	ギリシャ	0.41
8	リトアニア	0.64	17	スペイン	0.53	27	イタリア	0.37
9	ラトビア	0.61	18	アイルランド	0.53	28	クロアチア	0.33
10	フィンランド	0.60	19	フランス	0.51	下線：DESI 高パフォーマンス国		

## ② 人のデジタルスキル

この指標では、北欧3国が上位3位までを占めていて、フィンランド1位、スウェーデン2位、デンマーク3位となっている。次に英国4位、オランダ5位と続く。残りのベネルックスのルクセンブルグ6位、ベルギーが8位である。上記英国のほかの先進7カ国は、ドイツ9位、フランス11位、イタリア24位である。なお、最高得点の国（フィンランド）と最低得点の国（ルーマニア）では指数で、2.9倍の開きがある。



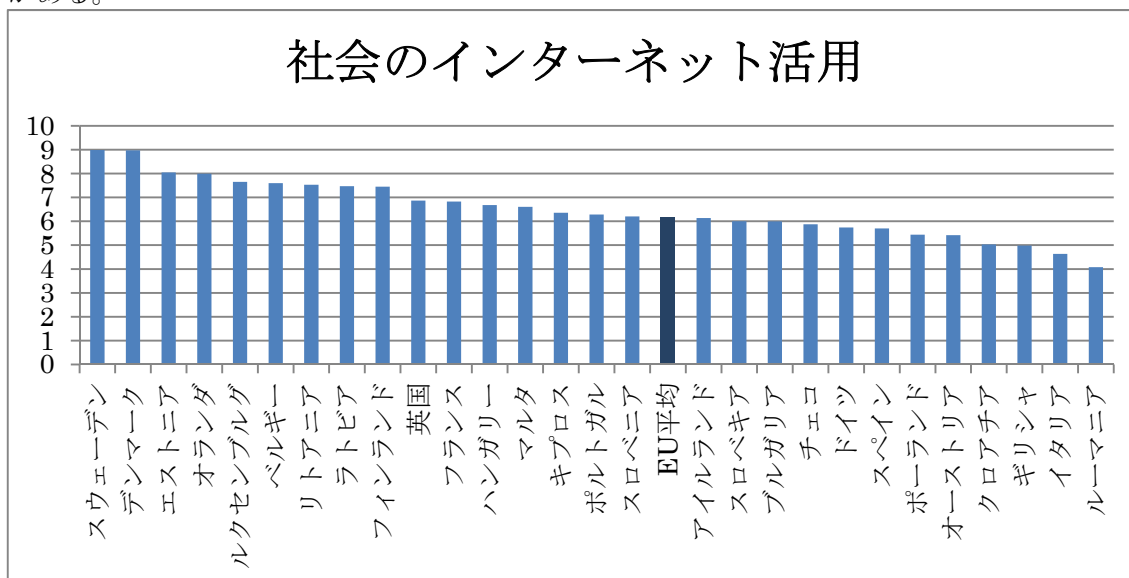
1	フィンランド	0.78	11	フランス	0.58	20	ラトビア	0.45
2	スウェーデン	0.75	12	オーストリア	0.57	21	クロアチア	0.43
3	デンマーク	0.73	13	チェコ	0.54	22	ポーランド	0.43
4	英国	0.72	EU 平均		0.54	23	ポルトガル	0.43
5	オランダ	0.67	14	スロベキア	0.53	24	イタリア	0.41
6	ルクセンブルグ	0.65	15	スロベニア	0.51	25	キプロス	0.39
7	アイルランド	0.62	16	スペイン	0.50	26	ギリシャ	0.36
8	ベルギー	0.61	17	リトアニア	0.50	27	ブルガリア	0.32
9	ドイツ	0.60	18	マルタ	0.49	28	ルーマニア	0.27
10	エストニア	0.59	19	ハンガリー	0.48	下線：DESI 高パフォーマンス国		

## ③ 社会のインターネット活用

この指標では、上位5位のうち、北欧とベネルックスが4つを占め、スウェーデン1位、デンマーク2位、オランダ4位、ルクセンブルグ5位となっている。興味深いのがエストニアでこの指標で3位を占めている。先進7カ国は、英国10位、フランス11位、ドイツ21位、イタリア27位である。なお、エストニア以外のバルト3国のリトアニア7位、ラトビア8位と10位以内にいるのが注目され



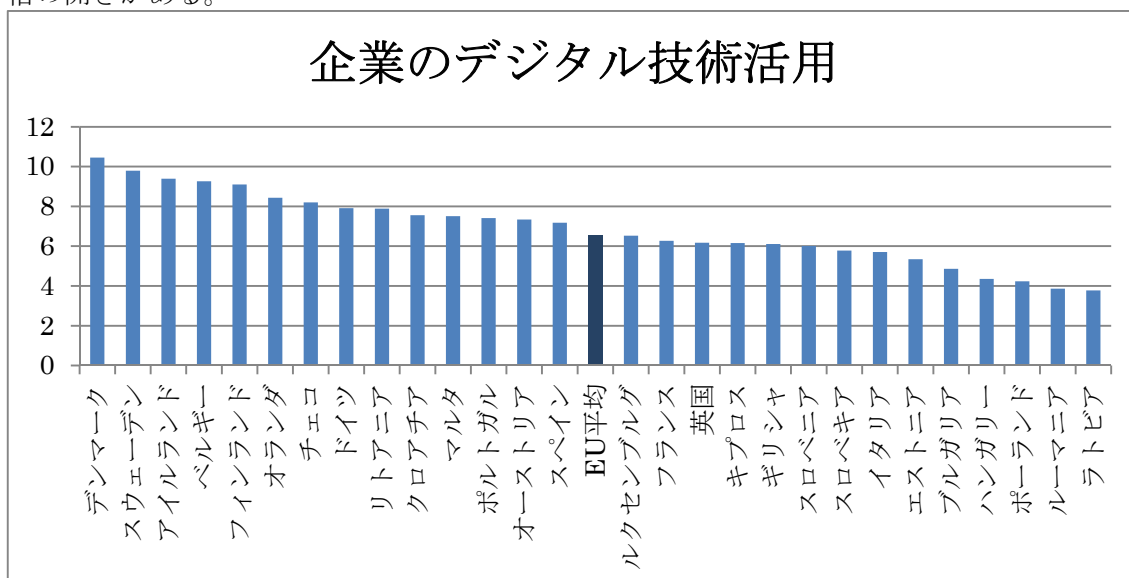
る。なお、最高得点の国（スウェーデン）と最低得点の国（ルーマニア）では指数で、2.2 倍の開きがある。



1	スウェーデン	0.60	11	フランス	0.46	20	チェコ	0.39
2	デンマーク	0.60	12	ハンガリー	0.45	21	ドイツ	0.38
3	エストニア	0.54	13	マルタ	0.44	22	スペイン	0.38
4	オランダ	0.53	14	キプロス	0.42	23	ポーランド	0.36
5	ルクセンブルグ	0.51	15	ポルトガル	0.42	24	オーストリア	0.36
6	ベルギー	0.51	16	スロベニア	0.41	25	クロアチア	0.34
7	リトアニア	0.50	EU 平均		0.41	26	ギリシャ	0.33
8	ラトビア	0.50	17	アイルランド	0.41	27	イタリア	0.31
9	フィンランド	0.50	18	スロベキア	0.40	28	ルーマニア	0.27
10	英国	0.46	19	ブルガリア	0.40	下線：DESI 高パフォーマンス国		

#### ④企業のデジタル技術活用

この指標では、デンマーク 1 位、スウェーデン 2 位、アイルランド 3 位、ベルギー 4 位、フィンランド 5 位と続く。先進 7 カ国ではドイツ 8 位と健闘しているが、フランスは 16 位、英国は 17 位、イタリア 22 位である。なお、最高得点の国（デンマーク）と最低得点の国（ラトビア）では指数で、2.8 倍の開きがある。

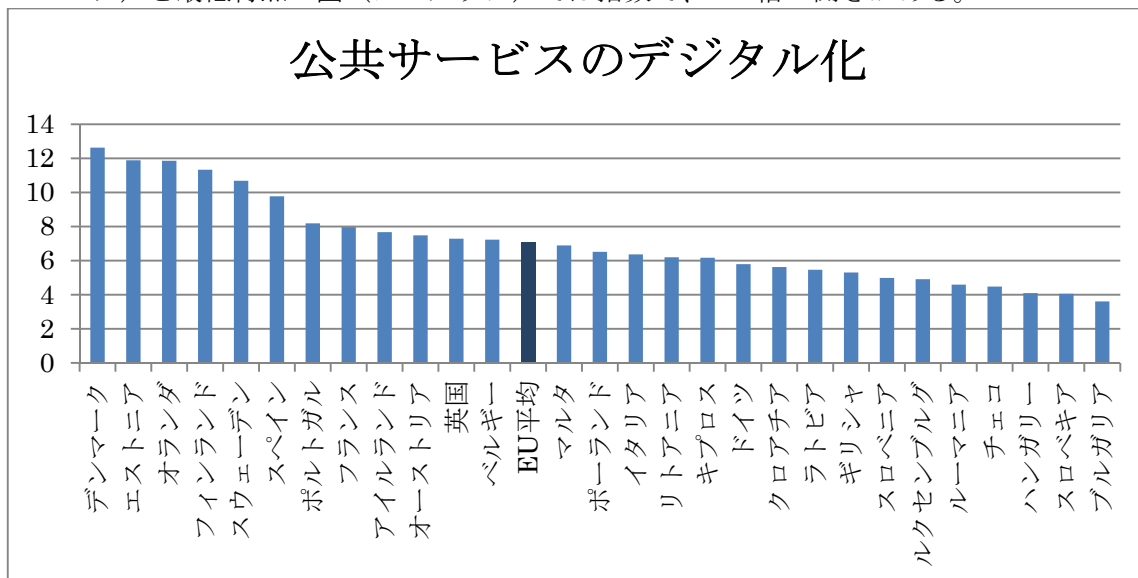


1	デンマーク	0.52	11	マルタ	0.38	20	スロベニア	0.30
---	-------	------	----	-----	------	----	-------	------

2	スウェーデン	0.49	12	ポルトガル	0.37	21	スロベキア	0.29
3	アイルランド	0.47	13	オーストリア	0.37	22	イタリア	0.29
4	ベルギー	0.46	14	スペイン	0.36	23	エストニア	0.27
5	フィンランド	0.45	EU 平均		0.33	24	ブルガリア	0.24
6	オランダ	0.42	15	ルクセンブルグ	0.33	25	ハンガリー	0.22
7	チェコ	0.41	16	フランス	0.31	26	ポーランド	0.21
8	ドイツ	0.40	17	英国	0.31	27	ルーマニア	0.19
9	リトアニア	0.39	18	キプロス	0.31	28	ラトビア	0.19
10	クロアチア	0.38	19	ギリシャ	0.31	下線：DESI 高パフォーマンス国		

### ⑤公共サービスのデジタル化

この分野では、デンマークが1位であるが、ついで2位にエストニアが入っている。上部構造のデジタルの「利用」という意味では、社会のインターネット利用以上にエストニアが公共部門のデジタル化に注力している表れのように思われる<sup>36</sup>。そして、3位オランダ、4位フィンランド、5位スウェーデンと続く。そのあとに、イベリア半島のスペイン6位、ポルトガル7位が続いている。先進7ヶ国は、フランス8位、英国11位、イタリア15位、ドイツ18位である。なお、最高得点の国（デンマーク）と最低得点の国（ブルガリア）では指数で、3.5倍の開きがある。

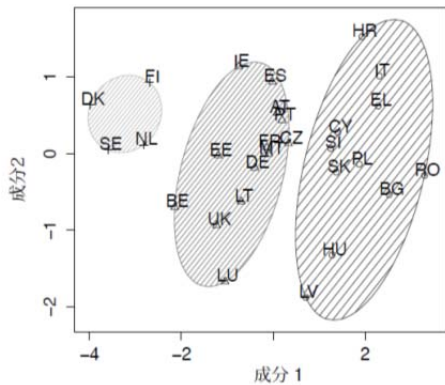


1	デンマーク	0.84	11	英国	0.49	20	ラトビア	0.36
2	エストニア	0.79	12	ベルギー	0.48	21	ギリシャ	0.35
3	オランダ	0.79	EU 平均		0.47	22	スロベニア	0.33
4	フィンランド	0.76	13	マルタ	0.46	23	ルクセンブルグ	0.33
5	スウェーデン	0.71	14	ポーランド	0.43	24	ルーマニア	0.31
6	スペイン	0.65	15	イタリア	0.42	25	チェコ	0.30
7	ポルトガル	0.55	16	リトアニア	0.41	26	ハンガリー	0.27
8	フランス	0.53	17	キプロス	0.41	27	スロベキア	0.27
9	アイルランド	0.51	18	ドイツ	0.39	28	ブルガリア	0.24
10	オーストリア	0.50	19	クロアチア	0.38	下線：DESI 高パフォーマンス国		

## 6. 2. クラスタ分析による加盟国の分類

<sup>36</sup> 一方、エストニアの企業のデジタル技術利用がかなり低いのが気になるところである。

欧州委員会のデジタル経済社会指標 2015 の算出方法説明資料では、統計学的手法のクラスター分析<sup>37</sup>を用いて、加盟国のデジタル状況のパフォーマンスを分類している。それによると以下のような結果となっている。これは我々が一般的に受けている印象に近い。本報告書ではこのクラスター分析で高パフォーマンスクラスターの4カ国を DESI 高パフォーマンス国と名づけてある。この4カ国は DESI 指標の上位4カ国にちょうど一致する。



(左図：28カ国のデータをクラスター分析した結果を主な成分1と2を図示したもの。解説によれば、成分1と2で変動因子の82%が説明される。)

パフォーマンスクラスター	国名
高 (4カ国)	デンマーク、スウェーデン、オランダ、フィンランド
中 (13カ国)	ベルギー、英国、エストニア、ルクセンブルグ、アイルランド、ドイツ、リトアニア、スペイン、オーストリア、フランス、マルタ、ポルトガル、チェコ
低 (11カ国)	ラトビア、スロベニア、ハンガリー、スロバキア、キプロス、ポーランド、クロアチア、イタリア、ギリシャ、ブルガリア、ルーマニア

### 6. 3. 電子政府のデジタル化指標 全体の傾向

電子政府のデジタル化指標は、下表の通り公共サービスのデジタル化の指標の内訳で、電子政府：67%、eヘルス：33%という重みになっている。ここでは電子政府の部分について分析を進める。

公共サービスのデジタル化 (100%)	電子政府 (67%) (右の各指標 (正規化後) の単純合計)	1 電子政府ユーザー利用 (書類の電子的提出度合い)
	eヘルス (33%)	2 事前データ記入 (様式への事前データ記入済み)
4 オープンデータ提供		1 医療データ交換
		2 電子処方箋

まず電子政府全体の傾向を見ることにする。上表の右の指標合計に相当する2015年2月発表の指標からである。<sup>38</sup> なお電子政府のベンチマーク調査についてはこれとは別の報告書<sup>39</sup>があり、今回見る指標のうち、2事前データ記入と3ライフサイクル手続き・オンラインについては、電子政府のベンチマーク調査の結果を利用している。

	満点	平均	平均/満点	標準偏差	変動係数
電子政府 (0-1)	1	0.549	0.55	0.150	0.27
1 電子政府ユーザー利用 (%)	100	33.7	0.34	15.7	0.46
2 事前データ記入 (0-100)	100	45.5	0.45	27.3	0.60
3 ライフサイクル手続き・オンライン (0-100)	100	75.2	0.75	16.0	0.21
4 オープンデータ提供 (0-700)	700	381.25	0.54	113.51	0.30

この電子政府のデジタル化指標について詳しく見ていこう。

<sup>37</sup> クラスター分析は、似ている特徴を持つものを統計学的にまとめて分類していく手法。データマイニングの一種。データは“DESI 2015 Digital Economy and Society Index Methodological note” 25-6頁より。

[http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc\\_id=8846](http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=8846)

<sup>38</sup>

[http://digital-agenda-data.eu/charts/desi-components#chart={%22indicator%22:%22DESI\\_5A\\_EGOV%22,%22breakdown-group%22:%22DESI\\_TOTALS%22,%22unit-measure%22:%22DESI\\_SCORE%22,%22time-period%22:%222015%22}](http://digital-agenda-data.eu/charts/desi-components#chart={%22indicator%22:%22DESI_5A_EGOV%22,%22breakdown-group%22:%22DESI_TOTALS%22,%22unit-measure%22:%22DESI_SCORE%22,%22time-period%22:%222015%22}) 参照。

<sup>39</sup>

<http://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/eu-egovernment-report-2014-shows-usability-online-public-services-improving-not-fast>

まず、電子政府のデジタル化指標を構成する4つの指標の定義は次の通りである。<sup>40</sup>

1 電子政府ユーザー利用（申請書類の電子的提出度）	インターネットを通じて公共機関に記入済みの書類を送った個人の比率（過去12ヶ月間）
2 事前データ記入（様式への事前データ記入済み度）	公共サービスのオンライン様式にデータの事前記入済み度合い（電子政府ベンチマークの重要イネーブラ指標の1つ～真正データソースの政府部内利用 <sup>41</sup> ）
3 ライフサイクル手続き・オンライン（ライフサイクル・オンライン手続き可能度）	オンラインのできるライフイベント関係の公共サービス手続きの割合（電子政府ベンチマークのユーザー中心度のオンライン利用可能度副指標） <sup>42</sup>
4 オープンデータ提供（PSI スコアで計測）	オープンデータと公共部門情報（PSI）の再利用の状況を計測する欧州 PSI スコアボード <sup>43</sup> の指標

全体的な傾向としては、「3 ライフサイクル手続き・オンライン（ライフサイクル・オンライン手続き可能度）」が一番進んでいて、満点に対する加盟国平均が75点ある。しかも変動係数も一番小さく加盟国間でばらつきが少ない。ついで、「4 オープンデータ提供」である。これはEUとして以前から公共部門情報（PSI）の再利用を米国のオバマ政権よりかなり前の2003年のPSI指令合意など、地道に進めてきた結果である。これらに対して遅れているのが「2 事前データ記入（様式への事前データ記入済み度）」、一番遅れているのが「1 電子政府ユーザー利用（申請書類の電子的提出度）」である。各国間のばらつき度合いでは「2 事前データ記入（様式への事前データ記入済み度）」が一番大きい。3、4は従来の行政である程度対応が可能だが、2はデータとデータベースの省庁間連携、1は市民側の利用という大きな課題がある。

ここではさらに、上記指標を総合した電子政府全体でみた加盟国の動向を見ておこう。上位10カ国には、1位デンマーク、2位オランダ、3位フィンランド、6位スウェーデンといった先のクラスター分析でも高パフォーマンスの諸国のほか、目立つのは4位エストニア、それにイベリア半島の5位ポルトガル、7位スペイン、さらに8位アイルランド、9位オーストリア、10位マルタと続いている。先進7ヶ国はフランス11位、英国15位、イタリア16位、ドイツ20位である。

<sup>40</sup> Digital Economy and Society Index のサイトを参照。全ての指標は正規化してある。

<http://digital-agenda-data.eu/datasets/desi/indicators>

<sup>41</sup>

[https://ec.europa.eu/digital-agenda/sites/digital-agenda/files/eGov%20Benchmark%202012%20insight%20report%20published%20version%200.1%20\\_0.pdf](https://ec.europa.eu/digital-agenda/sites/digital-agenda/files/eGov%20Benchmark%202012%20insight%20report%20published%20version%200.1%20_0.pdf) 参照。

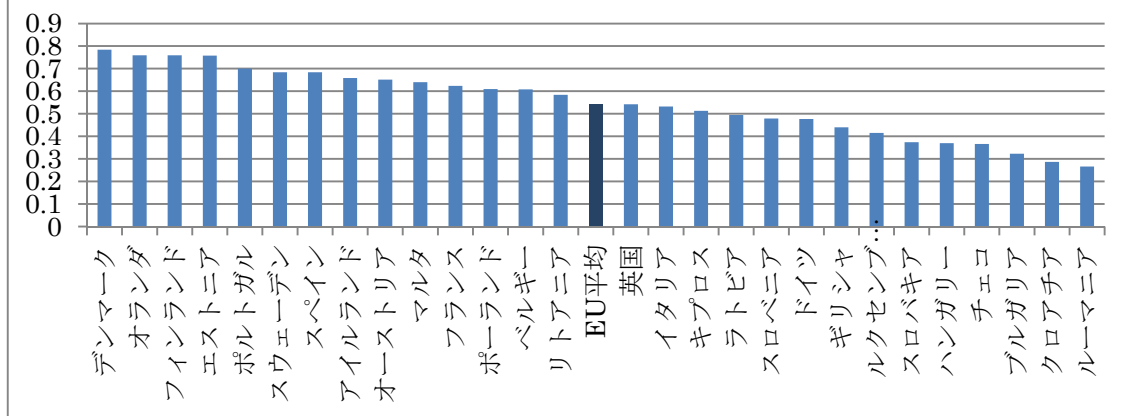
<sup>42</sup> 電子政府ベンチマークで対象としているライフイベントは19あって次の通りである。

1	Enrolling in higher education and/or applying for a study grant
2	Starting a procedure for a disability allowance
3	Looking for a job
4	Becoming unemployed
5	Retiring
6	Applying for a driver's licence (or renewing an existing one)
7	Registering a car
8	Buying, building or renovating a house
9	Moving and changing address within one country
10	Moving or preparing to move to another country (ex. to study, work, retire...)
11	Needing a passport to travel to another country
12	Declaring the birth of a child and/or applying for a birth grant
13	Marrying or changing marital status
14	Death of a close relative and/or starting an inheritance procedure
15	Starting a new job
16	Making a doctor's appointment in a hospital
17	Reporting a crime (smaller offences, e.g. theft, burglary etc.)
18	Declaring income taxes
19	Making use of the public library.

<http://ofti.org/wp-content/uploads/2013/06/eGovernment-Benchmark-2012-Final-Background-Report.pdf> 参照。

<sup>43</sup> スコアボードは、<http://www.epsiplatform.eu/content/european-psi-scoreboard> を参照。

## 電子政府全体 (スコア: 0-1)

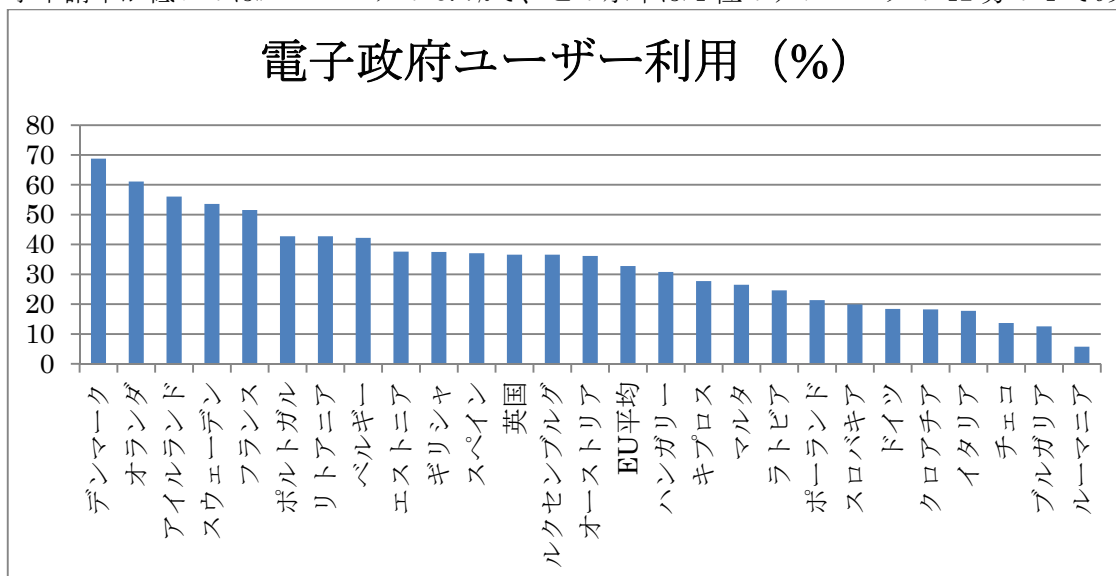


1	デンマーク	0.78	11	フランス	0.62	20	ドイツ	0.48
2	オランダ	0.76	12	ポーランド	0.61	21	ギリシャ	0.44
3	フィンランド	0.76	13	ベルギー	0.61	22	ルクセンブルグ	0.41
4	エストニア	0.76	14	リトアニア	0.58	23	スロバキア	0.37
5	ポルトガル	0.70	EU 平均		0.54	24	ハンガリー	0.37
6	スウェーデン	0.68	15	英国	0.54	25	チェコ	0.37
7	スペイン	0.68	16	イタリア	0.53	26	ブルガリア	0.32
8	アイルランド	0.66	17	キプロス	0.51	27	クロアチア	0.29
9	オーストリア	0.65	18	ラトビア	0.49	28	ルーマニア	0.27
10	マルタ	0.64	19	スロベニア	0.48	下線: DESI 高パフォーマンス国		

以下では、電子政府の構成指標ごとに加盟国の状況を見てみよう。

### 6. 3. 1. 電子政府ユーザー利用（申請書類の電子的提出度－電子申請率）

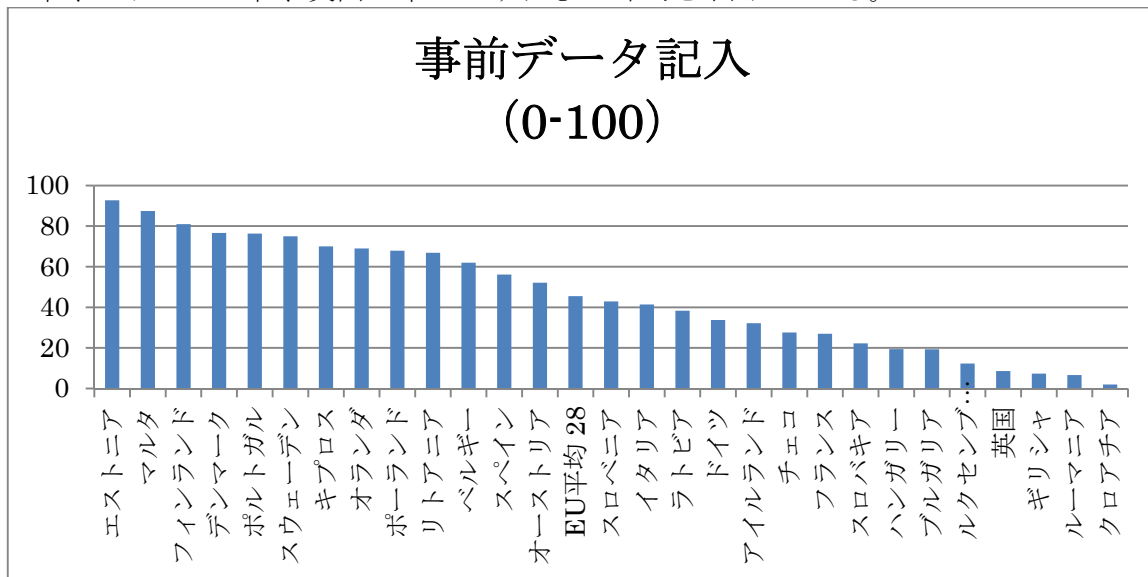
この指標の1位でデンマークでは、70%近くの市民が電子政府を利用して書類を公共機関に提出していて、ほかの加盟国を大きく上回っていることが分ける。50%を越える国は、2位オランダ、3位アイルランド、4位スウェーデン、5位フランスまでである。先進7カ国は5位のフランスのほか、英国12位（36.6%）、ドイツ21位（18.4%）、イタリア（17.8%）と成績はよくない。なお、一番電子申請率が低いのはルーマニアの5.7%で、この水準は1位のデンマークの12分の1である。



1	<u>デンマーク</u>	68.8	11	スペイン	37.1	20	スロバキア	19.9
2	<u>オランダ</u>	61.1	12	英国	36.6	21	ドイツ	18.4
3	アイルランド	56.0	13	ルクセンブルグ	36.6	22	クロアチア	18.3
4	<u>スウェーデン</u>	53.6	14	オーストリア	36.2	23	イタリア	17.8
5	フランス	51.6	EU 平均 26		32.8	24	チェコ	13.7
6	ポルトガル	42.8	15	ハンガリー	30.8	25	ブルガリア	12.6
7	リトアニア	42.7	16	キプロス	27.7	26	ルーマニア	5.7
8	ベルギー	42.2	17	マルタ	26.5		<u>フィンランド</u>	不明
9	エストニア	37.6	18	ラトビア	24.7		スロベニア	不明
10	ギリシャ	37.5	19	ポーランド	21.4		下線：DESI 高パフォーマンス国	

### 6. 3. 2. 事前データ記入（様式への事前データ記入済み度）

この指標ではエストニアが92.7で1位、マルタが87.4で2位となっている。興味深いことに、DESI 高パフォーマンス国以外で上位10位に入っているのは、エストニア、マルタのほか、ポルトガル5位、キプロス7位、ポーランド9位、リトアニア10位である。先進7カ国はイタリア15位、ドイツ17位、フランス20位、英国25位といずれもEU平均を下回っている。

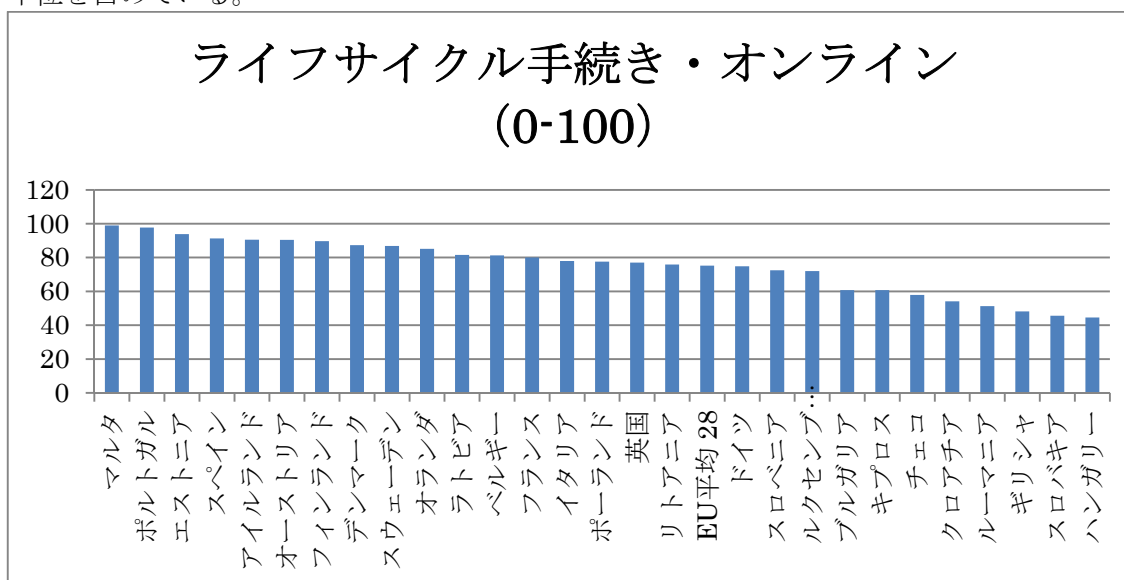


1	エストニア	92.7	11	ベルギー	62.0	20	フランス	27.0
2	マルタ	87.4	12	スペイン	56.2	21	スロバキア	22.2
3	<u>フィンランド</u>	81.0	13	オーストリア	52.1	22	ハンガリー	19.4
4	<u>デンマーク</u>	76.6	EU 平均		45.5	23	ブルガリア	19.3
5	ポルトガル	76.3	14	スロベニア	42.9	24	ルクセンブルグ	12.3
6	<u>スウェーデン</u>	75.0	15	イタリア	41.4	25	英国	8.6
7	キプロス	70.0	16	ラトビア	38.3	26	ギリシャ	7.3
8	<u>オランダ</u>	69.0	17	ドイツ	33.7	27	ルーマニア	6.6
9	ポーランド	67.9	18	アイルランド	32.2	28	クロアチア	2.0
10	リトアニア	66.9	19	チェコ	27.6		下線：DESI 高パフォーマンス国	

### 6. 3. 3. ライフサイクル手続き・オンライン（ライフサイクル・オンライン手続き可能度）

この指標でも DESI 高パフォーマンス国以外が高位につけている。マルタ1位、ポルトガル2位、エストニア3位、スペイン4位、アイルランド5位、オーストリア6位といずれも DESI 高パフォーマンス国を上回っている。先進7カ国はフランス13位、イタリア14位、英国16位、ドイツ18位で

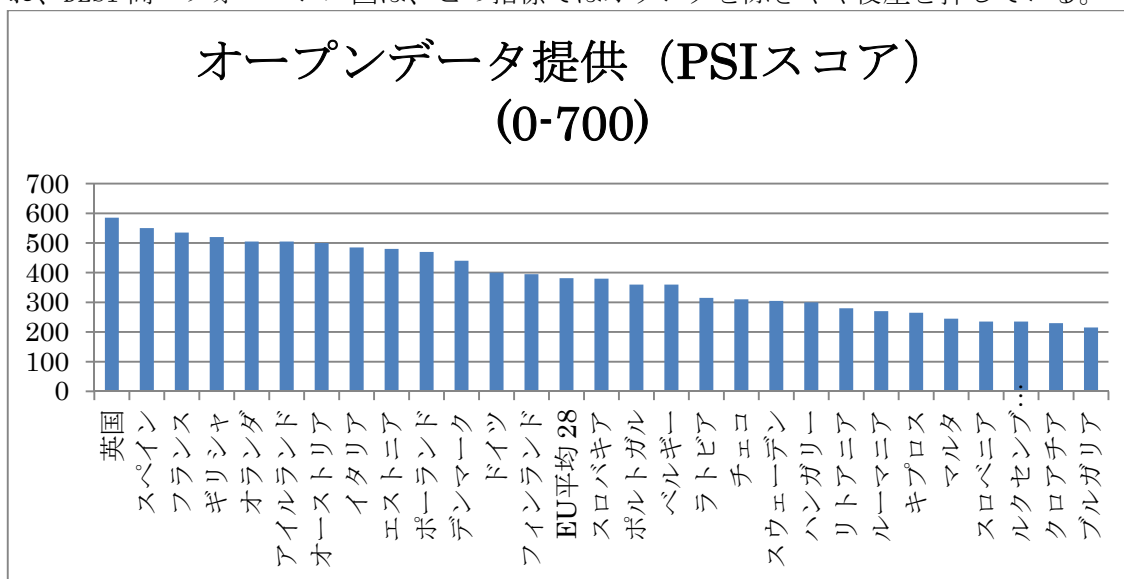
中位を占めている。



1	マルタ	99.0	11	ラトビア	81.6	20	ルクセンブルグ	72.0
2	ポルトガル	97.7	12	ベルギー	81.3	21	ブルガリア	60.7
3	エストニア	93.9	13	フランス	80.0	22	キプロス	60.7
4	スペイン	91.3	14	イタリア	78.0	23	チェコ	57.9
5	アイルランド	90.5	15	ポーランド	77.6	24	クロアチア	54.1
6	オーストリア	90.4	16	英国	77.0	25	ルーマニア	51.3
7	フィンランド	89.7	17	リトアニア	75.9	26	ギリシャ	48.1
8	デンマーク	87.3	EU平均	EU平均	75.2	27	スロバキア	45.6
9	スウェーデン	86.9	18	ドイツ	74.9	28	ハンガリー	44.6
10	オランダ	85.1	19	スロベニア	72.4	下線：DESI 高パフォーマンス国		

#### 6. 3. 4. オープンデータ提供 (PSI スコア)

この指標はオープンデータ提供に熱心な国の順位を表しているといえよう。キャメロン政権の英国は2013年の先進8カ国首脳会議(当時)でもオープンデータ憲章を主導するなど、オープンデータに熱心で、この指標の1位となっている。続いてスペイン2位、フランス3位、ギリシャ4位といったところが眼をひく。英国、フランス以外の先進7カ国では、イタリア8位、ドイツ12位である。なお、DESI 高パフォーマンス国は、この指標ではオランダを除きやや後塵を拝している。



1	英国	585	11	デンマーク	440	20	ハンガリー	300
---	----	-----	----	-------	-----	----	-------	-----

2	スペイン	550	12	ドイツ	400	21	リトアニア	280
3	フランス	535	13	<u>フィンランド</u>	395	22	ルーマニア	270
4	ギリシャ	520	EU 平均		381.25	23	キプロス	265
5	<u>オランダ</u>	505	14	スロバキア	380	24	マルタ	245
6	アイルランド	505	15	ポルトガル	360	25	スロベニア	235
7	オーストリア	500	16	ベルギー	360	26	ルクセンブルグ	235
8	イタリア	485	17	ラトビア	315	27	クロアチア	230
9	エストニア	480	18	チェコ	310	28	ブルガリア	215
10	ポーランド	470	19	<u>スウェーデン</u>	305	下線：DESI 高パフォーマンス国		



## 7. おわりに

本報告書では、欧州経済社会の基本目標である「欧州 2020」およびその実現のための 7 つの柱の 1 つをなす「欧州デジタルアジェンダ」に基づき策定された電子政府行動計画 2011-2015 を紹介した。同計画では、電子政府のユーザーの能力を向上させるユーザー・エンパワーメント、国境を越えたシームレスなサービスを促進する域内市場支援、組織の業務プロセスや申請手続の簡素化をはじめとする政府・行政の効率化・有効性向上、および相互運用性に代表される技術的・法的な前提条件の整備を優先すべき政策として定めるとともに、同計画を加盟国が積極的に推進していくためのガバナンスのあり方についても行動計画を示している。

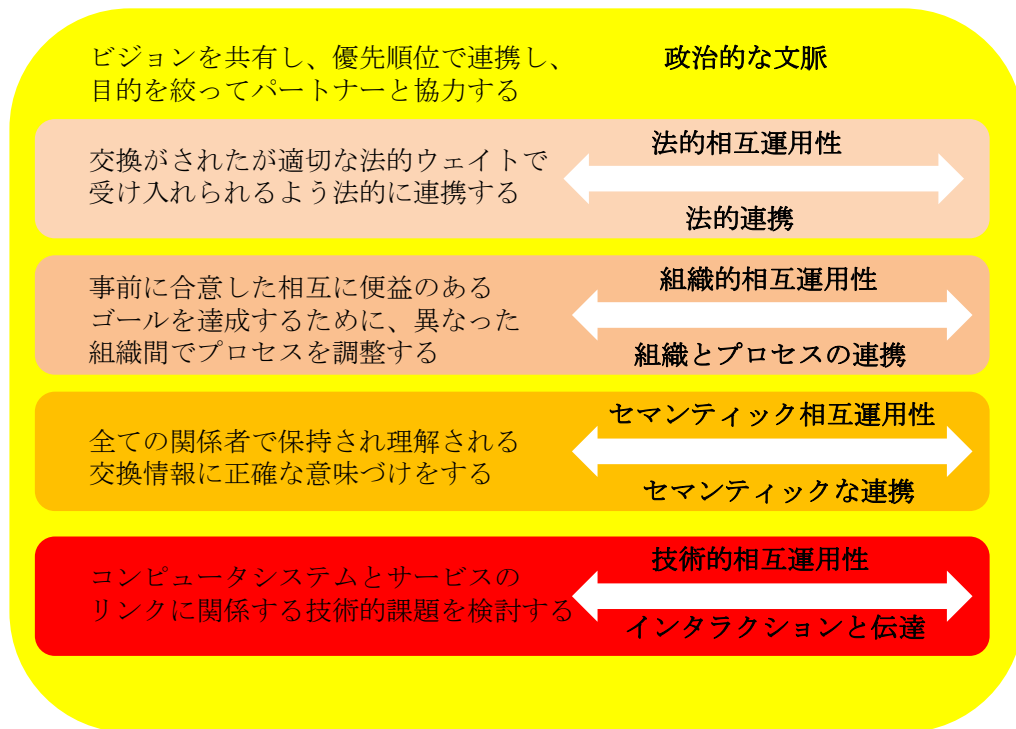
本報告書では、あわせて計画の進捗状況についても調査を行ったが、結果は下表のようになった。

求められる全行動数 20	完了済行動数+ 予定通り進捗して いる行動数	同順位
ポルトガル	18	1
オーストリア	17	2
オランダ	17	2
エストニア	15	4
スロベニア	15	4
スロバキア	15	4
アイルランド	14	7
ドイツ	14	7
スペイン	14	7
スウェーデン	14	7
デンマーク	13	11
マルタ	12	12
ラトビア	11	13
チェコ	11	13
フィンランド	11	13
ブルガリア	11	13
フランス	10	17
英国	10	17
ハンガリー	10	17
ルクセンブルグ	10	17
ベルギー	10	17
キプロス	9	22
ポーランド	7	23
クロアチア	6	24
イタリア	5	25
ルーマニア	2	26
リトアニア	0	26
ギリシャ	0	26
平均	10.75	

この結果を見ると、英国のようにしばしば取組が紹介される国の進捗状況が優れているというわけではなく、むしろ我々が普段それほど注視していない国々、具体的にはポルトガルやオーストリアなどといった国が努力を重ね、進捗状況が良好であるという傾向が見て取れる。

今回調査した欧州の「電子政府行動計画 2011-2015」は 2015 年末を持って終了し、2016 年からは新しい 5 カ年の電子政府行動計画に移行する。その詳細は 2015 年秋に明らかになるだろうが、これまでの欧州の電子政府への取り組みから、その延長線として、欧州相互運用性枠組 (the European Interoperability Framework: EIF) の拡充、市民・企業は政府に一度だけデータを提出すればよい「ワンス・オンリー」原則の徹底、いくつものポータルをたどる必要のないシングルポータルの一層の充実などが新しい計画に盛り込まれるものと考えられる。なかでも相互運用性枠組は、組織が相互に連携していくための枠組であり、それが着実に実装されれば、統一された電子政府が完成する。現在の

相互運用性枠組は 2010 年に合意されたもので、次の図に要約される。<sup>44</sup>



欧州相互運用性枠組は公共サービスを対象にしたエンタープライズアーキテクチャの一種であり、欧州の電子政府の基礎的な概念としてこれが今後どのように拡充されるか注目したい。

<sup>44</sup> European Commission, "Towards interoperability for European public services", 2010  
[http://ec.europa.eu/isa/documents/isa\\_iop\\_communication\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/isa/documents/isa_iop_communication_en.pdf)

(付属 1) 欧州各国の電子政府ファクトシート

1. 英国
2. フランス
3. ドイツ
4. ベルギー
5. デンマーク

## 1. 英国(2014年4月第16版)

### 1. 電子政府の歴史

#### (1) 最近のニュース

2014年2月

政府は、データ公開基金の一環として、プロジェクトに150万ポンド(約180万ユーロ)を投じて公的機関が保有する情報の公開を支援している。内閣府(Cabinet Office)の投資は、透明性向上を推進する政策の一環として、彼らのデータ公開を改善したい組織を支援する。オープンデータコミュニティと政府の架け橋として活動するオープン・データ・ユーザー・グループ(ODUG)は、資金調達のための入札を担当している。

2014年4月7日

イギリス政府は、インターネットを用いた企業活動の安全性確保を支援する新しい政府の枠組みの詳細を発表した。その枠組みは、インターネット上で発生する脅威からのリスクを軽減している確証を得るために、自社のITシステムで実施しなければならないセキュリティコントロールについて規定したサイバー基準(Cyber Essentials)の技術的ガイドラインに基づくものである。

2013年11月

上記の実験が成功したことにより、社会的活動を行う企業や国民保健サービス(NHS)の医療提供者であるBristol Community Health Community Interest Company(CIC)は、2013年11月に3つのコミュニティヘルスケアチームでTotalMobile™アプリプラットフォームを用いて市全体で瀉血サービスの運用を始めた。

2013年5月

保健長官 Jeremy Hunt は、2013年5月17日に病院が技術の使用を拡大するための2.6億(約3億500万ユーロ)の新たな基金を発表した。基金は、病院で時代遅れとなっている患者の診断書と処方箋用の紙ベースシステムを刷新するために使用され、国民健康システム(NHS)が2018年までにデジタル化する重要な足掛かりである。

#### (2) 2010年から2012年の間のニュース

2012年

官房長官の Francis Maude は、2015年までにデジタル化される公共サービス第1弾のリストを公表した。新しいデジタルサービスは、21世紀にふさわしいより迅速かつ便利なサービスを提供し、2015年までに12億ポンド(約14億ユーロ)、それから1年で

約 17 億ポンド（約 20 億ユーロ）の費用節減を行う予定である。

2011 年

ウェールズでは 2009 年の導入以来、政府の xchangewales eAuction サービスを利用する公的機関が増えている。このような Most Economically Advantageous Tender (MEAT) オークションは、大きな利益と節減を、特に、通学輸送に関する契約の領域にもたらす。

2011 年 10 月 21 日に官房長官は、次の 4 年以内に約 14 億ポンドを節減するとともによりよい公的サービスをデジタルで提供する、政府の新しい ICT 戦略を実施する為の詳細な計画を立ち上げた。これに引き続き 2011 年 10 月 27 日、'政府クラウド (Government Cloud)', '政府のグリーン ICT (Greening Government: ICT)', '政府の ICT ケイパビリティ (Government ICT Capability)', '政府のエンドユーザー向けデバイス (Government End User Device)' というタイトルの 4 つの戦略も公表した。

2011 年 10 月 7 日にリリースされた政府の報告書では、支出を削減し政府の Web ドメイン統一化の道を開く動きの中で、過去 12 か月において重要なステップが講じられてきたことが示されている。報告書は、合理化プログラムが始まって以来、1,500 以上の政府のウェブサイトが閉鎖されたと述べている。このプログラムは官房長官のもとで委託され、Martha Lane Fox によって報告された 2010 年 11 月の報告に起因するものであるが、この報告書ではバラバラなウェブサイトが“多くの重複”や“全く一貫性のない”ユーザーエクスペリエンスをもたらしていると指摘している。

2011 年 8 月 11 日、包括的・統一的イギリス政府ポータル $\beta$ テストが始まった。これは、政府ドメイン 1 つで現在の 400 ものウェブサイトの代わりに政府の公共情報のすべてを取り扱うことを意味する。このように、それはユーザーにとって便利な多くの機能を提供し、縦割りのウェブサイトの需要を減らす点で、現段階で政府最大の市民向けウェブサイトである Directgov の恩恵にあずかっているものである。

2011 年 7 月 5 日、デジタル政府の新事務局長として内閣府に新しく任命された Mike Bracken は、政府のオンライン化の状況の監督・向上と、オンラインで利用可能な公共サービスの拡大をその責務とする。Mike Bracken 氏は内閣府出身で政府の最高執行責任者 (C00) である Ian Watmore に報告する予定である。彼は政府のデジタルサービスを担当する 100 人以上のスタッフの総責任者である。新たな役割として、Directgov の責任者としての任務、組織横断的なデジタル改革の推進、およびデジタルでの参加と透明性の向上に関する責任者としての任務の一部を組み合わせたようなものがある。

2011 年 5 月 11 日、連立政権は、より利用しやすい公的サービスの実現をめざして政府の統一ウェブサイトのプロトタイプを立ち上げた。URL は <http://alpha.gov.uk> で、ユーザーによるフィードバックも可能である。Alphagov というプロトタイプ単一ドメインは、デジタル化推進の責任者 (Digital Champion) である Martha Lane Fox が彼女

の“Directgov2010 とこれから：改革ではなく革命を”と題する政府のデジタルサービス報告書（2010）で推奨したものである。

ビジネス・イノベーション・職業技能省（The department for Business, Innovation and Skills：BIS）は、営利向けの無料の政府調達サイトである eCourse を立ち上げた。

’Winning the Contract’は、企業による公共調達や公共部門の契約の入札方法の学習を支援するためのものである。eCourse は重要な調達プロセスを紹介している。

同月、イギリス政府は官僚組織の縮小を究極的な目的として、国民が不要な規制に意見を投稿できる Red Tape Challenge のウェブサイトを立ち上げた。大幅な規制の合理化を目的として、政府が特定のセクターや業界に関係するすべての現行規制の公開が予定されている。国民は 2 週間以内に意見を投稿する機会が与えられ、その後閣僚は措置を講じる前に 3 カ月の猶予が与えられる。

2011 年 3 月 30 日、内閣府は“政府 ICT 戦略”を公表し、イギリスの公的機関に対する大規模なソフトウェアソリューションの特定 1 社による独占販売を撤廃する決定を確認した。戦略文書は ICT の公開アプローチに焦点を当てており、オープンスタンダードを指示し、オープンソースの導入に向けた環境を再整備し、政府の ICT 契約に中小企業がより参入できるよう促進する。

2011 年 1 月 6 日、イギリスの National Archives は、デジタル情報の長期保存を保証するための営利的サービスやソリューションについての最初の公的機関のディレクトリを立ち上げた。プロジェクトの一環として、National Archives は、デジタル継続性に関するフレームワーク（the Digital Continuity Framework）を立ち上げ、同じ日に英国の公共サービスを対象とする全ての調達担当部署と協働で実施した。その枠組みでは、情報を理解し管理するための公共機関向けの手引きを提供している。

2011 年 1 月の第 1 週に、ウェストミンスター市議会は、ロンドンカウンシル全体の調達活動のあらゆる部分に関連するデータを表示する Web ベースの調達ポータルの入札を募集開始した。契約は 2011 年 4 月に落札され、ポータルは 6 月に立ち上げられる。ポータルは、潜在的に、警察や病院を含むすべてのロンドンの自治区協議会や、警察や病院を含む公共サービスの情報を表示することが可能となっており、首都一帯に共同調達を促進する。

## 2010 年

2010 年 7 月、（南西ウェールズの）スウォンジー市とカウンティが、’xchangewales’ と呼ばれるウェールズ政府の電子調達プラットフォームを実施する最後の公共部門の組織となった。’xchangewales’は「公共部門の購入者が、広範な電子カタログのなかから財やサービスを閲覧、注文することができると共に、発注書を送信し、請求書を

受け取るといった供給者とのやり取りを電子的に行えるオンラインサービスである。同月、政府職員は コスト削減の試みの中で、1 社独占のオペレーティングシステムおよびオフィス用品の購入からオープンソースソフトウェアへ移行することを提案している。この提案は、政府が経費削減方法について公務員にアイデアを出してもらおうよう行った首相の呼びかけの中で生まれたものである。

2010 年 7 月 1 日、政府は不要な法制の廃止と企業向けの形式的な手続の解消法を国民に提案してもらうため、“Your Freedom”というウェブサイトを立て上げた。提出された提案は市民の自由を回復すること、不要な法制を廃止すること、企業や第 3 セクター向けの規制を減らすこと、という 3 つの政策分野に分類される。

2010 年 6 月 18 日、新しい連立政権は、可能な限り多くの人にアクセスしてもらい、オンラインでのサービス提供を促進して公的サービスの利便性と効率性を向上させることを使命とする、新しいデジタル化推進の責任者の任命を宣言した。この任命は透明性と説明責任を高めるための政府の施策の一環である。

2010 年 6 月 4 日、首相の透明化イニシアティブの一環として、財務省が初めて、2008 年度および 2009 年度において、総合オンライン情報システム (COINS) から得られる公共支出に関するデータを公開した。データは data.gov.uk. で利用可能である。

2010 年 5 月 24 日、政府の施策の一環として 62 億ポンド (70 億ユーロ) もの歳出削減を達成するために、財務省と内閣府共同の効率性と改革に関するグループ (the Efficiency and Reform Group) の設置が発表された。既存のケイパビリティの組み合わせで形成されたこのグループは、官庁組織が無駄の削減や分野横断的な説明責任の向上に共同で取り組むことを目指している。

2010 年 3 月 16 日、政府商務局 (the Office of Government Commerce : OGC) の電子入札センターが電子入札推進プランを発表し、電子入札のウェブサイトを開設した。いずれのイニシアティブも、2011 年度末までに公共部門のコストを 2 億 7,000 万ポンド (約 3 億ユーロ) 程度削減することを目的としている。

’data.gov.uk’ ウェブサイトはイギリス政府が持つ情報に国民が自由にアクセスできるよう 2010 年 1 月 20 日に開設された。このサイトでは、政府全体から 2,500 セット以上のデータが公開されている。すべてのデータは匿名情報で、住宅価格や地元の施設およびサービス、または地元の病院情報を把握できるアプリケーションのような、革新的な新しいソフトウェアツールの作成を促すため、個人や企業が再利用できる形式で提供されている。

## 2. 電子政府に関する戦略

## (1) 主な戦略目標と原則

### 政府デジタル戦略

政府のデジタル戦略は、ユーザーの誰もが使いたくなるような簡単で便利なデジタルサービスを再構築するにはどうすればよいかについて規定している。従って、この戦略は政府がいかに関数を標準とするかということについて規定している。

従来オフラインで提供されていたサービスをデジタル化することで、年間 17～18 億ポンドの節約になると推計されている。

戦略は、次のような措置を通じて実施される。

省庁別のデジタル化リーダーシップの向上：全省庁は毎年 10 万以上のトランザクションがあるサービスのエンドツーエンドサービス再設計に着手する。2014 年 4 月以降実施されるすべての新規または再設計されたトランザクション・サービスは、新しいデジタル・バイ・デフォルト基準を満たすことになっている。

あらゆる公務員のデジタルリテラシー向上：すべての省庁は、専門スキルを含め、組織内で適切なデジタルリテラシーレベルを確保する。内閣府は、全省庁に対してデジタルリテラシーの向上の実現に向けて支援している。

新しいデジタル・バイ・デフォルト基準を満たすためのトランザクションサービス再設計：全省庁は毎年 10 万以上のトランザクションがある全てのサービスのエンドツーエンドサービス再設計に着手する。2014 年 4 月以降実施されるすべての新規または再設計されたトランザクション・サービスは、新しいデジタル・バイ・デフォルト基準を満たすことになっている。

Gov.UK への移行の完了：24 省の共同での情報公開事務を 2013 年 3 月までに Gov.UK に移管し、庁や小規模組織のオンラインでの情報公開は 2014 年 7 月までに完成させる予定である。

デジタルサービス利用者の増加：より多くの人に認知され利用してもらえるよう、各省は自らのデジタルサービスの認知度を上げ、デジタル版の選択を奨励するインセンティブを用いる方法を模索する。

インターネットをほとんど、あるいはまったく利用しない人へのサービス提供：デジタル・バイ・デフォルトアプローチへの移行によって取り残される人がいないようにすることは重要である。各省庁はデジタルサービスを利用できない人々のニーズを認識し理解することが求められる。政府は、このような人々がデジタルサービスを利用できるようにするための適切な支援を行うとともに、同一サービスを享受できる他の方法も提供する。

より多くの中小企業を含むデジタルサービスを供給する入札者の範囲拡大：内閣府は、規制要件で認められる範囲内で、業界のベストプラクティスに近いより無駄のない簡素な入札プロセスを提供する。

デジタル・バイ・デフォルトサービス提供のための共通テクノロジープラットフォーム構築：内閣府は、デジタル・バイ・デフォルトでのサービス提供という新しい時代をより強



固なものにするため、一連の新規共通テクノロジープラットフォームの定義づけと提供を推進する。

不要な法制度の障壁の除去：内閣府は関係省庁と協働して、簡単で便利なデジタルサービスの開発を阻害するような不要な法律を改正する。

正確でタイムリーなマネジメント情報に関する基本サービスの決定：各省庁は、トランザクションサービスに関して内閣府で定義された一貫性のあるマネジメント情報を供給する。

政府の政策立案および市民とのコミュニケーションのあり方の改善：イギリス国内外において、市民とコミュニケーションを図ったり、相談に応じたりするために、各省庁はそれぞれの政策分野を担当する部署に対して幅広いデジタルツールの使用を呼びかける。

より多くの人々がオンラインサービスを利用するための官民および自主的団体との協働：各省庁はデジタル・インクルージョン（デジタル技術が抵抗なく受け入れられ、経済社会全体を包摂する）を関連する全政策やプログラムにおいて確立し、民間企業や第 3 セクター団体と協働して、スキル・モチベーション・アクセス可能性・信頼の欠如から生じるかどうかにかかわらず、インターネット利用の障壁を除去する。

政府が所有するデータやトランザクションを公開することで、第三者機関がその顧客に対して新しいサービスを提供したり情報アクセス環境を改善したりするのを支援する：GOV.UK 以外で提供されるサービスに対するユーザーのニーズを把握するために、また、ユーザーを支援するためにどのような API やオープンスタンダードが求められているのかを理解するために、ガバメントデジタルサービスチーム(GDS)と協力して省庁横断的な情報の掘り出しを行う。ガバメントデジタルサービスチームは GOV.UK の全情報を二次利用しやすくするための改善作業を行う。

## （2） 以前の電子政府戦略

政府の ICT 戦略（2011～2013 年）

2010 年 5 月に成立した連立政権は、公共セクターを刷新し、ICT の役割を拡大し、原則として、ベンダーロックインと特定ベンダー1社独占の大規模なソフトウェアソリューションから決別すると宣言した。政権を取ってすぐに、政府は内閣府のもとに効率化と改革グループを発足させ、ICT を含め、政府全体における無駄をなくし、効率性と説明責任の向上に向けた協調的なアプローチをとることを使命とした。それから1年もたたない2011年3月、内閣府は、特に大規模なプロジェクトやプログラムを提供する中で、政府 ICT 化の成果をグレードアップするため、新しい”Government ICT Strategy（政府の ICT 戦略）”を策定した。これに続き2011年10月27日、’Government Cloud’；’Greening Government: ICT’；’Government ICT Capability’；and ’Government End User Device’. という 4 つの重点戦略が発表された。

戦略の主な目標は、再利用と ICT を用いた資産の共有によって、生産性と効率を向上させ、

無駄の削減とプロジェクトの失敗の可能性を低減することである。重要なことは、変化する要件に対応し、ソリューションが業務要件を満たすように、明敏なプロジェクトマネジメント手法を ICT 調達・提供にも適用することである。共通のオープン標準を使用することによって、相互運用の重要性は、アプリケーション・プログラム・インターフェイス上に全政府統一的な標準の作成および品質保証基準の開発において強調されている。

また、現状の課題に対処するため、この戦略には今後 2 年で行われるべき主要な措置についても言及している。その措置とは、

- ・ オープンソースソフトウェアの公平な競争の場を設ける。
- ・ 調達を合理化し、インプットよりもアウトプットを特定する。
- ・ 1 億ポンド(約 1 億 1,500 万ユーロ)以上億のライフタイムバリューをもつプロジェクトに対する見積もりを出す。
- ・ まずは相互運用性とセキュリティの分野からオープンスタンダードの採用を義務付ける。
- ・ 包括的な資産台帳を作成する。
- ・ 省庁横断的なアプリケーションストアを創設する。
- ・ 閣僚や政府高官に対して、委員会が ICT のプロジェクトやプログラムの進捗状況を定期的に報告するよう促す。

さらに、この戦略は、一連の共通標準によって補強された共通のインフラストラクチャの構築を目指している。したがってこの戦略は、政府が支出を見積もり、コントロールし、プロジェクトの VfM と効率性を評価できるようにする ICT のモラトリアムやプロジェクトレビューや契約再交渉や、政府の ICT 契約をオンラインで公開するなどの措置を通じて透明性を高める政府の取り組みを強調する目的もある。

戦略文書で言及されているガバナンス手法の中には、新しい組織である、最高情報責任者 (CIO) サービス実施委員会の創設計画も含まれている。CIO サービス実施委員会は、大規模なサービス実施省庁の CIO で構成され、CIO 評議会の上位に位置づけられ閣僚委員会 (Public Expenditure Committee (Efficiency and Reform) 、略して PEx(ER) と呼ばれる) に対し、進捗状況についての助言を行う機関である。

CIO 情報発信委員会は 2011 年春に発足し、全省庁の措置に支えられながら、情報の発信と ICT 戦略の実施を担っている。委員会は、「政府の ICT 戦略」のビジョンを実際の成果につなげるために、加えて戦略的实施計画 (SIP) を発表した。SIP は戦略の実施についての概要と、各実施分野の個別計画の概要を提供する。この取り組みは、既存の支出計画から財源が拠出される。これらの計画は「より多い」ではなく「より善い」支出を意図するものであり、政府の主要なプロジェクト方法論の模範として使用される。

### (3) 地方政府における電子政府戦略

#### 権限委譲後の行政における戦略と方針

権限委譲されたスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの行政府は、独自の eGovernment の政策のアプローチをとっている。

スコットランドのデジタルの将来に関する戦略は、デジタル時代がもたらす経済社会的機会や環境を最大限に活用できるようにするための手段を概説している。

以下の4つのテーマについて規定している。

- ・ 結合性：インフラに関するアクションプラン（Scotland's Digital Future: Infrastructure Action Plan）は、2020年までにスコットランド全体でデジタル上の結合をもたらす、世界一で将来性のあるデジタル基盤を整備する政府の取り組みについて概説している。これまでに、2.4億ポンド以上の公共セクター投資が the Infrastructure Action の推進のために行われた。
- ・ デジタル公共サービス：公共サービスの実施に関する戦略（Scotland's Digital Future: Delivery of Public Services Strategy）は様々なセクターが作った戦略とスコットランドの NHS（国民保健サービス）、地方自治体、中央政府が連携する枠組みを提供している。スコットランドの場合、スコットランド政府、警察と消防を含む中央省庁に属さない機関や（総合）大学やカレッジとの連携が挙げられる。分野別戦略のそれぞれの進捗概要については以下に掲載している。
- ・ デジタル経済：スコットランドのデジタル社会の未来 - 世界をリードするデジタル経済への移行支援 - 2013年4月時点の新たな知見が2013年5月7日に発表された。このレポートはスコットランドのデジタル経済を推進するための公共セクターのアプローチを模索し、業務支援プログラムのレビューで得られた初期の成果を報告した。2013年5月22日、報告書の推奨項目の実施や、企業や職業イノベーション省ですでに保有されているリソースを補うために700万ポンドの追加の資金投入が発表された。
- ・ 参加：デジタル参加戦略は地域活動に関する国家全体のフレームワークで言及されている。

デジタルウェールズ戦略（The Digital Wales Strategy）は5つの基本目標を中心に構成されている。

- ・ 包括性：デジタルウェールズ戦略はウェールズがより包括的、持続可能で豊かな社会となるよう貢献する。誰もがテクノロジーの恩恵を享受できるようにすることが重要

である。

- ・ スキル：情報通信技術（ICT）のスキルは子供への教育の一環として位置付けられ、テクノロジーは指導方法と学習の改善に用いられる。学校だけでなく、政府は、ウェールズの誰もがインターネット上でデジタル技術を利用するための基本的スキルを修得し信頼を持てるようにする。また、政府は事業を行うのに必要な、より高度な専門スキルを修得する手助けも行う。
- ・ 経済：デジタルウェールズ戦略は、新しいデジタル技術を開発し商品化するために、ウェールズの企業の研究部門同士がつながりを持つよう支援を行う。デジタルウェールズ戦略はより多くのウェールズ企業が特にクリエイティブ産業、ICT、観光分野のような新しい市場に革新をもたらし、育成し、参入するためにこれらの開発を活用する手助けをする。
- ・ 公共サービス：アクセスしやすく、より効率的で便利にできるよう、デジタルウェールズ戦略は、より容易にアクセスでき、より効率的で利便性の高いものとなるよう、公共サービス・政府サービスのデジタル化を推進する。技術の効果的活用により、人々はより円滑なサービスの提供が可能となり、資源を最大限に活用できる。
- ・ インフラ：デジタル技術のあらゆる便益を提供するために、政府は、ウェールズの誰もが 2015 年までに次世代ブロードバンド（少なくとも 30Mbps 以上）にアクセスできるようになることを目指している。政府はモバイル・ワイヤレスサービスの利用可能範囲を拡大すべく積極的に取り組んでいる。

北アイルランドデジタル経済アクションプラン（(NI) Digital Economy Action Plan）  
2013-2014 年は、以下の問題に対処するため、特定の措置を講ずるとともに数多くの課題を指摘している。

- ・ 結合度の高いデジタル経済カタパルト（Connected Digital Economy Catapult）：世界的に影響を与える可能性を秘めた最先端技術の急速な商業化を支援するため、デジタル経済における専門知識の世界的プラットフォームを提供する。
- ・ システム - 新しいデジタルメディアビジネスのシステム：複数のプラットフォームから顧客に効果が及ぶように、目に見える効果についてのケイパビリティと業務プロセスを開発する。
- ・ 価値 - 摩擦の少ない取引：売主や顧客がオンライン上で関係を成立しやすいようにする。
- ・ 価値 - デジタル資産の評価と価格設定：価値に応じて価格を決定する方法を開発する。
- ・ データ - 環境データの使用：産業界の実用的な意思決定支援ツールを提供するため、イギリスで十分な蓄積がある環境データの商業的利用を可能とする。具体的には、資源の効率的活用に関するチームとの共同プログラムであり、両方のチームが利用可能である。

- ・ データ - クリーンなデータ（データクレンジングによって精度が高められたデータ）の供給確立：LinkedGov プロジェクトの継続
- ・ データ - 健康のためのデジタル技術：有効にする企業は、より効率的で効果的なヘルスシステムの提供を支援し、医療サービスの供給者と結びつけるために、企業は何ができるかを理解できるようにする。早期診断、予防とより良い治療については、考察の対象となり、両方のチームが利用可能である。
- ・ 場所・人的要素 - 企業と従業員情報システム：企業が遠隔地で働くスタッフと安全、柔軟かつ信頼性の高い接続環境を構築することを支援する。
- ・ 場所・人的要素 - 位置情報ベースのサービス：企業が「今ここで」という状況で顧客にサービスを提供することを支援する。
- ・ 場所・人的要素 - 地元メディアシステム：地元の人々が関心を持つ情報やサービスの市場を開拓する。
- ・ 次世代 IC：中小企業支援コンテストのプログラムを通じて、中小 IT 企業にイノベーションをもたらす。
- ・ 企業群への支援・開発：Creative North-West と Cyber South-West という 2 つの振興コンテストを通じて中小 IT 企業にイノベーションをもたらす。

### 3. 電子政府の法的枠組

#### (1) 電子政府法

イギリスには、現段階では電子政府に関する包括的な立法はない。

#### (2) 情報公開法

2000 年情報公開法 (FOIA) は 2000 年 11 月 30 日に Royal Assent (女王の裁可) を受け、2005 年 1 月 1 日に完全に施行された。この情報公開法によって、強力な実行枠組みのもと、誰もが公的機関の情報にアクセスできる制定法上の権利を持つ。情報公開法を根拠として新しく設立された Information Commissioner's Office (情報コミッショナー事務所) と Information Tribunal (情報審判所) は、情報公開の枠組みを採用する義務を公的機関に課すとともに、その権利確保のために広範な権限をもつ。情報公開法は議会、省庁、地方自治体およびイングランド、北アイルランドとウェールズを含む様々な公的機関に適用される。スコットランドでは、スコットランドの公的機関が保有する情報の公開を規定した 2002 年独自の情報公開法 (スコットランド) が適用される。

#### (3) データ保護/プライバシー法

同法は、著作権のオンライン侵害に関するものである。これは、悪質な侵害者を追跡し提

訴しやすくし、遅くとも 1 年後には侵害者のインターネット接続の質を低下させ、潜在的には遮断することも可能となるような「技術的措置」の導入を認めることを目的としたシステムを構築する。また、異議申し立てに対処するために新しく裁判によらないプロセスを設けた。

EU データ保護指令 (95/46/EC) に影響を与えた 1998 年のデータ保護法は、1998 年 7 月に女王の裁可を受け、2000 年 3 月 1 日に施行された。データ保護法は、組織が紙媒体の記録と電子記録に適用されるパーソナルデータや個人情報を処理する際の方法について規定している。公共セクターだけでなく民間や第 3 セクターにおいても、パーソナルデータを保有し処理するすべての組織はこの規定に従う必要がある。データ保護法は、8 つのデータ保護の原則で構成されている。すなわち、すべてのデータは 1. 公正かつ合法的に処理されねばならない、2. 特定の合法的な目的のためだけに取得され利用されねばならない、3. データは適切で妥当であり、過剰な保有とならないようにしなければならない、4. 正確で、必要に応じて、最新の状態にしなければならない、5. 必要以上に保有してはならない、6. 個人の権利を尊重して処理しなければならない、7. 安全に保有しなければならない、8. 十分な保護が施される国にのみ情報が提供されなければならない。

#### (4) 電子署名法

2000 年電気通信法は、公共部門と民間部門における電子署名の使用のための法的枠組みを定めている。

同法は、電子署名のためのコミュニティフレームワークに関して英国法に 1999 年第 93 号の欧州指令の内容を盛り込む 2002 年電子署名規則によって完成される。

#### (5) 電子商取引法

2000 年電気通信法は、民間部門と公共部門における電子商取引のための法的枠組みを構築することにより、電気通信の信頼性確保を目的としている。

2002 年電子商取引規則は、情報社会のサービスや特に域内市場における電子商取引についての法的観点において、EU 電子商取引指令 (2000 年第 31 号) の規定の大部分をイギリスの法律として国内法化している。

この規則は、電子商取引関係の諸規則が、2003 年著作権および関連する権利に関する規則によって修正された電気通信法に適用されることを保証する補完的な規則である。2003 年の業績に関する規則および 2003 年著作権指令にも適用される。

#### (6) e コミュニケーション法

枠組み指令 (2002 年第 21 号)、電子的アクセスに関する指令 (2002 年第 19 号)、認証に関

する指令（2002 年第 20 号）とユニバーサルサービス指令（2002 年第 22 号）など e コミュニケーションに関する EU 枠組みのその他の主要な要素は、2003 年通信法によって英国で実施された。

e コミュニケーションの新たな EU 規制の枠組みの国内法化は、（プライバシーに関する指令を国内法化した）プライバシーと電気通信に関する（EC 指令に基づく）規則の 2003 年 12 月の発効で完了した。

#### （7） 電子調達法

公共調達プロセスにおける電子的手段の使用は、それが欧州指令を実装し、2006 年 1 月 31 日に施行された 2006 年の公共契約規則（2006 年第 5 号指令）によって規定されている。この規則では、公共事業契約、公共的供給の契約、および公共サービス契約の発注過程の調整について、2004 年 3 月 31 日の 2004 年 18 号 EU 指令を 2 イングランド、ウェールズ、北アイルランドで実施するものである。スコットランドで相当する法律は公共契約規則（2006）と補助的な公共調達法に含まれており、スコットランド政府のウェブサイト上で参照可能である。水、エネルギー、運送、郵便サービス部門の組織に関して、関連するヨーロッパ公益事業の契約に関する指令（2004 年 17 号）は、イングランド、ウェールズ、北アイルランドでは 2006 年公益事業契約規則（2006 年 6 号指令）で、スコットランドでは（スコットランド）公益事業契約規則（スコットランド 2006 年 2 号指令）で実施された。

#### （8） 公共部門情報の再利用（PSI）

2005 年 7 月 1 日に施行された 2005 年公共部門情報の再利用に関する規則 The Re-use of Public Sector Information Regulations 2005 は、2003 年 11 月 17 日の EU 指令 2003/98/EC（PSI 指令）を英国法として実装したものである。2010 年公共セクター情報の再利用に関するイギリスの報告書（United Kingdom Report on the Re-use of Public Sector Information 2010）は、2009 年 6 月から 2010 年 12 月にわたる公共セクターの再利用を促進する方法を形作るイニシアティブおよびランドマークを打ち出した。

### 4. 電子政府のアクター

#### （1） 電子政府（国）

内閣府

内閣府は、政府の機能を改善するという包括的目的のもと、政府の効率性と改革アジェンダに対して全面的に責任を負っている。eGovernment は、政府のデジタル戦略（Government Digital Strategy）の展開についても担当している官房長官の政治的責任のもと、内閣府

が所管している。

#### 効率性と改革グループ (Efficiency and Reform Group)

効率性と改革グループは、内閣府を拠点として新たに形成された組織である。その使命は、無駄の削減と、説明責任と効率性の向上に政府の全部門が取り組むための調整型アプローチをとることである。これには、調達、主要プロジェクトの管理、公務員制度改革と ICT が含まれている。このグループは、財務省の次官と内閣府大臣が共同議長を務める委員会が管轄する。

#### CIO 協議会

CIO 協議会 (Chief Information Officers Council) の使命は公共サービスの提供改善である。具体的には、政府横断的に IT 専門家が協働する際を中心として、また、ライン組織での説明責任と政府全体に関係する課題のバランスをとる手段として機能する。より幅広い公共部門から引き抜かれた人材が結集し、協議会は、政府の改革を支援し、業務変革を可能にする IT の能力とケイパビリティを高めるため、政府全体に関わる課題を策定し解決をはかる使命を帯びている。

#### 政府のデジタル戦略

「Directgov 2010 を越えて：進化ではなく変革へ」 (Directgov 2010 and beyond: revolution not evolution) と題した Martha Lane Fox の報告書を受けて、すべてのデジタルチャンネルに共通するあらゆるユーザーエクスペリエンスを扱う内閣府の中心チームとしてガバメントデジタルチーム (The Government Digital Service: GDS) が発足した。GDS は、以下の 3 つの主要分野を扱う。

1. 政府全体で主要な 25 種類の大容量の雛形をデジタルサービス化する、
2. 政府のサービスをワンストップで提供する統合型 GOV.UK のウェブサイトを構築、運用する
3. 政府の IT サービス調達の方式を変更する。

#### CIO 運営委員会 (Delivery Board)

大規模な運用を行う省庁の CIO から構成される委員会は CIO 協議会の上位に位置づけられ、閣僚委員会 (公共支出に関する委員会 (効率性と改革) : Public Expenditure Committee (Efficiency and Reform) 、略して PEx(ER) と呼ばれる) に対し、進捗状況についての助言を行う機関である。CIO 運営委員会は 2011 年春に発足し、全省庁の活動に支えられながら、ICT 戦略の策定と実施を担っている。

#### CTO 協議会



CIO 協議会の発足後、全公共部門の組織を取りまとめるべく、2005 年末に CIO 協議会が発足した。CIO の代理として効率的に機能するとともに、政府 ICT 戦略の実施をサポートするソリューションを提供するための技術開発や標準のプログラムを履行する。

CIO 協議会は、技術レベルの連携支援を担当する政府横断的組織である。

#### 効率性と改革に関するグループ

効率性と改革に関するグループは、ICT プロジェクトやサービスのオンライン実施を支援している。また、市民の協働を促進する目的で目下検討中である政府ポータル「Gov. uk」の管理を担当している。

#### 会計検査院 (NAO)

NAO は、議会に代わって公共支出の精査を担当する独立機関である。NAO は、省庁のみならず様々な公的機関の予算を監査し、政府機関が税金で任務の履行やサービスの提供を行う際の経済性・効率性・有効性について政府に報告する。過去数年にわたり、NAO は、電子政府や各省の ICT プロジェクトに関する複数の報告書を公開している。電子政府を含む政府支出は、下院の公会計委員会 (Public Accounts Committee, PAC) によって調査される。NAO と同様に、PAC も近年では電子政府、または特定の IT プロジェクトに関連する複数の報告書を公開している。

#### 予算責任局

予算責任局は、各予算要求と予算報告に向けて財政と経済を独立して評価するために 2010 年 5 月に発足した。以下の 4 つの役割がある。

1. 経済と財政状況を予測する、
2. 政府の財政目標の進捗状況を判断する、
3. 財政の長期的な持続可能性を評価する、
4. 予算措置にかかった財務省のコストを精査する。

#### 情報コミッショナー事務所

情報コミッショナーはデータ保護・プライバシー保護・および情報公開に関する法律制定を推進し、監督するを独立した監督機関である。コミッショナーは、情報の適切な取り扱いの促進やパーソナルデータの収集・処理を行う事業者・個人の行動基準制定の奨励を含む幅広い任務を担っている。情報コミッショナーは直接議会に報告する。北アイルランド、スコットランド、ウェールズの委譲プロセスを受けて、3 つの地方支部が 2003 年に設立された。

### (2) 電子政府(地方)

#### イングランド

#### コミュニティ・地方自治省 (CLG)

コミュニティ・地方自治省は、電子政府政策を担当している。コミュニティ・地方自治省は、住宅、都市再生、都市計画、地方自治を担当し、コミュニティの結束と平準化を促進する。

地方分権、地方政府の透明性、資本と資産に関する実証事業の推進は e ガバナンスで推進されている目標の中に含まれている。

#### 地方カOUNシル

地方カOUNシルは、犯罪、教育、雇用、市民権、健康、税制上の優遇措置を含め、権限枠組みの範囲内で電子政府プロジェクトの実施を担っている。

#### コミュニティ・地方自治省 (CLG)

コミュニティ・地方自治省には、カOUNシルが地域社会に貢献し地元で改善をもたらすことができるよう、より広範な権限を与える意図がある。コミュニティ・地方自治省はそのために最善の方法で支援する。

#### 地方自治体改善・開発機構 (Local Government Improvement and Development)

地方自治体改善・開発機構は地方自治体の改善とイノベーションを支援している。ネットワーク、実践オンラインコミュニティ、ウェブのリソースを通じたグッドプラクティスと協働を向上することでカOUNシルを支援する。

#### IT マネジメント協会 (SOCITM)

IT マネジメント協会は公共セクター内あるいは公共セクターを顧客として働く ICT マネージャーの専門家協会である。IT マネジメント協会はネットワーキング、相互支援、専門能力育成、および幅広い政策的・技術的問題に対する研究とコンサルティングへのアクセスを提供している。IT マネジメント協会は、地方自治体への ICT や電子政府支援において重要な役割を果たしている。

#### 地方自治体協議会 (LGA)

地方自治体協議会はイングランドとウェールズの全地方自治体を代表している。地方自治体協議会は課題に対する目標を達成し、地域コミュニティの要望に応じてサービスを提供する地方自治体の取り組みを支援し、ビジョン実現における電子政府の役割を非常に重視する。

## 監査委員会

監査委員会は、財政抑制のために 1983 年に設立された公社である。委員会は、監査役を選任してイングランドの協議会や他の地方公共機関に派遣し、その業務を監督する。また、財政難に苦慮する公的機関に対して、公平かつ権限のある立場から根拠に基づく分析とアドバイスを提供し支援する役割も担う。委員会はまた、詐欺の防止や検挙に役立つデータマッチングを行う詐欺防止イニシアティブ(National Fraud Initiative)の運営も行っている。

## スコットランド

### 「顧客第一」プログラム

地方自治体レベルでは、「顧客第一」プログラムでスコットランド政府を支援する多くのサービスを提供している。スコットランド政府とスコットランド地方当局によって運営されているこのプログラムは、顧客のニーズに合わせて公共サービスを再設計し、公共サービスの質を向上して提供することを目的としている。

## ウェールズ

### 公共サービスリーダーシップグループ Public Service Leadership Group

公共サービスリーダーシップグループは、ウェールズ市民へのサービスの改善を速やかに実現するため、協働のためのリーダーシップを発揮する。コミュニティ・地方自治省の大蔵大臣が議長を務めるこのグループは、公共サービス全体で効率性を上げイノベーションをもたらす方法の模索に特化している。

## CIO 事務局 (OCIO)

CIO 事務局は戦略の推進・調整と公共部門全体の情報技術利用の制度設計を担当する。また、IT の品質保証とガバナンスについても担当する。

## 北アイルランド

### サービス提供・イノベーション部門(Delivery and Innovation Division : DID)

財務・人事省のサービス提供・イノベーション部門は、北アイルランドの公務員に対して、電子政府政策、戦略的プログラム、業務コンサルティング、ICT に関するシェアードサービスを含む幅広い専門業務サービスを提供する。サービス提供・イノベーション局は、かつての電子政府局、業務開発サービス・公共サービス改善局を統合したものであり、北アイ

ルランド市民にカスタマーサービスを電話およびオンラインで提供している。

## 5. 電子政府におけるインフラストラクチャ

### (1) ポータル

GOV. UK はイギリス政府のウェブサイトであり、イングランドとウェールズで個人や企業がすべての公共サービスおよび関連情報に簡単かつ効果的にオンラインアクセスできる。サイトは、ガバメントデジタルサービスによって運営されている。このサイトは2012年に開設され、Directgov や Business Link だけでなく、数百の省庁や公的機関のウェブサイトを置き換え、政府サービスとの単一のアクセスポイントを提供している。全 24 省と 28 の他機関は、2013 年 5 月 1 日までに GOV. UK に移管した。

### (2) ネットワーク

ガバメントセキュアイントラネット(GSI : Government Secure Internet)は、中央政府の省庁や機関を結合、連携させる主要なネットワークインフラである。Web、ファイル転送と検索機能、ディレクトリサービス、ウェブ上での公開、およびガバメントセキュアイントラネットコミュニティ内およびインターネット上で電子メールをやり取りするメカニズムへのアクセスのセキュリティ確保を含む、安全かつ信頼性の高いインターネット接続を保障する。

ガバメントセキュアイントラネットは Cable & Wireless UK との協働でパートナーシップを通じて政府調達サービス（前旧 Buying Solutions）によって提供されているマネージドサービスである。2008 年の交渉内容に加え、顧客へのサービスが 2012 年 2 月までに提供されるように、この枠組みの下での個々の顧客との契約が 6 か月後までに執行終了するという規定を盛り込み、G S I の枠組み合意が 2011 年 8 月まで延長された。将来的には新公共サービスネットワーク(PSN)を通じてサービスが提供されることになる。

新公共サービスネットワークは、公共部門向けに既存の商用ネットワークから「ネットワークのネットワーク」を作成し、産業界への機会を提供すると共に政府の無駄削減の機会にもなる市場を開拓しようとするものである。新公共サービスネットワークは、イギリスの公共部門の職員がオープンかつ協働して働ける環境の構築を目的とする。新公共サービスネットワーク規格一式が公開されており、目標は、ガバメントセキュアイントラネットと MTS UK の全顧客が 2011 年末までに新公共サービスネットワークのサービスに移行し、2014 年までに 80%の公共部門（約 400 万人のユーザー）が新公共サービスネットワーク市場を利用することである。新公共サービスネットワークのサービス提供ロードマップについては、「政府の ICT 戦略」附属の「戦略実施計画」文書に記載されている。

政府組織間セキュアエクストラネット(GCSx : Government Connected Secure Extranet)は地方自治体や団体間の安全なトランザクションのために安全なプライベートワイドエリアネットワーク(WAN)を提供する政府出資プログラムである。政府組織間セキュアエクストラネットは、インターネットやその他の公共ネットワークを使用していないにもかかわらず

ず、政府のセキュアイントラネット（GSI）、政府のセキュアエクストラネット（GSX）、国民保健サービス（NHS）、刑事司法エクストラネット（CJX）と警察全国ネットワーク（PNN）に接続される。

### （３） 電子認証

政府ゲートウェイは、イギリスの主要な認証プラットフォームであり、インターネットを介して電子政府関連のセキュアで認証されたトランザクションを可能とする中央政府の登録・認証エンジンである。オープンスタンダードで構築されたこのサイトは、異なる省庁の様々なシステムが政府ゲートウェイと、あるいはお互いに通信することを可能にし、政府サービスの共同実施を実現している。政府のトランザクションの種類に応じて、認定を受けた認証機関によって発行された電子証明書、または、電子認証のセキュリティレベルを必要としない政府サービス利用向けの（政府ゲートウェイによって供給された）ユーザーID と（ユーザーによって選択された）パスワード、のいずれかによってユーザー認証が行われる。提供サービスは、市民・営利団体双方向けのものである。市民へのサービスは、政府の省庁へのフォーム提出を含む。オンラインフォームが利用できないサービスでは、ユーザーがソフトウェアパッケージ（給与ソフトウェアなど）を通じてデータを提出する。

### セキュリティ

2008年1月に完成したシステムは現在、133カ国、世界の総人口の約75%からのビザ申請に対応している。バイオメトリクス（イギリスのデータベースとの照合は、内務省が複数の認証詐欺を特定するのに役立てられている。

### （４） 電子調達

イギリスは分権型電子調達政策を採用している。契約を締結した当局は独自の調達戦略に基づいて自由に決定可能であり、数多くの民間または公共のプラットフォームが電子調達の途中段階あるいはすべての段階をクリアしている。

（かつてはBuying Solutionsとして知られていた）政府調達サービスは、内閣府の執行機関で、中央政府の任意の電子調達プラットフォームである。Trading Fund は営利活動を行いその収益で運営費用を賄い、税金を用いることなく運営されている。これは、公共部門におけるすべてのイギリスの契約当局や最大の専門購買組織（PBO）に代わって調達するための法的付託を持つ唯一のプラットフォームである。

” xchangewales” は、ウェールズの公共部門の組織やその入札者の電子取引を可能にすることを目的とするプログラムである。プラットフォームには、電子調達ツール一式と xchangewales - eSourcing や xchangewales - ePurchasing のような総合支援サービスが含まれている。サービスはウェールズ公共部門とその入札者のニーズを満たすために、モ

ジャー形式で提供される。

#### (5) その他のインフラストラクチャ

GovTalk のウェブサイトでは、公共部門、産業界及びその他の利害関係者が電子政府の方針や基準の作成・合意を共同で行うことができる。サイトの大部分が eGIF（電子政府相互運用性フレームワーク）、eGMS（電子政府メタデータ標準）、GDSC（政府データ標準カタログ）などの重要な電子政府枠組みや標準の包括的な提示に用いられている。その他の部分では、技術的事項や基準についての内容も含めた政府文書を扱っている。

#### セキュリティ

電子申請システム(EAS : Electronic Application System)は、公務員が安心・安全に機密情報にアクセスできる政府横断型のプロジェクトである。これは、既存技術の再利用がどのように中央・地方政府の大幅なコスト削減に貢献できるかを示した模範である。

#### 教育

Excellence Gateway は、イングランドの教育・職業訓練部門のあらゆるレベルの実務家向けの総合的なオンラインサービスである。このサービスは、日々の仕事の改善を実務的にサポートし、教育と学習にイノベーションをもたらすことを目指している。さらに、このポータルは他のユーザーの効果的な実践事例を共有できるだけでなく、専門家同士が専門知識を共有できる場でもある。

入学手続電子サービスは、33 のロンドン地方自治体やサリーカウンティ・カウンシルが運営している学校の詳細を親が容易に見つけられ、オンライン上で入学手続が可能なウェブサイトを提供するために、ロンドン地方自治体が発足させた。

“継続的な(Go On)”サービスによって、障がい者やデジタル環境のない人も含め、自信をもってインターネットが利用できる人が増加する。さらに重要なことは、そのガイダンスモジュールによって、お金の節約、求職、公共サービス利用など、ウェブから得られる利益を模索することができる。

#### 刑事司法 eSystems に関する電子システム

刑事司法に関する電子システムは、最新の IT インフラとケースマネジメントシステムで提供されている。イングランドとウェールズにおける司法制度の運用や規制に関する情報は、司法システムに属する多くの異なる組織に属する人々や、これらの組織が作成した情報を利用して働く人向けの justice.gov.uk のウェブサイトで参照することができる。刑事司法に関するセキュアメールシステムは 40,000 人のユーザーと 1,600 の組織や省庁部署にサービスを提供し、毎月 800,000 通のセキュアなメッセージを処理している。

司法関係者や法律関係の実務家、司法に関心のある専門家向けの justice.gov.uk の専用「ガイダンス」セクションでは、情報公開、選挙や人権などの幅広い政策分野を網羅している。

The HM Revenue & Customs 英国歳入税関庁はイギリスの税務当局である。歳入税関庁のサービスは、個人や従業員、経営者、企業を含む税制の全側面を網羅している。市民や企業は、包括的なオンラインサービスを享受できる。

## 6. 市民のための電子政府サービス

国民に対して提供するサービスは以下の 12 種である。

1. 所得税：申告、課税通告
2. 労働局による求人検索サービス
3. 社会保障給付金
4. 身分証明書：パスポート、免許証
5. 車両登録（新車、中古車、輸入車）
6. 建築許可の申請
7. 警察への申告（盗難にあった場合など）
8. 公共図書館（カタログ、検索ツールなどが使用可能）
9. 証明書（出生証明書、婚姻証明書）：申請および交付
10. 高等教育機関・大学への入学登録
11. 転居届（住所変更）
12. 保健関連サービス（各病院で提供されるサービスに関する双方向アドバイス、病院の予約）

1. 所得税：申告、課税通告

担当：中央政府、歳入関税庁

ウェブサイト：<http://www.hmrc.gov.uk/>; <http://www.gov.uk/>

概要：オンライン自己評価システムは、インターネット上で税務申告を送信し、税と還付額の自動計算が個人と企業で利用可能なシステムである。システムの特徴は、利用者からのフィードバックを反映し、現在はセキュリティが確保された上で、個人情報記憶し自動記入され自動計算、そして簡易還付が電子的に行われることである。利用は「政府・ゲートウェイ」への登録が必要で税に関する総合情報は、gov.uk のウェブサイトで行うことができる。

2. 労働局による求人検索サービス

担当：中央政府、労働と年金省庁

ウェブサイト：<http://www.gov.uk/en>

概要：'Gov.uk' は職探しを補助する。ここでは関連する多くの情報を閲覧でき、職業検索機能で国全体の情報を検索できる。

### 3. 社会保障給付金

#### a. 失業保険

担当：中央政府

ウェブサイト：<http://www.gov.uk/>

概要：関心がある国民は誰でも補助金と福祉政策に関する情報を閲覧することができる。

#### b. 児童手当

担当：中央政府、歳入税関庁

ウェブサイト：<http://www.hmrc.gov.uk/>; <http://www.gov.uk/>

概要：子供手当は子供を育てる親や若者に対する月々の支払の免税である。収入や貯蓄には関係ないため、小さい子を持つ親と若者のほとんどが当てはまる。子供手当オンラインサービスでは親が手当に関する状況をオンラインで閲覧でき、状況の変化や問題を報告できる。ガバメントゲートウェイによってセキュリティは保障されている。2003 年以降、家族サポートの一部は歳入税関庁が支払う税額控除(児童税額控除と労働税額控除)の形で支払われる。税額控除のウェブサイトではオンラインでの計算、書類の入力と提出が可能である。

#### c. 医療補助（償還または直接決済）

担当：N.A

ウェブサイト：N.A

概要：このサービスは英国ではない。ほとんどの国民保健サービス(NHS)の処理は交付の時点で終了している。政府が毎年設定する一定収入以下の人には NHS 処方と歯科治療費、病院移動の費用の還付の可能性がある。NHS 以外の医療費は払い戻されない。

#### d. 学生補助

担当：中央政府

ウェブサイト：<http://www.gov.uk/>

概要：学生金融イングランドオンラインサービスでは、イギリスのフルタイムの高等教育の学生は、オンライン融資を申請できる。登録ユーザーは、簡単なオンラインフォームでの融資申請、ローンの確認、支払い詳細の確認、自分のプロフィールの更新が可能である。他地域ではスコットランドの学生支援組織(SAAS)および北部諸島のために学生



金融 Ni が同様のサービスを提供している。

#### 4. 身分証明書：パスポート、免許証

##### a. パスポート

担当：中央政府、アイデンティティとパスポートサービス (IPS)

ウェブサイト：<http://www.gov.uk/>

概要：アイデンティティとパスポートサービス (IPS) では英国在住の国民はすべてのタイプの英パスポートの更新ができる。ユーザーは必要に応じてオンラインまたは電話でサポートを受けることができる。費用はオンラインで支払い可能で事前印刷されたフォームは署名と日付が必要な状態で郵送され IPS に処理のために返送する。

##### b. 免許証

担当：中央政府、運転手と運転免許証庁 (DVLA)

ウェブサイト：<http://www.dvla.gov.uk/>; <http://www.gov.uk/>

概要：情報とオンラインアプリケーションサービス。セルフサービス施設で個人運転者の仮免許証交付、更新と交換を申請できる。関連情報は DVLA によって提供される 'gov.uk' ポータルで閲覧できる。

#### 5. 車両登録 (新車、中古車、輸入車)

担当：中央政府、運転手と運転免許証庁 (DVLA)

ウェブサイト：<http://www.gov.uk/>

概要：gov.uk のポータルで情報閲覧とフォームのダウンロードが可能である。

#### 6. 建築許可証

担当：中央政府、地方政府

ウェブサイト：<http://www.planningportal.gov.uk/>; <http://www.gov.uk/>

概要：計画検閲官とステークホルダーによって開発された「計画ポータル」では計画プロセス情報へのアクセスと計画許可証のダウンロードが可能である。アプリケーションはシステムを通しイングランドとウェールズの地方政府へのオンライン提出が可能である。関連手数料は自動で計算され、場合によってはオンラインで支払可能である。

#### 7. 警察への申告 (盗難にあった場合など)

担当：中央政府、警察情報テクノロジー機関 (PIT0)

ウェブサイト：<http://www.gov.uk/>

概要：犯罪情報の申告は gov.uk ポータルで可能である。最寄りの警察機関検索も可能である。

8. 公共図書館（カタログ、検索ツールなどが使用可能）

担当：中央政府、地方政府

ウェブサイト：N/A

概要：ほとんどの公共図書館はオンラインカタログを提供している。

9. 証明書（出生証明書、婚姻証明書）：申請および交付

担当：中央政府、該当する事務所

ウェブサイト：<http://www.gov.uk/>（イングランドとウェールズ）、

<http://www.gro-scotland.gov.uk/>（スコットランド）、<http://www.groni.gov.uk/>（北部地域）

概要：該当事務所は証明書のオンライン申請を提供している。一般的な出生と婚姻証明書は'Directgov'ポータルで入手できる。

10. 高等教育機関・大学への入学登録

担当：大学とその他高等教育機関、大学アドミッションサービス(UCAS)

ウェブサイト：<http://www.ucas.com/>

概要：UCAS はイギリスの大学におけるフルタイム学部生にアプリケーションを処理する中央機関である。'UCAS Apply'はセキュリティが確保されたウェブシステム上でオンラインでイギリスの高等教育機関への応募が可能である。

11. 転居届（住所変更）

担当：N/A

ウェブサイト：N/A

概要：該当サービスはイギリスには存在しない。

12. 保健関連サービス（各病院で提供されるサービスに関する双方向アドバイス、病院の予約）

担当：N/A

ウェブサイト：<http://www.nhs.uk/symptomcheckers/Pages/Symptoms.aspx>

概要：症状チェッカーは患者の症状の評価とアドバイスを提供し、どう自分の面倒を見、症状と付き合うか、かかりつけ医もしくは医療関係者訪問のアドバイス、または救急車への通報や救命救急センターへの訪問といった緊急のアドバイスといったセルフケアアドバイスも含まれる。

7. 企業のための電子政府サービス

企業のための電子政府サービスは以下の8つである。

1. 従業員の社会保障負担金
2. 法人税：申告、課税通知
3. VAT：申告、課税通知
4. 新規法人登記
5. 統計局へのデータの提出
6. 関税申告
7. 環境関係の許可（報告も含む）
8. 公共調達

#### 1. 従業員の社会貢献

担当：中央政府、歳入税関庁

ウェブサイト：<http://www.hmrc.gov.uk>

概要：インターネットサービスで雇用者はPAYE(収入に応じた支払)とNIC(国民健康保険への貢献)のフォームの入手と提出が可能で、インターネットを通じての償還と支払が可能である。政府ゲートウェイへの登録が必須である。EDI ベースのサービスもまた利用可能である。このタイプの情報は'Businesslink'ポータルを通して入手可能である。

#### 2. 法人税：申告、通知

担当：中央政府、歳入税関庁

ウェブサイト：<http://www.hmrc.gov.uk>

概要：このサービスは企業やエージェントの法人税申告書の送付、申告、報告と支払を可能にする。企業はまた法人税支払の詳細、負債や支払を期間ごとに見ることができ、利子も確認できる。システムと政府ゲートウェイへの登録が必要で法人税に関する情報はGov.ukのポータルでも確認できる。

#### 3. VAT：付加価値税：申告、通知

担当：中央政府、歳入税関庁

ウェブサイト：<http://www.hmrc.gov.uk>

概要：このサービスでは付加価値税の申告と支払が可能である。システムと政府ゲートウェイへの登録が必要で付加価値税に関する情報はGov.ukのポータルでも確認できる。

#### 4. 新規設立会社の登録

担当：中央政府、英国会社登記所

ウェブサイト：<http://www.companieshouse.gov.uk>

概要：会社登録に関する情報とフォーム、企業情報の提出。会社登録のためのフォームは「ソフトウェアフィルタリング」サービスを使用してオンライン提出可能である。会社登録に関する情報は Gov. uk ポータルでも確認できる。

#### 5. 統計局へのデータ提出

担当：国立統計局(ONS)、イギリス統計当局

ウェブサイト：<http://www.statistics.gov.uk/default.asp>

概要：国立統計局(ONS)はイギリス統計事務局の一部の非閣僚庁で直接議会に報告をする。ONSはイギリス政府の唯一で最大の統計作成機関である。ウェブサイトでは独自の統計情報を多くのテーマで公表しており、それには2011年3月27日の最新の「国勢調査の日」も含まれている。

#### 6. 税関申告

担当：中央政府、歳入税関庁

ウェブサイト：<http://www.hmrc.gov.uk/>

概要：電子サービス(ウェブベースとEDIベース)は輸入者、輸出者が税関書類の提出と支払をできるようにする。類似情報は Gov. uk のポータルでも閲覧できる。

#### 7. 環境関連許可証(税込報告を含む)

担当：中央政府、環境省(イギリスとウェールズのみ)

ウェブサイト：<http://www.environment-agency.gov.uk/>

概要：情報とダウンロード可能なフォーム。類似情報は Gov. uk のポータルでも閲覧できる。

#### 8. 公共調達

担当：政府調達サービス、内閣府

ウェブサイト：<http://ccs.cabinetoffice.gov.uk/>

概要：政府調達サービス(以前の「Buyingsolution」)はイギリスの任意の国家電子調達プラットフォームであり、内閣府の運営する組織である。その取引ファンドは営利ベースで作動し、費用を賄うために収入を生み出し、納税者は無償で使用できる。これは英国契約当局と公的部門で最大のプロフェッショナル購入機関(PBO)と取引できる唯一法的権限を持っている。

欧州委員会 - eGovernment Practice

eGovernment Practice ([epractice.eu](http://epractice.eu)) は、ヨーロッパの専門家のための情報交換サービ

スである。

eGovernment ファクトシートは epractice. eu サービスの 1 つである。ファクトシートは、ヨーロッパ諸国における eGovernment の現状と進捗状況の概要を紹介している。

eGovernment ファクトシートは、年に 2 回新規提出・更新される。

eGovernment practice は Directorate General for Communications Networks, Content and Technology (情報社会・メディア総局) によるイニシアティブで開始された。

制作/出版：初版：EUROPA DYNAMICS SA

最新号：デロイトコンサルティング

-----、 [<http://eppractice.eu>]-----

## 2. フランス(2014年4月第16版)

### 1. 電子政府の歴史

最新の発展に関しては、eプラクティス上のeガバメント関連のニュースを参照。

#### (1) 最近のニュース

2012年2月

情報システムは、政府とユーザーの繋がりの中核である。公共サービスにおけるイノベーションの実現を目指し、国の情報システムを改革する推進力となる要因の特定を、首相がDISICに委託した。3ヶ月継続されると想定され、情報システムやデジタル関連の専門家150名が関与する大規模プロジェクトである。

#### (2) 2010年から2012年間のニュース

2012年

2012年10月30日、フランス政府は行政近代化総局(SGMAP: Secrétariat général pour la modernisation de l'action publique)を設立した。行政を通じて発生した公共情報を、より幅広く使用することを目指したオープンデータ戦略を継続するという政府の意思が明確となった出来事であった。

2012年5月23日、ラロシェル市は、地方政府が有するデータを市民が再利用するためのポータルサイト、La Rochelle Open Dataを開始した。

新法によると、2012年1月1日時点で、フランス契約官庁は、最低9万ユーロ(付加価値税抜き)のあらゆる調達に対して、電子的な方法で提出された申請書および入札を受理する義務を有することになる。これは、すべての公共調達契約の内容(資材、労力、サービス提供)が対象となる。

2011年

イル・ド・フランス地域圏の地方政府は、2011年10月12～15日にパリで開催されたLibreOffice Conferenceにて、The Document Foundationと協力し、そこが提供する無料オフィススイートであるLibreOfficeのサービス型ソフトウェア(SaaS)バージョンを後期中等教育の関係者に提供することを発表した。イル・ド・フランス地域圏政府によると、2012年の新年度より、約100万人のユーザー(学生、学生の親、教師、事務員)がLibreOfficeのSaaSバージョン「LooL (Libre Office On Line)」を使用する機会が得られると見込まれている。OpenOfficeから派生したLooLは、無料ソフトウェアスイートの機能と現行のほぼすべての端末に対応したHTML5インターフェイスを組み合わせたものである。

イル・ド・フランス地域圏では、専用のクラウド環境(Marguerite)に、無料ソフトウェアプロバイダが開発した特別のプラグインと共に、LooLを設置し、ユーザーがクラウド上の専用スペースに文書を保存できるようにする。同地域圏の中等教育機関が使用するオー

オープンソースで設計されたデジタルワーク環境 (Environnement Numérique de Travail (ENT)) である Lilie を使用して LooL へのアクセスを行う。

2011 年 9 月 30 日、フランスの最高行政裁判所である国策会議は、公共調達において契約官庁がサプライヤーに対し、特定のオープンソースソフトウェアの使用を要求する権利を認めた。

代表例としては、地方政府が、中学校で使用する Lilie と呼ばれるオープンソースのデジタルワーキング環境用サービスプラットフォームの導入、開発、維持、ホスティングのサービス提供に関する入札を呼びかけた。公共入札・競争入札共に義務違反があり入札が無効となった 2 つの企業が、このケースについて、緊急の審査 (Juge des référés) を要求した (公共調達規約の第 6 条では、契約官庁が技術仕様書の中でメーカー名に触れることを禁止している)。国策会議の裁判官の意見は反対に、問題となっている契約はソフトウェアの提供に関するものではなく、Lilie ソフトウェアの調整、導入、保守サービスに関する契約であると指摘した。これはつまり、裁判官は、技術仕様書に Lilie ソフトウェアの名前が記載されていたことは、このケースにおいては許容されると判断している。

2011 年 9 月 14 日、予算・公会計・行政改革大臣兼政府スポークスマンであるヴァレリー・ペクレスが Adm' innov を立ち上げた。Adm' innov は、政府サービス提供を向上させるために、公務員からの提案を収集し、スタッフに議論の場を提供するオンラインエクストラネットリポジトリであり、国家近代化総局 (DGME : Direction Générale de la Modernisation de l'Etat) が企画した革新的な行政に関する 1 日フォーラム、Carrefour Adm' innov の終了と共に立ち上げられた。

国民、事業、地方自治体、関連機関のサービス提供を簡素化し、かつ強化するためのアイデアを共有することによって、Adm' innov は国家公務員がサービス向上に直接貢献できるようになる。公務員が提供するアイデアを募集しており、1 回目の締め切り日は 2011 年 11 月 30 日である。最も優秀な提案はさらに発展させ、国レベルでの導入を目的とし「100 simplifications (100 の簡素化)」プログラムに採用される。

フランス国民および国家憲兵隊に向けて、法規違反に関する電子通知サービスが全国規模で導入された。さらに、自治体に向けた電子違反切符の導入も実施された。どちらも 2012 年 6 月まで継続される。軽犯罪システムにおいて完全ペーパーレス化を目指した National Agency for Automatic Processing of Infractions (国立違反行為自動処理機関) (ANTAI : Agence Nationale de Traitement Automatisé des Infractions) が同プロジェクトの始まりである。交通違反に関する罰金の証紙徴収 (違反通知、登録、罰金の徴収を含む) を、法規違反の電子通知に徐々に移行していく予定である。

この新システムでは、国民とサービスの両方に多くの利益がもたらされる。電子データによる記録のため転記ミスがなくなり、また電子通知を使用するため、罰金徴収証紙の紛失または盗難のリスク、またそれに伴う手数料の発生も回避できる。新支払方法も現在使用可能で、特にインターネット、電話、たばこ屋でのオンラインが主な窓口となる。

2011年5月31日、デジタル経済担当大臣である エリック・ベッソンが、IDéNum コンソーシアムの設立と、複数のサービスで共通で使用できる単一の ID 証明を 2011 年末までに実現するための、最初の提案の提出を発表する。2010 年 2 月、オンラインサービスを使用する際に要求される複数の識別手段に代わる、高度に安全な単一のデジタル ID を作成するためのプログラム IDéNum を政府が立ち上げた。

IDéNum の設立により、様々な電子政府サービスへのより多くのアクセスを促進でき、国民のための行政手続がさらに簡素化されると、ベッソン大臣は指摘した。IDéNum を設立する過程で、オンラインサービスを提供する多くの関係者と幅広い協議が行われた。さらに、大手民間企業 4 社が政府のサポートのもと、数ヶ月以内に IDéNum に関する最初の提案を作成する用意があることを表明している旨をベッソン大臣が発表した。そのため、コンソーシアムの構成形式とビジネスモデルを確立するための準備調査が同 4 社と共同で実施された。

2011 年 2 月 21 日、政府 ICT サービスの質、効果性、効率性、信頼性を向上させることを目指し、国立 ICT システム部門間理事会 (DISIC: Direction Interministérielle des Systèmes d'Information et de Communication de l'Etat) を創設する命令が下された。

DISIC は首相の権限下に置かれ、政府の事務総長と繋がっている。法令第 2011-193 号の元に、情報システム運営委員会 (CPNSI) の代わりとして設置された。18 ヶ月の間、国家近代化総局 (DGME : Direction Générale de la Modernisation de l'Etat) が DISIC プロジェクトを指揮し、政府の IT ガバナンス強化を実現した。さらには、行政での IT 利用の選択肢のより一層の一貫性と、国際社会における技術分野での位置づけの大きいなる表明となった。

2011 年 1 月末にパリ市は、地方自治体が所有するデータへの市民のアクセスを提供するためのポータルサイト [opendata.paris.fr](http://opendata.paris.fr) を立ち上げる。[opendata.paris.fr](http://opendata.paris.fr) 用に変更されたオープンデータベースライセンスの下、データへのアクセスが可能となる。商業目的でデータを再利用するユーザーは、オープンデータベースライセンスと同じ条件でデータを共有するか、非独占ライセンスを購入することになると予測している。

[opendata.paris.fr](http://opendata.paris.fr) ポータルサイトの立ち上げは、パリ市のデータ開放の最初のステップの完了を意味すると同時に、新しい取り組みの始まりでもある。その取り組みでは、今後数ヶ月の間に、市が提供する様々なサービスによって、多くのデータセットがカタログに追加される。このような公共データの公開は、2008 年からパリ市が掲げているデータのオープン化政策にも整合する。データのオープン化政策により、パリ市は、市民が市の開発を「共同設計者」として担うための、実験場となる。

2010 年

2010 年 11 月 24 日、予算・公共サービス・公会計・行政改革の担当大臣フランソワ・バロワンが、電子政府に関する情報を発表する。発表によると、2012 年初頭までには、ポータ



ルサイト Mon. service-public. fr 上のユーザーアカウントが、税務会計および職業案内所でも使用できるように拡張され、ユーザーは主要な電子政府サービスすべてを共通のログインアカウントで利用できるようになる。さらには、公共部門の共通ポータルサイト Etalab が 2011 年末に作成される。このポータルの目的は、公共部門が所有する情報の民間企業による再利用の促進である。

2010 年 11 月 8 日、情報保護機関である情報処理・公開に関する全国委員会 (CNIL : Commission Nationale de l' Informatique et des Libertés) は、ホームページ上 www. cnil. fr に新しい苦情受付サービスを設置する。ユーザーは、インターネット上に掲載された個人情報 (姓名、写真、動画、コメント、裁判所の判決) を削除出来ない場合、CNIL の苦情受付サービスに苦情を申し立てることができる。

2010 年 11 月 3 日、地方公務員に関する国家機関 (CNFPT : Centre National de la Fonction Publique Territoriale 「全国地方公務員センター」) は、www. emploi-territorial. fr のリニューアルサイトを発表。www. emploi-territorial. fr は、CNFPT と 34 の地方自治体が開発し、地方自治体、異動を希望する公務員および、求職者を結びつけるための、双方向型オンライン求人掲示板である。

フランスの Proxima Mobile は、携帯電話を使用して無料でアクセスできる一般向けサービス専門のヨーロッパで初めてのポータルで、2010 年 2 月に立ち上げられた。それ以来、アプリケーションカタログは継続的に増加している。2010 年 9 月 24 日、Proxima Mobile のヨーロッパ版と共に、15 種類の様々な新サービスが同時発表された。www. proximamobile. eu により、フランスの事業が、観光、運送、健康注意喚起、持続可能な開発などの分野でヨーロッパ全土でのサービス提供を実現するため、他の EU 加盟国の企業と緊密に連携することができる。

2010 年 7 月 5 日、予算・公会計・行政改革大臣フランソワ・バロワンは、公共サービス提供のための一連のアクションプランを発表する。特に、公共サービスの顧客満足度を測るための指標が発表され、そのため市民に提供されるサービスの透明性と質が向上することになった。

さらにユーザーの苦情の管理についても、公共事業体を対象とした新システムに依存することになるだろう。この点において、個人向けの電子政府ポータル Mon. Service-Public. fr からアクセスできる e 苦情サービスが立ち上がったことで、苦情の申し立てが容易になった。

2010 年 4 月から、個人向けの電子政府ポータル Mon. Service-Public. fr は、12 団体と 3 つの公益企業に詳細な連絡先情報の変更を一度に通知することができるように機能が強化される。それによって、2010 年 6 月、既存のオンラインサービスである「I am changing places of residence (住所変更)」は「I am changing contact details (連絡先変更)」となり、すべてのユーザーの詳細情報を複数の団体 (公営企業、半公営企業、民間企業) にワンクリックで通知することができようになった。

2010年4月の時点で、フランスの学生は、奨学金や寮の申し込みを1つのオンラインアプリケーションで提出することができる。student social file (学生のソーシャルファイル) をオンライン上で入力すると、学生は社会的基準に基づいた奨学金の申請、および地方学生生徒生活センター (CROUS) が管轄する大学敷地内の寮への入寮申請を同時に実施することになる。オンライン申請は、学生の家族所得税通知および高等学校卒業試験 (baccalauréat) への登録証書に基づいて行われる。この2つの書類を自由に使えるようにするためには、www.cnous.fr の関連画面上の指示に従うと関連づけることができる。

フランス行政監察官 (Médiateur de la République) Jean-Paul Delevoye は、2010年2月10日、オンラインプラットフォーム Le Médiateur et vous (「行政監察官とあなた」という意味) を立ち上げた。このオンラインプラットフォームの一番の目的は、国民の権利に関する議論が可能なネットワークの構築、および、法律の改善と行政監察官が日常的に扱う案件や提案に関して議論することを目的とした独自のフォーラムの提供である。

2010年2月1日、フランスのデジタル経済開発副大臣ナタリー・コシュースコ＝モリゼが、複数のオンラインサービスへアクセスできるようになる単一の電子認証である IDéNum を公式に発表する。これは、高度なセキュリティを必要とするサービスのインターネット上での開発を推進することが目的である。

フランス水・水生環境庁 (ONEMA : Office National de l' Eau et des Milieux Aquatiques) が、湿地に関する情報提供ポータルサイトを立ち上げた。このポータルサイト (www.zones-humides.eaufrance.fr) は、世界湿地の日 (毎年2月2日) に立ち上げられ、フランスの湿地に関する情報を提供し、かつては湿地の監視当局だけが利用できたデータを市民も利用可能にしている。

原子力安全局 (ASN : Autorité de Sûreté Nucléaire) は、2010年初頭、環境中の放射性物質レベルを測定するためのポータルを立ち上げる。この新ポータルの URL は www.mesure-radioactivite.fr である。このサイトでは、環境中の放射性物質のレベルを定期的にモニタリングしている7つのセンターのデータを国民に公開している。さらには、関係当局による重要な構想および施策の大部分も掲載される。

2010年1月、フランス環境・エネルギー管理庁 (ADEME) が、フランス領土の環境およびエネルギー情報に関するホームページを立ち上げる。このホームページ (www.pcet-ademe.fr) は、「環境円卓会議 (La Grenelle Environnement)」の枠組みに基づき立ち上げられた。環境円卓会議には、広域気候・エネルギー計画 (PCET) を作成するために、5万人の住人が存在する全コミュニティが招待される。このホームページは、広域気候・エネルギー計画の実現を促進することを目的とし、関係コミュニティに役立つ情報やツールを特定するための独自のデータベースとしての機能を果たす。

## 2. 電子政府戦略

## (1) 政府のデジタル経済ロードマップ

2013年2月28日、政府はデジタル経済に関するワークショップを実施し、さらに「デジタル経済ロードマップ」を発表した。

「デジタル経済ロードマップ」は、「若者への機会を提供」、「競争力の強化」、「社会での価値の向上」の3つの柱を中心に検討している。

### 若者への機会を提供

この柱の下に掲げられた、4つの目標は次の通りである。

- 電子ツールを使用して、学校教育を再考する：学校を卒業した生徒全員が、電子ツールに親しみ、情報とメディアによって補足授業を受け、情報社会がもたらす歴史的、文化的、芸術的、経済的、社会問題を認識できるようにする。
- オンラインでアクセスできる大学をより多く作る：2017年までに、あらゆる分野で、通信教育プログラムの受講および学位の取得を可能にし、さらに、電子的な手段を通じて教育プログラムの20%にアクセスできるようにする。
- ICT関連の雇用を促進：ICT関連の学位を取得した卒業生を最低でも1年に3000人ずつ増やす。
- 意識向上キャンペーンを強化

### 競争力の強化

この柱の下に掲げられた、4つの目標は次の通りである。

- グローバルデジタル企業の発展を促進する。
- 研究およびイノベーションを促進する。
- 経済全体に対してデジタル化政策を保証する。
- 21世紀のインフラストラクチャを開発する。

### 社会での価値の向上

この柱の下に掲げられた、6つの目標は次の通りである。

- 社会からの疎外をなくすため電子ツールの使用を促進する。
- 国民の主権を守り、国民が信頼できる環境を確立する。
- 文化活動を促進する新しいデジタル協定を規定する。
- 電子ツールおよびリソースを使用して公共政策を近代化する。
- 保健分野でのデジタル手段の使用を促進する。
- サイバースペース関連の問題に対応する。

## (2) 以前の電子政府戦略

デジタル経済のための開発計画「デジタル・フランス 2012」

2008年10月、「2012年完了のデジタル経済開発計画」を将来計画、公共政策のアセスメント、デジタル経済の開発を所管する国務大臣が発表した。

この開発計画では、4つの重要事項を核とする150以上の対策が設定されている。4つの重要事項とは、全国民がすべてのデジタルネットワークおよびサービスにアクセスできるようにすること、デジタルコンテンツの制作および提供の発展、電子サービスを使用する企業、行政、一般市民の増加と多様化、デジタル経済のガバナンスの近代化である。さらに、フランス全土の全国民がアクセスできるインフラストラクチャの発展・可用性を重視し、固定ブロードバンド・インターネットへのアクセス率100%を近い将来の目標値として定める。さらに、それに関連した高速ブロードバンド・インフラストラクチャの導入を目指した対策も定めている。

その他のこの計画の鍵は、デジタルコンテンツにある。デジタルテレビへの移行により、質の高い周波数を共有できるため、新しいインターネットサービスが可能になる。そのため、新しいビジネス機会の創造が、そのようなサービスの供給に影響を与える。さらに、全国民および企業による、デジタルコンテンツおよびサービスの使用を促進する対策を定める。

デジタルの信頼性を促すこともまた、この行動計画の重要な要素である。そのため、安全性の高い電子署名標準に準拠した電子IDカード(eID)の2009年の展開を規定した。eIDカードは、国民が公共の意思決定プロセス(たとえばオンラインでの相談や署名運動)に直接参加すること、適切な手段をとること、サイバー犯罪に対応することを促すツールとなる。

デジタル経済のガバナンスに関しては、同行動計画では、関係閣僚団を創設することで、10省庁に分散している人的・金銭的手段をまとめ、全体として共通の課題に対処するグローバル戦略の準備を行う。「National Delegation for Digital matters(デジタル関連事項の政府代表者)」が、2009年1月1日に予定された。

デジタル経済開発担当副大臣が、ウェブサイト「デジタル・フランス 2012」を通じて同プランについてのコメントや提案を行うように一般市民に呼びかけた。

「デジタル・フランス 2012」計画が提案されてから約3年後の2011年4月27日、ニコラ・サルコジ大統領が同計画の対策 No. 145 に基づき全国デジタル評議会を設立。議長は、Kasskooye.comの創業者ジャン＝ピエール・チャームが務める。

2007～2013年の公共政策総見直し(RGPP)

2007年7月、首相が公共政策総見直し(RGPP)を立ち上げた。公共政策の質の向上と同時に、公的資金の使い道の管理と効率化を目的とする。この新しい改革は、「パブリック・サービス 2012」構想の礎となるべく設計されている。「パブリック・サービス 2012」では、

ユーザーのニーズに合う行政サービスの導入、2012年までの公的出費の削減、公務員の業務の価値の再確認を目指す。

2010年6月、完了した施策の初期評価および、2011年～2013年に実施する一連の新施策の採択によってRGPPは新段階に突入した。現在までに、RGPP枠組みに基づき、合計300件以上の改革に関する決定が行われた。

#### 公共政策近代化のプロセス

共和国大統領が議長を務め、全大臣が参加する、「公共政策近代化評議会（CMPP）」は、RGPPの最新段階を考慮して開始された。CMPPでは、複数分野における国家近代化関連対策に必要な改革についての意思決定をする。予算・公会計・行政改革大臣が、評議会の総括報告者を務める。同評議会は、電子政府の開発、政府情報システムおよび管理手順の質、法の簡素化、自治体レベルでの国家機関に関しての権限を有する。

#### 「パブリック・サービス 2012」の施策の概要

2007年12月、公共政策近代化評議会は、最初の評議会を開催し、中央政府の各省庁が実施を予定している数百件の近代化施策が承認された。2008年4月の第2回の評議会では、2008～2010年に実施する様々な施策が決定された。第3回目の評議会は2008年6月に開催され、行政改革の範囲の拡大、および進行中の改革の分析と完了を目指した。

これまでのCMPP評議会は、設定された施策の実施率を評価するため、計画された施策の実施の概要が5件挙げられている。

詳しくは次の通りである：

- 2008年初頭、予算・公会計・行政改革大臣は、「パブリック・サービス 2012」の施策の実施に関する最初の概要を発表した。評価の結果、決定された施策の85%が予定通りに進行していることが分かった。
- 2009年5月13日、予算・公会計・行政改革大臣は、閣僚評議会に対し、2度目の概要を提出した。報告書によると、共和国大統領および政府が承認したCMPP枠組みに基づく施策の95%が現在、実施されている。
- 2010年2月18日、予算・公会計・行政改革大臣エリック・ブルトが、閣僚評議会に対し、3度目の施策実施に関する概要を提出した。報告書によると、共和国大統領および政府が承認したCMPP枠組みに基づく施策の97%が実施中であった。
- 2010年6月30日、予算・公会計・行政改革大臣フランソワ・バロワンが、公共政策の総見直し、および共和国大統領が議長を務める公共政策近代化評議会による決定事項に関する4度目の実施概要を提出した。関係部門をすべて動員し、共和国大統領および政府が承認したCMPPに基づく施策の96%が実施中となっていた。是正処置が必要な施策はわずか4%だった。
- フランスの「国家近代化」計画が立ち上がってから3年後の2011年3月、CMPPの第5

回目の評議会において、バロワン大臣は、第 5 回目の施策実施に関する概要を提出した。今回の報告書では、効果的であることが実証された方法論が再確認され、さらには、行政改革の歴史から見て、珍しく長期にわたる改革であることが報告された。問題の概要は、特に簡素化、オペレーターの監査、介入、投資費用（特に情報技術および不動産）の分野における 50 の新施策に伴う実施中のプロセスをすべての関係者がレビューすることを再認識させることを目的として報告された。

評議会は、150 の新施策を 2013 年までに実施することを決定した。今回実施が決定された施策は、過去 1 年に各省庁が緊密に協働した結果である。提供されるサービスの質の向上に貢献するだけでなく、公会計の回復効果もある。2013 年までに、1 千万ユーロを確保することが目標である。

#### ADELE プログラム（2004～2007 年）

フランスの e ガバメント戦略の始まりは、2004 年 2 月 9 日に発表された ADELE プログラム（2004～2007 年）である。ADELE (ADministration ELEctronique、つまり「電子政府」) は、一貫性があり連携のとれた電子サービスの開発及び実現するための計画である。毎年監査を受けて更新される戦略計画と行動計画で構成されていた。

戦略計画では、電子政府開発のための枠組みの詳細、達成すべき質的・量的目標の定義、目標を達成するための仕組および手段の割り振りが定められた。ADELE 行動計画に定める具体的な施策およびプロジェクトを利用して戦略を実践している。

ADELE の主な目的は、電子手続を誰でも利用できるようにすることである。それは、単なるオンライン上での情報提供から、ユーザーが行政手続きを完全に遠隔で行えるようにする双方向サービスを実提供することである。国民、企業、自治体の手間を削減し、信頼を生み出し、行政の近代化に貢献する。

### 3. 電子政府の法的枠組み

#### (1) 電子政府法

公共サービスユーザーと公共機関、及び公共機関間の電子的やり取りに関する法律（2005 年）

法の簡素化に関する法律（2004 年 12 月 9 日）に基づき、2005 年 12 月 8 日、本法律「teleservices ordinance」が可決された。この条例は、国民と公共機関との間にシンプルで安全な電子的なやり取りを実現する「電子手続き」に移行するための、包括的な法的枠組みを確立するのが目的である。条文は、公共機関・国民・中央政府・地方自治体・民間団体間で行われる電子文書、e メール、デジタル通信のやりとりを対象としている。また e メールは法律上、従来の紙ベースの通信と同等に扱われることとなり、さらに公共機関の電子署名の使用も合法化された。情報交換のセキュリティおよび、情報システム互換性に

関する条項も含まれている。

## (2) 情報自由法

### 行政文書へのアクセスに関する法律 (1978)

行政文書へのアクセスに関する 1978 年 7 月 17 日の法律において、公共団体が保有する行政文書へのアクセスが全国民に許可されている。提出されているすべての文書は、著作権法が適用され、商業目的での複製は不可能である。公共団体は、文書公開に関する要求に 1 ヶ月以内に対応しなければならない。行政文書へのアクセスに関する委員会 (CADA) が監督する。苦情に関しては、まず CADA の決定を受けた後でのみ、行政裁判所への上訴が可能である。

## (3) データ保護・プライバシー法

### 「情報科学と自由」に関する法律

「情報科学と自由」に関する法律は 1978 年 1 月 6 日に可決している。この法律は、データベース内での識別子の使用および公共分野及び民間における団体による個人データの扱い方に関する法的枠組みを定める。同法に基づき情報科学・自由全国委員会 (CNIL) が設立され、同法の施行および順守の状況を監督する。CNIL は、行政データシステム計画の諮問機関も兼ねる。情報科学と自由に関する法律は、EU データ保護指令 (95/46/EC) に対応した 2004 年 8 月 6 日の法律第 2004-801 号で改正された。

## (4) 電子署名法

### 電子署名に関する法律 (2000)

2000 年 3 月 13 日の法律により、電子署名および電子的に署名された文書は法的価値を持つ。さらに、電子署名の地域枠組みに関する EU 指令 1999/93/EC を同法により施行する。2001 年 3 月 30 日発布の法令により同法を補完した。

## (5) e コマース法

### デジタル経済の信頼性に関する法律 (2011)

2004 年 6 月 21 日に可決されたデジタル経済の信頼性に関する法律により、電子商取引に関する EU 指令 (2000/31/EC) を実行する。フランス国内での電子商取引サービスの開発に関する法的枠組みとなる。同法律の最終改正日は 2011 年 5 月 19 日である。

## (6) e コミュニケーション法

### 電子通信及び AV 通信サービスに関する法律 (2008)

2004 年 7 月 9 日に可決し、2008 年 8 月 8 日に改正された。この法で EU の電子通信に関する法的枠組み、具体的には、指令 2002/21/EC (枠組み指令)、2002/20/EC (認証指令)、

2002/19/EC（アクセス指令）、2002/22/EC（ユニバーサルサービス指令）、2002/58/EC（プライバシーおよび電子通信に関する指令）を実行している。複数の法令の可決に続き、国内法化された。

#### （7） 電子調達法

##### 公共調達規約（2006）

フランス公共調達規約の最新版は2006年8月1日に可決した。これにより、eオークションおよびダイナミック調達システムに関連した電子調達条項を含んだ、EU公共調達指令（2004/17/ECおよび2004/18/EC）を国内法化している。フランス公共調達規約の最新版により、公共調達のペーパーレス化がより幅広い分野で実施可能になる。調達の効率も向上する（申請および入札受領の遅れを短縮、諮問文書・情報文書への電子アクセス、申請時のバックアップ用の写しの送付を許可）。また、特筆すべきなのは、2010年1月1日より、電子フォーマットのみを使用した申請・入札を要求する権利をフランスの契約官庁が有することを新公共調達規約は定めている。この法の後半は、ネットワークオペレータに適用される指令2004/17/ECの特定の条項を完全に国内法化する。

#### （8） 公共部門情報の再利用（PSI）

##### 行政書類へのアクセスに関する法律（1978）

行政書類へのアクセスに関する法律（1978年7月17日）は、2005年6月6日付の政令によって改正され、これにより、公共セクターの情報の再利用に関するEU指令（2003/98/EC）の条項が施行される。

### 4. 電子政府のアクター

#### （1） 電子政府（国）

##### 政策／戦略

##### 経済・産業リニューアル・デジタル経済省

フランス政府における電子政府の政治的責任は、経済・産業リニューアル・デジタル経済省が負う。

##### 行政近代化総局（SGMAP）

2012年10月付法令第2012-1198号の策定と同時に、総理府の権限の下、行政近代化総局（SGMAP）が設立された。SGMAPは、国家改革・地方分権・公務員大臣、財務・公会計大臣、経済・産業リニューアル・デジタル経済省が利用できる。SGMAPには2つの役割がある。1つ目が、公共セクター全体の改革プログラムの開発・実施・モニタリング時の、政府の諮問機関としての役割である。もう1つが、改革計画を実施する公共組織の改革を行う複数の分野において、推進力、サポート、専門知識を提供する「戦略パートナー」としての役



割である。

#### 公共政策近代化評議会 (CMPP)

公共政策近代化評議会は、公共政策総見直し (RGPP) の立ち上げにともない 2007 年 7 月に設立された。設立の目的は、公共政策の質の向上をしながら公的資金の用途のコントロールである。共和国大統領が議長をつとめ、予算・公会計・行政改革大臣が総括報告者を務める。CMPP では、政府大臣を一堂に集め、国家近代化に関連して必要となる改革を決定する。同評議会は、電子政府の開発、公共情報システムおよび管理手順の質、法の簡素化、自治体レベルでの国家機関に関しての権限を有する。

#### 国家近代化総局 (DGME)

DGME は、2005 年 12 月 30 日に設立され、予算・公会計・行政改革大臣の権限下で、電子政府政策の立案を担う。電子行政開発機関 (ADAE) など、以前国家改革を担っていた総局が統合されて生まれた省庁横断の総局である。フランス国内の省庁および民間セクター、さらには海外から集まった機関も含め、160 の機関が集まっている。「公共政策総見直し」(2007 年 7 月) に対応するため、2008 年 4 月に再編成された。「イノベーション」、「助言」、「見通し」に関するサービスで構成されている。「イノベーション」に関するサービスについては、公共サービスを簡素化および近代化するために採用する戦略および対策の両方を立案する。

### 調整

#### 行政近代化総局 (SGMAP)

2012 年 10 月付法令第 2012-1198 号の策定と同時に、総理府の権限の下、行政近代化総局 (SGMAP) が設立された。SGMAP は、国家改革地方分権公務員大臣、財務・公会計大臣、経済・産業再生・デジタル経済大臣が関与する。SGMAP には 2 つの役割がある。1 つ目が、公共セクター全体の改革プログラムの開発・実施・モニタリング時の政府の諮問機関としての役割である。もう 1 つが、改革計画を実施する公共組織の改革を行う複数の分野において、推進力、サポート、専門知識を提供する「戦略パートナー」としての役割である。

#### 国家近代化総局 (DGME)

国家近代化総局は、「プロジェクト」関連のサービスとして、手続きの簡素化、公共サービスの質、カスタマーサービスの改善、電子政府の開発などに関連する省庁横断プロジェクト実現の舵取りを担当する。つまり、行政全体における電子政府および ICT の開発の調整を特に担っている。さらに、省庁、ユーザー、民間事業者、自治体、さらには保健と社会関係者から成る電子事務手続き関係者のネットワークを管理する。

### 実行

#### 行政近代化総局 (SGMAP)

2012 年 10 月付法令第 2012-1198 号の策定と同時に、総理府の権限の下、行政近代化総局 (SGMAP) が設立された。SGMAP には、国家改革地方分権公務員大臣、財務・公会計大臣、

経済・産業再生・デジタル経済大臣が関与する。SGMAP には 2 つの役割がある。1 つ目が、公共セクター全体の改革プログラムの開発・導入・モニタリングを司る役割である。もう 1 つが、改革計画を実施する公共組織の改革を行う複数の分野において、推進力、サポート、専門知識を提供する「戦略パートナー」としての役割である。

#### 国家近代化総局 (DGME)

DGME は、電子政府プログラムおよび省庁横断と省庁合同プロジェクトの両方の推進を担当する。共通基盤の推進も担当するが、政府出版局である French Documentation が管理および維持するポータルサイト [www.service-public.fr](http://www.service-public.fr) は担当しない。

#### 中央政府各局

中央政府各局は、それぞれの管轄で行われる電子政府プロジェクトの実施を担当する。

#### 支援

##### 行政近代化総局 (SGMAP)

2012 年 10 月付法令第 2012-1198 号の策定と同時に、総理府の権限の下、行政近代化総局 (SGMAP) が設立された。SGMAP には、国家改革地方分権公務員大臣、財務・公会計大臣、経済・産業再生・デジタル経済大臣が関与する。SGMAP には 2 つの役割がある。1 つ目が、公共セクター全体の改革プログラムの開発・導入・モニタリングを司る役割である。もう 1 つが、改革計画を実施する公共組織の改革を行う複数の分野において、推進力、サポート、専門知識を提供する「戦略パートナー」としての役割である。

##### 国家近代化総局 (DGME)

提供する行政サービスの質を向上、公的支出のよりよい使用の指導、公務員の動員のため、DGME は公共組織の機能と管理の近代化を支援する。「助言」サービスについては、近代化を行うにあたり必要な手段を特定し (組織、リソース、プロセスの最適化など)、各省庁が公共政策近代化評議会 (CMPP) の決定事項の実行を支援する。

#### 国立デジタル評議会

国立デジタル評議会 (CNN : Conseil National du Numérique) は、2011 年 4 月 27 日、フランス大統領により設立された諮問機関である。18 人のインターネット専門家で構成され、デジタル技術関連の問題について政府に助言する。特に、「政府がデジタル経済に影響を与える可能性のあるあらゆる法または規制の提案」に関して、CNN に助言を求める。ただし、政府からの諮問がない問題に関しても、助言を行う。

#### French Documentation (政府出版局)

French Documentation (Documentation Française) は政府の出版局として、情報管理サービスを担当する。

「社会保障宣言の近代化 (GIP-MDS : Modernisation of Social Declarations)」を行う公益団体

GIP-MDS では各社会保障機関および経済連合が一堂に会し、事業主が社会保険申告を電子的に提出できるようにする共同サービスの開発を目指す。これらのサービスは、Net-Enterprises のホームページからアクセス可能である。

#### 監査／保証

##### 会計監査院

会計監査院では、公的資金の使用に関する必須および任意の調査を行う。

##### 議会財政委員会

公的資金の使用は、国民議会および元老院両方の財政委員会によって精査される。

#### データ保護

##### 情報科学・自由全国委員会（CNIL）

CNIL は、フランスの情報保護政府機関であり、1978 年 1 月 6 日付情報科学と自由に関する法律に基づき設立された。この法律は、データベース内の識別子の使用および公共分野及び民間における団体による個人データの扱いに関する法的枠組みを定める。同法律の施行の監督を担当し、さらに行政データシステム計画の諮問機関も担う。

##### フランスのネットワーク・情報セキュリティ庁（ANSSI）

フランスのネットワーク・情報セキュリティ庁（ANSSI : Agence Nationale de la Sécurité des Systèmes d' Information）は、2009 年 7 月 8 日付法令に準拠し設立された。首相の権限下に置かれ、防衛事務総長の配下にある。情報システムセキュリティ中央委員会（DCSSI）の代わりとして、より幅広いミッションおよびリソースを割り当てられた。中心となるミッションは、サイバー攻撃の検出および早期対応、機密事項を扱う政府ネットワークの継続的な監視、適切な防衛システムの実現、信頼性の高い製品およびフランスの事業者が提供するサービスを利用しての脅威の防止、政府組織および重要インフラ事業者に対する助言およびサポート、セキュリティ脅威に対する継続的な情報提供である。

##### フランスのシーサート（CERT-FR）

フランスのシーサート（CERTA : Centre d'Expertise Gouvernemental de Réponse et de Traitement des Attaques informatiques）は、フランス国内のコンピュータ関連のセキュリティ上のあらゆるインシデントについての対応窓口である。

## （２） 地方公共団体の電子政府

#### 政策／戦略

##### 地方公共団体の行政

地方公共団体（地域圏、県、郡）が、国の電子政府政策に準拠する形で、それぞれの権限内で各地方の電子政府政策を立案する。

## 調整

### ICTのための地方機関

一部の地域圏では、ICT 専門の地方機関を有し、該当する地域圏の電子政府プロジェクトの調整を担う。ICT 専門の地方機関の例としては、イル・ド・フランス地域圏の「Artesi」、ローヌ＝アルプ地域圏の「ARDI」、ミディ＝ピレネー地域圏の「ARDESI」、アキテーヌ地域圏の「INNOVALIS」がある。

## 実行

### 地方公共団体の行政

地方公共団体は、それぞれの与えられた権限の中で、電子政府プロジェクトを実施する。

## 支援

### 国家近代化総局 (DGME)

DGME は、国益となる一部の地方プロジェクトへのサポートサービスを提供している。そのプロジェクトの例としてはブルゴーニュ地方圏での統合地方電子サービスの「e ブルゴーニュ」プラットフォームの提供などがある。

### 信託預金金庫 (Caisse des Dépôts)

信託預金金庫は国営金融機関として、フランス中央政府および地方公共団体に代わって、公益をもたらすミッションを実施する。

### ICTのための地方機関

一部の地域圏では、ICT 専門の地方機関を有し、該当する地域圏の電子政府プロジェクトの調整を担う。ICT 専門の地方機関の例としては、イル・ド・フランス地域圏の「Artesi」、ローヌ＝アルプ地域圏の「ARDI」、ミディ＝ピレネー地域圏の「ARDESI」、アキテーヌ地域圏の「INNOVALIS」がある。

### デジタル領域監督機関 (Observatory of Digital Territories)

デジタル領域監督機関 (Observatory of Digital Territories) は地方公共団体により設立され、地方公共団体の ICT 関連の政策の開発と実現をサポートしている。

### 地方サービス管理センター (CNFPT)

地方サービス管理センター (CNFPT) は、地方分権において中心的役割を果たす。主な任務である管理職へのトレーニングおよびキャリアサポートを通じて、地方公共サービスの近代化を目指す。

### CAP-TIC

CAP-TIC は、信託預金金庫 (Caisse des Dépôts) が 2000 年 2 月に設立した企業であり、公共部門の組織に対し、技術的、経済的、教育的、法的なサービスを提供する。

インターネット都市協会 (Internet Cities Association )

インターネット都市協会 (Internet Cities Association) は、選任された政府職員、地方公務員、民間および任意の利害関係者のネットワークで、インターネットの発展と、インターネットを使用した地方レベルでの市民サービスの発展に関する経験および事例について、情報交換の支援を目指している。

監査／保証

地域圏会計監査院

地域圏会計監査院は、行政機関の公的資金使用に関する調査を担う。

その他

フランス県会議

フランス県会議は、フランス国内の県の代表者の団体である。

フランス地域圏協会

フランス地域圏協会は、フランスの地域圏当局の代表者の団体である。

## 5. 電子政府のインフラストラクチャ

### (1) ポータルサイト

Service-Public.fr

行政サービスの利用者の日常生活に着目した実際に役立つ情報へのアクセスポイントとしてポータルサイト Service-Public.fr が 2000 年 10 月に立ち上がった。使用説明、文書、オンラインフォーム、公共サービスへのリンクなどが掲載される。

2008 年 1 月時点で、全行政手続きの 3 分の 2 (約 600) が、完全にオンラインで実施可能になった。2008 年 2 月、国民および事業者がオンラインで行政手続きを行うためのワンストップショップ「Administration 24h/24」が追加され機能強化された。その結果、同ポータルサイトのセクションのひとつとして、検索エンジン「Mes démarches 24h/24」が追加される。この検索エンジンでは、入力されたキーワードに関する完全な情報を得ることができる。

www.pme.service-public.fr には、法人、特に中小企業とフリーランサーを対象とした行政手続きの簡素化に特化したセクションがある。同ポータルサイト上で提供される全サービスに対して共通の電子署名ソリューションで対応し、手続き用フォームへのアクセスやオンライン上でのフォーム入力および提出が可能である。

Mon.Service-Public.fr

「Mon.Service-Public.fr」を強化した「Service-Public.fr」は、オンラインで利用でき

る各種政府サービスに対して個人向けの安全な統一アクセスを実現する高度な電子政府ポータルサイトである。国家近代化総局（DGME）が管理している。

各ユーザーは個人アカウントを使用して、個人向けにカスタマイズされた情報へのアクセスしながらオンラインでの行政手続きを安全に管理することができる。このように、オンラインサービスへのアクセスが劇的に簡素化され、ユーザーは複数のパスワードを記憶する必要がない。使用できる電子サービスが随時追加され、最終的には、実行可能なすべての公共サービスについて同ポータルサイトからアクセス可能にすることを目指す。個人アカウントを持つと、オンライン上に安全な個人データスペースを設けることができる。このスペースを自由に使って、個人データをまとめて入力したり、電子文書を保存したりできる。

2010年7月5日、予算・公会計・行政改革大臣が Mon. Service-Public. fr の新バージョンを発表した。完全に改良されたインターフェイスで、申請処理の追跡を簡素化し、カスタマイズされた情報の提供が可能になった。2010年4月から、同ポータルサイトの機能が強化され、連絡先情報の変更を12の機関に一度で通知できる。これにより、既存のオンラインサービスである「I am changing places of residence（住所変更）」は「I am changing contact details（連絡先変更）」になり、すべてのユーザー情報を複数の団体（公営セクター、半公営セクター、民間セクター）にワンクリックで通知することができようになった。

## （2） ネットワーク

### AdER

AdER (Administration En Réseau)は、省庁間のイントラネットとして2000年5月に立ち上がった。仮想プライベートネットワーク（VPN）を利用している同サービスを使用することで、中央政府にメッセージ、ディレクトリ、高速データ通信、文書の保管を行えるのみならず、多数の情報管理アプリケーションへのアクセスも可能で安全なサービスを提供している。AdER/SETI ネットワークは、欧州全土の行政機関との安全な情報交換を行うIPベースのEU専用ネットワークであるTESTAと接続されている。

### ISIS

2007年11月から運営されている「政府内の相乗効果のための安全な省庁間イントラネット（Secure Inter-ministry Intranet for Governmental Synergies）」（ISIS）により、政府関係者間の極秘情報の交換と共有が実現している。ISISはフランスのネットワーク・情報セキュリティ庁（ANSSI: Agence Nationale de la Sécurité des Systèmes d'Information）に属する。

### (3) 電子識別と電子認証

#### 共通電子署名ソリューション

ポータルサイト [www.service-public.fr](http://www.service-public.fr) を通じて国民および企業に提供される電子サービスには、共通の電子署名ソリューションが対応している。正式に認可された証明サービスプロバイダ (CSPs) によって発行された電子証明だけが、国民と事業者の政府とのオンライン上のやり取りをする場合に有効である。証明サービスプロバイダが正式に認可されるには、「総合安全枠組み」で定められた要件に基づいた審査を受ける必要がある。セキュリティには、中程度、高度、正式認可の 3 つのレベルがある。事業者向けの電子証明書は個人に対し発行されるが、企業の代理としてのみ使用できる。

#### eID カードプロジェクト

フランス政府は、INES (Identité Nationale Electronique Sécurisée) と呼ばれる eID カードプロジェクトを立ち上げた。同プロジェクトは、首相の承認を受け 2005 年 12 月に発表された。eID カードには、従来からのデータ (姓名、生年月日、住所など) と生体認証データ (指紋 2 点) などの電子データ、さらに証明書や電子署名などの身分証明関係サービスのモジュールも含まれる。生体認証データベースへのアクセスは、厳しく規制されており、司法手続きを経ない限りアクセスできない。また、eID カードの所有は義務化されなかった。

2009 年の時点で、ID カードの導入に向けて、2012 年までのデジタル経済のための開発計画「デジタル・フランス 2012」は、eID カードの 2009 年の展開を規定した。eID カードの導入に関しては現在も進行中である。eID カードでは、安全性の高い電子署名標準を採用する。また、これにより公共の意思決定プロセスへの国民の直接参加を促進することになる。

#### 電子パスポート

2006 年 4 月、総務大臣は、フランスで最初の電子パスポートを 2006 年 4 月から 7 月にかけて順次導入するスケジュールを発表。非接触チップを内蔵したフランスの電子パスポートには、所有者の写真のデジタルデータも含まれる。ただの旅券としてだけではなく、将来的には行政手続きで利用することを目指している。2009 年 6 月 28 日、e パスポートは、所有者の指紋のデジタルデータを追加した生体認証パスポートに移行した。

### (4) 電子調達

#### 電子調達プラットフォーム

2005 年 1 月 1 日に発表された法的閾値を超えた入札の正式な募集に応える形で、フランスの全公共機関は、電子的な方法での入札を受け入れる義務を負うこととなった。独自のプ

プラットフォームを持つ国防省を除く、すべての中央政府省庁は、全政府対応の電子調達プラットフォームを使用することでこの要件を満たすことができる。公共組織は、同プラットフォームを利用して、オンライン上で入札を呼びかけ、また電子的に入札を受け付けることができる。同プラットフォームは公共調達の効率化を目的とする省庁間サービス、UGAPによって商業化されている。

地方公共団体は、独自の電子調達プラットフォームソリューションの開発することも、既に地方レベルで開発されている商用ソリューションを採用することも自由であるため、同プラットフォームの使用は任意である。この観点から特筆すべきは、2010年1月1日より、電子フォーマットのみを使用した申請・入札を要求する権利をフランスの契約官庁が有することが、公共調達法典で定められていることである。

#### ブルゴーニュ地域圏の e マーケットプレイス

このポータルサイトは、フランス東部にあるブルゴーニュ地域圏の 2000 以上の行政機関・団体が使用するために作成された。同地域圏の電子政府ポータルサイト ([www.e-bourgogne.fr](http://www.e-bourgogne.fr)) からアクセス可能である。このプラットフォームを通じて、公共団体が入札を呼びかけ、潜在的なサプライヤーはその入札呼びかけに対してアクセスおよび入札することが可能である。この e マーケットプレイスは、電子政府のための ADELE 計画の一環として、フランス政府のサポートのもと試験運用され、2005 年初頭から本格サービスされた。e マーケットプレイスの地方での実験が成功した後、ブルゴーニュ地域圏は、EU 加盟国の 5 つの地方機関および、民間・公共のパートナーで構成される共同体を創立し、eTEN 調達 (eTENProcure) プロジェクトを開始した。このプロジェクトの目的は、5 つの試験地域全体において、中小企業向けの安全で直感的なオンラインサービスを通じた、公共調達へのオンライン入札を可能にすることである。

#### (5) その他のインフラストラクチャ ナレッジマネジメント

##### References.modernisation.gouv.fr ウェブサイト

[references.modernisation.gouv.fr](http://references.modernisation.gouv.fr) は、最新の公共機関向けの電子政府政策関連の文書へのリンクが掲載されているウェブサイトである。これら文書は具体的には、一般的なアクセシビリティに関する枠組み (RGAA)、一般的なセキュリティに関する枠組み (RGS)、一般的な相互運用性に関する枠組み (RGI)、公的なウェブサイトの人間工学に関する宣言である。

##### Adullact.Net プラットフォーム



2005年6月、オープンソースソフトウェアレポジトリ兼協働プラットフォーム「Admisource」が立ち上がった。Admisourceの目的は、フランスの行政全体が使用するソフトウェアの共同開発である。

2008年7月より、AdmisourceはAduallact.Netと統合した。行政と地方政府のための無料ソフトウェアの開発者とユーザーとが一体となる団体が誕生した。

## 6. 市民向けの電子政府サービス

このセクションの情報は、基本的な20の公共サービスについて提示している。これらのサービスは、オンライン利用が可能な公共サービスの事業者及び市民の利用率を計るために、eヨーロッパ構想2000 (eEurope initiative of 2000) においてEU委員会及び加盟国で認定されたものである。

市民に対して提供するサービスは以下の12種である。

1. 所得税：申告、課税通告
2. 労働局による求人検索サービス
3. 社会保障給付金
4. 身分証明書：パスポート、免許証
5. 車両登録（新車、中古車、輸入車）
6. 建築許可の申請
7. 警察への申告（盗難にあった場合など）
8. 公共図書館（カタログ、検索ツールなどが使用可能）
9. 証明書（出生証明書、婚姻証明書）：申請および交付
10. 高等教育機関・大学への入学登録
11. 転居届（住所変更）
12. 保健関連サービス（各病院で提供されるサービスに関する双方向アドバイス、病院の予約）

### 1. 所得税：申告、課税通告

担当：中央政府、経済・産業・労働省、公共財政総局

ウェブサイト：<http://www.impots.gouv.fr/>

概要：同税務ポータルサイトでは、個人利用者は納税申告および所得税の支払いをオンラインで行うことができる。また、個人のファイナンスアカウントにアクセスできる。税務申告書は、税務署が一部記入してから送付され、納税者は必要に応じてオンラインで情報を調整および追加する。補足資料は必要なく、納税金額がすぐに表示される。2007年以降、税金の支払額の計算および、必要な場合は月々の税金支払額の調整を国民自らが実行できる。

## 2. 労働局による求職活動サービス

担当：中央政府、雇用センター (Pôle Emploi)

ウェブサイト：<http://www.pole-emploi.fr/>

概要：求人サイト。個人向けの求人情報へのアクセス。また履歴書の表示が可能である。さらには、夏休みのアルバイト専用求人ポータルも 2007 年 3 月より利用可能となっている。

## 3. 社会保障給付金

### a. 失業手当

担当：中央政府、雇用センター (Pôle Emploi)

ウェブサイト：<http://www.pole-emploi.fr/>

概要：失業手当に関する情報、オンライン申請システム、月次失業状況通知。

### b. 子ども手当

担当：中央政府、全国家族手当金庫 (CNAF)

ウェブサイト：<https://www.caf.fr/>

概要：子ども手当の受給の権利は、税務申告に基づき家族手当基金が自動的に計算される。

### c. 医療費（払戻、または直接精算）

担当：中央政府、国民健康保険基金 (CNAM)

ウェブサイト：<http://www.ameli.fr/>

概要：健康保険に関するフォームのダウンロード、払戻し状況をオンラインで確認。スマート健康保険カード「Vitale」を使用することで、一部の医療費に関しては直接精算が可能である。また、e ガバメントポータルサイト [www.service-public.fr](http://www.service-public.fr) から、払戻し状況をオンライン上で国民自らが確認可能である。

### d. 奨学金

担当：中央政府、国立学生支援センター (CNOUS)

ウェブサイト：<http://www.cnous.fr/>

概要：学生が利用可能な各種奨学金に関する情報と、一部奨学金に関するオンライン申請である。「[www.service-public.fr](http://www.service-public.fr)」ポータルサービスを利用して「student social file」へオンラインアクセスし、その入力が可能である。student social file を利用して、奨学金および地方学生・生徒生活センター (CROUS) が管理する学生寮への申請が可能である。

#### 4. 身分証明書：パスポート、免許証

##### a. パスポート

担当：中央政府

ウェブサイト：<http://vosdroits.service-public.fr/>

概要：関連情報およびフォームがオンラインで閲覧可能である。パスポートの申請は、地方公共団体または中央政府の出張所（県・準県）が扱う。ID カードまたは e パスポートの受け取りリクエストの状況はオンラインで追跡可能である。

##### b. 運転免許証

担当：中央政府

ウェブサイト：<http://vosdroits.service-public.fr/>

概要：関連情報の提供、フォーム（運転免許証申請など）は、画面上で入力可能である。運転免許証の申請は、中央政府の出張所（県、準県）で行われる。また、安全なウェブサイトを通じ、運転者がログインすると自分の免許証の残点数を確認できるサービスも提供される。

#### 5. 自動車の登録（新車、中古車、輸入車）

担当：中央政府、地方政府

ウェブサイト：<http://vosdroits.service-public.fr/>

概要：関連情報およびフォームがダウンロード可能である。車両登録は、中央政府の出張所（県/準県）および一部の地方公共団体が扱う。新車の登録申請に関しては、販売ディーラーがオンラインで提出する。

#### 6. 建築許可の申請

担当：中央政府、地方政府

ウェブサイト：<http://vosdroits.service-public.fr/>

概要：関連情報およびフォームがダウンロード可能である。建築許可サービスは、地方政府オフィス（工事機材に関する総局：Departmental Directorate for Equipment）または地方公共団体が扱う。

#### 7. 警察への申告（盗難にあった場合など）

担当：中央政府

ウェブサイト：<https://www.pre-plainte-en-ligne.gouv.fr/>

概要：市民は、オンラインでの警察への通報が可能である。

#### 8. 公共図書館（カタログ、検索ツールなどが使用可能）

担当：中央政府（文化・通信省）、地方政府

ウェブサイト：<http://gallica.bnf.fr/>

概要：ほとんどの公共図書館が、オンラインカタログの検索機能を有する。フランス国立図書館（BnF：Bibliothèque Nationale de France）によるデジタル図書館 Gallica は、デジタル作品（プレスリリースを含む）、画像、および音声資料へのアクセス機能を提供する。

#### 9. 証明書（出生証明書、婚姻証明書）：申請および交付

担当：地方政府、中央政府

ウェブサイト：<http://www.acte-etat-civil.fr/>

概要：出生証明書および、婚姻証明書、死亡証明書をオンラインで申請するための国家システムにはポータルサイト「[www.service-public.fr](http://www.service-public.fr)」からアクセス可能で、該当する「commune」からオンライン上で申請可能である。オンラインで申請を行うと、証明書は郵送で届けられる。海外在住のフランス国民向けの同様のサービスは、外務省が提供している。

#### 10. 高等教育機関・大学への入学登録

担当：中央政府、高等教育機関

ウェブサイト：<http://vosdroits.service-public.fr/>

概要：高等教育機関への入学登録に関する情報、またフォームのダウンロードが可能である。入学登録は、各大学または専門学校が扱う。

#### 11. 転居届（住所変更）

担当：中央政府、国家近代化総局（DGME）

ウェブサイト：

<https://mdel.mon.service-public.fr/je-change-de-coordonnees.html>

概要：国民は、多数の行政機関に1回の通知で住所変更の連絡が可能である。

#### 12. 保健関係のサービス（各病院で提供されるサービスに関する双方向アドバイス、病院の指定）

担当：中央政府

ウェブサイト：<http://www.hopital.fr/>

概要：情報提供のみである。

### 7. 企業のための電子政府サービス

このセクションの情報は、基本的な20の公共サービスについて提示している。これらのサ

ービスは、オンライン利用が可能な公共サービスの事業者及び市民の利用率を測るために、e ヨーロッパ構想 2000 (eEurope initiative of 2000) において EU 委員会及び加盟国で認定されたものである。

企業に対して提供するサービスは以下の 8 種である。

1. 従業員の社会保障負担金
2. 法人税：申告、課税通知
3. 付加価値税：申告、課税通知
4. 新規法人登記
5. 統計局へのデータの提出
6. 関税申告
7. 環境関係の許可（報告も含む）
8. 公共調達

1. 従業員の社会保障負担金

担当：中央政府、Social Declarations 近代化に関する公益団体

ウェブサイト：<http://www.net-entreprises.fr/>

概要：ポータルサイト Net-entreprises.fr では、社会保障負担金関連の情報提供、シミュレーション、安全な申告、電子証明を使用した支払いなどの様々なサービスを提供している。

2. 法人税：申告、課税通知

担当：中央政府、経済・産業・労働省、公共財政総局

ウェブサイト：<http://www.impots.gouv.fr/>

概要：法人税申告および支払いなどのすべての事業者および職業のための情報およびサービスをオンラインで提供する。

3. 付加価値税：申告、課税通知

担当：中央政府、経済・産業・労働省、公共財政総局

ウェブサイト：<http://www.impots.gouv.fr/>

概要：付加価値税のオンライン上からの申請および支払いが可能である。

4. 新規法人登記

担当：商工会議所

ウェブサイト：<http://www.cfenet.cci.fr/>

概要：法人登記などの事業者のためのオンライン行政手続きが可能である。

## 5. 統計局へのデータの提出

担当：中央政府、産業担当国務長官

ウェブサイト：<http://www.insee.fr/>

概要：税務局に既に申告されている企業の収入に関するデータは、統計局への再提出不要である。社会保障機関および雇用機関に提出した従業員データに関しても同様である。

## 6. 関税申告

担当：中央政府、経済・産業・労働省

ウェブサイト：<http://www.douane.gouv.fr/>

概要：関税申告の申請および支払いのための電子的サービスである。

## 7. 環境関係の許可（報告も含む）

担当：中央政府、エコロジー・エネルギー・持続可能な開発・海洋省

ウェブサイト：<http://www.developpement-durable.gouv.fr/>

概要：環境関連の許可に関する情報提供およびフォームのダウンロードを行える。

## 8. 公共調達

担当：中央政府、経済・産業・労働省

ウェブサイト：<http://www.marches-publics.gouv.fr/>

概要：独自のプラットフォームを有する国防省をのぞく、中央政府の全省および機関は、全政府対応の電子調達プラットフォーム「Marches-Publics.gouv.fr」を使用することで要件を満たすことができる。同プラットフォームを使用して、公共セクター機関はオンライン上で入札をよびかけ、電子的に入札を受け入れることができる。地方公共団体の同プラットフォームの使用は任意である。独自の電子調達プラットフォームソリューションの開発を行うことも、商用ソリューションを採用することも可能である。

## 欧州委員会 e ガバメント・プラクティス

e ガバメント・プラクティス (epractice.eu) は、欧州の専門家のための情報提供および交換サービスである。

e ガバメントファクトシートは、epractice.eu が提供するサービスの一部である。ファクトシートでは、欧州における e ガバメントの状況および進行の概要を確認できる。

1年に2度、発行および改訂される。

e ガバメント・プラクティスは、通信・ネットワーク・コンテンツ・技術総局が指揮する。

制作・発行ドラフト作成：EUROPEAN DYNAMICS SA

最新版 DELOITTE CONSULTING

### 3. ドイツ(2014年5月第16版)

#### 1. 電子政府の歴史

##### (1) 最近のニュース

2014年3月

3つの省庁が、2014年夏に連邦内閣で採用されることを目標に、共同でデジタルアジェンダを計画・実施しようとしている。内務大臣の Thomas de Maizière とその同僚である Sigmar Gabriel 連邦経済エネルギー省大臣、そして Alecander Dobrindt 連邦交通・デジタルインフラ大臣はデジタル情報化時代の課題に対応するための政府のデジタルアジェンダについて語った。3人の大臣は、計画の中で求められている措置が効果的に機能していくこと、そして全てのステークホルダーが、デジタルアジェンダおよびその7つの主要分野(デジタルインフラとブロードバンドの拡大、デジタル経済、政府のイノベーション、デジタル社会、調査研究・教育・文化、社会や企業活動のためのセキュリティ保護と信頼、欧州および国際領域におけるデジタル革命)におけるアクションの策定と実施に関与してくことを強調した。

IT 計画協議会(IT-Planungstrat) は、Hanover で行われる CeBIT の合間に開催される春の会合において、2014年に向けた取り組みの優先順位を決定する。とりわけ、新しい連邦政府が連立協定で合意したデジタルアジェンダに取り組むとみられる。

新政府が電子政府を促進し行政を近代化させるための計画である「デジタル政府 2020」において、IT 計画協議会は、連邦としての見地から、取り組みを提示するとみられる。これらの取り組みの一例としては、企業活動にフレンドリーな行政、一貫しておりシンプルな行政当局との関与接触(いわゆるワンストップエージェンシー)といったものがある。

ドイツで政府当局に接触するための単一の電話番号である 115 番が、現在新チャンネル新しいチャンネルを獲得して設けている。2014年の CeBIT において、115 アプリケーションの最初の転用サンプルが発表された。このアプリケーションによって、115 番の潜在的な用途は将来的には電話を超えるものとなるとみられる。開発はまだ始まったばかりだが、115 番のマルチチャンネルとしての使用に向けた最初の一步となっている。

2014年1月

2014年1月14日、ドイツ内務省副大臣であり連邦政府情報技術委員である Cornelia Rogall-Grothe は、試行プロジェクト「コミュニティ電子政府モデル」を開始するように指示した。10月下旬、内務省はドイツ都市協会・ドイツ郡協会、そしてドイツ都市・自治協会といった自治体協会と共同で、地方当局に対してこのプロジェクトへの参加および地方政府サービスに対する電子政府の適用を呼び掛けた。

2013年12月

ドイツで政府当局に接触するための単一の電話番号である 115 番が、2013年にはより拡張された。今年、国の主要都市である Stuttgart や Potsdam を含む合計 60 の都市・郡・市町村で 115 番を有効化した。ドイツにおける統一公共サービス電話番号である 115 番は、年

末までに 340 の自治体で 2700 万人に使用されるとみられる。

2013 年 8 月

2013 年 8 月 1 日、電子政府の推進に関する法律とその他の規定（電子政府法）の改正が施行される。これにより、場所や業務時間に関わらず、誰もが行政に対してコンタクトをとることができるようになり、行政事務が市民や企業にとってより便利になる。具体的に現在行政当局が市民や行政に提供することを奨励されているものとして、電子決済オプション、文書への電子アクセス、電子ファイル管理、豊富なオンライン情報といったものがある。同時に、市民は新しい ID カードである eID の機能を利用する機会をより多く持つようになり、Web フォームを使用することで、行政機関に対する身元の証明にかかる多くの時間を節約できるようになっている。

2013 年 6 月

2013 年 6 月 6 日における会議で、IT 計画協議会は「ドイツデジタルアジェンダ」を開始する取り組みにゴーサインを出した。「ドイツデジタルアジェンダ」の主なタスクの 1 つは、IT 分野における異なるレベルの間の連携を改善することである。IT 計画委員会は、会議の間にこの問題に関する連邦/州レベルでのワーキンググループの当面の成果について議論する。「ドイツデジタルアジェンダ」に一層寄与するものとして、IT 計画協議会は連邦・州レベルで新しい ID カードのアプリケーションを他領域でも開発していくことを一貫して主張している。

2013 年 6 月 7 日に、連邦議会は電子政府法（電子政府の促進に関する法律とその他の規定の改正、eGovG）を通過させ、シンプルでユーザーフレンドリー、より効率的な電子政府サービスへの道を開いた。この法律は、市民と政府の行政負担を同様に軽減するものであり、全てのステークホルダーにとっての大きな前進であった。同時に、この法律の実施は公共部門にとっては大きなチャレンジとなるだろう。

2013 年 2 月

2013 年 2 月 19 日に、国のデータポータルサイト GovData の試行版がオンライン上で公開され、行政によって再提供されるデータに市民や行政がより簡便にアクセスしたり再利用できるようになった。ポータルサイトは試行中継続的に評価される。ポータルサイトが継続的なものになるかどうかは、連邦・州への諮問の後 2014 年に決定する。まず、現存する国家オープンデータポータルのデータと同様ともに、環境・地理・統計データからが提供される。徐々に、新しいデータが入手可能になる。ポータルサイトは内務省に代わって FOKUS (the Fraunhofer Institute for Open Communication Systems) によって連邦国家・州の「オープンガバメント」のワーキンググループと共同で開発される。

## （２） 2010 年から 2012 年の間のニュース

2012

ドイツで政府当局に接触するための単一の電話番号である 115 番が市民の賛成を得ている



ということが、Allensbach 研究所の調べで分かった。2012 年 12 月のこの調査によると、中央・地方の報道および出版の取り組みが実を結び始めたということである。行政当局の番号 (115) が開放された地域では、既に 49%の人々が 115 番について耳にしたことがあり、2012 年には、さらに 150 の地方自治体が 115 番のサービスに参画する。2009 年の試行段階当初から以来、ユーザーの数は合計全体で 10 倍に達した。

2012 年 3 月 8 日、ドイツ内務省は新しい電子政府イニシアティブの立ち上げを発表した。このイニシアティブは、De-Mail や新しい ID カードとも関わっており、広範なインターネット・ベースの知識プラットフォームの開発と、目標とするプロジェクトにおけるインフラの実用的な実装をサポートすることによって、連邦・州・地方自治体の情報ニーズを満たすことを目的としている。重点施策は、試行プロジェクトと実装プロジェクトの支援である。このように、連邦・州・地方自治体のための最も実用的なソリューションが特定、試行されている。「ワン・フォー・オール」の原則によると、ドイツ行政における多くのユーザーにとって付加価値が高い魅力的なアプリケーションや手続きが設定・実施されるべきである。

2011

ドイツの eTending 電子入札クロスプラットフォームコミュニケーションスタンダードプロジェクト「Xvergabe」は、2011 年 7 月から公式ウェブサイトを開設している。Xvergabe プロジェクトは、入札者と eTending 電子入札プラットフォーム間で文書とデータのプラットフォームをまたいだ交換ができるように、プラットフォーム独立型の eTending 電子入札基準を開発することを目的としている。基準は、2012 年初旬に利用できるように計画されている。当面、xvergabe.org のウェブサイトではプロジェクトの基礎的な情報だけではなく、プロジェクトの取り組みの中でリリースされている最も重要な文書や情報も公開されている。さらに、便利なリンクや連絡先の詳細、プロジェクトの次のステップに関する情報なども含まれている。ドイツでは、公共調達プロセスの全入札の 5%以下しか電子的に行われるものはないが、これは、ソリューションプロバイダの断片化され互換性のないインターフェイスによるところが大きい。

2011 年 6 月 30 日、IT 計画協議会は、その 5 回目の会議において、新しい国家電子政府戦略の実施に向けた最初の措置を講じた。戦略の目標は、覚書においてその概要が決められている。具体的な実施手段のリストは、2011 年 10 月 13 日までに確定されるよう計画されている。それらのリストの主な焦点は、連邦政府のインフラの構築と個々の手段の連携におかれている。IT 計画協議会のメンバーも、市民がインターネットを介して行政や企業と安全にデータ交換をできるよう、eID 戦略の共同開発に合意している。中でも強い関心は、電子 ID の保全と、州によって提供されるサービスのシンプルで安全な利用にある。

「De-Mail サービスを制限する法律とその他の規制の修正」が、2011 年 5 月 3 日に施行された。De-Mail によって、追跡可能かつ機密性の高い形で、文書やメッセージをオンライン送信できるようになる。従来の電子メールと比較すると、De-Mail の配信方法が分かる。

De-Mail は、インターネットを上にある間その内容を読んだり操作したりすることはできない。De-Mail のプロバイダは、立法によって指定された認証プロセスを通じてスクリーニングされる。これまでのところ、特に Deutsche Telekom AG、GMX、DE、WEB、DE and Deutsche Post AG が De-Mail プロバイダに認定されている。

内務省とそれに属する機関は現在、プロセスを設計する際にプロセスマネジメントの COE センターオブエクセレンスである Federal Office of Administration の援助を求めることができる。中央プロセスポータルが設立された後、それによって統一したプロセスマネジメントの導入が支援・促進されている。このプロジェクトは、IT 投資プログラムによって資金を供給されている。

2011 年 3 月 30 日の文書公開の日に、ヨーロッパフリーソフトウェア財団 (FSFE) は、LiMux プロジェクトを利用したフリーソフトウェアの普及の功績で、文書公開の日賞をドイツの市ミュンヘンに授与した。現時点では、LiMux はドイツで最も大きな GNU/Linux のプロジェクトである。そのプロジェクトによって、2013 年までに、首都バイエルンの市議会の 15,000 のデスクトップ PC の 80%が、フリーなオペレーティングシステムである GNU/Linux に移行が完了することが予想されている。2009 年以降、全てのデスクトップ PC はフリーのオフィス・コミュニケーションプラットフォーム (OpenOffice.org、Thunderbird、Firefox) に移行し、6,000 近くのコンピュータが LiMux のクライアントを使用している。

ドイツで政府当局に接触するための単一の電話番号である 115 番が、“365 Landmarks in the Land of Ideas”のコンペの受賞作品の 1 つとなった。独立した専門家が、約 2,600 のアプリケーションから 365 の受賞作品を選定した。受賞作品は 2011 年 3 月 1 日から、地域行事の間公共のために導入される。

2010 年

2010 年 12 月 1 日、ドイツで政府当局に接触するための単一の電話番号である 115 番サービスが、Saxony-Anhalt の首都 Magdeburg で運用開始した。115 番サービスは今や Lower Saxony 州と North Rhine-Westphalia 州の複数の領域に拡大している。さらに、Federal Office for Migration and Refugees 並びに the Federal Railway Authority を含む他の連邦政府機関が D115 ネットワークに加わっている。さらに約 50 の連邦機関が、2011 年の終わりまでに 115 番サービスに参加する見込みである。115 番サービスは、月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 18 時まで動作している。通話の 75%がサービスセンターのスタッフによって 30 秒以内に回答を得ることができる。D115 のイニシアティブは「Integrated and transparent management」プログラムによって促進された。

ドイツの新しい電子 ID カードが 2010 年 11 月 1 日にスタートした。クレジットカードのフォーマットをとっている新しい eID カードは、現在の国民 ID カードに代替し、現存する従来の ID カードよりも多くの機能を提供する。国民 ID のオンライン機能によって、例えば e ショッピングや e バンキングの際など、民間サービス提供者同様とやり取りするときと共に、行政機関とやりとりするときも、カード保持者はシークレット PIN を使用しオンライ

ンで身分証明ができる。これにより、より迅速・効率的・安全に口座を開設しログインできるように、住所や年齢といった情報を確認できるようになる。この安全な eID カードは、インターネット犯罪に対抗し、オンライン取引のける国民の信頼を高めることを可能にする。

2010 年 9 月、IT 計画協議会は連邦・州・地方レベルにおける電子政府の活動・取り組みの共通の方向性を確定する国家電子政府戦略を採用した。この戦略は、2015 年までにドイツをヨーロッパレベルで電子政府の領域における主導的なポジションに到達させることを想定している。

2010 年 7 月、選ばれた IT 企業群が、新しい eID カードの安全な使用を容易かつ確かなものにするため、IT セキュリティツールキットをカードの保有者に提供している。これは、ウェブベースのアプリケーションやアンチウィルスソフトウェアへのアクセスといった組み立て完成品と同様に、セキュリティチップカードリーダーと、新しい eID の利用情報、そして電子健康カードを含んでいる。

2010 年 6 月 30 日、the Minister for the Interior and Sports of the federal state of Rhineland-Palatinate2010 年 6 月 30 日、ラインラント＝プファルツ州政府内務スポーツ大臣は、域内の 15 の自治体と共同で「モバイル市民サービス」を開発する事を目的とした 2 年間の試行プロジェクトを公式に立ち上げた。プロジェクトの目的は、地方自治体の職員に現代的なモバイルワークステーションを提供することである。

2010 年 6 月初め、the Ministry of the Environment and Conservation、Agriculture and Consumer Protection of German State of North Rhine-Westphalia はノルトライン＝ヴェストファーレン州環境節約農業・消費者保護省は、統合農業開発ポータル地理情報システム (GISILE) を立ち上げた。このポータルシステムは、North Rhine-Westphalia 州ノルトライン＝ヴェストファーレン州の統合農業開発に関係する主要なタスクのためのユーザーフレンドリーで最新の空間データを常に提供する。

2010 年 5 月、新しいドイツの電子 ID カードプロジェクト (Neuer Personalausweis) が、「電子政府・eヘルス」の分野でヨーロッパ ID アワード 2010 を受賞した。「模範的な方法」でデータセキュリティに関する懸念を革新的かつよく考え抜かれた概念に表現したとして、内務省に年間最重要賞が授与された。

2010 年 4 月 22 日、IT 計画協議会はその設立会議を開いた。この新しい協議会は、連邦と各州の双方に関係するクロス領域な電子政府プロジェクトを調整・かじ取りする責任を持つ。さらに、この協議会は、「電子政府のための副大臣会議」、自動データ処理のための連邦・州・地方レベル委員会 (KoopA ADV)」、および関連する小委員会といった、当時この分野を担当していたものにとって代わるものである。

2010 年 4 月 1 日、Inter-Lander Agreement が施行された。この合意はドイツ基本法 (Grundgesetz) の 91c 条項を実装したものであり、連邦・州行政の情報技術の利用化に関する連邦政府と州政府の協働の基礎を成すものである。さらにこの合意は、この分野の協働

の取り組みのためのかじ取りをする組織である、IT 計画協議会の設立のための合意を与えるものである。

2010年1月、将来のドイツのIDカードのデザインが発表された。クレジットカードサイズでポリカーボネートで作られたこのカードは、2010年11月から発行された。新カードは、偽造に対する保護を高めるために多くのセキュリティ上の特徴を備えている。特に、所持者の詳細な情報はデジタル形式で保存されているという特徴があり、デジタル署名も可能なものとなっている。

## 2. 電子政府戦略

### (1) 主な戦略目標と原則

ドイツ連邦政府のICT戦略：2015年デジタル戦略

連邦政府はドイツのデジタル社会の未来を見据えた新しいICT戦略を展開している。これは、各省が必要な方策を計画・実施するために各省について政府のICT政策の枠組みを設定するものである。この「デジタルドイツ2015」というICT戦略によって、2015年までの優先事項、取り組み、プロジェクトが示された。

この戦略によると、以下の点が目標とされている。

- ・経済プロセスの全てのセグメントにおけるICT利用を通じた競争力強化
- ・将来課題に対応するためのデジタルインフラ・ネットワークの拡大
- ・将来的なインターネットおよび新しいメディア利用における保護されるべき個人的なユーザーの権利に対するセーフガードの構築
- ・ICT分野における研究開発の促進および迅速な研究開発結果の市場製品市場化製品・サービスへの迅速な応用
- ・新しいメディアを利用するための基礎的・発展的・継続的な教育・訓練の促進とそれによる能力の強化

持続可能性と気候保護、健康、モビリティ、行政、市民生活のQOL質の改善といった社会問題に対処するための継続的なICTの利用

国家電子政府戦略（2010-2015）

国家電子政府戦略は、2010年にIT計画協議会によって決議され、今後数年の国家の電子政府化の道筋を示すものである。この戦略は、行政・警察・科学者政治・科学・企業といった分野の幅広いステークホルダーの協力を得て作成された。特に注意がはらわれたのは2009年の9月中に行われたオンライン諮問による市民の策定プロセスへの関与である。この戦略は既に、Stuttgartで2009年12月8日に開かれた連邦首相の第4回国家IT会議の枠組みの中で位置づけられ議論されている。

国家電子政府戦略は、2015年までに、ドイツがヨーロッパにおける主導的な立場をとることができるよう、連邦・州・地方レベルでの電子政府の活動や取り組みに共通の方向性を確保することを目的としている。

・市民、企業、行政にとっての有益性の追求：潜在的な電子政府のユーザーである市民や企業が、自分たちに提供されている電子政府サービスに完全に自覚することができ、それらにアクセスすることができなければならない。特に、市民のデジタル・メディアリテラシーに加え、地方におけるブロードバンドアクセスは改善されなければいけない。

・費用対効果と効率性：行政が迅速で費用対効果も高くしかも品質の高いサービスを提供するためには、電子的な方法かつ利用者中心のアプローチによって、行政内でのプロセスチェーンが適切に設計されるべきである。デジタル技術の必要的義務的な使用を確保するために連邦政府や各州が適切な法的・組織的・技術的措置をとる中で、様々なプロセス化が最大限可能な限りデジタル化されるだろう。

・データ保護と透明性：データ保護、セキュリティ、透明性は市民が電子政府を信頼して頻繁に利用することを受け入れるようになるための重要な前提条件である。そのため、国家電子政府戦略では、特定の行政サービスを提供する際に絶対的に必須となる、とくにデータの収集と処理に関してのみ特別な注意を払い、データの透明性と安全性の確保を目指している。

・社会参加：合理的かつ法的に可能な限り、計画段階や意思決定プロセスのみならず、政策における市民や企業の積極的な参加が促進されるべきである。参加による効果と結果は、市民や企業にとっての透明性である。

・イノベーションと持続可能性：連邦、州、地方行政は、高いパフォーマンスとクライアント志向の電子政府成果物の提供を通じて、イノベーションとオープンネスに向けた変革能力をサポートする。

・ITを通じた強力な電子政府支援の確保：ITシステムの開発はシンプルかつモジュール形式によるべきである。ソリューションはできるだけシンプルに保たれるべきであると同時に、拡張が容易なものでなければならない。電子政府関連のデータ/コンテンツ、基本的なサービス、アプリケーションも、インフラ同様、他のユーザー集団によって再利用可能になるように努め、接続性をもったものになるべきである。

国家電子政府戦略は、それ自体を連邦電子政府についての抽象的な物であるとはみなしておらず、早い段階で新しい展開に追いつくことができるような柔軟・実践的なアジェンダとみなしている。

国家電子政府戦略のための覚書（2011）

2011年6月30日の第5回会議において、IT計画協議会は合意された戦略的な目標の概要を示した覚書を刊行し、国家電子政府戦略 2010-2015年実施計画に向け、最初の具体的取り組みに着手した。この取り組みの主眼は、連邦インフラの構築と個々の規格を揃えることにある。覚書によると、IT計画では、2011年から2015年までに対処すべき優先事項として以下のものを想定している。

・情報技術と電子政府の適切な手段に利用し、よって、透明な政府と規制措置の透明性が促進されるべきである。

- ・連邦および州政府は、IT プロセスとインターネットからの現在の脅威に対して継続的に対応する必要がある。そのため、政府の部局間での最低限統一されたコミュニケーション基準が策定されるべきである。

- ・共通 eID 戦略を策定し、市民や企業が安全にインターネット上で行政と取引できるようにしなければならない。

- ・連邦政府の情報管理によってより迅速・効果的なナレッジマネジメントが実現し、公共サービスが改善される。

- ・IT インフラにかかるコストを削減するための連邦・州・地方政府の共通のイニシアティブが作成されようとしている。

- ・IT セキュリティおよび IT 相互運用性の標準規格の定義が、IT 企画委員会の主要な課題の1つである。

- ・異なるレベル間でクロスした枠組みがをさらに発展開発していかなければならない。IT 計画は規制枠組みをさらに調整する連邦法・州法の共通の取り組みを支援し、規制枠組みをさらに合致させようとしている。

#### 連邦 IT ステアリング戦略(2007～2011)

2007年12月5日、ドイツの内閣は政府内のITマネジメントを改善することを目指す連邦ITステアリング戦略に合意した。戦略の究極の目的は行政サービスを最適化し、ITイノベーションを促進することである。この戦略は、行政内・行政部局間のITマネジメントについても取り組むものである。また、ドイツの電子政府戦略とITセキュリティに関する現在の問題にも取り組んでいる。

2009年3月、連邦ITステアリング戦略を補完するフレームワーク（実施計画）が採択された。このフレームワークは、一般的な戦略目的を具体的な目標に落とし込むことを目指している。この計画は、2011年12月31日までの期間をカバーするものであり、新しい連邦ITステアリング構造の実施のためのロードマップを定義づけている。

## (2) 以前の電子政府戦略

### ドイツオンラインアクションプラン

Angela Merkel 首相と、その最初の大臣である16のドイツ連邦州の代表首相は、2006年6月、「ドイツオンラインアクションプラン」に署名した。これは、既存の電子政府の共同の取り組みと公共管理における電子的手続きの導入に新たに弾みをつけることを目的としている。ドイツオンラインアクションプラン2010の最新バージョンには、以下のプロジェクトが含まれている。

- ・インフラストラクチャ（連邦政府とHessenによるプロジェクト）

ドイツオンラインインフラストラクチャプロジェクト(DOI)では、DOI ネットが立ち上がっている。このDOI Net は、アクセシビリティ、セキュリティ、品質が潜在的な行政の特定の要求に一致することをその特徴としている。計画は全体としては2006年に完了する。こ

の計画の方針に対する 2 つの重要な試金石が、総合的社会「Deutschland-Online Infrastruktur e. V」の確立と、新しいネットワークへの移行である。連邦・州の IT ネットワークの連結に関する新しい法 (IT-NetzG) の規定によると、新しいネットワークに関する責任は 2011 年 1 月 1 日から連邦当局に移行している。

- ・自動車登録 (Hamburg によるプロジェクト)

このプロジェクトの目的は、電子政府や、連邦自動車交通局が管理する中央オンライン自動車登録制度の潜在的な能力を体系的に利用し、自動車登録手続きを抜本的の見直しと最適化を行うことである。このため、目標は、私人や民間企業が登録手続き (登録、登録抹消、再登録) をいかなるときでもオンラインで実行できるようにすることである。

- ・市民情報登録 (Bavaria によるプロジェクト)

このプロジェクトの目的は、まず、全国的な住民登録の導入を試みることによって、将来の戸籍登録事務の将来的な構造を決定する基礎をつくることである。そして 2 つ目の目的は、Xpersonenstand 形式のデータ交換方法を開発することである。3 つ目の目的は、市民の出生証明書のオンライン登録情報を提供する事にある。

- ・登録システム (連邦政府によるプロジェクト)

この分野における独占的な立法権は、連邦レベルに移行しつつある。このような背景から、新しい連邦法はすぐに議会を通過するものと考えられる。このプロジェクトの目的は、登録手続きの合理化のために住民登録法を改正すること、多様な行政手続きへの住民のオンラインアクセスの提供、データ保護レベルの強化、およびドイツ内の選ばれた公共機関に対する登録データへの 24 時間 365 日可能なオンラインアクセスの提供である。

- ・国家武器登録 (Baden-Wuerttemberg 内務省バーデン=ヴュルテンベルク州内務省と連邦内務省の共同プロジェクト)

このプロジェクトは、国家武器レジストリを開発することで、位置関連情報をセンターに集めることを目指している。これによって、火器関連情報 (所有権証明書、所有者の詳細等を含む) が電子的に集められ、最新の情報に保たれることに特に重要性がある。

#### 電子政府 2.0 (2006 年から 2010 年)

2006 年 9 月 13 日、ドイツの内閣は「Focused on the Future : 行政イノベーション (Zukunftsorientierte Verwaltung durch Innovationen)」を採択した。これは、連邦各州行政の近代化、官僚制の小型化、公共セクターのサービスの質と効率性の改善を目指している。欧州アクションプラン i2010 に準じて策定された電子政府 2.0 プログラムが、この戦略に不可欠な部分を構成している。このプログラムは、4 つの領域のアクションに焦点をあてている。すなわち、量と質の面での連邦電子政府サービスの充実、行政と経済界の間の電子的協働の確立、電子 ID カード (eID カード) の導入、市民、企業、行政のための安全な通信インフラの開発である。2010 年 5 月 20 日の電子政府 2.0 最終報告書は、プログラムが成功裏に完了したとしている。

#### ドイツオンライン (2003 年~2006 年)

連邦政府と連邦各州、地方自治体間の適切な協調と協力を促進するため、統合的電子政府のための共同戦略「ドイツオンライン」はが 2003 年に考案された。このパートナーシップは、連邦内務省大臣 Otto Schily によって 2003 年 3 月に提案され、連邦首相 Gerhard Schröder と、州政府の首長の間で 2003 年 6 月 26 日に合意された。地方自治体は彼らを代表する団体を通じて合意に参加した。ドイツオンライン戦略は、連邦主義の強みを活かし、以下の 5 つの優先事項を基礎に、全ての行政レイヤーの間での協力のための枠組みを提供している。5 つの優先事項とは、市民と企業のための統合的な e サービスの開発、インターネットポータル同士の相互接続、共通インフラの開発、共通規格の開発、事例経験と知見・知識の引き継ぎ移転である。

### 3. 電子政府の法的枠組み

#### (1) 電子政府法

2013 年 6 月 17 日、連邦議会は、連邦参議院の承認を得て、電子政府の促進に関する法律（電子政府法、EGovG）を採択した。

8 月 1 日、電子政府の促進のためのドイツ法が発効した。その目的は、行政との電子通信を容易にし、連邦、州、地方自治体がよりシンプルでユーザーフレンドリーかつ効率的な電子政府サービスを提供できるようにすることである。電子政府法における第 1 条以降の主な規定は以下の通りである。

- ・電子チャネルの開設および De-Mail アクセスの開設のための義務
- ・電子書類管理と変換操作についての原則
- ・行政手続きにおける電子証明および電子支払いの規則の緩和
- ・公式文書の電子的な公表・公布の義務の遵守履行

文書と・プロセスの文書化と分析に対する義務

- ・行政による機会機械判読可能なデータファイルの提供のための規則（「オープンデータ」）

2009 年 8 月 1 日、ドイツ連邦の構造改革の第 2 段階の枠組みの中、ドイツ基本法(Grundgesetz)における重要な改正が、新 91c 条項および 91d 条項として施行された。91c 条項は、IT 組織体と意思決定プロセスの簡素化を確保し、その効果を高めること、急速に発展する技術的進歩のニーズに対応することを可能にすることを目的としている。さらに、ドイツ連邦(Bund)は現在、連邦・州の IT ネットワークを相互に繋げる安全な連結ネットワークの開発に関する法的権能を独占的に有している。このネットワークは、メディアにおける根本的な問題から解放されると見込まれている。さらに、91d 条項は、行政の現代化近代化のための最も重要な構成要素であり、これを法的根拠として、連邦と州が直接的・効果的にその行政機関をベンチマークして、その有効性・透明性の向上とより良い公共サービスの提供が促進される。

ドイツ基本法が想定している目的は、2009 年 8 月 10 日に採択された連邦・州 IT ネットワークの接続に関する法（IT-NetzG）並びに 2010 年 4 月 1 日に発行した各州協定を通じて実



施されている。この協定に基づき、IT 計画協議会が設立され、使用されるコアネットワークインフラストラクチャの技術的要件の開発をすることとされた。さらに、IT 計画協議会は連邦と州の双方に関係するクロス領域の電子政府プロジェクトを運営する責任を負う。最終的に、この協議会は IT の相互運用性とセキュリティ規格上の決定を採択する。

## (2) 情報公開法

2005 年 6 月の議会の下院 (Bundestag) による限定的な承認後の 2005 年 7 月 8 日、ドイツの情報の公開に関する法 (FOI) が Bundesrat において投票され、2005 年 9 月 13 日に連邦官報において公布され、2006 年 1 月 1 日に発効した。この法は、連邦政府の情報にアクセスする一般的権利を人々に付与するものである。しかしながら、この一般的権利は多くの広範な制限的な免除規定や補足規定限定を受けている。このような規定の例としては、安全機密に関わる問題、公共安全を脅かす恐れのあるもの、「連邦政府の財政上の利益」といったものさえある。この法は、「インターネット条項」という、多くの行政事項を公にオンラインで入手可能にするなものにするよう連邦行政機関に義務づける条項も含んでいる。連邦全体レベルの立法まで拡張すると、連邦各州には、それぞれ情報の自由に関する法が存在する。

## (3) データ保護/プライバシー法

ヨーロッパ連合 (EU) において最も厳しいデータ保護法の 1 つはドイツにある。1970 年、ドイツの州 Hessen において、世界で最初のデータ保護法が通過した。1977 年に連邦データ保護法がそれに続いた。これは 1990 年に改正され、1994 年と 1997 年に修正された。追加的な改正は 2002 年になされ、ドイツ法が EU データ保護指令に沿ったものとなった (95/46/EC)。この法律の一般的な目的は、「パーソナルデータをコントロールする個人の権利に対する侵害からその人を守ること」である。

## (4) 電子署名署名法

ドイツの電子署名法は 2001 年 5 月 22 日に発効した。これは、電子署名に関する共通枠組みに関する EU 指令 (1993/93/EC) を実施するものであり、1997 年 8 月 1 日の情報通信サービス法の一部として採択された従来のデジタル署名法に取って代わるものである。この法は、電子署名の使用における必要かつ安全なインフラストラクチャを規定するものであり、電子署名が手書きの署名と同じ法的地位を持つようになる。この法は、2001 年 11 月 16 日ので電子署名に関する条例によって補完されている。この条例は、電子署名を作成するための技術的コンポーネントの最小要件のみならず、標準的要件と証明機関の責任を設定している。デジタル署名法は、2005 年 4 月 1 日の署名法を改正する第一法 (1. SigAndG) によって改正された。

#### (5) e コマース法

2001年12月14日の電子商取引のための枠組み条件に関する法律は、ドイツの法律に EUe コマース方針 EU 電子商取引指令(2000/31/EC)を実装したものである。この法は、通信サービス法および1997年の通信サービスデータ保護法(どちらも1997年8月1日の情報通信サービス法の一部として採択)並びにドイツ民法のうちいくつかの条項を修正している。

#### (6) e コミュニケーション法

De-Mail プロバイダとしての登録のための法的要件は、「De-Mail サービスとその他法律の修正に関する法律」で定められている。この法のドラフトは連邦内閣で2010年10月13日に採択され、2011年5月3日に発効した。De-Mail プロバイダは安全性・機能・相互接続性、データ保護について高度な要件を満たさなければならない。さらに、プロバイダは安全性、機能性、相互接続性について述べられた証明書を具備しなければならないのみならず、認定手続きの範囲内で個人データを保護する総合的な対策を示さなければならない旨を De-Mail 法制は要求するとみられる。安全性・機能性・相互接続性の基本的な使用は、連邦政府および将来的な De-Mail プロバイダが共同して作成し、技術的なガイドラインが設定される。De-Mail プロバイダは立法府によって指定された認証プロセスによってスクリーニングされる。De-Mail のコンセプト上ではデータ保護法に焦点が当てられており、例えば De-Mail プロバイダは、通信や消費者情報の追跡を防ぐための手段として、仮電子メールアドレスの設定を可能にするよう求められている。

ドイツ連邦情報セキュリティ庁(BSI)は、ウェブサイト([www.bsi.bund.de](http://www.bsi.bund.de))で承認基準を発表している。

ドイツは、2004年6月22日の電気通信法を通じて、電気通信のための新しいEUの規制枠組みのほとんどを転置している。この転置は、次回のセカンダリ立法(政省令のこと)を経て完成することが予定されている。

#### (7) 電子調達法

ドイツが2004年6月4日に発表されたサービスパフォーマンス契約の裁定に関する公式的な契約条項を通じて、2004/17/EC指令、2004/18/EC指令、2005/51/EC指令を国内法に転置移し替えしたことが、ドイツ政府によって示された。元々の契約条項は、2009年12月29日に発表された公共サービスの供給に関する契約条項 パートA (VOL/A) を通してさらに簡素化された。これは、2010年2月29日に発表された Federal Gazette(61号196a番) および対応する修正によって発表された。2010年6月11日に発効し改正調達条例 (Vergabeverordnung, VgV) は、公共調達分野における電子入札申請について規定している。

#### (8) 公共部門情報の再利用 (PSI)

公共部門情報の再利用に関する法律は、2006年12月19日に発効し、2003/98/ECのEU指令の関連項目を転置している。この法律は、行政の範囲を超えた、すなわち新しい情報製品や関連サービスを形成するための公共部門情報の再利用について規定している。この法律は、公共部門情報の再利用が差別的・一時的・排他的であってはならないということを定めている。EU指令の改正に併せて、この法律は2015年7月までに改正される。

#### 4. 電子政府のアクター

##### (1) 電子政府(国)

内務省

ドイツの電子政府戦略/政策の責任は、内務省にある。

情報技術のための連邦政府委員会

連邦政府情報技術長官（コミッショナー）事務所は、2008年1月1日に、連邦ITステアリングガイドラインに沿って設立された。コミッショナーは、閣議決定に従い、コミッショナーは電子政府に関する以下の中心的な取り組みを所管している。

- ・電子政府およびITセキュリティ戦略IT-Federalの精緻化
- ・連邦ITのアーキテクチャ・基準・方法論の開発
- ・連邦政府の中心的なITインフラに関する規定の監督

IT協議会

IT協議会は、連邦レベルでの部門間の監督をする中心的な機関である。連邦政府情報技術長官事務所の設立とは別に、全ての政府部門は最高情報責任者（CIO）のポジションを設置している。全ての政府部門のCIOによってIT協議会が構成されており、ドイツの電子政府戦略やITセキュリティを含む全ての戦略的課題を決定する。

内務省

内務省は、全ての連邦省庁の融合的な実施取り組みを調整する。連邦レベルでのITマネジメントを通じて、より調和のとれた取り組みが達成される。内務省内で連邦レベルでのITマネジメントの実施を担当するのは、ITディレクター兼CIOである、Martin Schallbruch氏である。

情報技術のための連邦政府委員会

コミッショナーのCornelia Rogall-Grotheによれば、「連邦政府のIT担当者の最も重要なタスクは、部門横断的なITマネジメント市場に向けた政府全体のITコーディネートである」という。この結果、情報技術長官は、「Information Society」のコーディネートを担当するユニットドイツユニット、ドイツ連邦行政の主要なIT戦略、タスクフォース「ドイツオンライン」の事務局および部局を超えた実効的なIT運営を担当するユニットをとりまとめている。コミッショナーは、連邦政府が連邦各州、地方自治体、そしてIT関連の問題に関係する全ての国内及び国際的なステークホルダーと協調するための核となる担当者である。コミッショナーは、IT計画協議会において連邦政府の代表として参加している。

## IT 計画協議会

IT 計画協議会は、連邦と州の双方に関連するクロス領域の電子政府プロジェクトの運営とコーディネートを担当している。ドイツ基本法の 91 条 c によると、協議会は情報技術分野における連邦 (Bund) と州 (Lander) の間の協力を調整することが任務とされている。すなわち、分野横断的な相互運用性と安全規格、電子政府プロジェクトの運用、連邦と州の IT ネットワークを繋げる法律に則ったコアネットワークインフラの計画と実装といったものについてである。

## 連邦における IT ステアリンググループ

このグループの主なタスクは、IT プロジェクトを時系列に沿って調整し、それらを全体的な IT アーキテクチャの中で分類し、健全な財政的基礎の上に位置づけることである。目標は、分野横断的な IT マネジメントの効果を高め、不統一を克服することである。

### ドイツ連邦行政庁 (BVA)

ドイツ連邦行政庁は、ドイツの中央公共サービス機関であり、全ての連邦省庁のための 100 以上の様々なタスクを実行する。これらの中には、政府ポータルサイト Bund. de、コンテンツ管理システム、政府サイトビルダーなど国家の電子政府インフラの構成要素のうちのいくつかの開発も含まれる。

### 個々の省庁・行政機関

政府の省庁は、自部門の ICT プロジェクトの実施を担当する。内務省は全連邦省庁の複合的な実施取り組みを調整する。

### 連邦情報セキュリティ庁 (BSI)

連邦情報セキュリティ庁は、ドイツ政府の中心的な IT セキュリティサービスプロバイダである。その主要なタスクの 1 つは、IT セキュリティ上の連邦当局へのサポートを提供することである。

### 会計検査院 (Federal Court of Accounts)

会計検査院長も、行政の効率化のための連邦コミッショナーとして機能する。S/he 彼 (彼女) は、連邦行政の効率性を高めるため、提案、提言、報告書、意見を進言する。コミッショナーは、要求に応じて議会に助言することもできる。

### データ保護・情報の自由のための連邦長官

データ保護・情報の自由のための連邦長官は、データ保護法の遵守について全ての連邦政府機関の監督・統制を担当する。

## (2) 電子政府(地方)

### ドイツ連邦州

全ての連邦各州 (Lander) が、現在独自の電子政府戦略を設定している。これらの戦略の結果として、ほぼ全ての地方自治体がインターネット上の仕組みを持っており、80%以上の地方自治体が既に関連するオンラインサービスを提供している。さらに、ドイツの多くの地

方自治体が、高度に効率的なポータルサイトを通じてオンラインサービスへの中心的なアクセスを提供している。連邦各州や地方自治体はさらに、独自の電子政府サービスの拡大に並行して取り組んでいる。

#### 各省大臣会議および専門閣僚会議

各省大臣会議および専門閣僚会議専門閣僚会議は、連邦各州が自身の責任領域において協調を図るための組織体である。連邦各州は、共通の利害がある問題について進めるために合意したり、連邦政府との関係におけるそれぞれのポジションを確立したり、連邦政府と相互に合意されたソリューションを迫及したりするために、この会議を利用する。

#### IT 計画協議会

2010 年 4 月、新しい IT 計画協議会が、以前の州と地方レベルでの技術的協力に関連組織、連邦・州・地方レベルでの自動データ処理委員会に取って代わった。

#### 個々の連邦各州と自治体

個々の連邦各州と自治体は、電子政府プロジェクトの実施に関与している。

#### 連邦内務省

連邦内務省は、IT フロントにおける連邦・州・地方レベルの間での新しい構造の形成促進を担当している。ドイツ基本法への 91c 条項の導入は、連邦・州政府の行政における情報技術面でのさらなる協力を要求するものである。

#### 州 (Lander) 会計監査院検査院

ドイツの各州 (Land) は各々独自の会計単位をもち、公共サービスにおける規則と公共サービスの提供の二重の責任を負うような領域において、連邦会計監査院検査院と平等な地位で連携・実働している。連邦裁判所が 1 つ以上の州裁判所と協働する場合、それらは共同監査を実行したり、それぞれの組織間での監査責任を分割することに同意する。予算関係の法律、税制、公共事業、データ処理やその他の一般的政策・ガイドラインに関する問題など、連邦裁判所と様々な州裁判所が共通の利害問題について議論するための共同作業グループも存在する。

#### 州 (Lander) データ保護長官

ドイツの各州 (Lander) には、それぞれデータ保護コミッショナーがおり、各々の権限内の公的機関によるデータ保護法の遵守を監督している。

## 5. 電子政府におけるインフラストラクチャ

### (1) ポータルサイト

「Bund.de」はドイツの電子政府サービスポータルとして、連邦当局と連邦行政によるオンラインサービスへの中心的なアクセスを提供すると共に、ドイツの州・地方自治体への窓口でもあります。その他のサービスの中としては、ユーザーがたとえ所管組織が分からなくても行政の様式を見つけられるようにする、オンラインフォームセンターへのアクセスといったものも、このポータルは提供している。このフォームセンターの管理は、

「BundOnline2005」イニシアティブの一環として開発されたインフラストラクチャコンポーネントの1つであるフォームサーバーに基づいている。

## (2) ネットワーク

連邦当局間の内部通信をサポートするインフラストラクチャであるベルリンーボン情報ネットワーク (IVBB) は、ドイツ議会と連邦政府がボンからベルリンに移動した 1990 年代に設立された。IVBB は、主に連邦当局に中心的インターネットアクセスとネットワークサービスを提供している。2006 年 7 月までに、IVBB は IVBB イン트라ネットへのアクセスも提供する。この IVBB インターネットは、連邦インターネット (Intranet des Bundes) に取って代わるものである。この新しいイン트라ネットポータルサイトは、人、連邦政府機関の検索エンジン、旅行マネジメントシステム、そして情報・文書データベースへのアクセスといった、新しいコンテンツ、サービス、ワークフローを備えている。

IVBV はプライベートな IP ベースのコミュニケーションネットワークであり、異なる行政部局間のイン트라ネットとして役立つ。そのインフラストラクチャは、他の連邦行政ネットワークの包括的な IP ベースのネットワーク同様、ベルリンーボン情報ネットワーク (IVBB) への統合を促進する。このような IP ベースのネットワークを他のものの中でも最も特徴づけているのは、ファイアウォールシステム、データ通信の包括的な暗号化、接続済ユーザーと確立された接続状況の恒常的な監視である。

連邦ネットワーク (Netze des Bundes) (が計画されているがこれ) は、IVBB と IVBV を代わりに使用することの代替であり、関係するネットワークの効率性と安全性 (利用可能性とプライバシー) を向上させている。そしてさせることになろう。その目的は、長期にわたる連邦政府の共通インフラストラクチャをつくることにある。

2006 年 6 月、「ドイツオンライン」アクションプランが連邦政府と連邦各州によって承認された。「ドイツオンライン」アクションプランの中でも中核的プロジェクトは、「ドイツオンライン」インフラストラクチャプロジェクトであり、これは、行政部局間の広範かつ統合的な電子手続きのためのネットワークインフラストラクチャを確立することを目的としていた。DOI ネットワークはドイツの公共行政ネットワークがヨーロッパ連合の sTESTA ネットワークおよび、プロジェクトにおいて連邦ネットワーク (Netze des Bundes、NdB) に取って代わるとされる連邦ネットワーク IVBB と IVBV/BVN と接続性を持つための結合ネットワーク構造 (カップリングネットワーク) として実装されている

## (3) 電子認証

ドイツの新しい ID(eID)カードは 2010 年 11 月 1 日にスタートした。あたらしいクレジットカード形式の eID カードは、既存の国の ID カードに取って代わるものであり、現存する従来の ID よりも多くの機能を提供する。マイクロチップを利用することにより、このカードは電子政府と電子商取引の両方に適用可能なオンライン認証機能を提供する。認可証明と

(assignment of authorisation certificate)と相互認証(mutual authentication)を要求する事で、カードの保有者は、自分たちのデータを要求するどんな人であろうと、それを取得するための権限を得ているかどうかを確認できる。この安全な eID カードは、個人情報の盗難に対する一層の保護をもたらし、サービスプロバイダに対する有効な顧客情報の提供を保証し年齢認証によって若者を保護するための新しくかつユーザーフレンドリーな方法を提供する。さらに、新しい eID カードには、任意の電子署名機能も含まれている。カードの所有者は、自分の ID カードに適格な電子署名をアップロードすることを選択することも可能である。これによって、カードの保有者は、電子政府と電子商取引でのアプリケーション上で、法的拘束力のある活動を行うことができるようになる。国の ID カードが安全な渡航書類として提供し続けられることを確保するため、eID カードは、公式の身元確認の要件を満たす生体認証用のチップを内蔵している。

このチップは、身元確認の目的にのみ使用される。全ての eID カードは、デジタル生体写真も内蔵している。カードの所有者は、2つの指紋写真をチップに内蔵するかどうかを選ぶことができる。これらの識別子はどちらも、国境管理における安全性を効率的に向上させるための方法である。

ドイツは、2005年11月に電子パスポート(ePass)を導入した最初の国である。これは2004年の EC 理事会規則 2252 号に応じて開発されたもので、姓名、生年月日、国籍といった所有者のデータが記載されたマイクロチップを搭載していた。伝統的な関連データのみならず、所有者のデジタル顔画像もマイクロチップに保存された。2007年6月、パスポート法の改正が連邦参議院にて可決され、第2世代の電子パスポートのための法的基礎が敷かれた。デジタル顔画像に加え、新しいパスポートは2つのデジタル形式の指紋画像をもその特徴としている。これらの指紋画像はパスポートのマイクロチップ上に独占的に保存され、決して発行部局のシステムや他のいかなる中央データベース内にも局所的に格納されてはならないとされている。

#### (4) 電子調達

Xvergabe は、ドイツの eTending 電子入札クロスプラットフォームコミュニケーションスタンダードプロジェクトであり、2011年7月から稼働している。このプロジェクトの目的は、入札者と eTending 電子入札プラットフォーム間で文書とデータのプラットフォームをまたいだ交換ができるような、プラットフォーム独立型の eTending 電子入札規格を開発する事である。現在までに、xvergabe.ort のウェブサイトでは、プロジェクトの基礎的な情報だけではなく、プロジェクトの取り組みの中でリリースされている最も重要な文書や情報も公開されている。

「eVergabe」プロジェクトは、「BundOnline2005」イニシアティブの中でも最も重要なプロジェクトの1つであると考えられた。このサービスの特徴は、包括的で法的拘束力を持ち、メディアの不一致に縛られないような調達機関と入札希望者の間のコミュニケーションに

基礎をおいた電子調達だということである。電子的な入札申請の発表から契約調達プラットフォームを利用した契約調達に至るまで、幅広いサービスが提供される。契約条件を含む文書はダウンロード可能であり、入札は電子署名と共に申請することができる。この電子調達プロジェクトは、内務省調達機関 BMI の予算内に収まるものである。技術的な面で見ると、このサービスは Java クライアントを利用し、入札を検索するための Web インターフェイスと組み合わせ、Web ベースのトランザクショナルプラットフォームとして実装されている。この「e-Vergabe」プラットフォームに加え、このプラットフォームから全ての公共入札が自動的に [www.bund.de](http://www.bund.de) 上でオンライン公開されている。

連邦電子調達プラットフォームに加え、内務省調達庁は、連邦電子政府ショップも開発した。このソリューションによって、資源用品の注文が電子カタログを通じて行われるようになった。たとえば、非常に少ない回数（マウスのクリック）で印刷用紙の補給が注文できる。カスタマイズされた PC や車さえ、企業からオンラインで直接注文できる。これまでの試算では、単一の入札活動の最も単純な様式と比較して、KdB を通じて成されたそれぞれの電子調達によって少なくとも 377 分（人件費にして 195 ユーロ分に相当）を節約することができる。

#### （５） ナレッジマネジメント

連邦政府イントラネット上にあるこの図書館・情報ポータルでは、幅広い情報に素早く簡単にアクセスできる。このようなポータルサイトを通じて、22 の図書館がその所蔵文献、電子出版物、データベース、サービスを機関横断的に使用できるように登録した。ユーザーは場所に依存せず、24 時間、参画している全ての図書館のカタログや、「Beck-Online」、「juris」、「Makrolog」そして「Munzinger Archive」といった専門的データベースポータルサイトを検索する事が出来る。加えて、このポータルサイトは包括的な関連するインターネットソースの「リンクリスト」でもある。

Xrepositry は、XML を基礎とするデータ交換フォーマットのオンラインライブラリであり、2009 年 1 月に運用開始した。このウェブサイトは、データモデル・XML スキーマ・関連の文書といった電子政府プロジェクトに関わる広範囲なデータ公開のための中心的な拠点になるものである。データは一度公開されると、他の行政機関や企業プロセスの設計者によって再利用ができるよう、継続的に入手可能なものになる。このウェブサイトは、規格やインターフェイスについてオンラインで調べることを容易にし、その後、それらは無償でダウンロードすることができる。特に、オンラインライブラリは、ドイツオンライン「標準化」プロジェクトの基礎を構成しており、完全にデジタル化されメディア一貫性のある全ての連邦レベルでの行政プロセスの実現に役立っている。オンラインライブラリは、ドイツの中心的な公共サービス機関であるドイツ連邦行政庁（BVA）内の連邦情報技術庁（Federal Agency of Information Technology）によって運営されている。



## (6) その他のインフラストラクチャ

ドイツ管理サービスディレクトリ (DVDV) は、ドイツにおける電子政府のためのセクター・レベル横断インフラコンポーネントインフラストラクチャコンポーネントである。より詳細には、それは専門的かつ行政上のクロスボーダーなインフラコンポーネントインフラストラクチャコンポーネントであり、自動化されたサービスを安全で信頼性のある形で処理するためのものである。さらに、ドイツにおける行政のそれは部局間および公共機関の安全かつ法的拘束力のある通信のために特化したプロセスでもある。DVDV の基礎は、各機関や他のプロバイダのそれぞれのサービスを一覧にしているディレクトリサービスである。

DVDV は専ら、オープンなインターネットプロトコルに基づいている。世界的に、それは政府領域における最初で最大の標準化されたサービス指向アーキテクチャ (SOA) の実装のひとつであり、ドイツ連邦共和国内にある様々なレベルの政府・様々なセクター間の独自の協力によって実現した。

2002 年には、情報技術のための連邦政府のコーディネーター・アドバイザー機関が、電子政府アプリケーション開発プロジェクトのためのガイドラインとして「電子政府アプリケーションのための規格標準とアーキテクチャ (SAGA)」を発効した。完了したプロジェクトの多数は、SAGA によって推奨される最新かつ投資上安全な規格標準や技術を志向している。2011 年 11 月 3 日、IT 協議会は SAGA の第 5 版を採択した。SAGA5 は、ドイツ連邦政府の行政の全てのソフトウェアシステムのために必須の技術カタログである。全てのソフトウェアプロジェクトにおいて、テクノロジーは SAGA での分類に則って選択されなければならない。SAGA の目標は、ソフトウェアシステムのアジリティ・セキュリティ・相互接続性・再使用性・拡張性を高めることだけではなく、リスクの削減と投資上安全な開発もある。SAGA の発行者は、連邦情報技術庁である。

### e コミュニケーション

従来の電子メールを一段階進めた De-Mail は、使いやすい技術であり、市民・企業・行政が安全な方法で電子メッセージを交換する事を可能にする。従来の電子メールと比べ、De-Mail は配信と送信者・受信者の身元を証明することができる。De-Mail がインターネットを介して移動している間、その内容を読んだり操作したりすることはできない。De-Mail の重要な目的の 1 つは、これらの基礎的な安全機能を作成することであり、機密性・信頼性・結合性に関しては、エンドユーザーが追加のインストールを必要とせずに簡単に使用できるようにすることである。De-Mail の送信者と受信者は明確に識別する事が出来る。送信・配信の証明書は容易に作成可能である。

De-Mail は移動中に暗号化され、傍受されることも操作されることもない。De-Mail の送信者は、最初に安全な認証によって明確に認証されるので、スパムは効果的に防止される。例えば、もしユーザーが新しいドイツの eID カードや携帯電話ベースの方法 (mobile TAN) を使用して De-Mail サービスにログオンしたときなど、フィッシングや個人情報の盗難は排除する事ができる。

さらに、De-Mail は、民間部門と公共部門における電気通信を最適化する大きな可能性を提供している。最近では、業務管理プロセスの不整合をメディアが注目している。そのような不整合が、かなりの遅延や追加的なコストを生み出すのである。De-Mail が提供する追加的なセキュリティ機能によって、今日の紙ベースの業務管理プロセスの大部分は電子的に扱うことができる。それはシンプルかつ迅速で、場所も選ばない。これまでのところ、Deutsche Telekom AG、GMX.DE、WEB.DE、Deutsche Post AG が、認定 De-Mail プロバイダになることを発表している。

#### 電子署名

行政と民間のパートナーは、2003 年に「署名に関する協定」を設立した。この協力の目的は、ドイツにおける電子署名の促進と、公的サービス・私的サービス双方のプロバイダに利益をもたらすことである。全ての市民は、様々な署名カードを使って、技術的に標準化されたインフラストラクチャを利用することができるようになり、電子ビジネスや電子政府の分野における相互接続的なアプリケーションにアクセスするようになる。より多くの情報や詳細は「署名に関する協定の要件と最終目標(Vorgaben und Konvergenzziele)」という文書でみることができる。

De-Mail プロバイダとしての登録のための要件は、2011 年 5 月 3 日に発効した、「De-Mail サービスを規定する法およびその他の法への修正」に定められている。

これまでのところ、とりわけ、Deutsch Telekom AG、GMX.DE、WEB.DE、Francotyp Postalia AG が認定を受けて D-Mail プロバイダとなっている。さらに詳しい情報は、[www.de-mail.de](http://www.de-mail.de) でダウンロードすることができる。

## 6. 市民向けサービス

市民のための 12 のサービスは以下の通りである。

1. 法人税：申告、査定の通知
2. 労働事務所による求人検索サービス
3. 社会保障給付
4. パスポート・運転免許証といった個人書類
5. 自動車登録（新品・中古・輸入車）
6. 建築許可申請
7. 盗難等における警察への届出
8. 公共図書館（カタログの利用可能性と検索ツール）
9. 出生・婚姻等の証明書の申請と公布
10. 高等教育/大学への入学
11. 移動の連絡（住所変更）
12. 保健関連サービス（別々の病院における利用可能なサービスの相互のアドバイス、診察の予約）

### 1. 法人税：申告、査定の通知

担当：中央（連邦）/地域（州）政府

ウェブサイト：<https://www.elster.de/index.php>

概要：ELSTERのウェブサイトは、所得税申告書と税通知のオンライン送信を可能にする。まとめられた申告書は自動的に税務管理における電子的査定と比較され、ただちに税務所税務署の数字と違いがあるかどうか決定される。ドイツでは、所得税の徴収は連邦の権能であるが、16のドイツ各州のそれぞれによって独自に運用される。Kernelのプログラムも、ドイツ市場における約250の税務ソフトウェア開発者に無償で配布されている。

### 2. 労働事務所による求人検索サービス

担当：中央政府（連邦）、連邦労働庁

ウェブサイト：<http://www.arbeitsagentur.de/>

概要：雇用ポータルサイトは、職業訓練と労働市場の需要と供給を結びつけ、透明性を高めることを目指している。このサイトは、求人側と求職者にデータベースを提供しているほか、求職者がより簡単に機会を見つけるための革新的なマッチングアプリケーションを備えている。

### 3. 社会保障給付

#### a. 失業手当

担当：中央政府（連邦）、連邦労働庁

ウェブサイト：<http://arbeitslosengeld2.arbeitsagentur.de/>

概要：情報提供とフォーム様式のダウンロードができる。フォーム様式は、印刷する前に記入可能で、労働事務局に送信することができる。2005年以降、失業手当と長期的福祉支援の二層構造「失業給付II」（Arbeitslosengeld II、AIG II）として知られる単一の定額配当に置き換わっている。そして、この制度は長期的な失業者受給手当の総額を最終的には減少させる。

#### b. 児童手当

担当：中央政府（連邦）、連邦労働庁

ウェブサイト：<http://www.arbeitsagentur.de/>

概要：情報提供とフォーム様式のダウンロードができる。フォーム様式は、印刷する前に記入可能で、労働事務局に送信・配信することができる児童手当（Kindergeld）は、子供に付与される税の還付金である。これは、子供の最低生活水準まで収入に対して課税してはいけないという憲法上のルールを満たすためである。

c. 医療費（償還または直接決済）

担当：なし

ウェブサイト：なし

概要：このサービスは、ドイツには関係がない。公共保健サービスの枠内までは医療診察が無料で、公共保健サービスの枠外のコストは払い戻されない。

d. 学生助成金

担当：中央政府（連邦）、連邦教育研究省、連邦行政庁（BVA）

ウェブサイト：<http://www.bafoeg.bmbf.de/>

概要：情報提供とフォーム様式のダウンロードができる。学生は BAfoG と呼ばれる政府から研究手当を受けることができる。この研究手当は奨学金と、長期の低金利ローンの間に分割される。この手当は、学生の両親の所得が上がるにつれ減少する。BAfoG の一部を構成するローンは(BAfoG オンライン経由で) 後日払い戻されねばならない。この制度は連邦行政庁（BVA）と、復興信用機構（Kreditanstalt fuer Wiederaufbau、KfW）によって運営される。

4. パスポート・運転免許証といった個人書類

a. パスポート

担当：中央政府（連邦）、外務省、連邦省

ウェブサイト：<http://www.auswaertiges-amt.de/>

概要：情報提供およびパソコン上で記入する事が出来るフォーム様式である。申請はその後地方自治体に提出されなければならない。また、ドイツ国外に住んでいる申請者については、ドイツ領事サービスに提出されなければならない。

b. 運転免許証

担当：中央政府（連邦）、連邦自動車交通局（KBA）

ウェブサイト：<http://www.kba.de/>

概要：情報のみ

5. 自動車登録（新品・中古・輸入車）

担当：地方政府

ウェブサイト：なし

概要：自動車登録サービスは地方自治体によって取り扱われており、そのうちのいくつかは関連情報やフォーム様式をウェブサイト上で提供している。

## 6. 建築許可申請

担当：地方政府

ウェブサイト：なし

概要：計画や建築許可サービスは地域（州）政府によって取り扱われており、そのうちのいくつかはオンラインリクエストシステムを実装している。

## 7. 盗難等における警察への届出

担当：中央（連邦）/地域（州）政府

ウェブサイト：<http://www.polize.de/>

概要：ウェブベースのオンライン届出サービスが Baden- Wurttemberg、 Berlin、 Brandenburg、 Hamburg、 Hessen、 Mecklenburg-Vorpommern、 Nordrhein Westfalen、 Sachsen-Anhalt といった連邦各州で導入され、犯罪やその他の情報のオンラインでの報告を可能にしている。

## 8. 公共図書館（カタログの利用可能性と検索ツール）

担当：中央（連邦）/地域（州）政府

ウェブサイト：なし

概要：ほとんどの主要な公共図書館（大学、市の図書館等）は、インターネット上でカタログおよび検索ツールを提供している。さらに、2007年5月に導入された新しいオンライン貸出システム「Onleihe (onload)」を通じて、図書館の会員は電子ブック、デジタルオーディオ書籍、音楽やビデオを含む各種デジタルメディアを借りることができる。

## 9. 出生・婚姻等の証明書の申請と公布

担当：地方政府

ウェブサイト：なし

概要：市民登録サービスとそれに対応する証明書の発行は地方自治体によって取り扱われており、そのほとんどについては、ウェブサイト上で関連情報ならびにオンラインアプリケーションサービスの提供がなされている。

## 10. 高等教育/大学への入学

担当：中央政府(連邦)、大学の位地配分のための中央部局 (ZVS)

ウェブサイト：<http://www.zvs.de/>

概要：情報とオンラインアプリケーションシステム

## 11. 移動の連絡（住所変更）

担当：地方政府

ウェブサイト：なし

概要：住所変更の通知は地方自治体によって取り扱われており、そのほとんどがウェブサイト上で関連する情報およびフォーム様式の提供を行っている。

12. 保健関連サービス（別々の病院における利用可能なサービスの相互のアドバイス、診察の予約）

担当：なし

ウェブサイト：なし

概要：このサービスはドイツには関係がない。

## 7. 企業向けサービス

企業のための8つのサービスは以下の通りである。

1. 従業員に対する社会的貢献
2. 法人税の申告と届出
3. 付加価値税の申告と届出
4. 新会社の登録
5. 統計局へのデータの提出
6. 税関申告
7. 環境関連許可（報告を含む）
8. 公共調達

1. 従業員に対する社会的貢献

担当：中央政府（連邦）、従業員のための連邦保険機構

ウェブサイト：<http://www.bfa.de/>

概要：情報提供、ダウンロード用のフォーム様式、デジタル証明書を使用した e サービスである。

2. 法人税の申告と届出

担当：中央（連邦）/地域（州）政府

ウェブサイト：<https://www.elster.de/index.php>

3. 付加価値税の申告と届出

担当：中央（連邦）/地域（州）政府

ウェブサイト：<https://www.elster.de/index.php>

概要：ELSTERは付加価値税申告書のオンライン送達を可能にする。

#### 4. 新会社の登録

担当：地方政府

ウェブサイト：<http://www.handelsregister.de/>

概要：情報提供のみである企業登録サービスは地方裁判所によって取り扱われている。

#### 5. 統計局へのデータの提出

担当：中央政府（連邦）、連邦統計局

ウェブサイト：<http://w3stat.destatis.de/>

概要：2000年の初めに発足したW3Statシステムは、企業がインターネット経由で連邦統計局に定期的に情報を提出する事を可能にした。

#### 6. 税関申告

担当：中央政府（連邦）、連邦税関管理機関

ウェブサイト：<http://www.zoll-d.de/>

概要：税関の業務のための情報、フォーム様式、電子的サービスである。オンライン税関申告サービスは、電子的な申請・処理・決済、そして必要な税手続きのアーカイブであるATLASシステムに基づいて、2002年に開始した。

#### 7. 環境関連許可（レポート含む）

担当、中央政府（連邦）、連邦環境省、自然保護・原子力安全および連邦環境庁

ウェブサイト：<http://www.bmu.de/>; <http://www.umweltbundesamt.de/>

概要：環境関連の許可を得るための標準的な手続きの取り扱い、決定、提供の場合は、電子的サービスを介して処理することができる。

#### 8. 公共調達

担当：中央政府、内務省、連邦調達庁

ウェブサイト：<http://www.evergabe-online.de/>. <http://www.kdb.bund.de/>

概要：連邦政府の電子調達プラットフォームは2002年5月にスタートし、当局が電子的に入札要求を公示・発表することと、入札者がインターネット上で完全にまとめてオファーを提出することを可能にした。このシステムは、公共調達オンラインプログラム（Offentlicher Eink@uf Online）の結果である。プログラムのこの特別な部分は、連邦電子政府ショップ（Kaufhaus des Bundes、KdB）の実装によって実現した。これは内部システムではあるが、公になっている情報は [www.kdb.bund.de](http://www.kdb.bund.de) で入手可能である。

電子政府ファクトシートは、ePractice (epractice.eu) サービスの1つである。ePractice は、欧州の専門家のための情報交換サービスである。

ファクトシートは、欧州諸国の電子政府の状態と進行状況の概要を提示するものである。

ePractice は通信ネットワーク、コンテンツ&テクノロジー総局 (DG CONNECT) と、情報総局 (DIGIT) の共同イニシアティブです。

制作/出版：ePractice エディトリアルチーム、EUROPEAN DYNAMICS SA

-----、(<http://epractice.eu>)---



## 4. ベルギー(2014年4月第16版)

### 1. 電子政府の歴史

#### (1) 最近のニュース

フランダース・オープンデータプラットフォーム用のオープンソース：ベルギーのフランダース地域の政府が開設しているフランダース・オープンデータプラットフォームにはオープンソースを使用している。ここでは、Linux、WebサーバApacheとオープンデータの知識交換のウェブサイトのためのコンテンツ管理システム Joomla といったオープンソースを使ってサイトを運用している。

2013年

2013年11月には、フランドルサービスインテグレータが、2012年8月1日のフランドルサービスインテグレータに関する政令に基づき設立された。

More Citadel on the Move というテンプレートが作成された。ここでリリースされたものは、地方自治体が簡単な方法で伝統的データベース(Excel等)をアプリ開発者によって使われるフォーマット(JSON)に変換することを可能にする‘コンバータ’を含む。加えて生成されたデータが正しく記述されているか(対象、位置など)のチェックリストも提供されている。‘アプリジェネレーター’も2013年4月に作成され、これは、ITに関する知識のない人でも簡単にモバイルアプリを開発できるものである。

2013年9月では、フランダース政府は、アイデンティティ管理(IDM)アプリケーションのユーザーインターフェイスを再設計した。主な追加機能は以下の通りである：レポート機能強化、従業員グループへの権利付与と既存ユーザーに同等の権利付与、またアップロードされたファイルに基づいてユーザーデータベースを補強する機能は改良された。

フランドル政府のアクセス制御管理プラットフォームは2013年9月に完全に更新された。それにより新規ユーザーはアプリとサービスにアクセスが(部分的には「統合」機能のおかげで)容易になった。この技術のおかげで、フランダース政府は連邦政府のe-ヘルスプラットフォームへの統合を実現した。これによって医療従事者がDOMINO(フランダース政府が運用)にアクセス可能になり、また政府職員がINSISTO(eHealthが運用)にアクセス可能になった。

2013年8月には、異なるベルギーのサービスインテグレータ間の連携に焦点を当てて新たな協力協定が締結された。すなわちここで言うサービスインテグレータとは以下の組織である。社会保障のためのクロスロードバンク(Crossroads Bank for Social Security)、連邦ICTサービス省(Fedict)と(複数の)フランドル及びワロンのサービスインテグレータ。

2013年6月14日金曜日に、第2回オープンデータデイが、フランダースのICT化機構(V-ICT-OR)およびオープン・ナレッジ・ファウンデーション(OKFN)と協力して、フランダース政府により主催され、組織化された。参加者は、市民、企業、民間団体へのオープンデータの付加価値に関する情報を得た。

省庁間製品とサービスカタログは（単に「製品カタログ」）は、行政機関が共同で作成、管理、使用できる行政サービスのプラットフォームである。製品カタログは Vlaamse Infolijn コンタクトセンター、フランドルの地方自治体の団体 (VWSG)、フランドル ICT 組織 (V-ICT-OR)、フランドルのプロヴィンス団体 (VVP)、コミュニケーションのための団体、および都市、地方自治体、およびそれらのサプライヤーのコンソーシアムと協働でフランドル政府によって 2013 年 5 月に開発された。

3 月に、オープンデータ使用を促進するためにアプリのロックをはずすか、作成することを目的とする VIP プロジェクト(フランドル更改プロジェクト)がフランドル行政と地方官庁の支援のもと開始した。全部で 24 のプロジェクトの案が提出され、そのうち 10 のプロジェクトが選ばれて、効果的に援助を受けられることになった。

2 月には、アプリ 'Loket bedrijven en bedrijventerreinen online' (企業の事業の為のオンライン受付)がフランダース政府から提供された。それは各企業の最新の事業、年次決算、従業員数を可視化するものである。

## (2) 2010 年から 2012 年の間のニュース

### 2012 年

2012 年 12 月には、フランドルエネルギー機関 (VEA) は、そのエネルギーデータベース (SPD) に LED (ディプロマ、職業訓練データベース) からデータを統合した。エネルギーレポーターは、職務を果たすことができるように適切な資格を持たなくてはならない。また 2012 年、教育訓練省からのデータは全て LED に提供された。

2012 年 4 月の時点で、フランダース政府関係者は直接国内登録のデータを参照することができる。これまでは社会保障のためのクロスロードバンクのネットワークか、Cipal によって提供される Web アプリケーションのいずれかを介してのみ可能であった。

5 月、自動的に本物のデータソースからデータを公開することができるアプリケーション 'MAGDA publication framework' が開発された。プラットフォームは、より多くの顧客により洗練されたデータをスムーズに配布できる。

Citadel on the Move (CIP PSP) は欧州委員会が開始したプロジェクトで、欧州中の市民がオープンデータを使用してニーズに合った革新的なアプリを開発することを目的としている。Citadel on the Move ソリューションは新しい携帯サービスを開発しようとする誰もが使用可能である。携帯アプリとオープンデータへのアクセスは a) Citadel プロジェクトのウェブサイト、b) Living Lab インフラ、c) 試験都市によって選ばれた既存の革新的プラットフォームから可能である。テンプレートやリビングラボのサポートは、素晴らしいサービス案を持っている非開発者向けのスマートサービス開発への道筋を提案する。2012 年にテンプレートによって、市内駐車場、イベントやアトラクションを表示するためのモバイル用のアプリケーションが作成された。これらのテンプレートは、すべての都市で利用可能である。さらに、規範や基準の策定、法的調査、必要な戦略的な文書の起草があった。

### 2011 年

欧州連合（EU）は 2011 年 12 月にフランドル電子政府調整支部（CORVE）の 'Citadel on the Move' プロジェクトを欧州 15 か国と試験都市となるアテネ、マンチェスター、イシー＝レ＝ムリノー、ヘント市と共に承認した。

'Citadel on the Move' は欧州の先進的な地方政府を Living Lab の専門家、専門技術研究者と SME の専門家を市民によって生み出された潜在的には大小関わらず欧州のどの都市でも使用可能な「スマートシティ」モバイルアプリを発展させるユーザー主導のオープンイノベーションシステムを主導する共同の努力のために団結させることが期待される。

このプロジェクトは、要望があり、必要性の高い革新的なモバイルアプリを作成するために、ヨーロッパ各地の市民と開発者がオープンデータをより容易に使えることを目指している。現在、政府のオープンデータは、しばしば一般市民どころか開発者コミュニティでさえアクセス、使用が困難である。'Citadel on the Move' はニーズを以下の方法で満たそうとしている。

- ・ 地方政府がデータを使用可能な形で公開しやすくするフォーマット作成、相互運用可能なフォーマット
- ・ 市民が潜在的に欧州どこでも使用可能なモバイルアプリを作成しやすくなるフォーマット

2011 年 11 月以来、すべてのベルギー公共機関とそれらのパートナーはユーザーが電子 ID を通して法律上有効な電子署名を電子ドキュメントに置くことが可能でなくてはならず、'デジタル署名サービス'（eID DSS）を使うことができる。eID DSS は署名されたファイルを有効にするだけでなく、そのユーザーがサインを XML、ODF、および OOXML などのすべての共通ファイル形式に置くことを可能にするウェブサービスである。ウェブサービスはオンラインワークフロー（既存）と統合される。それはまた、署名前にスタイルシートによって使用者に要約を表示する。ユーザーはロゴ、アプリ名、自治体、および部門を追加できる。

「Coming2Belgium」は、仕事や研究の為にベルギーへ住むことを目的に入国する人を社会保険システムで支援する新電子政府サービスである。Coming2Belgium はまた、長期間海外に居住した後、母国に戻る市民を支援する。「Coming2Belgium」は非常に使いやすく、関連データの番号と関心のあるトピックを以下から選択するだけである。

- ・ 名前
- ・ 国籍
- ・ 出生国（このリストにはベルギーが社会保障分野の国際協定を締結している国のみが示される）
- ・ ステータス：会社員、公務員、自営業。（ベルギーで働く）フロンティアワーカー、（ベルギー在住の）フロンティアワーカー、出向労働者、失業者、年金受給者、傷病兵、学生。
- ・ 目的トピック：年次休暇、家族手当、労働資格なし、就業中の怪我、就業中の病気、

年金、医療費償還、社会保障負担、失業およびプレ年金。

’Student@work’は働く学生向けの（社会保障状況の確認など）社会保険制度サービス受給を支援する新電子政府サービスである。サイトでは、モバイル版があり、ソーシャルメディアを使用している。プロジェクトは、最高のプロジェクトとしてアゴリア電子政府賞を受賞した。

連邦政府省と公共機関はオープンデータの入手可能な on’Data.gov.be を’政府のオープンデータポータルとした。連邦行政府はデータセットリストを、提供された情報を使って開発者が企業または市民のための有益なアプリを作成できるように、ポータル上のオープンデータとしてアクセス可能にした。特に、開発者とオープンデータ研究者をターゲットとした自治体、公共団体、および機関が提供しているデータへのリンクを含んでいる。各連邦省または連邦政府公共機関自身はアクセスとデータの使用を管理する条件を決定する。開発者は、フォームを通してアイデアを提出することができる。2011年9月に、フランドル政府はオープンデータ戦略を採用した。このフランドル戦略の鍵の1つは、政府レベルを問わず豊富な政府オープンデータセットを提供するための連邦オープンデータイニシアティブとの綿密な協力である。

初期 WeGov ツールボックスはイタリア、フィレンツェで2011年10月26日から28日にかけて行われた、eChallenges 電子会議内の第1回 WeGov ワークショップで提示された。同時に WeGov プロジェクトとツールボックスの最初の評価を考慮し GESIS フィールドトライアルと Gov2u のフィールドトライアルは作られた。WeGov プロジェクトの目的は、人気のソーシャルネットワークングサイト(SNSを)を介して、政府市民関係を改善することである。社会保障省(FPS)は、FPS 雇用、労働・社会ダイアログと情報社会総合サービスと共同で、社会保障詐欺を検出するための新ツールの有効性テストを行っている。社会保障省は、調査対象の雇用主データと社会保障税データとの整合性を保証する。

新しいテストツールは、関連データを分析し、急激な売上増減や、急激な雇用や解雇から可能性のある雇用主による詐欺証拠を調べる。特定の基準の組み合わせに一致する雇用者は、システムが高リスク因子として認識する。ツールはまた、幅広い犯罪を検出することができる。

2011年6月にフランドル最初の信頼できる情報がオンライン公開された。’LED(Leer- en Ervaringsbewijzen Databank - 学習経験と物証データベース)はすべての公共サービスがアクセス可能なフランドルの全ての学校、大学、および職業訓練組織によって授与された卒業証書と証書についての本物の情報ソースである。卒業証書データはプライバシー法によって直接データベースからアクセスすることはできない。ユーザーが必要なアクセス許可を持っていることを確認する。LEDは市民に自身の卒業証書をデジタル収集することができる、eIDでアクセス可能なインターフェイスを提供する。

この卒業証書データの交換はCORVEのMAGDAプラットフォームによって可能となった。LEDは、内部の情報交換による市民へのより効率的、効果的なサービス提供を含む、教育分野

当局で既存過程を効率化し、調和させる有益な例である。同時に卒業証書使用に関する古い紙作業は完全にデジタル化される。

従業員と自営業者は現在 [www.demandepension.be](http://www.demandepension.be) 経由で年金給付を請求できる。この新しいオンラインサービスは、2011年3月7日に、自営業者の為の国立社会保障研究所（‘Institut national d’assurances sociales pour travailleurs indépendants’ - INASTI）と国民年金事務所（Office National des Pensions - ONP）によって開始された。新しいオンラインアプリケーションの過程は、賃金労働者（従業員、契約社員、契約公務員）、および自営業として働いている/いた全市民が利用できる。アプリケーションは3つの公用語すべてで利用可能である。eIDカード経由のアクセスは互換性のあるスマートカードリーダーが必要。

Philippe Muyters（財政、予算、労働、街および国土計画、スポーツ担当大臣）は、デジタル計画アプリ（‘DigitaleBouwaanvraag’）プロジェクトをアントワープと連携して実地試験を開始することを2011年3月に発表した。デジタル計画アプリは、フランドル地方の建築許可付与作業のアプリをデジタル化しオンラインで可能にするフランドル政府のプロジェクトである。目的はワンストップにすることで、アプリの安全で信頼できるデジタル処理を可能にし、従って機関が安く、容易に迅速に入力できるようにすることである。

2010年

Citadel 声明文はヘントで2010年12月14日開催された‘地方電子政府に関するフランドル会議’で発表された。この会議で、何人かの専門家は、地方電子政府がどうやって、そしてどうして補強されなければならないか意見を述べた。Citadel 声明文は、電子政府実現のために都市と地方自治体をサポートする活動計画である。Citadel 声明文は、これを地方電子政府に関する欧州政策の強い起点となる文書だと考える多くの団体の支持を得ている。フランドルのデジタル署名プラットフォームは2010年9月20日にフランドル電子政府と ICT マネージメントユニット（‘Entiteit eGovernment en ICT-Beheer (e-IB)’）によって開始された。それ以来、フランドル地域政府のすべての公共機関は、プラットフォーム経由で文書に合法的かつ電子的に署名できる。具体的にはプラットフォームは、ベルギー電子身分証明書（eID）を使用する機関が署名できるように受信したファイル署名可能で配布可能な PDF に変換する。デジタル署名プラットフォームで使用可能なアプリケーションは以下の通りである。

- ・ フランドル政府と将来の従業員間の契約書
- ・ 複数当事者によって署名される補助金申請処理
- ・ デジタルファイル署名

Franel.eu は、第2言語としてオランダ語またはフランス語を学ぶための無料のプラットフォームである。パーソナル・コンピュータまたは携帯電話経由でオンラインでアクセスでき、Franel.eu のクラスは実際の地域の TV 番組を利用する。ベルギーとフランスを含む地域間プログラム枠内で、3つの大学が、既存の地域のテレビ番組を利用することで2010年

9月に開始した eLearning プラットフォーム開発に協力した。越境パートナーシップの目的は 2 つ：参加者の語学力を強化し、テレビ番組開拓により、隣国の文化、経済、日常生活について相互理解を促進することである。

ワロン地域政府とベルギーのフランス語圏地域政府は 2010 年 7 月 1 日行政簡素化と 2011 年から 2014 年の電子政府計画の目標実現のため方法論及び 2014 年までに実施される関連プロジェクトを承認した。電子政府計画と行政簡素化は地域とコミュニティの多くの人を対象とする。計画は以下の目標からなる。

- ・ 規制の改善と簡素化、
- ・ 簡素化、調和と手順の非重要化、電子的手段による行政文書管理、情報収集と共有の単純化
- ・ 公共サービスのユーザーのためのコミュニケーションと情報の改善

2010 年 4 月、'DrugLijn'、麻薬、アルコールや薬に関連する問題に関するオランダ語の電話情報サービスはコカイン中毒者の自己援助のための無料で匿名のモジュールのある 'Zelfhulp cocaïne' を開始した。これはコカイン使用を減少もしくは中止したい成人の為のサービスである。オンライン自己援助に満足できなければ、利用者は 'DrugLijn' にメールか電話で匿名で連絡でき近所の専門家が連絡を返す。このオンライン自己援助モジュールは麻薬中毒者への援助サービスの中間的存在である。

'Start2surf@home' は連邦政府によって完全なインターネットアクセスのある 10 万台のコンピュータを配布することでデジタル・デバイドを無くすことを目的に 2010 年に発表されたイニシアティブである。2006 年の 'Internet for Everyone' 後、連邦政府は、低価格パックを経由してコンピュータやインターネット使用促進を目的とした新オールインワン計画を開始した。'Start2surf@home' パックは、ユーザーのニーズに応じてカスタマイズされ、コンピュータ、インターネット申し込み、ウイルス対策ソフト、およびインターネットの基本マニュアルが含まれる。

2010 年 1 月、12 歳以上の全ベルギー市民に必須のベルギーの電子 ID カード (EID) は、サッカーのチケットのオンライン購入という新しいサービスを開始した。この新しいアプリケーションは、サッカーの試合のチケットの電子購入を簡素化するだけでなく、大幅に紙の使用量を削減し、偽造や違法転売制御を可能にする。

## 2. 電子政府戦略

### (1) 連邦電子政府戦略 (2009 年～現在)

ベルギー電子政府戦略は、ユーザーのプライバシーだけでなく、すべての政府機関と行政レベルの特異性と力量を尊重しながら単一の仮想行政を作成することを目指している。

その主目的は、市民と企業への公共サービスの提供を改善しより速く、より便利で、より

少ない制約で、よりオープンにすることである。

現在の戦略は、次の軸を中心に概説される。

- ・ 市民への的確なサービス提供、行政サービス効率化や有効性の最適化のような特定目的の組織建て
- ・ 電子政府サービス利用者の付加価値創造のため、すべての利害関係者間の協力の明示的選択
- ・ 情報モデリングの観点からの情報使用、想定されるエラーの報告義務、情報の電子的交換、情報収集のための共通のビジョンの使用
- ・ 情報セキュリティやプライバシー保護のための共通のビジョンの使用
- ・ eID と SIS カード、相互接続ミドルウェア、および関連する基本的サービスのためのネットワーク共通の要素の最大限の活用
- ・ 社会セクターにおける電子政府の開発のためのドライバとしての社会保障のためのクロスロードバンク (CBSS) の役割
- ・ すべての社会保障機関間の強力なパートナーシップの確立

上記の目標を達成するために、ベルギー電子政府戦略は 4 つの主要な戦略的ストリーム上に基づいている

- ・ 1 番目のストリーム：サービス提供の再設計と統合。  
最初のストリームはユーザーのニーズ、人生イベント、およびすべての行政手順の簡素化に焦点をあてる
- ・ 2 番目のストリーム：政府の全てのレベルにおける協力により行政のそうに関わらない組織横断的な統合されたシステムの提供。  
2 番目のストリームは 2 つの文書に基づく。1 番目は 2001 年 3 月に連邦、地域、およびコミュニティで調印された協働枠組みを設置する電子政府協働協定である。それによれば、政府のすべての機関は、同一の標準、同一の識別インフラ、および同一の電子署名の使用を約束する。第 2 に、2006 年 4 月に調印された、市民、企業、そして公共機関に情報を提供する ICT をユーザーフレンドリーな方法を使用することを目的としたシームレスな電子政府原則に関する共同声明である。
- ・ 第 3 ストリーム - 市民や企業のための行政手続きの簡素化。  
これは、政府省庁間のデータ、情報の交換と共有の増加を必要とする。
- ・ 第 4 ストリーム - バックオフィスの統合や個人データの保護  
特定のデータを必要とする省庁は、そのデータを必要とする他部門から信頼できる情報源として、最も頻繁に考慮される。したがって、当該省庁は個人データ保管を維持する責任がある。

ベルギーの社会セクターの電子政府計画 (2009- 2014)

プログラムは、社会保障のためのクロスロードバンク (CBSS) によって開発され、ベルギ

一社会保障枠組の中で電子政府戦略の実現を提示する。

ベルギーの社会セクターの電子政府プログラムの全体的な目的は以下の通りである。

- ・ 行政手続きとコストを最小限に抑えて、効率的かつ効果的なサービスを提供。
- ・ 社会セクターにおける利害関係者間でのサービス・デリバリー・プロセスの根本的改善と再編成。
- ・ 市民、雇用者、関係者がシステムに根拠ある信頼を寄せられるような情報セキュリティとプライバシー保護の促進。
- ・ 社会政策支援のための、政治家や研究者への統合された統計情報の配信。

## (2) 以前の電子政府戦略

行政の簡素化のための連邦政府計画 (2009-2011)

行政簡素化省 (ASA) の 2009 年活動計画規定に沿って、行政簡素化の連邦政府計画は、すべての連邦政府部門と企業と行政簡素化大臣の共同の要求に応じて、確立されている。行政簡素化の連邦政府計画は信頼できる政府部門が行っている、進行中もしくは完了した計画リストで構成されている。記載されているプロジェクトは以下を含めた幅広い範囲の電子政府関連の手段、アプリもしくはサービスから成る。

- ・ eProcurement
- ・ ペーパーレス税関
- ・ 電子自動車税ライセンス
- ・ 「My rent」電子アプリ
- ・ 納税申告書のオンライン提出
- ・ 電子インボイス
- ・ 保険会社や病院間でのデータの電子交換
- ・ eHealth (例えば ePrescribing)

カフカ計画のカウンターパートである 2009 年 7 月 17 の閣僚理事会で計画は提案された。ASA は計画の実施状況を年 2 回報告する。

連邦電子社会政策 (2007-2010 年)

電子政府サービスはすべてにのサービスアクセス可能で、デジタル・デバイドを拡大しないようにする目的において、政府は、付加価値を提供する行政との仲介となる私的もしくはボランティア的組織を奨励すると同時に、市民のインターネット利用を訓練し、刺激する戦略 (‘Computerisation of the society’ or eSociety policy) を開発した。

この戦略に沿って、2007 年にコンテンツと機能面で連邦電子政府ポータル Belgium.be はアップグレードされた。2 年間の徹底的な見直しを経て、2008 年 5 月の新バージョンが公開された。ポータルの主要機能はオンラインで (eServices) すべての入手可能な行政サービスとリンクしている。このポータルについてのより多くの情報は既存のファクトシートのイ



ンフラの項目で閲覧できる。

様々なプロジェクトやサービスは、同一項目内で実施された。

- ・ 電子警察署または“Police on WEb”サービス：それはベルギー市民が警察に 24 時間犯罪数をオンラインで報告できる。
- ・ 雇用に関するフロントオフィス：特定のアプリケーションは、求職者は仕事を見つけるために受けられる金銭支援を知ることができる。
- ・ 電子出生証明書：ブリュッセル首都では、安全な電子カウンタシステム IRISbox（デジタルサービスプラットフォーム）は市民が出生、婚姻、死亡、居住地、国籍に関する証明書をオンラインで安全に要求し、手数料を支払うことができる。
- ・ 12 歳以下の子供のベルギー eID カードのプロジェクト（kids-ID）：標準 ID 機能に加えて、子供専用のインターネットチャットルームと子供が危険にさらされた時の電話連作先一覧へのアクセスが提供される。
- ・ The Tax-on-Web: 納税者は、専用のオンラインアプリケーションを介して税務申告ができる。

#### 地域電子政府戦略

非連邦ベルギーの行政自治体は独自の電子政府戦略を開発した。ワロン(フランス語地域を含む)とフランドルの地域政府は、自身の戦略を実施するための専門構造を作成した。

#### ワロンの電子政府戦略とワロン・ブリュッセル連邦

ワロン地域とワロン・ブリュッセル連邦 (WBF) では、電子政府戦略はワロン・ブリュッセル電子簡素化 (eWBS) によって管理される。2013 年 2 月に作成した、このサービスは、ワロンとワロン・ブリュッセル連邦の両方のための最初の共通行政システムである。

eWBS は行政内部のコンサルタントとして働き、煩雑さと公共サービスユーザーに課された行政に関する負荷の削減を目指してすべての措置を調整する。通知・生産管理・データ交換及び技術革新とその方法の 4 つの分野で実施される。

ワロンとワロン・ブリュッセル連邦の現在の戦略は、ワロン政府とフランス語コミュニティによって 2010 年 2 月に採択された、「2010 年から 2014 年の行政簡素化と電子政府計画」に概説されている。その目的は、まず、行政ユーザーそして第 2 に行政自身のための管理負担の軽減である。

eWBS の創設に伴い、政府は 2013 年 5 月に 47 の優先プロジェクトへのこの計画の再編を承認した。

この計画のアイデアは、行政を簡素化の主体となることを奨励することで、現行プロジェクトの実行と簡素化に積極的に参加するようにすることである。

eWBS の重要な分野の 1 つは、公共サービスにおける簡素化のネットワークの設定である。設定は 2013 に終了したが、このネットワークは簡素化プロジェクト間の調整と一貫性を確

保し、行政サービスと eWBS 間のゲートウェイとして使用される。ネットワークは 24 の一般行政と 20 の公共団体 (PIO) を集約する。

2013 年 2 月 : ワロンとワロン・ブリュッセル連邦の間で、協力協定の履行に従事する部門として eWBS を設立し、簡素化及び電子政府のための対応を定義した。

2013 年 5 月-7 月 : ワロンとワロン・ブリュッセル連邦の間での協力協定でデータ交換のためのクロスロードバンクが成立。

2014 : エンドユーザーと公的機関の間で電子通信法令プロジェクトが年内に採択。

2014 年 3 月 : ワロン議会令が非営利セクター雇用のためのデータレジスタを設定する。(DOC. 1002 (2013 年から 2014 年))。

データ交換のためのクロスロードバンク : 245 のプロジェクトがデータを交換する(うち 46 は完成)。毎年削減される行政コストは、3,200 万ユーロに近づいている。1,300 万ユーロの利益はすでに達成されている。なお、クロスロードバンクの総コストは 250 万ユーロである。

ABC des démarches : 電子フォームへのアクセス権を持つ公共サービスユーザー向け情報ツールは、wallonie.be と infos-entreprises.be ポータル上に表示される。このツールは対象とする 5 グループ、18 テーマ、48 のライフイベントに関する公的機関を含む。2014 年 3 月の時点で 950 の情報が含まれる。

Espace personnel : 個人データ、デジタル署名の自動入力を備えた電子フォームへのアクセスを搭載する全ての公的機関連絡用の単一エントリポイントである。wallonie.be の中で最も人気のある機能で 158 電子フォームへのアクセスを提供する。

また、eWBS の範囲外にもワロン・ブリュッセル連邦に関連するプロジェクトがある。

- SUBSIDE (フランス語地域省から与えられる補助金管理に共通する汎用ソフトウェアの開発)
- GED (文書の電子管理)
- CERBERE (コンピュータ資源への安全なアクセス管理)
- MIMESIS (第三者データの管理)
- DATAWAREHOUSE (データの保存と活用)
- CADASTRE (非営利セクターの職務登録)

#### フランダーズの電子政府戦略

フランドル地方では、電子政府戦略はフランドル政府の副大臣・大統領の責任下に置かれている。フランドル政府内の部門間のプロジェクトは、2009 年 1 月に e-IB (電子政府や ICT 管理ユニット) の一部となったコーディネーションセルフランドル電子政府 (CORVE) によって管理される。

CORVE ユニットの主責任は、助言や支援を行いつつ、電子政府戦略の目標と優先順位を決定することである。ユニットは、電子政府関連の知識とスキルを開発し、調整し、インセン

ティブを提供する。また、フランドル行政団体間の協力を促進し、一般的な電子政府インフラを作成し、電子政府プロジェクトの進捗を支援する。

フランドルの過去の電子政府政策はフランドルポータルサイトを含むフロントオフィス・アプリケーションを優先した。2002 年以来、フランドル電子政府政策の優先順位は、電子政府のバックオフィス・ディメンションの開発となった。

この電子政府政策における主要政策は信頼できる情報ソースの発達である。すなわち、企業、個人、住所、見取り図、建物、地図などの完全で正しく最新のデータを得ることができるデータベースである。また、真正のデータソースは明白な識別と登録のために使われる。すべてのデータソースは、以前は独自ソリューションの作成を必要としていたが、現在構築されているフランドルの真正のデータソースと関連サービスの包括的なシステムは企業、個人の登録に使用される。

それと並行して、MAGDA プラットフォームと呼ばれる SOA ベースのインフラは、政府データ交換サービスを統合し、本物のデータソースへのアクセスと公共団体間のデータ交換を容易にするために 2006 年 2 月に導入された。

2010 年に、マグダ 2.0 プラットフォームのロールアウトが開始され、より低額の運用費用で、追加のデータ交換機能（web サービス・ファイル転送など）を備えた新プラットフォームが提供された。

新フランドル電子政府戦略 2009 年-2014 年の中で、電子政府責任者の、Geert Bourgeois 大臣は、統合ソリューションの開発、行政単純化への寄与、政府効率向上に注力するよう電子政府に呼びかけた。これは eParticipation、グリーン ICT とオープンデータの利用に向けた注意と本格的なデータソースの作成への更新された注意を含む。この期間中の主要な課題は、すべての地方政府機関に向けて MAGDA プラットフォームが提供するバックエンド電子政府サービスを拡張することにある。

### 3. 電子政府の法的枠組み

#### (1) 電子政府法

ベルギーには包括的電子政府法はない。

#### (2) 情報自由法

1994 年に改正された方によってどんな人でも行政文書にアクセスし、コピーすることができる。しかし法令や判決、39-134 条で定められたものはその範囲ではない。政府機関は要求にすぐに対応するか、拒否する場合は 30 日以内でなければならない。

州と地方自治体による情報公開に関する 1997 年の法律は、州と地方自治体に同程度の透明性義務を規定する。さらに、フランドル地域自治体(2007 年に改正)、フランス語共同体(2007 年改正)、およびブリュッセル首都地域圏(2010 年改正)は行政文書への正当なアクセス行為に関する規定を採択した。

### (3) データ保護/プライバシー法

1992年12月の「個人情報保護法」は個人情報の濫用から市民を保護するものである。法律はデータ主体と加工業者の両方の義務を定義する。さらに、個人情報の使用状況の監督をする独立機関「プライバシー保護委員会」を創設する法的根拠を規定する。この法律は、個人保護に関する個人データ処理とデータ開放活動に関するEU規定(95/46/EC)に沿うよう1998年に改正された。

さらに、スパミング関連条項を含む具体的な法律が2005年8月24日に採用され、プライバシーと電子通信に関するEU規定(2002/58/EC、the ‘ePrivacy Directive’)を代替した点に注目が集まった。

### (4) 電子署名法

2000年10月20日のこの法律は、司法と特別司法手続内に電子署名使用を導入した。それは、ベルギー電子署名問題に対処するための第1法則となっている。法律は直近では2006年9月に改正された。

2001年7月9日に採択された、電子署名法はベルギー法律内に電子署名に関するコミュニティフレームワークに関するEU指令(1999/93/EC)を移項した。それは、電子署名と電子的に署名された文書に法的価値を与ると同時に認証サービスの法的枠組みを設定した。

地域レベルでは、2006年12月にeIDによって署名された電子枠組みに関する法律が、2008年7月に2つの関連した法令がワロン議会と政府によって採択された。これらの法令は、紙と電子フォームに同じ法的価値を与えるものである。

さらに、電子IDカードを使用するための法的枠組みが、勅令そして省令で設定された。電子IDカードの法的枠組みについての勅令が2003年3月25日、電子IDカードのフォーマットに関する省令が2003年3月26日、電子IDカードの一般化に関する勅令が2004年9月1日、子供のためのeID文書に関する勅令が2006年10月12日から18日に発布された。

### (5) 電子商取引法

電子商取引の一定の法律面に関する2つの法律が2003年3月11日に採用された。2つの法律の文言は電子取引の必須概念を定義する。‘電子商取引法’はEU指令を情報社会サービスに関する法律と入れ換えた。具体的にはベルギー法内へ「域内市場における電子商取引」(‘電子商取引に関する指令’-2000/31/EC)を国内法化した。

また、2005年8月24日に採択されたスパムに関する規定を含む特別法が採択され、プライバシーと電子通信に関するEU指令(2002/58/EC、「電子プライバシー」指令)が国内法化されたことは注目に値する。

### (6) eコミュニケーション法

電子通信に関する法律は、2005年6月13日に採択され、ベルギー法律へ電子通信に関するEU規制枠組みを国内法化することを意図していた。

#### (7) 電子調達法

2006年6月15日に制定された電子調達、公共事業における契約、公共サービスの提供に関する法律は2007年1月12日に改正され、2007年2月15日に公布された。

2006年6月16日に制定された入札の受け入れ、入札希望者および入札者への情報提供、電子調達、公共事業における契約、公共サービスの提供に関する期限を定める法律は、2009年7月23日に改正され、最終的に2010年2月に10の勅令により改正された。

これらの法律は、ベルギー法に、公共調達に関するEU指令（水、エネルギー、輸送、郵便サービス部門の調整実行に関する指令（17分の2004/EC）公務員賞与、公共サービス契約の調整に関する指令、公共供給契約（2004/18/EC）を国内法化する。それは伝統的手段と同じ法的価値を電子調達手段に付与する。さらに前述の公共調達指令、すなわち、電子オークションやダイナミック・購買システムに基づく新しい概念を定義する。

#### (8) 公共部門情報の再利用（PSI）

連邦のレベルで採用された2007年3月7日の法律は関連するEU指示2003/98/ECによって公共セクターの情報再利用を制御する一般原則を入れ替えた。

2007年10月29日のこの勅令は、公共部門情報の再利用のための要求を処理するための手続きおよびタイムラインの公式的な側面を調節する。それは、地域とコミュニティ政府が平等に公共部門情報の再利用に関する指令を国内法化しなければならない。フランドルは、ブリュッセル首都地域とフランス語とドイツ語圏のコミュニティも大きく、関連する連邦法に触発された独自政令を有する。

### 4. 電子政府のアクター

#### (1) 電子政府(国)

##### 政策/戦略

公共サービスの公務員と近代化のための国務長官

公務員と公共サービスの近代化のための国務長官は、ICTのための連邦省（Fedict）と共同で、電子政府政策や戦略の策定のための政治的責任を担う。

##### 予算と行政簡素化担当大臣

予算と行政簡素化担当大臣は公共サービス電子化や市民日常生活での取引簡素化に責任を持つ。具体的には、大臣は行政簡素化庁と共同で行政負担軽減戦略策定の政治的責任を有する。

#### 連邦 ICT 省 (Fedict)

一般的な電子政府戦略の定義と開発に積極的な役割を果たす Fedict は 2001 年 5 月設置され。具体的には、電子政府戦略を提供するために必要な政府横断の基準、フレームワーク、プロジェクト、サービスを開発している。国家インフラストラクチャの特定の要素となる連邦政府のポータル「Belgium.be」、ネットワーク FedMAN (連邦の中心地のネットワーク) と連邦・サービス・バス (FSB) ミドルウェアを独自に開発している。

#### 行政簡素化庁

行政簡素化担当大臣は日常の業務上のやり取りで発生する、国家が課すすべての行政手続きの簡略化に関する戦略的施策を立案する責任がある。

#### 社会保障のためのクロスロードバンク (CBSS)

社会保障のためのクロスロードバンクはベルギーの社会セクター内での電子政府戦略を策定し、その実現を監督する。

#### 調整

##### 連邦 ICT 省 (Fedict)

Fedict は電子政府プロジェクトを策定し開始するために政府省庁を助け、さらにその実行を調整する。

#### 社会保障のためのクロスロードバンク (CBSS)

社会保障のためのクロスロードバンクはベルギーの社会セクター内での電子政府戦略を策定し、セクター内の電子政府プロジェクトの実行を調整する。

#### 実施

##### 連邦 ICT 省 (Fedict)

Fedict は、共通のインフラストラクチャの関係する電子政府戦略実行を担当している。(例えば、連邦政府ポータル「Belgium.be」、FedMAN ネットワーク、ユニバーサルメッセージングエンジンミドルウェア)。

#### 連邦政府省庁および政府機関

連邦省庁はそれぞれの担当範囲で、個別または共同の電子政府プロジェクトの実施に関与している。

#### 支援

## 連邦 ICT 省 (Fedict)

Fedict は ICT のプロジェクトをサポートすることにより、公共部門内のすべての団体へ支援を提供している。

## 行政簡素化庁

1998 年 12 月に成立した、行政簡素化庁は、その行政内部および外部手続きを簡素化するために省庁や機関の努力を支援する。具体的には、企業、特に中小企業や自営業者のための行政手続き簡素化を担当している。

## 社会保障のためのクロスロードバンク (CBSS)

CBSS は社会セクターにおける電子政府サービス実行をサポートしている。特に、社会保障に対処する全ての公共機関全体の統合サービス実行をサポートしている。CBSS はまた、ベルギー国籍を持っていないがベルギーに居住し、ベルギーの社会保障に登録されている人向けの「登録ビス」を管理する。

## BELNET

政府機関 BELNET は連邦科学政策庁の一部で、非常に高い bandwidth を持つ安全なインターネット・アクセスを、教育機関、研究センターや行政のエンドユーザーに提供する。また BELNET は、連邦ネットワーク FedMAN の運用を担当している。

## 監査/アシュアランス

### 会計監査院

会計監査院は、ベルギー議会の一部である。会計監査院は、連邦国家、地域、コミュニティ、地方（市町村以外）と関連機関の予算、会計の財政運営に関して外部からコントロールを及ぼす。したがって、ICT と電子政府関連のプロジェクトを精査することができる。

### 議会委員会

連邦レベルでは、ICT と電子政府関連プロジェクトは下院の庶務内政委員会と市民サービスに関する委員会および上院の内務・行政事務に関する委員会で調査される。

プライバシーの保護のための委員会は、個人データ転送を制御する電子システムのためのプライバシーとデータ保護に関連する法律の適切なアプリケーションを監視する。

## その他

### 連邦計画局 (FPB)

FPB は、経済、社会経済及び環境政策の問題に関する調査・研究を実施する担当の公的機関である。ICT 政策と電子政府などの分野で、その科学的な専門知識は、政府、議会、社会

的パートナー、国内および国際機関で利用可能である。

#### インターネットの権利に関する監督機関

インターネットの権利に関する監督機関は新技術の経済的、社会的、政治的な影響力に関して政府に助言している。また、ICTに関する問題について自由に意見を表明し、市民や企業が権利と義務に関する情報を受信することを可能にする。

### (2) 電子政府(地方)

#### 政策/戦略

##### 地域とコミュニティ当局

フランダース地方、ワロン地方とブリュッセル首都地域：ベルギーの地域における電子政府のための政治的責任は、3つの領域 Minister- Presidents'（内閣総理大臣）によって直接保持されている。言語圏内で、ベルギーのフランス共同体のために教育と文化の政策を担当しているワロン・ブリュッセルフランス語コミュニティとドイツ語を話すコミュニティはそれらのサービスのいくつかを通して eEnabling に取り組んでいる。フラマン語共同体の機関は1980年にフランドル地方のものと合併した。

#### 自治体

地方電子政府への取り組みは、地方電子政府組織を担当する地方官庁、主に自治体によって編成されている。

#### 調整

##### 地域ユニット/機関

地方自治体の電子政府協力体制は地域の幹部によって設立された専門のユニットまたは団体によって整備される：フランダースにあるフランドル電子政府(CORVE)のための coordination cell、ワロンにある電子行政と簡素化ユニット(eWBS)、そしてブリュッセル首都圏にあるブリュッセル連邦情報センター(BRIC)などが挙げられる。

#### 自治体

地方電子政府への取り組みは、地域レベルでの電子政府の組織について、単独で責任を負う地方自治体によって調整されている。

#### 実施

##### 地域ユニット/機関

フランダース、ワロンとブリュッセル首都地域内の個々の自治体は、独自の ICT プロジェクトを実施している。フランダースにあるフランドル電子政府(CORVE)のための coordination cell、ワロンと WBF にある電子行政と簡素化ユニット(eWBS)は ETNIC (WBF)



と DTIC (ワロン) と協力体制にある。そしてブリュッセル首都圏にあるブリュッセル連邦情報センター(BRIC)は地域電子政府の実現を主導している。

#### 自治体

地方電子政府への取り組みは、地方当局の責任のもと、独自のメカニズムとタイムスケジュールを使用して、主に自治体によって実行される。

#### 支援

##### 地域ユニット/機関

フランダースにあるフランドル電子政府(CORVE)のための coordination cell、ワロンとWBFにある電子行政と簡素化ユニット(eWBS)、ブリュッセル首都圏にあるブリュッセル連邦情報センター(BRIC)はそれらのそれぞれの地域内の自治体だけでなく個人へのサポートも電子政府プロジェクト内で実行する。

##### ワロンの電気通信省

ワロン地方はワロン行政やコミューンの運営や専門的なサポートを提供しながら、地域における ICT 開発推進を担当するワロン電気通信省を設置した。

##### 監査/アシュアランス

##### 会計監査院

会計監査院は地方、コミュニティ、および州(市町村以外)の予算、会計、および財政面の運営に外部統制を及ぼす。したがって、ICT と電子政府関連のプロジェクトを精査することができる。

##### 地域/コミュニティ議会

ICT と電子政府関連のプロジェクトにも 3つの領域(フランダース議会、ワロン議会、ブリュッセル議会)の議会だけでなく、フランス語、ドイツ語圏のコミュニティのためのコミュニティ議会(フランダースは地域とコミュニティで単一の議会しかない)で精査される。

## 5. 電子政府におけるインフラストラクチャ

### (1) ポータル

連邦のポータル [www.belgium.be](http://www.belgium.be) は 2002 年 11 月に最初にスタートした。最初は連邦政府の制度上の市民、企業、および公務員に連邦政府によって提供された情報とサービスは、単一で多言語を用いたエントリポイントを電子政府のポータルと連邦政府のポータルが提供していた。

ポータルの新バージョンは、市民と企業が行政と通信し、対話する方法を簡素化すること

を目的として全システムのレビューが行われたのち、2008年5月にリリースされた。市民と企業の両方の主要なライフイベント期間になると、オランダ語、英語、フランス語、およびドイツ語で入手可能な情報がよりユーザーフレンドリーな方法で表示される。この新しいユーザー中心の体裁で、有用な検索エンジンは、ポータルの中だけでなく外部サイトについても検索可能である。新しいポータルの主要部分では、オンラインで入手可能な全ての行政サービスにリンクしている(eServices)。具体的な電子サービスを捜しているユーザーはテーマ、目標、および関係している政府のレベルによって検索できる。これらのeServicesでは、認証(サイトトークンまたは電子IDカード)を必要としている。

アップグレードの過程は連邦技術情報通信テクノロジー局(Fedict)によって管理されている。一方、首相府の外部通信サービスは、他の連邦政府部門と密接に連携し、コンテンツを提供してきた。

主に政府や行政の職員に向けたFedWebは、作業条件、ニュース、規制、出版物、オンラインサービスに関する一般的な情報を提供している。「FedWeb ライト」と呼ばれるFedWebのニュースレターは人事と組織に関するニュースを定期的に提供している。

社会保障ポータルは3つの主要なテーマのまわりで構造化された広く、完全にアップデートされたウェブサイトをも市民に提供している：私生活、職業人生、および健康。すべてのページは関連した主題、外部の組織、および公共機関への容易な案内を提供している。ウェブサイトはすべての公的な社会保障公共機関と連邦公務社会保障間の協力の結果だ。

#### 地域ポータル

フランドル地域政府--[www.vlaanderen.be](http://www.vlaanderen.be)--の電子政府ポータルは2003年2月にスタートした。ニーズを満たすためにユーザーのライフイベントを中心に構築されており、このポータルはオランダ語で市民と企業のために情報と地域行政への容易なアクセスを提供している。

ワロン地域政府の電子政府ポータル - [www.wallonie.be](http://www.wallonie.be) は - テーマ別情報やフランス語で市民や企業のライフイベントを中心に編成され地域のオンラインサービスを提供している。

ブリュッセル首都地域の電子政府ポータル [www.brussels.irisnet.be](http://www.brussels.irisnet.be) は、フランス語、ドイツ語、スペイン語、オランダ語、英語で域内情報を提供するとともに、オランダ語とフランス語でテーマごとに配置された地域のオンラインサービスを提供している。

ブラバントワロン地域で、より広い意味での社会的・専門職流動性の向上と、機会均等枠組みと育児と家族政策の為にポータル [accueildesenfants.be](http://accueildesenfants.be) は設立された。それは25を

超える地域のコミュニティによってサポートされていて、州の国境の中でダイケアセンター、子供部屋、青少年センター、宿題援助学校、若者キャンプ、若者団体、実習、文化・スポーツのセンター、または育児の他のフォームについての貴重な情報を提供する。

ワロン地域で ASE (経済活動促進庁) が立ち上げたポータル [www.infos-entreprises.be](http://www.infos-entreprises.be) は、マネジメント、資金調達、改善、および公的機関による支援に関するすべての起業家のための情報を提供している。

コミュニティポータル [cfwb.be](http://cfwb.be) はフランス語共同体の電子政府ポータルで、市民や企業に向けたオンライン情報スペースだけでなく、オンラインのフォームへのオンラインサービスとのリンクを提供している。

ドイツ語圏のコミュニティの電子政府ポータル [dglive.be](http://dglive.be) は、コミュニティの事務手続きやサービスだけでなく、行政フォームのダウンロードや関連情報を提供している。

## (2) ネットワーク

「Belnet」のネットワークは、インターネットアクセスのための事実上無制限の帯域幅を提供し、10 以上のギガビット/秒の接続で完全な光ファイバ網を運営している。

ネットワークは主に約 200 の研究と教育の公共機関、政府公務員、および研究センターの研究者、学者、および学生に開かれている。「Belnet」は汎欧州研究ネットワーク「GEANT」とアメリカの「Internet2」へのアクセスが含まれている。

「Belnet」はまた、インターネットサービスやコンテンツプロバイダや大規模な民間企業のためのインターネットトラフィックを交換するための中心的なインフラを運営し、ベルギー国立インターネットエキステンジまたは BNIX と呼ばれている。その他の活動は、連邦メトロポリタン・エリア・ネットワーク (FedMAN)、スーパーコンピューティングネットワークグリッド、ベルギー国立コンピュータ緊急対応チーム、CERT.be. である。

2002 年 9 月に ICT 連邦省 (Fedict) が立ち上げた「FedMAN」は、ブリュッセルで 15 の連邦省庁や政府サービスを結ぶ連邦メトロポリタン・エリア・ネットワークである。「FedMAN」は、欧州連合 (EU) の共有の高速ネットワークと TESTA (欧州行政間のテレマティックサービス) へのアクセスを含む電子政府の実施を支援しており、8 万人の公務員が利用している。

「FedMAN」の最初のレベルは中央プラットフォームであり、第 2 のレベルは各連邦行政のための仮想ネットワーク作成である。これは、連邦政府部門が独自のセキュリティ環境を作成するために、中央のプラットフォームを使用する権利を有する。

「FedMAN」のアップグレード版 - 'FedMAN II' - は 10 倍の能力を持ち、元のバージョンよりも優れているが 2006 年 3 月以来、このような「IP 上の声」のような新しいサービスの

立ち上げることや連邦の異なる行政間でのインフラ共有を目指している。

2006年に開始した連邦・サービス・バス（FSB）は、サービス指向型であり、様々なアプリケーションや、連邦管理のITデータファイルへの簡単な接続を可能にする。同時に、FSBは、特定プロセスのフォローアップを確実にする設定もなされている。そのような施設へのアクセス承認も、民間企業に開放すべきである。

同時に Fedict の新しく利用可能なデータベースセンター、FSB は Fedict の「接続政府」のアーキテクチャの達成に貢献することを意図している。Fedict は、固有のコンタクトポイントを経由して、ユーザーがさまざまな政府機関のすべての Web サービスにアクセスでき、安全な基本構造をもつ電子政府についての将来像を持つ。

「IRISnet」は地方公共団体間の電気通信を簡素化するために設計されたブリュッセル首都地域のブロードバンドネットワークの名前である。これは、光ファイバケーブル上に構築されたデータ、音声およびビデオストリーミング・フローをサポートするための最新技術を使用している。「IRISnet」ネットワークのバージョン 2.0 は、ベルギー政府によって承認されており、2012 年第 1 期に動作可能になる。

‘IRISnet’に補足的で、デジタル・デバイドを解消するようにデザインされた、‘Urbizone’ と呼ばれる Wi-Fi ネットワークは、ブリュッセル大学キャンパスの上と 6 つの大臣閣僚内で展開される。それは、ブリュッセルのいくつかの高校に、そしてブリュッセル港域に 2008 年のうちに拡張することを計画している。

### (3) 電子識別と電子認証

ベルギーの eID カードは、従来の ID カードに含まれるすべての情報が含まれており、識別と旅行記録として機能する。それは 2 つの証書を含んでいるスマートカードで、1 つは認証のため、もう 1 つはデジタル署名を生成するためのものである。ベルギー eID は制限されたオンラインサービスへのアクセスを与え、インターネットに、識別、公文書の電子提出、および他の関連サービスのオンライン手段を提供することによってより安全に使用できる。国民登録番号、ベルギー市民固有識別番号は、eID のカードとそのマイクロチップに表示される。これは、eID のカードの証明書の固有識別子として使用される。

ベルギーの電子政府部門のほぼすべての電子署名アプリケーションは、ベルギーの eID のカードを使用できる。連邦政府の電子政府ポータル「Belgium.be」には配信サービスの種類に応じて 4 つのセキュリティレベル：(1) パスワード不要、(2) パスワードが必要、(3) パスワードとトークンが必要、(4) eID のみが存在する。eID のカードは個人にのみ発行される。

2009 年 3 月 16 日に、従来からの ID 機能とは別に、子供が危険な状況にある時に、子供のみのインターネットチャットルームそして緊急電話番号一覧へのアクセスできる 12 歳未満

のための電子 ID カード (kids-ID) を導入した。さらに、2008 年 7 月以来、ベルギーに住む外国国民は、彼らの古い紙証明書を多用途で「スマート」な電子証明書と取り替える権利を得た。これらのカードは 2 種類で EU と非 EU 市民のためのものがある。

ワロン公的機関によって作成された eSignBox は、電子文書やファイルへの簡単なデジタル署名を可能にする。実際には、ユーザーがファイルに署名するだけでなく、既存の署名済みファイルとその証明書を確認することができる。

フランドルのデジタル署名プラットフォームは 2010 年 9 月 20 日にフランドル電子政府と ICT マネージメントユニット ('Entiteit eGovernment en ICT-Beheer (e-IB)'). によってスタートされた。それ以来、フランドルの地域の政府のすべての公共企業体は、プラットフォーム経由で法的に文書に電子的に署名できる。市民、企業、およびフランドル政府の外部のパートナーは、法的妥当性、使いやすさ、多くの団体が署名できる可能性、違う文書形式のサポート、オープンスタンダード、およびより環境負荷の低い ICT のような多くの利益を得る。

‘商業用の支払保証権限’ 証明書は eID カード署名への代案として多くの電子政府申請に用いられる。2007 年現在、連邦政府は電子署名法において定義された限定証明書について必要な規格に従っている 3 つの私的な支払保証権限を承認している。それらの証明書は特定の税金と社会保障電子サービスにおいて一定の電子政府アプリケーションで使用できる。eID のように、これらのデジタル証明書は一定の認識データ、証明書ホルダーと関係する公開鍵、公開鍵の使用状況、証明書の有用性、およびカテゴリを含む。それらは個人と企業に配付される。

2004 年 11 月に、ベルギーは国際民間航空機関 (ICAO) の勧告に準拠した電子パスポートの発行を開始した最初の国となった。これらのパスポートには、個人識別データと生体情報 (所有者顔画像) を格納する非接触マイクロチップを備えており、指紋は、のちに追加された。

#### (4) 電子調達

2008 年初めに開始した、ベルギーの公共調達ポータルは、現在、調達プロセス、すなわち、eNotification、eTendering と e カタログの主要な側面のうち 3 つをカバーするポータルやプラットフォームへのリンクを提供している。

入札公告の電子的公表のために連邦政府が使用する道具として、2002 年に公開されたプラットフォームは、すべての連邦政府と非連邦政府組織の入札公告を表示する。プラットフ

フォームは、入札公告を起草し、公共機関への電子的公表、入札への招待通知、コントラクト結果を表示し、技術ノートのような議事録を閲覧できる。一方、企業が閲覧し、入札の機会および関連ドキュメントを検索することも可能だ。公開されたすべての公告伝達のため、このプラットフォームは eTendering プラットフォームと連携している。

eTendering はオープン欧州規格および EC 指令に基づくオープンで安全で相互運用、再構成可能な eProcurement プラットフォームである。プラットフォームを経由して、契約当事者と契約担当官は日常の電子調達活動の一部を実行することができる。

e カタログプラットフォームは、さらに、電子的な注文の受信と注文の状況の変更を可能にするとともに、カタログをアップロードして管理するために企業の協力環境を提供している。

いくつかの地域、コミュニティと地方自治体は、独自の eTendering ポータルを開発した。例えば、ワロン地方とフランスの共同体は、同じポータルを共有している。

#### (5) ナレッジマネジメント

ベルギー電子政府戦略は連邦省が集約して市民、企業、および公務員によって提供された情報を自身が管理するデータベース 'authentic sources system' に記載している。「信頼できる筋」として知られるデータベースは情報を必要とする他の連邦サービスも参照できる。このように市民と企業は、一度だけデータを伝えればよいことになる。以下の内容をデータベースで見つけることが出来る。

- ・ 国籍登録:内務省によって管理されている国籍登録は、ベルギー国籍を持っているすべての人に関連する諸情報を集約する。
- ・ 企業向けクロスロードバンク:経済省によって管理されるシステムはベルギー全企業の、会社名、会社番号、郵便と電子メールアドレス、法律のタイプ、会社の中で行われた活動、会社スタッフの専門技能などの信頼できる情報を統合した企業登録台帳である。

同じようなインフラは地域レベルで実行されている。例えば、2006 年 2 月に、フランドル電子政府のための coordination cell (CORVE) は VKBO-GO、企業のためのフランドル・クロスロードバンクのオンラインアプリケーションを立ち上げた。

ワロン・ブリュッセル同盟において、データ交換のためのクロスロードバンク (BCED - Banque Carrefour d'échange de données) は 2013 年 5 月に設立された。これはワロンと WBF の行政間でデータ共有を容易にしている交換プラットフォームである。クロスロードバンクは、一般にプライバシーとコンピュータ秘密保全に関する規則に従う。スタッフは eWBS、Etnic、および DTIC の構成員から構成される。

eCommunities は連邦政府の電子政府ポータル「Belgium.be」を介して 2003 年 4 月以来、公務員がアクセス可能なグループウェアアプリケーションである。それは部門横断的なネットワーク内の通信、協力、知識管理と共有を有効にすることを目指している。システムの機能はドキュメント管理、シンプルかつ高度な検索機能、コンテンツ管理や共同作業ツールである。現在、36 以上の eCommunities が存在する。

#### (6) その他のインフラストラクチャ

e ラーニングプラットフォームはエノー州の地方研修所 (Institut Provincial de Formation-IPF) によって設立された。

プラットフォームは地域の労働者と公共社会支援センター (CPAS-Centres Publics d'Assistance Sociale) 及び公立病院を目的にしている。プラットフォームの中期目標は、公務員に共通するコースだけでなく、代替的なトレーニングコースについても焦点を当てている。長期的には、学生に遠隔でのトレーニングモジュールが適用可能な全てのコースを提供することを目指している。このイニシアティブはモン・ハイナウト大学の教育・技術ユニットとの協働で開始されたものである。

## 6. 市民向けサービス

市民向けの 12 のサービスは以下のとおり。

1. 法人税：評価の通知と宣言
2. 労働事務所求人検索サービス
3. 社会保障給付
4. 個人用書類：パスポートと運転免許証
5. 車両登録（新品、中古、輸入車）
6. 建築許可申請
7. 警察への連絡（盗難等）
8. 公共図書館（カタログ、検索ツール）
9. 証明書（出生と婚姻）：請求と入手
10. 高等教育/大学入学
11. 引っ越し連絡（住所変更）
12. 保健関連サービス（病院間での相互サービスへのアドバイス、病院予約）

1. 法人税：宣言、評価の通知

担当：中央政府（連邦）、連邦財務省

ウェブサイト：<http://www.taxonweb.be>

概要：Tax-on-Web は住民が、所得税額を計算し、検証し、データを有効化し保存し、収益を提出し、税務行政からの領収書を受け取ることを可能にすることで納税者がオンラインで税務申告を提出することができる。

## 2. 労働事務所求人検索サービス

担当：地方政府、地域職業安定所

ウェブサイト：<http://www.leforem.be> (ワロン)、<http://www.vdab.be> (フランダーズ)、<http://www.actiris.be> (ブリュッセル首都地域)

概要：地域職業安定所のウェブサイトは、ユーザーが、オンラインで履歴書を投稿し閲覧し求人広告を検索することができるようにする。企業および職業訓練プログラムの情報を得ることも出来る。全てのウェブサイトは特別なアプリ、「フロントオフィス雇用」([www.autravail.be](http://www.autravail.be) 仏語、, [www.aandeslag.be](http://www.aandeslag.be) 公用語)へのリンクがあり、求職者が仕事を見つける助けとなる。

## 3. 社会保障給付

### A：失業手当

担当：中央政府（連邦）、国立職業安定所

ウェブサイト：<http://www.onem.be>

概要：失業給付に関する情報。登録は失業給付の支払いを管理する担当組織と人で行わなければならない。公共団体 CAPAC-HVW（失業給付補助基金）、または認定貿易組合（CSC-ACV、FGTB-ABVV と CGSLB-ACLVB）。

### B。児童手当

担当：中央政府（連邦）、連邦省社会保障、雇用労働者家族手当国家事務局（ONAFTS-RKW）

ウェブサイト：<http://www.rkw.be>

概要：このサービスは、完全に自動化されている

### C. 医療費（償還または直接決済）

担当：中央政府（連邦）、連邦省社会保障、国立医療障害年金研究所（RIZIV-INAMI）

ウェブサイト：<http://inami.fgov.be>

概要：国立医療障害年金研究所（RIZIV-INAMI）のウェブサイトは、医療費の償還に関する情報を提供する。その他の費用が必須/相補の民間保険（関連ウェブサイト）を通じて払い戻されている間、ベルギーは、特定の医療費の直接決済を可能にするスマート社会保険カード（SIS カード）を導入した。

### D. 学生助成金



担当：コミュニティ/地方政府：フランダース、フランス語共同体政府、ドイツ語圏のコミュニティの政府の政府

ウェブサイト：<http://www.ond.vlaanderen.be/studietoelagen>（フランダース）  
[https://www.enseignement.cfwb.be/BURS\\_WEB/faces/Accueille/d\\_index.jsp](https://www.enseignement.cfwb.be/BURS_WEB/faces/Accueille/d_index.jsp)（フランス語コミュニティ）

[http://www.dglive.be/desktopdefault.aspx/tabid-696/903\\_read-32875/](http://www.dglive.be/desktopdefault.aspx/tabid-696/903_read-32875/)（ドイツ語コミュニティ）

概要：他のウェブサイトは情報提供のみながら、フランダース地域/コミュニティの奨学金のウェブサイトは、情報およびダウンロード可能なフォームを提供。

#### 4. 個人用書類：パスポートと運転免許証

##### A. パスポート

担当：中央政府（連邦）、連邦省外務省

ウェブサイト：<http://diplomatie.belgium.be/en/>

概要：通知のみ。パスポートアプリケーションは、地方自治体（コミューン）によって処理。

##### B. 運転免許証

担当：中央政府（連邦）、連邦交通省

ウェブサイト：[http://www.belgium.be/fr/mobilite/permis\\_de\\_conduire/](http://www.belgium.be/fr/mobilite/permis_de_conduire/)

概要：通知のみ。運転免許証アプリケーションや更新は地方当局によって処理。

#### 5. 車両登録（新品、中古、輸入車）

担当：中央政府（連邦）、連邦部門モビリティと交通、自動車登録総局

ウェブサイト：<http://www.belgium.be/fr/mobilite/vehicules/immatriculation/>

概要：完全に保険会社やカーディーラーは、オンラインで車を登録することができる WebDIV アプリケーションを介して完全に統合された。

#### 6. 建築許可申請

担当：地域と地方政府、自治体

ウェブサイト：N / A

概要：各地方は、建物権限に関する独自法がある。申請は、個々の地方自治体（コミューン）によって管理される。

#### 7. 公共図書館（カタログ、検索ツール）

担当：中央政府、コミュニティ/地方政府

ウェブサイト：<http://www.bibliotheek.be>（フランダース）

<http://www.bibliotheques.be>（フランス語共同体）

<http://www.mediadg.be>（ドイツ語圏）

<http://www.bib.belgium.be>（連邦学科図書館）

概要：3つ全ての地域図書館の情報やオンラインカタログが存在する。連邦図書館の共通オンラインカタログは<http://www.bib.belgium.be>で入手可能である。

#### 8. 証明書（出生、婚姻）：請求と入手

担当：地方政府（コミューン） - ブリュッセル首都地域のための地域政府と共同

ウェブサイト：<http://www.belgium.be>

<http://www.bruxelles.irisnet.be>（ブリュッセル首都地域）

概要：証明書の要求は、個々の自治体によって処理され、また、国内登録内のアプリケーション「Mydossier」でも入手可能である。連邦政府のポータル「Belgium.be」は、これらの証明書入手に関連手順の一般的な情報へのアクセスを提供する。

#### 9. 高等教育/大学入学

担当：コミュニティ政府

ウェブサイト：<http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs>（フランダース）

<http://www.enseignement.be>（フランス語共同体）

<http://www.bildungsserver.be/desktopdefault.aspx>（ドイツ語圏）

概要：通知のみである。

#### 10. 引っ越し通知（住所変更）

担当：地方政府、自治体

ウェブサイト：<http://www.belgium.be/fr/logement/demenagement>

<http://www.ibz.rrn.fgov.be/index.php?id=2772&L=0>

概要：連邦政府のポータルは、個別自治体で扱う住所変更通知に関する情報を提供する。2004年5月以来、市民は自治体に住所変更を電子的に通知できる。2010年以来、住所変更は、国内登録のeIDを通してログインする、オンラインアプリケーション「Mydossier」を通じて発表できる。

#### 11. 保健関連サービス（病院間での相互サービスへのアドバイス、病院予約）

担当：中央政府（連邦保健省、食料安全保障と環境）と地域政府

ウェブサイト：<http://www.belgium.be/fr/sante/index.jsp>

概要：連邦政府のポータル「Belgium.be」は、一般的なオンライン医療情報だけでなく、病院ウェブサイトへのリンクを提供している。

## 7. 企業向けサービス

企業向けの 8 個のサービスは、以下の通り。

1. 従業員のための社会貢献
2. 法人税：申告、届出
3. 付加価値税：申告、届出
4. 新会社登録
5. 統計局へのデータの提出
6. 税関申告
7. 環境関連許可証（報告含む）
8. 公共調達

### 1. 従業員のための社会貢献

担当：連邦学科社会保障中央政府（連邦）

ウェブサイト：<https://www.socialsecurity.be>

概要：企業は社会保障ポータルを経由して、42 の電子取引をオンラインで行える。2003 年 1 月以来、雇用主は社会保障のための国家事務局に四半期ごとに電子的に賃金と労働時間申告書を提出しなければならない。

### 2. 法人税：申告、届出

担当：中央政府（連邦）、連邦金融省

ウェブサイト：<http://www.minfin.fgov.be/portail2/index.htm>

概要：企業所得税申告は、eID のカードやデジタル証明書を使用して、アプリケーション VENSOC、（現在は Biztax）を経由して、オンラインで提出できる

### 3. 付加価値税：申告、届出

担当：中央政府（連邦）、連邦金融省

ウェブサイト：<http://economie.fgov.be/fr/entreprises/BCE/index.jsp>

概要：連邦政府の公式ウェブサイトとは別の 2 つのウェブサイトが付加価値税（VAT）のオンライン申告を可能にする。「InterVAT」は付加価値税申告の電子申請を可能にし、「EdiVAT」は、eDI（電子データ交換）に基づく提出を可能にする。

### 4. 新会社登録

担当：中央政府（連邦）、連邦省経済、中小企業、自営業者と energy、クロスロードバンク  
企業向け

ウェブサイト：<http://economie.fgov.be/fr/entreprises/BCE/index.jsp>

概要：2006年6月以来、会社は3日間以内（元来67日）で作成することができ、会社登録に必要なデータは電子的に公証人の下で交換され電子登録デスクへ送られる。

#### 5. 統計局へのデータの提出

担当：中央政府（連邦）、連邦省経済、中小企業、自営業・エネルギー、統計課

ウェブサイト：<http://www.statbel.fgov.be>

概要：税務署に既に提出された収支と従業員に関するデータは統計課に再提出する必要はない。

#### 6. 税関申告

担当：中央政府（連邦）、連邦金融部門、税関管理

ウェブサイト：<http://plda.fgov.be>

アプリケーション‘ペーパーレスの関税消費税庁’（PDLA）は2008年2月4日以来ずっと稼働している。PDLAは関税と消費税の電子的処理を可能にする。関税の電子ファイリングは2009年7月に義務化された。さらに、関税消費税行政庁はまたWEB-N.C.T.S.と呼ばれるウェブアプリケーションを開発した- EUの新電子交通システム(NCTS)に基づくオペレーション交換を管理するために。

#### 7. 環境関連許可証（含。報告）

担当：地方政府と地方政府（コミューン）

ウェブサイト：<http://www.vmm.be>（フランダース）<http://environnement.wallonie.be>（ワロン）<http://www.ibgebim.be>（ブリュッセル首都地域）

概要：地域のウェブサイトは情報および許可要求のためのオンラインフォームを提供する。アプリケーションは、自治体によって処理される。

#### 8. 公共調達

担当：中央政府（連邦）、連邦政府職員組織化と連邦電子調達サービス部門、官報総局（ベルギーモニタ）、裁定紀要（BDA）

ウェブサイト：<http://www.publicprocurement.be/portal/page/portal/pubproc>

概要：ベルギーの公共調達ポータルは以下へのリンクを提供する（1）eNotificationポータル。（2）eTenderingプラットフォーム。（3）Eカタログプラットフォーム。

#### 欧州委員会 - 電子政府演習

電子政府演習（[epractice.eu](http://epractice.eu)）は、欧州専門家のための情報交換サービスである。

電子政府ファクトシートは [epractice.eu](http://epractice.eu) サービスの1つで、欧州諸国の電子政府状態と進

行状況の概要を提示する。

電子政府ファクトシートは、年2回記述、更新される。

電子政府演習は情報社会・メディア総局によるイニシアティブである。

貢献者： Frank Leyman、Fedict 国際関係マネージャー。制作/出版：初期生産：ヨーロッパ DYNAMICS SA

最新号：デロイトコンサルティング

## 5. デンマーク (2014 年 5 月第 16 版)

### 1. 電子政府の歴史

#### (1) 最近のニュース

2014 年 2 月

”2014 年初旬、デジタル化担当庁は分析作業と次世代型システム開発のための最初のステップをとった。

2017 年 11 月、NemID に関する現在の契約は期限切れとなる後、公共工事契約のための手続き調整のために新しい契約は競争入札によって詳細が決定される。現在の契約が期限切れとなる前に、デジタル化担当庁は次世代型システムの準備が完了していることを確認する必要がある。”

市民、企業、公的機関のニーズに対応することに加えて、新たなソリューションは、eID の信頼のサービスに関する今後の EU 規制の適用範囲に該当する。この新しい規制は識別のための eID を受け入れるため、すべての EU 加盟国のセルフサービス・ソリューションを必要とし、したがって、デンマークの新しいソリューションは、諸外国の eID を受け入れなければならない。計画によると、NemID 次世代の意思決定の基礎は要求仕様とその後の EU の調達手続きに関するより詳細な作業を開始することができた後、2015 年の初めまでに完了していなければならない。

2014 年 1 月

中央政府における IT 計画モデル、国際標準に基づいて十分にテストされたフレームワークは、MSP は（成功したプログラムの管理）利用できるようにすることで、政府のプログラムに関する作業を professionalising に貢献することである。経験と需要に基づいて、デジタル化省はプログラムモデルとプロセスフレームワークを開発した。それは IT コストが 600 万 DKK を超えるプログラムに必須なもので IT シェアが同時にプログラムの重要な要素を構成し続けるものである。

プログラムモデルは

- 1) 共通プログラム管理とプログラムリーダーシップモデルをベストプラクティスに基づいた政府プログラムとする、
- 2) 政府プログラムのモデル要求を通じたリーダーシップと管理、
- 3) 様々な状況に活用されるガイドラインを含めたコンセプトの単純さの維持、
- 4) 国内外の経験や成功例を公共セクター—開発が未熟な分野における普及と重複開発を避けること、

これらを満たすべきものでなければならない。

2013 年 12 月

4 分類された計画のうちの第 2 部分によって、2013 年 12 月より市民はデジタルセルフサー

ビスを利用することが強制となった。

こうしたサービスは、かかりつけ医師の選択、デイケアと放課後ケアの無料申請、ラット襲来の際の報告、パスポートの申請、父権の宣告などを含む。また、第3部分は2014年後半、第4部分は2015年になる予定である。

2013年11月

中央政府、地方政府、市町村の合同プログラムの一環としてデジタルポストに関する法律を2012年6月に議会は採択した。その法律は市民と企業は公共部門からデジタルレターを受け取るためのポストを設けなければならないとしている。企業にとって、その法律は2013年11月1日に発効する。また、この法律は公共部門にデジタルオンリーのメッセージを送信する権利を付与する。これにより、伝統的な紙媒体の郵便物とデジタルメッセージは同等の権威を持つこととなる。市民向けには、2014年11月1日から発効する。

コペンハーゲンで2013年11月12日に約170の市民、企業、市民社会団体、公共機関や機関は、伝統的な境界や格差を越え共同作業日を過ごした。目的は、議論を促進するために、デンマークの福祉制度、民主主義、そして革新的なパワーを改善するための新しい方法を見つけることだった。

オープンガバメントキャンプは「非会議」、伝統的なプレゼンテーションとパネル討論を完全に欠いたプログラムだったが、開かれた政府のフィールド内のトピックや問題の広い範囲をカバーするワークショップ、研究室やディスカッショングループなどが盛んに行われた。キャンプはデンマーク開かれた政府活動の総合調整を担当してデジタル化担当庁が主催した。しかし、キャンプですべてのワークショップや活動が組織され、参加公的機関、市民社会団体、市民、企業によって促進された。キャンプは開かれた政府のための新しいデンマークの行動計画における公約の1つであった。

OGPへの参加の一環として、オープンガバメントのための第2の国家行動計画は2013年後半に発表された。この行動計画は4つのテーマから構成されており、それは地域民主主義と参加、新しい形の協同、オープンデータ、および効率性であった。

2013年9月

デンマーク政府は、地方政府と共同で「デジタル福祉2013年から2020年のための戦略」を策定した。戦略に関するより多くの情報は電子政府戦略セクションで見つけることができる。

2013年8月

中央政府におけるITプロジェクトモデルは、より良く、より均一な計画、管理、および中央政府のITプロジェクトの実施に貢献している。モデルは、財務省の予算ガイドライン（'Budgetvejledning'）に埋め込まれており、ITが中央政府に適用されなければならない。ITプロジェクトモデルは、プロジェクトマネージャーが使用するツールである。これは、プロジェクトの日々の管理をサポートするだけでなく、ITプロジェクトが正常に実装され

ていることを確実に寄与することを意味する。モデルは汎用であり、個々のプロジェクトの具体的な管理のニーズを満たすように大きさや個々のプロジェクトのコンテキストに調整されなければならない。

中央政府ビジネスケースモデルが中央政府の IT プロジェクトモデルと、中央政府プログラムモデルの両方の不可欠な部分である。ビジネスケースは、「このプロジェクトは良い投資か？」といった質問に対して回答するに効果的であり、ビジネスケースは、プロジェクトやプログラムの潜在的な投資の全体的な財務および非財務的結果の計算である。これは、変更希望とどのようにそれを達成するか分析し、文に基づいている。ビジネスケースの目的は明確にし、潜在的なリスクの財務結果を推定するだけでなく、コストと利益を計算することである。これに基づき、強固な基盤は、プロジェクトやプログラムの正当性を評価するために確立することができる。プロジェクトまたはプログラムが実装されている（シナリオ 1）と、それが実装されていない（シナリオ 0）：中央政府ビジネスケースモデルが現在の状況と将来の状況を説明している。ビジネスケースでは、プロジェクトやプログラムのゲインはこれらの状況を比較することによって計算される。

2013 年 11 月

72 の取り組みから構成される電子政府戦略 2011-2015 の途中において、21 の取り組みは成功したと評価される。この取り組みはより良いアクセシビリティを確保し、データの再利用や更なるデジタル化に拍車をかけた。この電子政府戦略は様々なレベルの公共団体の連携に基づく。

戦略の背後にある基本的な考え方は、デジタル・ソリューションを経由して、より柔軟かつ現代的な方法で公共サービスを提供すると同時に、税金の最もコスト効果的な使用を確保することである。戦略が完全に実施された場合、デンマーク当局は約 10 億 DKK が節約できる。戦略における重要な要素は、市民や企業がオンライン当局と通信し、当局からの連絡はデジタルレターボックスで受け取らなければならないということだ。節約は民間部門のようなヘルスケアなど、他の重要事項の資金と刺激的な成長のためのリソースを解放する。

2013 年 1 月

2013 年 1 月 6 日 NemLogin ソリューションの更新されたバージョンが発表された。新しい NemLogin はこれが 1 ログイン 2011 年に比べてほぼ 40%以上のログインで毎日の毎秒の平均に対応、2012 年に市民からの 3100 万ログイン要求を処理し、前の更新版である。この増加は NemLogin ソリューションを介して利用される行政サービスの数が増加した。2012 年末までに、約 130 の市民志向の公共サービスは NemLogin ソリューションを使用していた。

(2) 2010 年から 2012 年の間のニュース

2012 年

デンマーク議会は、いくつかの政府のサービスエリアに必須のデジタルセルフサービスを作るために、その政策の一環として法案を可決した。したがって、共同の電子政府戦略



2011-2015（中央政府、地方政府、地方政府）の実装の一部として、デンマーク議会は2012年6月、デジタルセルフサービスの4計画された最初の改正を採択、それにより市民は2012年12月から利用できる。最初の改正で利用可能となったのは、住所の変更、狩猟免許取得の為の支払い、教育ローンの返済、および国民健康保険証アプリケーション、EUヘルスケアカード、デイケア申請、小学校入学申請、放課後ケア申請などである。

計画は、デジタルセルフサービス・ソリューション計画の4つのうち2つ目のセットは、2013年後半に義務化され、3つめは2014年に、4つめは2015年に義務化される。これを使用できるものは必ずしなければならず、公共機関（この場合は個々の自治体）が対象となる。自治体は、デジタルチャンネルを使用、保有できない市民に十分な助けと指導をする責任がある。また、デジタルセルフサービス・ソリューションの使用のための公共のコンピュータが利用できるようになる。

2012年10月には、デンマーク政府と地方政府、デンマーク（市町村連合）が改善し、基礎データの公開レジスタをリンクし、無料で公衆再利用のためにそれらを利用できるようにすることを目指し契約を締結した。後でデンマークの領域は合意に参加した。契約は、データをクリーンアップして、デジタル地図、地籍情報、会社の登録情報、および公式のアドレスなどのコアデータ・レジスタを統合し、コストのかかる並列レジスタに終止符を打つことを目指し基本データプログラムの要素である。これは、さらに、2020年まで毎年、公共部門DKK2.6億（約€34百万）を保存することが期待され、2013年1月1日に発効したデータセット、の料金の廃止は、革新と成長の機会を提供することが期待される民間セクターの企業は、もはや公共機関から自分の基本データを購入する必要はありませんように。これはsのオープン政府パートナーシップ行動計画」の国の一部である、「再使用のために公共部門のデータを開くためのより一般努力」に関連している。

2012年10月、公的給付の支給について一切の責任を負う新しい権限、Udbetalingデンマークが設立された（payment denmark）。Udbetalingデンマークは新省庁と自治体の緊密な連携、ITシステムとデータを98の自治体から移行し、約1000人の従業員を移動させることである。年金の支払いや住宅給付を担当する、Udbetalingデンマークは利益が大きいと考えられ、2014年には2000億DKKの利益と300万の利用者を生み出すと想定される。新省庁は1年あたり300万DKKの削減を2015年までに生み出し、分析によれば疫病給付、経済奨学金も集約することが可能である。

2012年4月に、デンマークはオープンパートナーシップ（OGP）良い統治を促進し、参加国に民主主義を強化することを目的とした国際的なイニシアティブに参加した。OGPに加盟の一環として、デンマークは開かれた政府活動のための1年間の行動計画を開発した。行動計画は、市民、企業、非政府組織（NGO）や公共機関が取り組みや活動を提案するために招待された広範な協議プロセスからの入力に基づいている。デジタル化担当庁はデンマークのOGP参加の全体的な調整を担当している。

約5患者グループ全体で2000人の患者がデンマーク史上最大の遠隔医療プロジェクトに

参加した。プロジェクトは、国の遠隔医療のための共通の国家インフラを確立に向けた最初のステップである。プロジェクトは、2012年の初めに開始し、2年間実行される。首都圏（デンマーク語で地域 Hovedstaden、）と（デンマーク語リージョンミッティラント、）中央デンマーク地方の4つの病院が10自治体や全国の実務家の数と一緒にプロジェクトに参加しました。このプロジェクトは、彼らが家に残っている間の患者の情報を記録するデータベースを生成する。すべてのセクターにおける保健専門家は、自分のコンピュータから患者データにアクセスする必要がある、迅速に患者の投薬を調整する必要があるかどうかを決めることができます。とし、合併症もなく、COPD（肺気腫）、糖尿病、炎症性腸疾患や妊娠中の女性：患者は、5つの異なるグループを表す。

このプロジェクトは、政府がほとんど6600万DKK（約€900万）を提供するとともに、遠隔医療におけるデンマークの最大の投資を構成している。このうち、3340万DKK（約€4.5百万）福祉技術財団（Fonden Velfærdsteknologi ため、デンマーク語で）首都圏ながら、中央デンマーク地方から来ているといくつかのより小さなパートナーは、残りの資金を調達。遠隔医療の目的は、ヘルスケアのリソースを解放し、より集中的な治療およびモニタリングを確保し、精力的なルーチン訪問や入院を回避するために、患者を有効にすることである。いくつかの病院はすでに遠隔医療との良好な経験を持っていた。プロジェクトは、国家レベルにこれらのローカルの経験をスケールアップする機会を提供する。

2011年

2011年12月1日に、「NemHandel」は公共部門の請求書を使用することが必須となった。すべてのアクティブなデンマークの企業の3分の1以上は、すでに公共部門に電子請求書を送信するためにNemHandelを使用している。NemHandelは電子メールを送信するのと同じくらい簡単電子請求を行うデンマークのe-ビジネス技術である。それは、企業が安全かつ信頼性の高い方法で、インターネット経由で自分のPCから直接標準化された電子請求書を送信することができる。NemHandelはオープンスタンダードとオープンソースコンポーネントに基づいているように、任意のITベンダーやITサービス・プロバイダは、オープンインフラに接続することができる。豊富な上に構築さハンズオン体験NemHandelの開発と実施を通じて得た、デンマークは欧州委員会の大規模パイロット・プロジェクトPEPPOLに積極的に参加している。

2011年10月の国立ITおよびテレコム庁の閉鎖およびいくつかの省庁への責任のその後の移転に続いて、財務省は再編された。財務省の管理下にあり特定の公共部門のデジタル化活動を担当していた政府管理庁は解体し、新たな省として、デジタル化担当庁は、確立された。デジタル化のための庁は、公共部門のデジタル化を強化するために、以前の国家ITおよびテレコム庁（IT-OG Telestyrelsen）と政府管理（Økonomistyrelsen）の元庁のそのの専門知識を兼ね備えている。この庁はデジタル化戦略は、市民の利益のために実装されていて、その新しいデジタル機会が十分に活用されていることを確認を担当することになる。

別の代理店は、近代化庁はまた、財政委員会および人事委員会をマージし、行政の財政、契約や管理のための責任をカバーするために設立された。それは、公共部門の近代化を通じてリソースを解放公的資金の管理を改善し、より良いリーダーシップを提供するための強固なプラットフォームとして機能する。

デンマークの国立 IT およびテレコム庁は解体され、その機能は、新政府の決定に従って、4 省庁に転送される。NITA は、科学、イノベーションと高等教育省の下、公共部門、市民や企業に関する ICT の問題に関する全体的な責任を持っていた。その閉鎖は、10 月 3 日のクイーンズ決議は、次の 4 つの主要な省庁が庁の職務を仮定する使命を帯びている女王陛下によると 2011 年 10 月 3 日、新しい連立政権の形成を以下の通り：

財務省：市民や企業とのデジタル通信に関する事項を含む IT ポリシーおよび公共部門のデジタル化に対する責任

ビジネス成長省：電気通信およびインターネット規制、周波数管理を担当

防衛省：重要な IT インフラの保護と政府コンピュータ緊急対応チームに関する事項に対する責任 (GovCERT)

経済内務省：IT の近代化とデジタル化関連の問題のために特定のタスクを担当。

デンマーク政府は、戦略の中心的な目的として、2015 年までにデジタルセルフサービスソリューションは、市民が公共部門と対話するための通常の方法として確立されることである 2011 年 8 月に 2011 年から 2015 年のための新しいデジタル化戦略を発表した。「未来の福祉へのデジタルパス」と呼ばれる新しい戦略は、紙ベースのフォームや郵便料金を段階を目指している。市民が公共部門、すなわち、移動通知に、すべてのアプリケーションおよび通知のためにインターネットを使用する。保育所での子どもの入学、または新しいパスポートを発行するとき、また、すべての市民や企業は、自動的に公共部門からのすべての通信が送信される先の無料のデジタルメールボックスが与えられる。ユーザーフレンドリーな電子政府ソリューションは、ますます地域に導入される遷移は、徐々に行われる。新しいソリューション利用が困難な市民には助けが与えられる。2015 年までに、政府は、デジタル形式で市民にすべて対応の 80%を送ることができると予想している。また、市民からのすべてのアプリケーションとの対応の 80%がデジタル形式であることが予想される。新しいデジタル戦略は、広い範囲を有しており、公共部門全体でのデジタルソリューションを提供することを目的とする。それは、個々の取り組みを含め 60 を提供している。

IT への投資や小学校でのデジタル学習リソースとへのコミットメント。

糖尿病や慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 患者の監視などの良好かつ効果的な遠隔医療ソリューションの全国普及のための行動計画。

職業イニシアティブは、成長へのより容易なパスを企業に提供する。

これは 2013 年の公共部門や企業の間で完全なデジタル文書によるコミュニケーションが含まれている。

2011 年 7 月 1 日は、安全なデジタル通信のための手段を提供するデンマークのデジタル署

名システム NemID (EasyID)、の発売 1 周年を迎えた。2011 年、それは両方の公共部門と民間部門のサービスにアクセスするために成人人口の 79%によって 3.1 億回使用し、特にインターネットバンキングが主な目的であった。320 万以上のデンマーク人は今、銀行部門と公共部門の両方のためにそれを使用して 290 万の上で、それを使用する。将来的には、NemID は市町村、地域、国家当局と市民の接点におけるセルフサービスのはるかに大きな使用を容易にするために期待されている。

金融セクターによると、NemID もインターネットバンキングでの侵入の数の減少に大きく貢献してきた。デンマークの銀行協会 (Finansrådet) は侵入の数は 2010 年に 2008 から 12 に 251 から落ちたことを報告し、2010 年 11 月以来、まったく何も存在していない。

2011 年 6 月 8 日、学生が夏休み中にデンマーク公共部門のためのオープンソースソフトウェアを強化する有給の機会が与えられることが発表された。科学技術革新省 (Ministeriet for Videnskab, Teknologi og Udvikling) は 'Kod i ferien' ('Holiday of Code') スキームを発表し、15 人の学生に資金を提供する。両当事者は、スキームから得るものがたくさんある。成功した学生それぞれ 20,000DKK が支払われ、当局は彼らのソフトウェアの新しいアイデアから多くを得る。この結果は全ての公共機関に Softwareboersen (Software Exchange)、公共機関かオープンソースソフトウェアを共有できる政府のウェブサイト、を通じて公開される。

科学技術のデンマークの大臣とイノベーションのシャーロットサール・マドセンと、IT のためのデンマーク議会のスポークスマンは、2011 年 3 月 30 日にデンマークの公的機関は、すべての市民や企業からの文章をすべての一般的なフォーマットで受信することを継続することを決定した。(オープン・ドキュメント・フォーマットを含む - ODF、Open OfficeXML、OOXML) 公的機関が編集不能なオープン PDF / A-1 形式の文章を市民や企業送ることは義務である。

決定では、オープンドキュメントフォーマットの OOXML と ODF で編集可能なドキュメントを送信することは義務ではなく、大臣は当分の間適用されるこれらの規格が十分に成熟していないと主張したオープンスタンダードに関する専門家委員会の勧告に従った。オープンスタンダードに関する専門家委員会は廃止され、国立 IT およびテレコム庁は、定期的に、関連する専門家が関与する基準の成熟度を監視する。

2011 年 1 月、NemID の最も重要な側面での e ラーニングフィルムは、パブリックとプライベートのデジタルセルフサービス・ソリューションへの単一のアクセスをデンズを提供するデンマークのデジタル署名は、手話で使用可能になる。手話動画は、カードとどのようにその機能を有効にするを注文する方法 NemID のセキュリティ機能、約視聴者に伝える。フィルムは、スクリーンショットを通じて一般的な手順に良い代替として見られている。NemID について知っておくべきことは非常に簡単な方法で示されており、それには NemID のコンセプト、NemID は何ができるか、どの NemID が動作するか、セキュリティ機能、NemID ポータルのプレゼンテーション、サポートと安全なメール送信などが含まれている。

2010年

2010年12月、10000の企業は、すべてのアクティブなデンマークの企業の3分の1以上は、デンマーク国立オープン e ビジネス・フレームワーク「NemHande」'（イーजीトレード）を介して公共部門に電子請求書を送った。NemHande1は電子メールを送信するのと同じくらい簡単電子請求を行うデンマークの e ビジネス技術である。それは、企業が安全かつ信頼性の高い方法で、インターネット経由で自分のPCから直接標準化された電子請求書を送信することができる。NemHande1として「オープンスタンダードとオープンソースコンポーネントに基づいており、あらゆるITベンダーやITサービス・プロバイダは、オープンインフラに接続することができる。NemHande1を通して広範囲に構築することにハンズオン、デンマークは欧州委員会の大規模パイロット・プロジェクトPEPPOLに積極的に参加していく。

2010年11月、12月の間に、政府IT(Statens IT)は、ユーザーが現在のIT運用状況、計画されたサービスウィンドウ、機関ニュースに関する情報検索し、複数のヘルプガイドを利用できる新しいウェブサービスポータル(Serviceportalen)を公表した。「サービスポータル」はwebベースアプリを装備し、それでは1万人のユーザーの為にIT問題をオンラインで報告しサポートを受けられるサービスデスクがある。

2010年11月4日に、デンマークの地域や地方政府と協同してデンマークの中央政府は、2011年から2015年のために自分の将来の共同のデジタル政府戦略の条項を発表。戦略は、公共部門のデジタル化に追加の弾みを与え、2011年上半期に完成する予定。その条件によると、戦略は、公共部門、教育、社会問題、雇用の分野で特に市民や企業に密着し、中にあるすべての分野でデジタル化の更なる広がりを目指していく。

2010年11月1日に、EDAG3(eDay3)として知られる「政府への容易なオンラインアクセス」に向けて目指して、国家、地域、自治体間の連携イニシアティブを開始した。これの具体的な例としては、共同政府協力のための運営委員会(STS)で合意されたユーザー名/パスワードのコードの段階的廃止のための工程表である。2011年3月1日以降、当局はパスワードコードを発行しない。2011年8月1日から、市民は唯一NemIDを通じて公衆eサービスにアクセスできるようになる。

2010年7月1日に、シャーロットサール・マドセン、科学技術イノベーション省大臣はデンマーク人の公私のためのデジタルセルフサービス・ソリューションへの単一のアクセスを提供する新しいデジタル署名「NemID」を開始する。NemIDはeBanking、不動産、保険、年金基金サービスを含む公共および民間の両方ウェブ上のセルフサービス・ソリューションの広い範囲に簡単かつ安全になアクセスを提供していく。

2010年5月では、文化大臣パースティグモラーと科学技術革新大臣シャーロットサール・マドセンが共同で2010年から12年にかけて国の文化遺産のデジタル化のために2100万DKK(約160万ユーロ)を拠出することに決めた。予算はデンマーク映画協会、州立大学図書館、王立図書館と国立自然史博物館によって行われる4つの異なるプロジェクトに割り当

てられている。

科学技術イノベーション省と商業企業庁と営利プロバイダによって開発された新ソリューションと「NemID」は個人事業主が電子署名取得、デジタルソリューションの使用と e ガバメントサービスを開始するのをより容易にする。事業主は個人デジタル署名だけを利用して企業のデジタル署名をインストールできる。それによってより容易に早く Virk.dk で提供される様々なビジネス関連ソリューションを利用することが出来る。

デンマークの国家、地域や自治体は、新しいデジタル署名への様々なユーザー名/パスワードのコードからの移行のためのロードマップに、2010年1月12日合意した。2011年夏の終わりから、人々は、新しい、安全なデジタル署名を使用する必要がある「NemID」特に安全な識別を必要とする公共 e サービスへのアクセス時などである。

## 2. 電子政府戦略

### (1) 合同公開デジタル戦略 (2011年から2015年)

2011年8月に公表されたデンマークの電子政府戦略は、「未来の繁栄 2011-2015 デジタル戦略」と題するとされている。戦略の中心的な目的は、2015年までにデジタルセルフサービス・ソリューションは、市民が公共部門と対話するための通常の手続きの方法として確立されるということである。この新しい共同デジタル戦略は公共部門を更新し、より効率的にするために、政府、県と市町村によるデジタル手段のより迅速な利用に焦点を当てている。戦略は異なる領域及びターゲットグループをカバーそれぞれが3つの主要なトラックに分割される。

市民にとって、2015年までの紙媒体の公的機関とのすべての通信はデジタル・ソリューションを使用することが必須になる。すると、すべての市民がオンライン自身に仕えるように段階的に廃止されるべきである。さらに、すべての市民が、彼らは2014年のように、公共機関からのすべての文字を受け取るデジタルポストボックスを持っている必要がある。

個々の市民にとって、それはだけでなく、営業時間内の市民の利便性では、デジタルで国民との取引を管理するために、より簡単かつ柔軟になる。この開発に伴い、ヘルプ - サービスは、それが難しい新しいデジタル・ソリューションを使用することを見つけ、それらの市民のために導入される。それが選択したサービスのみであり、2012年から2015年の期間中に段階的に実装の数に対して適用可能であろうにもかかわらず - それは、すべてのサービス要求の80%が2015年までに電子的になることを目指している。

必要な法律や効果的な解決策が整備されている後は、その後まもなくまたは - 企業にとって、関連するすべての通信はこれは、企業がデジタルで、年末までに公的機関へのすべてのレポートをしなければならないことを意味し、2012年末までに完全デジタルになる。

2015年に向けた途中で、デジタル化と福祉技術が近代化し、他のアクションの中で福祉の主要な領域を合理化するために一貫して使用することである。

学校での IT の利用における野心的なベンチャーに着手。投資は、「デジタル未来」への学

校をもたらすために、最大 15 億 DKK 規模となる

自分の治療にこのように患者を係、病院の外に、民間住宅への慢性疾患の治療を進めるために、福祉技術を使用して、病院で毎日事項を容易にできるように、健康 IT の使用のための明確な目標を設定する。簡素化と雇用の努力を合理化。

主要な福祉分野のデジタル化に向けた努力は、戦略に概説されるように、2011 年 10 月に就任したデンマークの政府によってさらに開発される。

国家が推進する一般的なデジタルソリューションは、地域や自治体が一緒に開発している。当局のデジタル化への取り組みのための自然なプラットフォームを構成する必要があり、各公的機関や機関は、独自のシステムを開発するべきではない。むしろ、すでに利用可能な優れた一般的な解決策がある地域内のシステムを採用している。

これは公共デジタル化の努力が市当局や機関を超えて効果的に調節されている場合のみに可能である。したがって、4つの主要な分野でのより強い共同の公共の努力が必要とされている：

一般的なデジタルインフラの推進、安全かつ十分に堅牢で将来のニーズをカバーするもの。行政間の信頼性の高いベースラインデータの効果的な共有。

デジタル社会の中でチャンスを生み考慮する、法律の採択。

公共デジタル化へ向けた取り組みの強い調整。

デジタル福祉のための戦略（2013-2020）

デンマーク政府は、地方政府デンマークとデンマークの地域は共同で、共通の公共部門「デジタル福祉 2013 年から 2020 年のための戦略」を立ち上げた。

戦略の目的は、具体的には、医療の中、具体的な取り組みを通して第一線の公共サービスの提供における ICT・福祉技術の使用を促進し、高齢者、社会サービス、教育の世話をすることである。

また、戦略は、公共部門が継続的にデジタル技術の影響の新しい知識を獲得することを確認する必要がある。したがって、戦略は、デンマーク全体でそれらを使用することが有利であるかどうかを決定するために有望な技術をテストするための計画を含む。

全体的に、戦略は、近代化再考と公共福祉サービスのより効果的かつ効率的な生産・提供を行うことを目指している。目標は維持またはしばらく公共支出を削減すると同時に、公共の福祉サービスの質を高めることである。

## （2）以前の電子政府戦略

電子政府戦略（2007-2010）

電子政府戦略は、高効率化および強い連携の必要性を喚起している。2007 年 6 月に発表された 2007 年から 2010 年の戦略は、政府、地方政府の市町村、自治体(LGDK)および関連協会、そして 5 の地方地域によって採択された。これはすべてのレベルの政府機関の中でより良い結合連携を要するとした。この中で、戦略が互いに相互作用する包括的な重点分野

に集中した。

#### デンマークの電子政府戦略（2004-2006）

電子政府戦略（2004-2006）は公共部門の効率化に貢献し、市民や企業に多くのメリットをもたらす存在でなければならないと定めている。新戦略（地域当局および地方自治体と協力により設置）は、焦点の変化を求める。組織および管理側面の強化がかつてより重要な要素であると指摘している。

戦略は 5 つの目標を設定し、それぞれは 2004-2006 年までに達成されるべき多くの具体的な優先目標で構成される。

1. 公共部門で市民および事業に統一的なサービスを提供しなければならない。
2. 電子政府は、改善された品質をもたらさなければならない。
3. 公共部門は、デジタル処理で通信しなければならない。
4. 電子政府は、統一的な構成および柔軟なインフラに基づかなければならない。
5. 公的部門責任者は先例となり、それらの自分自身の組織がビジョン実現することができることを確保しなければならない。

#### 電子政府戦略に向けて（2002-2004）

「2001 年から 2004 年のデンマーク公共部門におけるビジョンと戦略」と名付けられた初の電子政府に関する具体的なデンマークの戦略は、電子政府へのデンマークの取り組みの基本的な考え方として都市、地方および州レベルで主として共同のデジタル化連携を取り入れた。

戦略は、4 つの目標に基づき、州および市町村をデジタル社会へ適合させるための目標とそこに至る道筋を記載した。

1. 電子政府は、積極的にネットワーク社会の発展に貢献するべきである。
2. 公共部門は電子通信を積極的に取り入れるべきである。
3. 公的部門のサービスは、市民および事業に注力している包括的な方法で提供されるべきである。
4. 公共部門の作業は、可能である限り最も優れた方法で処理されるべきである。

### 3. 電子政府の法的枠組み

#### (1) 電子政府法

デンマークには、特定の電子政府の法律は現在存在しない。

#### (2) 情報公開法

政府の記録へのアクセスは 1985 年「行政文書法へのアクセス法」によって管理されそれは誰でも請求した行政情報へのアクセスを保障する。当局はすぐに返答せねばならず 10 日以上かかる場合は請求者に理由と応答日時回答しなければならない。

機密保持は、しかし、裁判所や国会議員のために許可される。後者によって生成されたす



すべての文書は、法の規定が免除されている。これはまた、国家の安全保障に関連する文書を占め、レームの防衛、外交政策、法執行機関、税制、公的金融の利益の保護。同法は、政府の従業上のいくつかのデータへのアクセスを制限するために、2000年に改正された。非公開の場合には、苦情は文書が解放されることを推奨する非結合意見を出すことができる議会オンブズマン、に提出することができる。

### (3) データ保護/プライバシー法

この法律は、個人が公共機関と民間団体が保有する自分の記録にアクセスすることができ、個人データのそのようなデータの自由な移動に関する処理に係る個人の保護指令 95/46 / EC を国内法化するために、2000年7月1日に発効された。2007年に改正された同法は、Datatilsynet（データ保護庁）によって義務化される。公共部門による個人情報の処理を規制するその他の法律は、基本的なデータを設定し、これらの法律を1985年の行政法、1985年の広報および情報自由法、1992年の公的記録法と2000年の国家レジスタ法を含む保護の原則と、データが公共およびそのデータが秘密にされるべきであるに利用可能であるべきかを決定する。

電子ネットワークやサービスの提供者は、サービスや懸念の人物を特定できる情報の提供に重大な結果をもたらすデータ侵害例において電子政府のための管轄機関に通知する必要がある。この法的要件は、一部のディレクティブ 2009/140/ECC および 2009/136/ EC を国内法化した。

2003年6月、マーケティング慣行法の改正は、「プライバシーおよび電子通信」2002/58/ EC に指令を国内法化するために採用された。この転置は、スパムにデンマークの法的データ保護フレームワークへの変更を伴う。指令により、すでに企業に自分の住所を提供した人々は、デンマークの法律 ACT がそれまで許可していなかった「類似サービス」(soft opt-in) の広告をスパム化することができる。

### (4) 電子署名法

この法律は、電子署名のためのコミュニティフレームワーク (1999/93/ EC) に関する EU 指令を国内法化、2000年10月に発効した。先進的かつデンマークの法律の下で「適格」電子署名の定義は、欧州指令のそれに非常に近い。高度および適格の電子署名がデンマークの法律の下で法人に発行することはできない。デンマーク政府は、すべての市民が自由にソフトウェアベースのデジタル署名を受信したことに起因していることにより、公式なデジタル署名方式 (NemID) を、設定している (OCES - 電子サービスの公開証明書) は、ほとんどの公共および民間部門の取引については、十分なセキュリティを提供する。

### (5) 電子商取引法

「電子商取引法」(227号)として知られる2002年4月22日のこの法律は2000年6月8日

の指令は、域内市場における特定の電子商取引における情報社会サービスの特定法的側面に関する 2000/31/ EC 指令を国内法化している。

#### (6) e コミュニケーション法

2011 年 5 月 25 日に発行されたこの法律は 2000 年から 2003 年にかけての通信市場における競争条件や消費者利益に関する法を置き換えたものである。それは電子取引に関する EU 規制枠組み 2002/21/EC(「フレームワーク」指令)、2002/20/EC(「認可」指令)、2002/19/EC(「アクセス及び相互接続」指令)、2002/22/EC(「ユニバーサルサービスとユーザー権利」指令と 2002/58/EC(「電子プライバシー」指令)を国内法化したものである。電子取引に関する EU 規制枠組みは 2009 年 11 月に改正された。参照：2009/140/EC、2009/136/EC。

#### (7) 電子調達法

2011 年 6 月 15 日に公開された政令は、基本的に 2004 年 9 月 16 日に採択された政令 no. 937 の改定である。それは公共工事契約、公的供給契約や公共サービス契約、公務員賞与の手順を含む。政府指令は公共供給契約や公務員賞与に関する EU 指令 2004/18/EC を国内法化したものである。この政令は実際の関連するデンマーク法を構成している。

2004 年 9 月 16 日に採択された政府指令 936 号水、エネルギー輸送、郵便サービス部門の運営エンティティに関する EU 指令 2004/17/EC(「ユーティリティ」指令として知られている)を国内法化したものである。この政令は実際の関連するデンマーク法を構成している。注意：どちらの調達指令も 2005 年 1 月 1 日以来デンマークで適用されている。彼らの新しい規定のいくつかは加盟国にとっては非強制枠で例えば、枠組み協定や集中購買、電子入札 (eAuctions) と競争的対話に関する規定などである。デンマークはたった 1 つの制限を除いて全ての新しい調達手続きや契約書へのアクセスを提供することを決定した。E アクションは公共工事契約の分野では使用不可である、なぜなら建築プロセスの分断化を防ぐためである。

#### (8) 公共部門情報の再利用 (PSI)

2005 年 6 月 24 日の公共部門情報 (PSI) に関する法律は、公共セクター情報の再利用に関する EU 指令 2003/98/ EC を国内法化している。デンマークは、PSI 指令の完全な転置を通知した。EN バージョンはここで見ることができる。

### 4. 電子政府のアクター

#### (1) 電子政府(国)

##### 財務省

財務省はデンマークで電子政府に関連した戦略や政策の主要なイニシエータとしての役割を果たす。戦略の成形は、公共部門が絶えず開発し、提供するサービスの可能な限り最高

の品質を提供するために、作業手順や方法を改善しなければならないという考えに基づいている。したがって、財務省は行政の効率性を改善するために行政、公共のリーダーシップとデジタル化に関する取り組みを展開している。

#### 財務省、デジタル化庁

戦略の設定のための触媒は、省の下にあるデジタル化庁である。庁はさらに統合し、公共部門の ICT 有効に効率性と有効性を強化するため、国家 IT およびテレコム庁と政府管理のための庁の合併後、2011 年 11 月に設立された。庁の主な責任は、政治的なビジョン、戦略、関連技術の理解と発展の達成に貢献することである。

#### ビジネス成長省

ビジネスと成長省は IT の活用に関連する多くのタスクを持っている。具体的には、省が開発し、デンマークの企業の IT 戦略を担当している。この取り組みを通じ、それは IT 分野における企業間の協力を促進し、市民、企業、他の当局のために、関連するサービス強化を目指している。これは財務省、経済省と内務省との連携で行われる。

#### 経済内務省

経済省と内務省は、上記の 2 省庁との組み合わせでの IT 近代化とデジタル化に関連する問題についての特定のタスクを実行する。

#### 共同政府の協力のための運営委員会

運営委員会は（または STS）中央省庁から自治体と地域からトップの代表者で構成されている。委員会は、中央と地方政府との間でデジタル戦略の年間の経済交渉を含む、主要な政治的決定のための準備作業を行う。

#### 財務省、デジタル化庁

庁は 1 つの組織内で強い、戦略的な専門的技術的力量を収集する。これは、出力への概念から電子政府戦略とポリシーを実行するための責任を仮定することである。その主な役割の 1 つが容易になる。したがって庁は電子政府戦略の実現の利益を確保するための努力と、関連するアクターを調整する。庁は古いデジタルタスクフォースの作業と責任のハブである。それは、仕事を調整し、共同の政府の協力（STS）のための運営委員会の事務局として機能する。同様に、庁は、国家電子政府戦略と電子政府戦略のための運営委員会をコーディネート - 委員会は、政府のすべてのレベルからの利害関係者で構成されている。

#### 財務省、政府 IT

政府の IT（IT の Statens）は 2010 年 1 月 1 日以来動作し、国家のさらなるデジタル化のための基盤を設定するための責任がある。庁は、効率的な IT サービスを実行しており、州全体で一貫性の高い IT サービスを確保するための責任がある。このため、主なタスクは、公共団体間で、開発や IT 政策の調和が含まれている。さらに、政府の IT はすべての管理、IT に関連するタスク、IT インフラストラクチャと 8 省庁のための専門の IT の運用、保守、およびユーザー管理に関連するタスクの範囲を担当している。

#### 財務省、デジタル化庁

財務省 - 総合的な電子政府戦略設定におけるその役割のほかには -は開発し、行政の効率を改善するために行政、公共のリーダーシップとデジタル化に関する取り組みを実装している。

デジタル化庁のフレームワークでは、デジタル化戦略に対する政府のコミットメント内に配置される。この文書では、9の一般の分野で60のイニシアティブはその最大の単一の目標は、「フルデジタルコミュニケーション」イニシアティブで2015年までに実施されるべきである。より正確には、市民と公衆の間のすべての通信の80%がデジタルコミュニケーションによって取って代わる。その代理は2015年年末までにデジタルである必要があり、これらのプロジェクトの実施を担当している。これは、関節官連携のための運営委員会と電子政府戦略運営委員会の事務局としての協調と演技が含まれている。

#### 政府省庁および政府機関

個々の政府省庁および政府機関は、全体の国家電子政府戦略に準拠して、ドメインエリア別クロス政府や部門レベルで決めた能力のそれぞれの分野の範囲内に電子政府プロジェクト、ならびに個々の行動計画を実施する。

#### 政府 IT, 財務省

政府 IT は、効率的な IT サポートを実行している、デンマークの間に高くかつ一貫した IT サービスを確保する責任がある。その主なタスクは、領土を通じてサポート、開発と IT の調和が含まれている。

#### 省庁プロジェクトオフィス、財務省

財務省内に存在する省庁プロジェクト事務局は、大規模な IT プロジェクトを実施する公的機関にアドバイスやコーチングを提供している。そのタスクは状態のための一般的な IT プロジェクトモデルを開発し、維持することである。

#### デンマーク国立監査室

デンマーク国立監査室は、その主要なタスクである国家アカウントを監査する州の資金が議会の意思決定に従って投与されているかどうかを調べるための公的機関である。事務所は「公共監査プラクティス」の原理に従う両方の財務監査とパフォーマンス監査を行う。

#### デンマークデータ保護庁

デンマークのデータ保護庁は、個人データの処理に関する法律が適用されるデータの処理を引き継ぎサーベイランスを行使する。庁は主に公的機関や個人からの問い合わせに基づいて特定のケースを扱う、あるいは自分自身でケースを扱う。

## (2) 電子政府(地方)

### 共同官連携のための運営委員会 (STS)

運営委員会は中央省庁から自治体と地域からトップの代表者で構成されている。電子政府のための戦略を持つ代表者の作品は2002年から2004年、2004年から2006年と2007年から2010年の元の戦略に基づいており、委員会は仕事のこの分野でのデジタル化のための庁

によって運営されている。

地方自治体デンマーク (LGDK)

地方自治体デンマークは自治体 (コミューン) の協会である。それは、共同官連携地方自治体で代表され、地方自治体を代表し関連情報を中央政府から地方に報告している

地方

デンマークの領域は郡協議会協会である。デンマークの領域は、地方政府、デンマーク (LGDK) と並んで共同官連携 (STS) のための運営委員会内で表現されている。

共同官連携のための運営委員会 (STS)

中央政府と地方政府の両方からの代表から成る、参加官連携 (STS) のための運営委員会は、公的部門全体のデジタル化調整で重要な役割を果たす。

財政の自治体と地域、省

自治体や地域コミュニティを中心としたサービス提供の大部分を担当するため、公共部門で中心的な役割を果たしている。自治体や地域との政府協力の中心であり、他のアクターとは共同官連携のための運営委員会 (STS) を介する。政府と地方政府の経済と他の複数課題 (e ガバメントと公共機関デジタル化に関連する者) に関する年間契約を関連事項を請け負う。他のいくつかの省庁の関与と財務省は、それぞれ、政府、地方さらには電子政府と関連のプロジェクトに関する契約に関して年間交渉を調整する責任を負う。

自治体と地域

地方政府改革 (2007 年 1 月) に続いて、98 の新しい自治体は市民サービスの提供に関連するほとんどのタスク処理を担当する：育児、高齢者介護、ヘルスケア、雇用、課税サービス、文化、環境と計画、自治体や地域団体は個々のアクションは、以前に、全体の国家電子政府戦略に準拠して、クロス政府および部門レベルで、ドメイン面積によって共同計画を実施する。

地方自治体デンマーク (LGDK)

地方政府デンマークの使命は、地元当局の共通の利益を守るコンサルティングサービスで自治体を支援し、地元当局は、関連する最新の情報を備えていることを確認することである。

デンマークの地域

デンマークの自治体と同様、デンマークの領域は、郡協議会協会の専務理事による共同官連携 (STS) のための運営委員会内で表現されている。

電子政府の責任大臣

電子政府戦略の頭部

電子政府エグゼクティブ

## 5. 電子政府におけるインフラストラクチャ

### (1) ポータル

2007年1月の発売にかかわらず、公権力の起源の、「市民への情報やeサービス」の公共部門への単一のインターネット・エントリー・ポイントは「www.borger.dk」である。ポータルは、共同で運営し、国、地域、地方の当局によって運営されている。ポータルは、一般的に、位置特定を提供し（例えば、地域や自治体固有）、個人情報、市民のためのデータやeサービス、したがって市民が効果的かつ効率的に公共部門とのコミュニケーションを管理することができ、「セルフサービス」セクションの範囲を備えている。ターゲットは、ポータルに市民のため自分のデジタル情報やサービスを統合するためのすべての公共部門の団体のためである。2012年5月では、新しいバージョンが起動される予定である。2012年下半期に市民のための完全なモバイルプラットフォームが導入されている。ポータルは、2015年までに、すべての市民の公共部門の通信デジタルの80%をレンダリングするという目標を含め、2011年から2015年に、国や自治体のデジタル化戦略の重要な焦点である。

「borger.dk」の更新バージョンは、公的機関への1つの「S関係の個人的な概要を説明し、「マイページ」セクションの最初のバージョンを含む、2008年10月にライブを行った。そのバージョンでは、市民が個人の税に関する情報を、医療、住宅、金融を見つけることができる。「マイページ」の第おおよびより包括的なバージョンはコペンハーゲン、フレデリック、オーフス、オールボーとネストベズの自治体と協力して2010年に発売した（自治体のすなわち、5%が人口の24%約相当）と、2012年3月より中（人口の60%以上を表す）を市町村の50%未満では、地方政府、デンマークを通じてパーソナライズサービスの基本スタートバックのためにサインアップしている。また、シングルサインオンソリューションは、市民が、数回ログオンしなくても、いくつかの機関からのアクセス情報やサービスを受信してすることができる。ポータルは、現在、600以上のセルフサービス・ソリューションが含まれており、(5.5万人の人口で)月額120万人以上のユーザーセッションに対応している。

更新されたポータル情報アーキテクチャ、グラフィックデザイン、その他の管理は2012年5月に発表される予定である。そのまた更新バージョンは様々な点で機能が高度化しており、より市民思考に寄り添ったものとなっている。

このビジネスポータルは、公共サービスに関連する情報を提供しながら、彼らが公共部門に向けて彼らの報告義務を処理できるようにする企業のための一般的な公共のeサービスチャネルである。「Virk.dk」の全体的な目的は、管理の負担からデンマークの事業を緩和するために、公共部門への単一の入り口を提供することである。「Virk.dk」は関係なく、有能な行政体、企業の利益と管理のための完全デジタルソリューションの数を提供している。ポータルは、200以上の電子フォームが含まれている。

ウェブサイト「IT-formidler.dk」はデンマーク人のITスキルの向上を目的とした全国の多くのイニシアティブをサポートするために作成された。このウェブサイトは、主に、経験を共有教材を生産し、指導モジュールを取得するための国のすべての先生に機会を与えることを目指している。サイトはプロジェクトの一部「Learn more」として2009年3月発

売された。ウェブサイトやネットワークが電子政府戦略 2012 年から 2015 年には、必須のデジタル通信をレンダリングしているように、オンラインで自分自身を提供することができませんそれらのデンマーク人を支援するために設計されたプログラムの一部である。

#### (2) ネットワーク

デンマークには政府全体のデータネットワークは現在存在しない。

#### (3) 電子識別と電子認証

2010 年 7 月 1 日以来、「NemID」新しいデジタル署名は、eBanking、不動産、保険、年金基金サービスを含むウェブ上のパブリックおよびプライベートセルフサービス・ソリューションの幅広いへの容易かつ安全なアクセスを提供する。このデジタル署名を使用すると、市民が同じユーザー ID とオンラインオンラインバンキング、政府のウェブサイトや民間の幅広いサービスに同じパスワードを使用している。「NemID は」状態、市町村や地域、金融セクターと民間請負業者間のコラボレーションの結果である。より多くの 15 と歳でデンマークの人口の 70%、より、「NemID」を使用している。特別なソリューションは、盲人のデンマークの協会と協力して盲目や弱視の人のために開発された。

継続的にデンマークの安全かつ主導的知識社会の需要をサポートし、デジタル署名のための効率的で安全なインフラの開発は、デジタル署名センターの責任である。センターは、効率を確保し、デジタル署名インフラを確保しやすい独立した電源装置である。

「NemLogin」は、デジタルデンマークをより安全に、市民のためのより良いサービスを提供するための一般的なパブリックユーザー管理の後援の下で、設立ログインとシングルサインオンソリューションである。このセルフサービス・ソリューションを使用することにより、デンマーク市民は自動的にシングル署名した上で、でも、それらが接続することが起こる他のソリューションのために取得する。ログインは「NemLogin」は鍵として、デジタル署名またはオンライン公共セルフサービスの鍵となる「NemID」、のいずれかで行われる。デンマーク国立警察はこれらの新しい、安全な電子パスポートは非常にセキュアなオペレーティングシステムを実行している。非接触マイクロプロセッサチップを含むポリカーボネート・データ・ページを備えています。2006 年 10 月に電子パスポートを発行し始めた。

#### (4) 電子調達

調達ポータルは、入札サービスの提供のための知識とツールに公共および民間のプロバイダガイダンスを提供している。ポータルの目的は、効率的に公共サービスを促進するための手段として、企業と公衆間の協力を促進することである。

さらに、一部の地域、地方当局は、民間マーケットを利用する。国有企業国立調達株式会社 (SKI) は単純 eTendering ソリューションシステム (NetIndkøb&Netkatalog) を設定している。

スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランドを含む、国のグループのイニシ

アティブ、イギリスのコラボレーションを持つ - デンマークは「北欧サブセット」(NES)の活発なメンバーである。目指して、メンバー間 eProcurement ための共通プラットフォームの相互運用性と確立を容易にする。2007年1月に、参加国は eProcurement 標準 UBL2.0 の一般的な実装について合意した。

#### (5) ナレッジマネジメント

「Digitaliser.dk」は公共部門と民間部門とデンマークにおける情報化社会の発展のためのコラボレーションツールのためのデータ交換標準に関する情報の中央リポジトリである。Infostructurebase (ISB) の後継として、2008年10月に科学技術イノベーションのデンマーク省が立ち上げた、それは国の重要な戦略的要素の電子政府アーキテクチャである。その主な目的は、協力、ビジネスリエンジニアリングおよび関連サービスのアラインメントを含む公共および民間サービスの提供に関連するデータの交換と再利用をサポートすることで、コンテンツの重要な部分は、デンマークの電子政府の IT アーキテクチャと XML の委員会によって承認された規格である。

「Digitaliser.dk」も正式なプロセスではなく、直感的な Web ベースの相互作用を利用して、共通の公共デジタル化を議論するための単純な基礎を提供する。規格のための唯一の検索フィールドがあり、IT のビジネス要件が「Digitaliser.dk」のための基礎を形成する。

#### (6) その他のインフラストラクチャ

デジタル・ポスト (電子 boks) は市民が borger.dk と virk.dk. に単一のデジタルメールボックスに、民間企業や公共機関の両方から自分の電子メールにアクセスすることができるサービスである。電子メールサービスのおかげで、それが簡単で使いや市民、企業、公的機関との間で双方向の電子通信を安全に可能にする。送信電子ポストを受信することに加えて、デジタルポストは、電子記憶装置として機能する。

デジタルポストは、電子政府の戦略 2011 年から 2015 年における重要な要素である。2011 年には、以上の 1.8 億手紙は、デジタルポストを経由して、市民や事業者に送付された。

#### ePayment

「NemHandel」はデンマークの企業が安全かつ信頼性の高い方法で、インターネット経由で自分の PC から直接標準化された電子請求書を送ることを可能にする技術である。

「NemHandel」は 3 つの要素で構成されている。

任意の IT ベンダーや IT サービスプロバイダが安全かつ確実にオンライン電子ビジネス文書を交換することを可能にするオープン規格 (OIORASP) に基づいたインフラである。

ユーザーは、請求書への製品カタログと注文からビジネスプロセス全体をデジタル化することができ、電子手形のための新しいフォーマット (OIOUBL)。

ユーザーやサービスプロバイダとそのアドレスのレジスタである。このレジスタは、電話帳のイエローページに対応している。レジスタを介して、人は誰が e ビジネスドキュメン



トを送受信でき、どのレジスタを介するのか見る事が出来る。

デンマークのすべての市民や企業が「NemKonto」（イージーアカウント）、公的機関からのすべての支払いが簡単にアカウントシステム（EAS）を介して転送される、すなわち、通常の銀行口座を持っている必要がある。EAS は、口座番号や社会保障または会社番号を持つデータベースである。公的機関が市民や企業への支払いを行うと、支払いが社会保障や会社番号に対して行われる。それは、その後の銀行口座」機関バンクにし、さらに市民/企業への上、アカウント番号を付加して、EAS 秒決済システムを採用している。このように、すべての公共の支払いは銀行口座に電子的に作られて - 全くチェックや現金支払いは必要ない。

ここでは指定変更またはオンライン市民や公共機関のための簡単なアカウントを削除することが可能である。公的機関でのスタッフがウェブサイト上に、正しいユーザープロフィールでログインして、支払いを停止、またはそれらの機関が行った支払いを検索することができる。Access は OCES 署名を使用して Web サイトにログオンすることによって得られる。

## 6. 市民向けサービス

市民のための 12 のサービスは以下のとおりである。

1. 法人税：申告，査定の通知
2. 労働事務所による求人検索サービス
3. 社会保障給付
4. 個人用ドキュメント：パスポートと運転免許証
5. 車の登録（新品、中古、輸入車）
6. 建築許可のためアプリケーション
7. 盗難等における警察への届出
8. 公共図書館（カタログの利用可能性と検索ツール）
9. 出生・婚姻等の証明書の申請と公布
10. 高等教育/大学への入学
11. 移動の連絡（住所変更）
12. 保健関連サービス（別々の病院における利用可能なサービスの相互のアドバイス，診察の予約）

1. 法人税：申告，査定の通知

責任：中央政府、税制、税関と税務行政省

ウェブサイト：<http://tastselv.skat.dk/>

概要：納税申告書の提出がほぼ完全に自動化されている。ほとんどの情報は、「複数の ID 番号を市民の使用を電子的に収集される。この税金申告情報が自動的に毎年、すべての

市民に送信される、暫定税還付が記入されている。必要であれば市民は、オンラインで変更が可能である。

## 2. 労働事務所による求人検索サービス

責任：中央政府、デンマークの雇用サービス

ウェブサイト：<http://www.jobnet.dk/>

概要：「ジョブネット」は、デンマークのすべての求職者と雇用者のための公共のジョブセンターのインターネット施設である。これにより、ユーザーは、ジョブデータベースにアクセスする地域別の検索を行うことができ、それはさらに、CV バンクへのアクセス、パーソナライズされた広告情報等を提供している

## 3. 社会保障給付

### A. 失業手当

責任：中央政府、労働、認定された失業給付基金の国立総局

ウェブサイト：<http://www.ak-samvirke.dk/>

概要：デンマークの失業保険は 32 認定民間の失業保険基金 (Arbejdsløshedskasser) によって管理される自主的なスキームである。各ファンドは、オンラインサービスの独自のセットを提供し、それらのほとんどは顧客が登録、補償金の申請、オンラインで個人データを管理することができる。

### B. 児童手当

責任：地方政府

ウェブサイト：

<https://www.borger.dk/Emner/familie-og-boern/boern/Sider/default.aspx>

概要：ファミリーサポート（両親の収入に関わらず 18 歳下のそれぞれの子供のための手当）は国内のすべての家族に提供されている。このサポートは、自動的に支払われ、アプリの登録は不要である。他の種類の養育費との併用も可能で異なる地域でソーシャルサービスで登録と支払いが行われるのもののアプリを介して可能である。

### C. 医療費（償還または直接決済）

責任：地方政府

ウェブサイト：

<https://www.borger.dk/Emner/sundhed-og-sygdom/patientrettigheder/Sider/klage-OG-erstatning.aspx>

概要：デンマークに居住する者（国家登録簿に登録されている者）は、公衆保健医療を受ける権利とそれを適用しなくても、国民健康保険証 (sygesikringskort) を受け取れ

る。公共医療サービスは無料もしくは割引で治療と投薬が可能である。保健サービスは保険証を発行した郡で登録され、協定を締結した病院、一般開業医、専門医、歯科医で運営される。

#### D. 学生助成金

責任：中央政府、国家の教育助成金や融資スキーム庁

ウェブサイト：<http://www.su.dk/>

概要：完全双方向サービス。18歳以上のすべてのデンマーク人は彼/彼女の更なる教育のための公的支援を受ける権利がある。学生はアプリ上で希望する学校、大学の登録、助成金と奨学金の状況の情報登録と確認が可能である。助成金と融資スキーム庁とほとんどのやりとりは、この対話型サービスを介して行われている。

#### 4. 個人用ドキュメント：パスポートと運転免許証

##### A. パスポート

責任：地方政府

ウェブサイト：

<https://www.borger.dk/Emner/transport-og-rejser/pas/Sider/default.aspx>

概要：インフォメーションおよびダウンロードする形式。パスポートアプリケーションは、自治体によって処理される。

##### B. 運転免許証

責任：地方政府

ウェブサイト：

<https://www.borger.dk/Emner/transport-og-rejser/biler-og-koerekort/koerekort/Sider/default.aspx>

概要：インフォメーションおよびダウンロードする形式。運転免許証アプリケーションや更新は自治体によって処理される。

#### 5. 車の登録（新品、中古、輸入車）

責任：中央政府、SKAT が（デンマーク税が権限を収集）

ウェブサイト：

<https://www.borger.dk/Emner/transport-og-rejser/biler-og-koerekort/biler/Sider/registrering-afmelding-ejerskifte.aspx>

概要：インフォメーションおよびダウンロードする形式。警察はもはや2008年以降自動車登録に責任を負っていない。その仕事はデンマーク税徴収庁(SKAT)に受け渡された。borger.dk というウェブサイトは、ダウンロード可能な情報とフォームを提供し、プロセ

スは地方税徴収局によって処理される。

#### 6. 建築許可のためアプリケーション

責任：地方政府

ウェブサイト：<https://www.borger.dk/Selvbetjening/Sider/Fakta.aspx?sbid=52881>

概要：一般情報と建築許可申請書は、市民ポータル「borger.dk」といくつかの自治体のウェブサイトからダウンロードすることができる。

#### 7. 盗難等における警察への届出

責任：中央政府、デンマークの警察

ウェブサイト：<https://www.politi.dk/da/hjaelppolitiet/>

概要：デンマークの警察が 2005 年 4 月に立ち上げ、リニューアルされたウェブサイト、「仮想警察署」。それは、オンラインで犯罪やその数を市民が通報できる。

#### 8. 公共図書館（カタログの可用性、検索ツール）

責任：中央政府、デンマーク国立図書館庁（Biblioteksstyrelsen）

ウェブサイト：<http://bibliotek.dk>

概要：デンマークで出版されているすべての本とデンマークの公共図書館に保管しているすべてのアイテムを調べることが可能である。市民は図書館がほしかった本を所有していなくても地元の図書館に取りよせを頼むことができる。

#### 9. 出生・婚姻等の証明書の申請と公布

責任：地方政府

ウェブサイト：<https://www.borger.dk/Emner/familie-og-boern/Sider/default.aspx>

概要：証明書は、自分のウェブサイト上でダウンロード出来、地域政府で処理される。これらの請求への回答は、デンマークの中央パーソンレジスタ（CPR）、デンマークの住民のレジスタに基づいている。

#### 10. 高等教育/大学への入学

責任：中央政府、高等教育機関

ウェブサイト：<http://www.optagelse.dk>

概要：Optagelse.dk はデンマークの高等教育就学のためにすべてのアプリケーションを管理する中央サービスである。デンマークの学生がオンラインで申請書を提出することができる。入学自体はまだ個々の大学や他の高等教育機関によって管理される。デンマークの高等教育に関する情報は UG.dk が設けられている

#### 11. 法人税：申告，査定の通知

責任：中央政府、厚生労働省、市民登録事務所

ウェブサイト：<http://www.cpr.dk>

<https://www.borger.dk/Emner/bolig-og-flytning/flytning/Sider/naar-du-skal-flytte.aspx>

概要：デンマークの市民は現在だけでなく過去の住所が載っているセントラル・パーソン登録簿にアクセスすることができる。ユーザーは自治体のウェブサイトでもしくは個人的に [boeger.dk](http://boeger.dk) のウェブサイト で居住する自治体を国家登録庁に登録しなければならない。

#### 12. 保健関連サービス（別の病院でのサービスの可用性にインタラクティブなアドバイス、病院のアポイント）

責任：中央政府、厚生労働省、地方政府

ウェブサイト：<http://www.sundhed.dk>

概要：国民健康ポータルは、健康関連の情報やサービスへのワンストップサイトで市民や医療従事者に情報を提供することを目指している。それは現在数々の市民への対話型トランザクションサービスへのエン트리ポイントである。医療サービスのオンライン予約、保健サービスの予約確認、リマインダーの受け取り、医療機関へのメールの送信と処方箋の更新等。

### 7. 企業向けサービス

企業のための8つのサービスは、次の通りである。

1. 従業員に対する社会的貢献
2. 法人税の申告と届出
3. 付加価値税の申告と届出
4. 新会社の登録
5. 統計局へのデータの提出
6. 税関申告
7. 環境関連許可（レポート含む）
8. 公共調達

#### 1. 従業員に対する社会的貢献

責任：N / A

ウェブサイト：N / A

概要：企業から影響を受けた従業員のための社会貢献活動に関するサービスは、デンマークの場合には関係ない。デンマークの労働市場のシステムでは、社会貢献活動は、従業

員に向けた企業義務の一部として存在していない。その代わりに、それぞれの拠出金は、税務システムを介してカバーされている。

#### 2. 法人税：申告、届出

担当：中央政府、財務省、税関と税務省

ウェブサイト：<http://www.skat.dk/SKAT.aspx?oID=199611>

概要：法人税の完全な処理と支払システム。

#### 3. 付加価値税：申告、届出

担当：中央政府、財務省、税関と税務省

ウェブサイト：<http://www.skat.dk/SKAT.aspx?oID=199611>

概要：付加価値税の完全な処理と支払システム

#### 4. 新会社登録

担当：中央政府、デンマーク通商企業庁

ウェブサイト：<https://erhvervsstyrelsen.dk/>、  
<http://www.webreg-portal.dk/home.asp>

概要：デンマーク通商企業庁は会社の登録を管理しており、サービスはオンラインで提供されている。企業の詳細は企業中央レジスター(CVR)に保管される。Webreg ポータルではまた企業登録と詳細の変更を行うことができる。

#### 4. 新会社の登録

責任：中央政府、デンマーク商工企業庁

ウェブサイト：<http://www.eogs.dk/>。 <http://www.webreg-portal.dk/home.asp>

概要：デンマーク商工企業庁はデンマークの会社の登録サービスを管理し、オンライン登録サービスを提供している。事業部門の詳細は、中央ビジネス登録 (CVR) に保存されている。Webreg ポータルは新規事業の登録を実行し、オンラインでビジネスの詳細を変更することができる。

#### 5. 統計局へのデータの提出

責任：中央政府、デンマークの中央統計局 (デンマーク統計局)

ウェブサイト：<http://www.dst.dk>

概要：2002 年以来、デンマークの企業や公的機関は、電子的に新たな賃金および給与プロジェクトを通じてデンマーク統計局に賃金および給与情報を提出出来る。このプロジェクトは、デンマーク商工企業庁と中央税関と税務行政と共同で設立された。

## 6. 税関申告

責任：中央政府、税制、税関と税務行政省

ウェブサイト：<http://www.skat.dk/SKAT.aspx?oId=1649690&vId=0>

概要：デンマークの税関当局は、「just-intime」の輸入手続きをサポートする web ベースの電子取引システムを実装し、管理のレベルを高めた。手続き支援、Web ベースの eCustoms システムを実装しました。企業やトレーダーは、インターネットや電子データ交換（EDI）を介して申告システムにアクセスすることができる。

## 7. 環境関連許可（レポート含む）

責任：中央政府、環境省、デンマーク環境庁

ウェブサイト：<http://www.mst.dk>

概要：情報、アプリケーションフォームをダウンロード出来る。また、オンライン提出、デジタル署名を使用した関連費支払い、フォーム記入も可能である。

## 8. 公共調達

責任：中央政府、機関のための政府の管理

ウェブサイト：<http://www.udbudsportalen.dk/>

概要：デンマークの調達ポータルは、公共部門の効率性と開発を提供しようとする電子市場である。民間請負業者もしくは公共の場で維持される適切な状況下では、問題は最低価格で解決される。

## (付属2) 欧州委員会事務局 公共サービスに対するビジョン (案)

以下では、2013年に欧州委員会事務局が作成した公共サービスに対する将来のビジョンの仮訳を付属として添付する。EUとしての公式決定文書ではないが、デジタル時代の今後の公共サービスのあり方を示唆する要素が多く含まれている。

そのポイントは、オープンガバメントに通じるものがあるが、ひとつはオープンであり、もうひとつは協働である。これらを軸にしながら、そのけん引役は①市民、②技術、③経済性にして分析し、その上で公共サービスの将来を描こうとしている。

訳者の視点では、デジタル社会における社会側市民側の変容も視野に入れて、公共サービスの企画立案、実行、評価までを含む政策のライフサイクルと社会市民がどうポジティブにかかわっていくのかのビジョンが欲しいところである。それには、市民参加の意義と役割、実効性をさらに追及していかなければならないが、このための示唆を含む文書でもある。このような市民も含めた公共サービスの新しいガバナンスを訳者は「オープンガバナンス」と称しているが、今後の更なるビジョン提示ないし具体化に期待したい。



## 公共サービスに対するビジョン案（仮訳）

---

欧州委員会

コミュニケーションネットワーク、コンテンツ、および技術総局

持続可能で安全な社会

公共サービス

公共サービスに対するビジョン案（仮訳）

草稿版日付 2013 年 6 月 13 日

免責条項：DG CONNECT の公共サービス部門は、現代的で開かれた公共部門、ならびに公共サービスがオープンガバメント（開かれた政府）という環境において実行され得る方法（ICTによって可能となる）に関し、長期的ビジョンの概要をまとめるべく、「公共サービスに対するビジョン」を起草した。その方法とは、公共サービスが、あらゆる時にあらゆる市民および企業に対して、（独創的なアイデアが）考案されシームレスに提供されうる方法のことである。このビジョンに向けて取り組みを行うにあたり、とりわけ、公共部門に対する完全にデジタルでの報告、シームレスかつ国境を越えた公共サービス、「ワンス・オンリー」原則の完全な実施、ならびにユーザー利便性の向上に向けて、たゆまぬ努力を継続するものとする。なぜなら、上記の事柄は明らかな便益をもたらし、中期的な利益を増大する可能性があるからである。

DG CONNECT の「公共サービス」部門に対してフィードバック／コメントを受け付けている：

Cnect-egovernment@ec.europa.eu

Mechthild.Rohen@ec.europa.eu

### 目次（訳者挿入）

概要 .....	217
1. 課題（チャレンジ） .....	217
2. これからの公共サービスに対するアプローチ：オープンで協働的な政府 .....	218
3. 歴史的概観 .....	219
4. オープンで協働的な政府のアプローチを促進させるドライバ .....	220
4.1. 市民がドライバとなる諸課題 .....	220
4.2. 技術がドライバとなる諸課題 .....	221
4.3. 経済的費用がドライバとなる諸課題 .....	221

4.4. 公共政策における傾向.....	222
5. オープンで協働的な政府のメカニズム：公共サービスに関して考えられる未来....	224
6. パラダイムシフトの考えられる影響.....	229
6.1. オープンで協働的な政府から期待される利益.....	229
6.2. 適正な諸条件を生み出す.....	230
6.2.1. 新しいガバナンス構造.....	231
6.2.2. 政府の役割の変化.....	231
6.2.3. 文化的変化とヒューマンファクター.....	232
6.2.4. 動員と持続可能性に対するインセンティブ.....	233
6.2.5. 必要な R&I：技術的要因を可能にするもの[74] .....	235
6.2.6. 政治的支援.....	236
6.3. 測定 .....	237
7. 結論 .....	239

## 概要

我々の社会の急速な変容とデジタル革命は、予算の（圧縮）圧力と相まって、政府ならびに公共サービスの将来に課題を突き付けている。本ペーパーでは、考えられるアプローチ、すなわち、協働、透明性、および参加に基づくオープンで協働的な政府モデルについて検討を行う。手短な歴史的概観として、公共価値とエンパワーメントに的を絞ったアプローチに目を向けた後、当該モデルを促進させるドライバについて調査する。すなわち、市民、技術と、経済的費用から生じる諸課題について、オープンガバメント（開かれた政府）と協働を支援する公共政策における多数の新傾向の棚卸をしながら、評価を行う。その後、本ペーパーでは、当該モデルの具体的なしくみについて様々な形態の協働の公共サービスの生産を分類するという初の試みをいくつか行いながら、概要をまとめることとする。こうしたパラダイムシフトによる影響について理解を深めるために、期待される便益、これを可能にする必要な諸条件と技術、ならびに考え得る測定ツールについて考察する[1]。

### 1. 課題（チャレンジ）

社会が進化するには、行政が多くの新しい課題に対し取り組みを行うことが求められる。そうした課題としては、人口構成変化、雇用、移動可能性、セキュリティ、環境、および他の多くの問題が挙げられる。

オープンデータやソーシャルメディアの台頭など近年の技術革新によって、より多くの情報と知識の交換が行われると共に[2]、あらゆるレベルで、つながり、オープン性、透明性の向上[3]がなされるに至っている。今日の市民は自身の権利について意識が高く、公共サービスに関する情報へのアクセスをより多く持ち、またその結果として、サービスのレベルに対し期待度が高い。とりわけ、民間組織によるカスタム化やその他の便益を提供に慣れるにつれて、その傾向が強くなる。さらに、多くの国々では市民に「情報に対する権利（Right to information）」法を権利付与している[4]。そのため市民と企業は、より優れた個別化された公共ソリューションとサービス、効率的で効果の高いサービスの提供、負担の軽減、透明性、参加を期待している。

同時に、経済的、予算的な圧力から、政府は効率を高め、費用を削減し、多極化した世界における競争力を高めなければならない。これらの課題は、財政危機と相まって、行政の近代化に向けた新たな勢いを生み出してきた。

これらの需要を満たすため、品質を向上しカスタム化されたソリューションを提供しつつ、費用を削減する新しい創造的な方法を見つけなければならない[5]。

## 2. これからの公共サービスに対するアプローチ：オープンで協働的な政府

公共サービスとは、公共価値の開発を主な目的として、一般大衆に対するあるいは (and/or) 公共の利益[6]になるサービスである。公共価値とは、個人によって独占できず社会におけるすべてのアクターによって共有され、リソースの割り当てに関するすべての意思決定のアウトカムである全社会的価値である[7]。

公共サービスはより効率的かつ効果的である必要があるため、政府は公共価値を生み出すために、公共部門を開発し組織化する革新的で新しい諸方法を検討しなければならない。そのため変化の過程では、公共価値を生み出す方法に取り組む必要がある[8]。

政府の未来の姿としては、政府単独によって（その業務が遂行される）度合いが徐々に低下していく。技術によって普通の市民が意見を表明し、公共的な関心と要請に取り組む能力と意思に関して政府の指導者たちに挑むすべが提示されてきた[9]。これらの課題に応えるのは、もはや政府単独（見える手）あるいは市場単独（見えざる手）ではなく、現在では、あらゆるパートナーシップやグループ（多くの手）が必要となっている[10]。市民と企業のつながりが向上し、人々が手を組み、距離や境界にかかわらずタスクを実行し、仕事の負荷を分配することが可能となり、以前には閉ざされていた情報やデータが入手可能となったことで、政府のタスクが完全に、または部分的に、市民や企業などによっても実行できるようになった[1]。

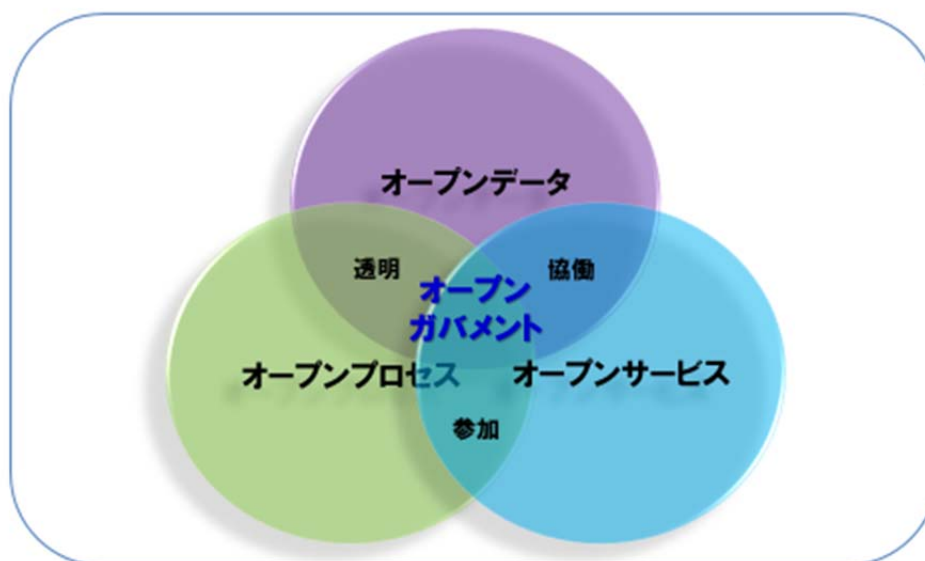
そのため、これを追求するために考えられるアプローチは、ソーシャルメディアやユビキタスなモバイル接続性、そしてウェブ 2.0 活動の登場で引き起こされる。これらによって、大量の（情報の）頒布が可能となるばかりでなく、大量生産や大規模な協働も行う事ができる[11]。共同生産という用語は新しいものではない。新しいのは、イノベーションの源として、このような形態で市民やユーザーが関与できることである。それはすなわち、公共の財やサービスを提供するにあたり、新しい、または著しく改善された方法を実行することなのである[12]。

より幅広い一般大衆が関与することで、高まる期待への挑戦にかなうと考えられている。そうすれば、サービスがよりユーザーにとって利用しやすく効果的なものとなり、意思決定の質を向上させ、公共機関への信頼を高め、ひいては公共価値を高めることとなる[13]。

このアプローチは、諸資産を公開し共有することが駆動力となる。すなわち、データ、サービス、意思決定をオープンなものにすることである。そうすれば協働が可能となり、サ

サービスの設計、生産、提供に関してボトムアップ型で参加型の形態を増やすことができる。この変容の中核にある公共部門組織の明確な類は、オープンガバメント（開かれた政府）であり、協働、透明性、参加の原則をベースとして、オープンガバナンスの枠組みの中で機能している（図1）。

図1 [14] オープンガバメント（開かれた政府）



Vision Paper: <http://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/vision-public-services>

### 3. 歴史的概観

公共サービスと公共価値は、いかに社会が機能するかを決定づける構造、役割、関係を定義する枠組みにおいて提供される。この統治構造および公共価値は、過去に数多くのパラダイムシフトを経てきた。18世紀には、自由主義的な価値が中心だったが、19世紀と20世紀には、西洋民主政体は福祉国家へ向かって進化し、それはほとんど、機能的分割、中央集権、階層制が重要な特徴であるウェーバー官僚制の上に構築された[8]。

21世紀の変容はエンパワーメントの価値へ向かってシフトした。すなわち、参加するという能力とインセンティブである[15]。これは、社会で機能するために人々の能力を増やす[8]、市民とコミュニティが自分自身の同時に集団の利益を向上できるよう権限を付与（エ

ンパワー) する、透明性とオープン性を拡大する、個々のユーザーに対してサービスを個別化する、そして個々のサービスユーザーに権限を付与 (エンパワー) する [8] ことで行われる。この文脈で言えば、公共サービスの提供は、(新しい: 訳者追加) 公共価値とユーザーのエンパワーメントを生み出す方向を指向している [16]。

民営化、慈善事業、自助の例から分かるように、政府のみが公共サービスの提供者である訳ではない [17]。古代ギリシャやローマの政府では、例えば税の徴収、軍の補給、宗教的生贄、建設などを民間部門に委託していた [17]。16 世紀の近代国家の誕生は、中央集権化と政府による (公共サービスの) 提供が有利となる一方、20 世紀には再び民間化に向かう傾向が見られた [17]。福祉国家の台頭について、新自由主義的な政策が、特定部門での民間化・自由化を推し進め、政府がこれらのサービスを提供する唯一のものではないことを再び実証した。ボランティアによる非営利部門の出現 [18] は、19 世紀に発生したものであるが、1980 年代に公共サービスの提供に関して、とくに認識されるに至った [17]。自助もまた起源が古く、相互組織・協同組合の重要性が増したことを通じて 19 世紀における重要な社会政策となり、現在では社会イノベーションとして復活しつつある [17]。他の例としては、公共サービスの提供における地域密着化の努力 [19] や、「ボトムアップ」のイニシアティブを通して広範な政策意思決定に人々を関与させること [20]、あるいは革新的なソリューションを実施するための公共-民間パートナーシップの育成 [15] などがある。政府は公共サービスの唯一の提供者ではないが、従来から、公共価値の実現を支援する責任を負ってきた [16]。そのため、サービス提供のメカニズム如何にかかわらず、もし公共サービスがより効果的で効率的になるというのであれば、単に費用を最低限に抑えるだけでなく、公共価値の観点でポジティブなアウトカムを最大化することに主眼を置く必要がある [21]。

#### 4. オープンで協働的な政府のアプローチを促進させるドライバ

オープンで協働的な政府のアプローチを促進させるドライバは、市民がドライバとなる課題、技術がドライバとなる課題、ならびに経済的費用がドライバとなる課題についてグループ分けすることができよう [21]。さらに、同じモデルの方向を向いていて支えとなる公共政策の傾向が多数存在する。

##### 4.1. 市民がドライバとなる諸課題

近年の技術的变化によって、より独立性が高く、ネットワーク化された世界 [22]、つまり「ネットワーク化された情報経済」 [2] が生まれるに至っている。これは、社会における関係と公共価値を生み出す方法における関係を変化させつつある。すなわち、ユーザーの行動

を変化させている。

ネットワーク化されたインテリジェンスの時代[23]、すなわち「ソサエティ 2.0 (Society 2.0)」[24]は、デジタル技術と既存のネットワークによって可能となるが、各機関、市民、公共・民間組織間の相互作用の増大を促進する[24]。技術的変容による影響は「ジェネレーションC(Generation C)」でさらに大きくなるだろう。「C」はコネクト(つながり:connect)、コミュニケーション(やり取り:communicate)、チェンジ(変革:change)を表す。これは1990年代以降に生まれた人口統計学的グループで、ほとんどの時間をオンラインで過ごし、ソーシャルネットワークに快適に参加すると共に、以前はごく私的であった情報を大量に生成し消費する[25]。さらに、経済危機が部分的な原因となり、若年世代が「共有社会」へと向かっていることが挙げられる。これは、商品を購入する代わりに、商品を協働的に消費する、レンタルする、貸す、そして共有しさえする形態のことである[26]。一部の文献では、新たな種類の「ソーシャル・エコノミー」の出現について語っている。すなわち広く四散した技術を徹底的に利用することで、ネットワークを可能にし、協働を特徴とし、生産と消費の間の境界を曖昧にした[27]。さらに、代表民主制が次第に、大衆を議論(ディベート)や意思決定に引き込む参加型ツールと組み合わせられるようになっている[27]。

#### 4.2. 技術がドライバとなる諸課題

ICT関連のイノベーションによって、エンパワーメントが可能となり、時と場所を選ばずに、個人の知識獲得を支援し、彼らが知識を創造し、生産し、提供できるように整える(organize)ことができる。また、人々が政府について情報を得て、公共のディベートに参加し、政府に説明責任を守らせ、サービスを生産・提供することも可能となる[8]。公共部門の情報の公開、ソーシャルメディア・ツールとネットワークの普及、各種プラットフォームを通じた働き方の可能性によって、市民と企業のつながりを促進できる。このことによって、政府もネットワークの度合いを高め、政府内および外部ステークホルダーとの協力を向上することができる。こうして、非市場的、非プロプライエタリ生産(例、フリーでオープンソースのソフトウェアの出現)がもつ役割を増大させ、分散型の方法で情報と知識を交換する新たな機会を生み出す。

#### 4.3. 経済的費用がドライバとなる諸課題

EUのGDPの約50%、雇用の約17%を代表する公共部門において国際的な競争力を高め、維持するのであれば、欧州は公共部門におけるイノベーションを起こす必要がある[28]。公共部門のイノベーションと行政の近代化は、経済成長にとって背景となる重要な因子である[28]。公共行政における諸問題に取り組むことで、財政が強固になり、競争力や成長の

展望に貢献し[29]、相当な公共貯蓄も生まれる[30, 31]ものと思われる。公共行政はイノベーションを牽引する強力な手法を有しており、EU では、公共部門による財、サービス、構築物の購入に関する市場は全体で GDP のほぼ 20%を占める[28]。さらに、公共部門は IT の最大の購入者であり、戦略的リーダーとして、また購入者として、市場の力学に影響を及ぼす強さという点で、単一で最大のポジションを有している[32]。

公共部門は重要なデータユーザーであり、経済全体に便益を生み出せるデータソースである。公共部門のデータを十分に活用することで、政府が行政コストを削減できる可能性を示す証拠もいくつかある。欧州で最も大きい 23 の政府に関しては、一部の推定では、15%から 20%節約できる可能性がある[33]。これらの数字には、公共部門の情報へのアクセス増大および当該情報のより効果的な利用によって生じるであろう追加的な便益は含まれていない。いくつかの推定では、このリソースをオープンにすることから得られる全体的な経済的利得は EU において 1 年間 400 億ユーロにのぼるだろうと示唆している。

#### 4.4. 公共政策における傾向

行政が自らの政策目的を満たすべく著しい努力を行っているにもかかわらず、今日起こっている社会的、技術的、経済的変化のスピードは、(行政によるこれらへの) 適応という課題を突き付けている。戦略、ガバナンスモデル、政府各部局の構造は、セクター、部局、国を横断する複合的な課題に取り組むには適していない [27]。

旧来の政府はもともと工業社会の原則の上に構築されたもので、分散化および相互に絡み合う諸活動へと向かう傾向のある、情報社会における複雑な需要と問題すべてに立つ向かうことはもはやできない[8]。その一方、高潔性 (integrity)<sup>45</sup>、合法性、説明責任といった基本的価値は重要であり続ける。欧州では、政府はすべての人々に対する市民的、政治的権利の保護や、平等な機会と平等な扱いといったコアバリューを遵守するよう期待されている[35]。優れたガバナンスの原則はオープン性、参加、説明責任、有効性、一貫性であるが、通常これらは共有され、市民に対する高品質な公共サービスの提供も同様に支持される[15]。政府は、特定の公共サービスが効果的に提供され続け、市民が悪影響を受けないことを確認しつつ、こうした価値を安全に保護する必要がある[37]。

このため、政府にとっての大きな挑戦は、現在と将来のトレンドに適合するように、同時に、優れたガバナンスに関する現在および将来の価値を確保するように、政府のモデルを再考案することである。

---

<sup>45</sup> 訳者補足 <http://www.oecd.org/corruption/ethics/publicsectorintegrityreviews.htm>



公共サービスの開発についての特定のアプローチは、便利なアイデアを提供する。「オープンガバナンスマネジメント」というビジョンでは、政府に対して価値ネットワークと生態系的なアプローチを取る方向に移行しながら、相互補完的な役割に特化するアクター間の、協働、(情報の)共有と透明性を重んじる[1]。<sup>46</sup>

「デジタル時代のガバナンス」モデルでは、ユーザーのニーズに焦点を絞り、完全なデジタルのサービス提供を内包しながら、政府内における再統一を提案している[3]。これは、中核的な仮説の1つとして、省庁は(全体を)円滑に進める枠組みを提供するに留まり、電子的プロセスを利用して市民と企業が共同で、一人一人に最もふさわしいアウトプットを生産していくだろう、としている[38]。

「新たな公共ガバナンス」モデルでは、福祉の多元主義を増大したり共同生産を伴いつつ[40]、自己組織化するネットワークがいかに公共政策を担い、公共サービスを提供するかについて、理解を試みている[39]。これは、組織や機関の境界を横断する協働的なガバナンスという相互作用的な形態を形成したうえで構築される[41]。

一部の学者たちは、市民を顧客として扱う(例、電子政府)のではなく、パートナーとして扱う **w 電子政府** (we-Government) の出現について語っている。また、t-ガバメントモデル(変容する政府: Transformational Government)では市民のエンパワーメントを重んじているが、公共に対し自分たちで公共価値を生み出せるような技術ツールを提供するよう政府に求めている[42]。

また現状の財政危機によって、他のプレーヤーを巻き込むことで少ない元手で多くのことをなすという1-ガバメント(リーンガバメント: Lean Government)の支援者が生まれている。これは、政府の役割が変化しつつあるという背景のもとで行われるが、可能となった(enabled)プラットフォーム群を巡って(around)ネットワークを巧みに動員し結集することに焦点が置かれている[43]。

国際的な規模で、OECD、国連、世界銀行が公共サービスの協働的生産というパラダイムについて具体的に調査中であり、先進諸国のほとんどの政府はオープンガバメント(開かれた政府)へ向けた道に乗り出している。欧州規模では、2011年-2015年電子政府行動計画(eGovernment Action Plan)でも、ソーシャルネットワーキングや協働的ツールによって、ユーザーが公共サービスの設計・生産において積極的な役割を果たすことが可能となると認識している[44]。Joinup.euは、電子政府の専門家たちが相互運用性のソリューションの経験を共有するのを助け、彼らがオープンソース・ソフトウェアやセマンティックな相互

<sup>46</sup> 訳者補足 <http://www.eurida-research.com/downloads/ag-report-sc6.pdf>

運用性資産を見つけ、選択し、再利用し、開発し、実施するのを支援する、一群のサービスを提示する協働的なプラットフォームである[45]。さらに、他のいくつかのイニシアティブが、例えば、持続可能性と社会イノベーションのための集合的意識プラットフォーム (Collective Awareness Platforms) [46]、未来と政策アイデアの共同生産に複数のステークホルダーたちを従事させるオンラインプラットフォームであるフューチャリウム [47]、あるいは EU 全領域にわたって革新的なベンチャー企業を刺激するウェブの企業家精神[48]に対する支援といった手法をサポートしている。

## 5. オープンで協働的な政府のメカニズム：公共サービスに関して考えられる未来

市民およびユーザーとの協働は、公共サービスの新たな形態の生産および提供に向けた変容において、ますます役割が増している。

ICT によって可能となった協働的なサービス生産とは、政府、市民、NGO、民間企業、個々の公務員によって電子的に提供されるあらゆる公共サービスを意味している。そして政府機関と協力して行われるか、あるいは頼らずに実施されるかによらないし、政府または市民が生成したデータに基づくものである[17]。このことは、(ステークホルダーの) 役割と関係の変化をもたらすが、そこではプロフェッショナル、政治家、実務家、公務員、エキスパート、消費者、市民の間の区別も曖昧なものとなって行く[10]。これによって、政府は「見えなく」なり、公共と民間のサービスの間、また異なる関係者たちの間の境界が曖昧なものとなり、公共サービスが既存のワークフローにしたがって提供され、それによって負担が最低レベルにまで低減される。

ICT により促進される共同生産は、様々な形態を取る。考え得る 1 つの分類では、データまたは情報のソースと実際のサービス提供者をはっきりと区別し、これらを組み合わせる事で、協働を行う多数の方法が生まれる。

図 2

協働的電子政府の定義図[17] (電子政府における協働による生産の研究より) <sup>47</sup>

Visual definition of collaborative eGovernment [17]

データソース(列) サービス提供者(行)	政府	市民社会	サードパーティ
-------------------------	----	------	---------

<sup>47</sup>

<https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/study-collaborative-production-egovernment-smart-20100075>

政府	公務員によるイノベーション	アプリと可視化	PPP, 商業アプリ
市民	クラウドソーシング	自助と協働	クラウドソーシング

Data source (列) Service Provider(行)	Government	Civil Society	Third party plyers
Government	Civil servant' s innovation	Apps and Visualization	Private-Public Partnerships, Commercial Apps
Citizens	Crowd-sourcing	Self-help and collaboration	Crowd-sourcing

また別の分類としては、公共サービス提供に関するパートナーシップを巡って考えられる。例えば、市民から政府へ（C2G）、政府から市民へ（G2C）、そして市民から市民へ（C2C）などがあるが、政府から政府へ（G2G）や政府から民間組織へ（G2B）もある。これらは、サービスデリバリのどの段階を見るか（設計、実装、運用、監視、評価）[11]、もしくは、（政府データ、市民コメント）、サービス、プロセス、知識リソース、政策、意思決定、ならびに戦略などの協働内容を検討することで変わる[21]。

・  
図 3

相互作用に基づく協働 [11] <sup>48</sup>

Interaction-based collaborations [11]

	市民ソーシング(Citizen sourcing: C2G)	プラットフォームとしての政府(Government as a platform: G2C)	DIY 政府(Do it yourself government: C2C)
デザイン	市民コンサルテーション(例、e パーティシペーション)	情報提供・催促(政府が社会的に最適な選択肢を促すサービスを設計するために、行動経済学を利用する。例、データマイニン	自己組織化(例、コミュニティポータル)

<sup>48</sup>

[http://www.researchgate.net/publication/257244351\\_From\\_e-government\\_to\\_we-government\\_Defining\\_a\\_typology\\_for\\_citizen\\_coproduction\\_in\\_the\\_age\\_of\\_social\\_media/links/0deec5278b006066bf000000.pdf](http://www.researchgate.net/publication/257244351_From_e-government_to_we-government_Defining_a_typology_for_citizen_coproduction_in_the_age_of_social_media/links/0deec5278b006066bf000000.pdf)

<http://ischool.umd.edu/doctoral-students/dennis-linders>

		グを利用)	
実行	クラウドソーシングとコデリバリー(公衆の知識またはサービスの個別化を利用して、ある問題に対するソリューションを見つけようと試みること)	生態系の埋め込み(政府省庁がコミュニティの一部となる。例えば、政府の知識、インフラ、資産をオープンに共有することでこれを行う。例、政府オープンソーシング)	セルフサービス(政府は市民が自ら公共サービスを提供するよう期待する。その際、政府は促進のための枠組みを提供するものと考えられる。例、自動車駐車場は米国で2番目に大きい通勤輸送システムである)
監視	市民による報告(例、FixMyStreet)	オープンブック・ガバメント(積極的な情報拡散、政府が説明責任を果たすための市民への権限付与。例、data.gov)	セルフモニタリング(オンラインによる市民証言)

公共部門はほとんどの状況で、公共価値の創造を確保する最重要な役割があるが、それを行うにあたっての潜在力は、他者との協働を通じて強化される。オープンな参加や協働のプラットフォームとして行動し、データと情報をアクセス可能にすれば、政府は関係者たちの生態系を支援することができ、組織と個人を相互作用させながら、公共価値を生み出すことができる[1]。プラットフォームとしての政府は、情報資産、サービス、能力に関して一体性のあるまとまりを提供する。その上で、コミュニティは自らの機会、市場、進展を巡って相互作用し、関与し、開発し、活用することができる[49]。

そのような共同生産は代替的か(政府の努力をユーザーとコミュニティからのリソースで置き換える)、追加的(プロフェッショナルの介入に対して、より多くのユーザーおよびコミュニティによる支援を加える)であるものと考えられる[50]。オープンなデータ群を利用・組み合わせすることで、新たな機能性または追加的なサービスを生み出すことができる。例えば、特定もしくは地域のニーズがそうである[51]。データは異なる政府組織間で再利用もできるだろう。オープンなサービスはサードパーティが顧客に付加価値サービスを提供する目的で、取得し組み合わせることができる[52, 53]。そのようなサービスの創出・実施に対して考え得るアプローチは、「タオ・ガバメント(Tao government)」のシナリオである。ここでは、政府とサードパーティの両者は、受容された補完性の原則に従い、

サービスを生産・提供するにあたって、協力し、責任を共有する事ができる[16]<sup>49</sup>。こうしたサービスはインターネット上の「ワン・ストップ・ショップス (one-stop-shops)」をとおして利用可能であるものと考えられるが、他のプラットフォームのなかへも埋め込むことが可能であると思われる。これは、企業またはプロフェッショナルな組織によって制御されるものと考えられ、付加価値サービスの提供者として、または単にゲートウェイとして作用する。代替として、ユーザーはいくつかのサービスを自らの電子環境に埋め込むことを好むかも知れない。例えば、ソーシャルネットワーキングのサイトや個人のページなどがそうである[16]。

公共サービスの協働的創造は、まず、共同で創造された付加的なサービスとして出現する可能性が最も高い。これは既存の公共サービスに対する補完的な機能として、あるいは政府活動におけるギャップが、政府外の関係者たちによって特定された分野において、提示される [54]。これは地域のレベルで生まれるものと考えられ、そこでは、人々が日常生活を送り、彼らの個別的なニーズに合わせた公共サービスが要求されるものと考えられる。しかし、このことは将来において進化し、完全な公共サービスがサードパーティによって代替される可能性がある。ただし、適切な統治構造内においてである。ソーシャルメディア・プラットフォームとモバイル・アプリケーションは、政府に対し、コミュニケーションと関与のツールとしてだけでなく、サービス改善に対しても重要な役割を果たすことが増えるだろう。例えば、緊急事態や経済開発の分野においてである[52]。そのため、相互運用性の問題は、汎欧州の背景で地域化されたサービスを提供するという課題と共に、取り組みを行う必要が出てくるだろう[55]。集団、組織、企業を刺激してサービスを改善する革新的なソリューションを考え出させることで、政府はより小さく、より機敏になることができる[56]。政府がどのサービスを維持し、自らに提供するか、他の関係者たちによって、あるいは他の関係者たちと協力して、どのサービスを届けることが可能か[57]を決定することは、法的義務、価値、または政治的優先順位に大きく依存することになるだろう[58]。

オープンガバメント（開かれた政府）はすべての者と共に、とりわけ市民と一緒にあって共同イノベーションを行い、以前は厳格に保護されていたリソースを共有し、集合的な協働の力を使いこなし、社会生態系の強力な一部となる。以前には閉ざされていたプロセスを、より幅広いインプットとイノベーションへとオープン化する事で、クラウドの知性を普及させ、また集合的に扱い、利益を得る事ができる（例、クラウドソーシング）。また、共有、自己組織化、分散化、プロセスの透明性、および参加の多元性も促進する事が可能である[27]。さらに、社会イノベーションを支援する事もでき、人々が現代最大の課題に

49

<http://95.110.228.151/elgg/file/view/56/visions-and-priorities-for-egovernment-in-europe-orientations-for-a-post-2010-egovernment-action-plan>

対し新しく、より効果の高い答えを生み出す事を可能にする[27]。結果として、公共－民間パートナーシップ（PPP）に基づき、よりネットワーク化の進んだガバナンスを利用したイノベーションの新しい方法に対する需要が増大している[41]。

オープンなデータと情報によって、行政における透明性、説明責任、と同時に信頼が増す。

開かれた参加や開かれた関与によって、合法的な関係者たちが、公共価値を高めることを目的として、政府の諸活動に関与することが可能となる。開かれた意思決定は、ユーザーが政策意思決定に参加できるよう権限をあたえることができる。これは、結果的に、公共部門の活動、プロセス、組織すべてにわたる、より広範なガバナンスの変化のなかに組み込むことが可能である[1]。

## 6. パラダイムシフトの考えられる影響

### 6.1. オープンで協働的な政府から期待される利益

オープンガバメント（開かれた政府）は、ユーザーが自らのサービスの設計、創造、または選択に直接参加できるよう権限を付与する。そのことで、よりユーザーフレンドリーであり、個別化され主体的で場所を念頭に置いたサービスへと至る。公共部門のイノベーションに対するオープンで協働的な政府のアプローチも、経済的便益を実証することが期待されている。ただし、現実の影響について理解を深めるには、徹底的な費用対効果分析を行う必要があると思われる。

ICTによって引き起こされるサービスの共同生産は、費用と負担の削減、ならびにより効率的な資源配分に貢献するものと期待される[59]。この共同生産は費用対効果が高い。なぜなら、サービスを利用する人々という隠れた資源に依存するからである[18]。また、効率的でもあり、その理由は、情報をオープンにアクセス可能にすれば、データの収集に関して、不必要な資源の利用を節約することができるからである[12]。

共同生産はまた、公共サービスが、高額な重要サービスに対する需要を低減しながら、最初の段階で生じる社会問題を防ぎニーズを抑制し始めることができるモデルである[18]。これは、ユーザーの需要について理解を深めることと費用を削減しようと努力して予防することに焦点を絞る必要性を重んじる、「システムズ・シンキング」のアプローチと同等である。実際、システム全体にわたり協働と協力を促進し、主体的な方策を期待すれば、政府が受動的である度合いが減り、より洞察駆動型となる助けとなる。そのため、より意味のある、持続可能な公共サービスを確保することができるのである[61]。

オープンガバメント（開かれた政府）もまた、ビジネス・イノベーションに通じ得ると考えられる。これは、科学論文やデータへのアクセスが以前より容易になっていることが理由である。オープンデータや公共部門情報は、政府によって提供されるオリジナルのデータに価値を加えることで開発される製品・サービスの新しい市場、そして新しい収益を生み出し得る。このことを考えると、オープンガバメント（開かれた政府）は、ビジネス創造を刺激するものと考えられる[62]。公共部門情報をオープン化し、再利用することで、EU で年間 400 億ユーロもの経済的利得を生み出す可能性があると推定されている[34]。データを革新的に利用することで、新しい雇用の創出も促すことができる[49]。これはまた、ビジネスの効率にもつながるものと考えられ、これによって、企業と公共団体はユーザーの嗜好とニーズに対し、より正確で完全な知見を獲得し、よりオープンなデータから利益を得ることができる[62]。さらに、リアルタイムのデータと情報にアクセスできることで、急速に進展する問題に対し迅速に応答する能力、あるいは、市民が地域の諸問題についてマップ上に示して報告できるようになる能力が高まるだろう[63]。

追加的な潜在的便益には、民主主義的な管理が挙げられるだろう。公共部門の情報および公共行政のプロセスと意思決定のメカニズムにアクセスできれば、公共部門がどのように機能するかを監視する透明性が増すようになる。

## 6.2. 適正な諸条件を生み出す

こうした変容には、技術的、政治的、法律的、組織的、そして働く文化の観点における大きな課題が関わってくる。協働的サービスの採用とその効果的な促進に成功するためには、政府と制度の文化における変化が必要となる[64]。公共行政はその内部プロセスを調整し、公務員に権限を付与し、共同創造的なアプローチにインセンティブを与える必要がある。公共行政は、すべての関係者たちが変革のプロセスに賛成して参加することを確認し、努力に対する価値を認めて保証する必要がある[12]。

### 6.2.1. 新しいガバナンス構造

これらの概念が持つ便益を十分に獲得するためには、適切なガバナンス構造が必要となり、オープンガバメント（開かれた政府）の境界を設定し、その内部にある各ネットワークの協働に適応しなければならない。オープンで協働的なガバナンスは、オープンな構造、オープンな組織、オープンなプロセスを包含する[1]。また、このガバナンスは共通に合意された目標に向けた調整された協働を促進するガイダンスを提供し、与えられた法的枠組みの中で業務遂行責任と説明責任のメカニズムを確保する[65]。

オープンガバメント（開かれた政府）が機能すると考えられる新しい枠組みは、政府部内のリンクや統合とともに、政府の外の世界ともリンクし統合することになる。それには、インフラやプロセス、データ、資産、リソース、コンテンツ、ツールを共有しながら、様々な行政、階層、場所にわたって、縦割りを分解する、もしくは少なくともそれらの間で協働を行うことが含まれる[1]。

このビジョンは、「政府全体（whole-of-government）」アプローチであり、とりわけ、市民や企業など他の関係者たちとの相互作用において、公共部門が多くの意味で 1 つの実在として行動する[1]。このモデルでは、市民がすべての政府提供サービスに対して、どの機関がそれらを提供しているかに関わらず、アクセスすることができる単一のポータルにサービス実施の入口を集中化することに狙いがある[66]。このことは、タスクと関連費用の重複を最低限に抑えることに貢献でき、行政をより機敏にし、諸変革への対応をより容易にするだろう。

民間部門の参加についての既存のソリューションと比較すると、協働的なサービスの生産に焦点が当てられ始め、ユーザーによるコントロールとオーナーシップが注目されるようになってきている[12]。そのため、提供者中心のモデル、つまりコントロールと説明責任が一般的に契約条項で表現されているモデルは、仲間関係に基づく（訳者注：相互に監視しあうような）説明責任のコントロールのメカニズムで補完される必要がある[17]。サービスの生産と実施に市民をパートナーとして関与させれば、サービス提供者とユーザーとの間に、権力のシフトを生み出す[12]。

### 6.2.2. 政府の役割の変化

オープンガバメント（開かれた政府）のモデルにおいて、問題は誰が公共サービスをつくり出すのかだけでなく、どのようにして公共価値を社会において最適な方法で分配するか[16]、そしてどのようにしたら責任を最良の形で共有できるか[42]にも関わる。この文脈において、政府が引き受ける新しい役割がいくつか存在する。

一方では、政府の役割は社会的資産を管理・調整することとなるだろう。ビジネスでは皆を企業として見なすのとちょうど同じように、新しいビジョンの一環として、政府は皆を貢献すべき資産をもつリソースとして見る[1]。政府は協働と共同創造に関して、ルールを設定し、ガイダンスとインセンティブを提供する必要があるため、この変容のために適切な枠組みを設定することが大変重要である。政府の役割は、公共価値を付加する諸活動を調整し統合することに関わる可能性が高い。



同時に、政府は説明責任を果たせる状態、監査可能な状態を維持することが必須である[1]。ガバナンスモデルは、政府に対して特定の役割と責任を確保する必要があるだろう。例えば、公共データ品質基準、説明責任、データ保護とセキュリティを含む関連する法的枠組みである。また、リソースを共有し、財政的、組織的な持続可能性に関わる諸問題を検討すると共に、不利益をこうむる関係者が誰もいない状態を確保するメカニズムも必要となる[1]。オープンな公共データとは別に、オープンなユーザーデータも、新たなサービスの基礎となると考えられ、サービスの共同創造にはサードパーティが参加できるため、政府は新たなサービスの真正性と信頼性をいかに確保するのか検討する必要があるだろう。

### 6.2.3. 文化的変化とヒューマンファクター

こうした変容でもう 1 つ重要な要素は、文化的変化とヒューマンファクターに関連している。公共あるいは民間部門の持てる能力の関与如何が、洗練され革新的な公共サービスを提供するにあたってカギとなる[16]。有権者は公共サービスの提供を協働して整えていくことに積極的に関わらなくてはならない。とりわけ、欧州の切迫した社会的課題という背景では、社会で利用可能なすべての資産とリソースを特定し展開する必要があるが、そうした資産やリソースは多くの場合、使用されていないか、使用されていたとしてもわずかである[1]。

市民とユーザーは今や、自らの需要とニーズに見合った技術を利用し、用途に合わせ、適合させ、クリエートしながら、開発者、クリエイター、イノベーターとなり得る。このことは、公共部門のイノベーターを承認して報償し、関連する教育を支援し、さらなる変革を引き起こすべく訓練を行うことで促進されるものと考えられる。ユーザーは公共サービスから便益を得るために、そしておそらく、開発に参加するために必要なスキルと機材をもつ必要があるだろう[8]。

公務員も重要な役割を持っているので、行政におけるイノベーションを加速するために、市民サービスを近代化する必要がある。適正なスキル、ツール、メカニズムを持ち、権限を付与されモチベーションを持った公務員は、偉大な資産であり続ける[55]<sup>50</sup>。公共の役人を関与させるには、当該プロセスについて多くの質問に整合性をもったやり方で答える必要があるだろう。例えば、オープンガバメントーオープンデータ、オープンアクセス、透明性、説明責任と、セキュリティ感度およびリスク管理との適切なバランスに関してで

---

<sup>50</sup> <http://2013.zagrebforum.eu/speakers/dr-julia-glidden/>

ある[9]。<sup>51</sup>

#### 6.2.4. 動員と持続可能性に対するインセンティブ

オープンで協働的な政府の背景にある合理的な理由は、公共サービスを利用する人が増えれば、サービスは改善されるというものである[67]。市民からのフィードバックが増えれば、情報の正確度は増し、そのアプリケーションは価値が増える[68]。そのため、関連する有権者を協働に向かわせ、さらに新しいサービスに動員することが重要となる。インセンティブは、様々な（表彰などの）承認行為や資金提供メカニズム、ビジネス支援、もしくはゲームなどのつなぎとめておくツールの利用にあるものと考えられる[69]。

目下のところ、協働的な電子政府サービスの大半は、ボランティアの作業をベースにしており、政府や NGO による資金提供の証拠はほとんどなく、民間資金とならなくなおさない[17]。ボランティアを行うことは市民や公務員に力を与えモチベーションを与える潜在力があるが、しかし持続可能なサービス生産にとっての好ましい諸条件を確保するソリューションを見つけなければならないだろう[17]。特定または地域のニーズに取り組むアプリケーションは小規模の方が維持しやすいものと考えられるが、特定サービスのスケラビリティと持続可能性を支援するために、新たなビジネスモデルを見極める必要が出てくるだろう。

現在のビジネスモデルでは、参加と協働の便益を適切に活用していない[10]。新しいビジネスモデルを特定する試みは、民間部門において行われているところである。これは、企業が従来の顧客-売り手関係を超えて、顧客と共に価値を共同創造したり、顧客に新製品の設計のアシストに加わってもらったり、顧客に公衆が消費するコンテンツ<sup>52</sup>を作るよう求めたりしている[70]。

しかし、主要な課題の1つは、いかに公共プラットフォームを活用すべく企業を惹きつけ、より多くの価値を生み出すかである[43]。協働は新しい現象ではないが、今までにないことは、公共、民間、社会部門の各要素を組み合わせるハイブリッド組織の出現である[71]。

<sup>53</sup>

それにもかかわらず、上記に関するモデルは数件しか出現していない。例えば、「電子政府

---

<sup>51</sup> [http://www3.weforum.org/docs/EU11/WEF\\_EU11\\_FutureofGovernment\\_Report.pdf](http://www3.weforum.org/docs/EU11/WEF_EU11_FutureofGovernment_Report.pdf)

<sup>52</sup> YouTube など。

[https://archive.org/stream/bplans\\_businessmodelgeneration\\_preview/businessmodelgeneration\\_preview\\_djvu.txt](https://archive.org/stream/bplans_businessmodelgeneration_preview/businessmodelgeneration_preview_djvu.txt)

<sup>53</sup> <http://www.accenture.com/SiteCollectionDocuments/PDF/Accenture-Best-All-Worlds.pdf>

プレミアムモデル」は段階的なスケールアップにより洗練されていく仕組みをベースにしているが、これは価格レベルに応じてスケールアップしていく。あるいは電子政府のシード資金提供モデル（現在は政府によって満たされていないサービスに関して、公共サービスのアイデアをクラウドソーシングする）で、特定サービスに対し「市場」があるか否か、そしてそれに対して資金提供すべきか、またいかに資金提供するのかを評価する[72]。

54

他のビジネスモデルとしては、より従来型の広告ベースのアプローチ[72]、公共-民間パートナーシップ（PPP）、公共ボランティア部門パートナーシップ、シェアードサービス、アウトソーシング[4]、公共サービス共済組織（public service mutuals）[73]<sup>55</sup>、社会企業などがある。多くはいまだ幼年期にあるが、オープンデータの勢いを受けて、協働的なビジョンをもった起業家たちによって、より多くの経験が獲得される可能性が高い[72]。

#### 6.2.5. 必要な R&I：技術的要因を可能にするもの

上述の傾向を可能とする目的で ICT は、政府が公共価値の創造を支援するために外部に関わりそして内部にリンクアップすることを手助けすることができる。変容を可能とする技術によって、バリューチェーンやアクター間の関係を変化させ、政府が直面している複合的な問題に対して新しいソリューションをもたらすことができる[8][74]。

新しいタイプのインフラストラクチャは、アクター間で共有、相互作用、協働する能力によって公共価値が生み出されるところで必要となる。分散型で政府を横断しマルチアクターのアーキテクチャを備え、ビッグデータと社会的ツールの役割を統合したものと併せるといふ、新しいプロセスと手法が要求される[75]<sup>56</sup>。セキュリティやプライバシー、データ保護の課題と関連する潜在的な諸問題に対しても取り組みを行わなければならない。

オープンガバナンスの枠組みでも、相互運用性（組織的、技術的レベルの両方で）、オープンスタンダード、クラウドコンピューティングにもっと焦点を絞ることが必要である。ウェブ進化の観点では、これが主にウェブ 3.0 の開発となり、ウェブをもっと意味のある協働的なプラットフォームにするべく、データ、知識、アプリケーションを機械によって統合することに関連している[1]。

---

<sup>54</sup> <http://policyreview.info/articles/news/new-egovernment-models-embrace-crowd-sourcing>  
<http://greenz.jp/2012/08/07/seeclickfix/>  
SeeClickFix <http://en.wikipedia.org/wiki/SeeClickFix>

<sup>55</sup>

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/61776/Public-Service-Mutuals-next-steps.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/61776/Public-Service-Mutuals-next-steps.pdf)

<sup>56</sup> [http://ec.europa.eu/information\\_society/newsroom/cf/dae/document.cfm?doc\\_id=2589](http://ec.europa.eu/information_society/newsroom/cf/dae/document.cfm?doc_id=2589)

フロントオフィス・アプリケーションとの関連では、ソーシャルメディアとモバイルが引き続き大きな影響を与えて行く。研究の進展により、モバイルコミュニケーションの持つ政府を急激に変容させ公共情報に対するアクセスを提供するという潜在力が証明されている。そのため、m ガバメントは公共部門における ICT 利用の次なる大きな波として台頭しつつある[76]<sup>57</sup>。

全体的に言えば、公共部門はどこかで開発された技術要素の上に、組み合わせ・構築を行わなければならない場合が多い。この際、これら技術要素を公共部門用途のために適応・統合するが、それ自体が大きな技術的挑戦となる。

#### 6.2.6. 政治的支援

こうした変容に対しては、文化や働き方を変える必要があるが、それには政府の各階層に影響を及ぼす強力で政治的なコミットメントおよびリーダーシップが要求される。政府は新たな成長機会と共に、新しくオープンで協働的なサービスモデルを用意する必要がある。すなわち、政府は公共サービスを届ける方法を変容させる必要がある。これによって、イノベーション市場を育むことが可能となるが、それにはマクロ政策の文脈でイノベーションを促し、オープン性と協働を可能にしていく(allow)ことが前提となる[77]。

政策戦略とアクションでは、エンパワーメントの価値の実現を考慮に入れる必要がある。これには、ユーザーニーズに関する個別化された主体的な知識と、これらを多様なサービス、インターフェイス、アクセスチャンネルに移行する能力が関与する。公共サービス提供に関する新しいモデルは、政府の運営と制度的取り決めと文化を変える意志をベースにする必要がある[8]。

政府がネットワーク型の度合いを高めて行くトレンドでは、すべてのレベルで、同時に、新たなステークホルダーおよび中間機能でも、共同と調整を行う必要が出てくる[8]。従来の4つの層からなる垂直型補完システム (vertical subsidiarity) では、権力とタスクを欧州、国、地域、市政府の4層間で分配したが、権力とタスクを政府と非政府アクター間で分配する水平型補完システム (horizontal subsidiarity) で(も)補完しなくてはならなくなるだろう[78]。

オープンガバメント (開かれた政府) は国によって定義と実施形態が異なるので、優れた実践と経験を共有することが非常に重要となる。とりわけ、ネットワーク化されたガバナ

<sup>57</sup> <http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/un-dpadm/unpan047499.pdf>

ンスの例、とくに国境を超えるという文脈においては、共有することに利益があると思われる。

### 6.3. 測定

オープンガバメント（開かれた政府）という概念は広く支援されているものの、オープン性を広げることに對し、どの政策が実際に影響を及ぼすのか、そのような政策の正確な費用と便益はどのようなものになるのか、といったことについては証拠がほとんどない[80]。公共部門の有効性と効率性を改善するためには、政府の実績（パフォーマンス）を測定することが必要であると長らく認識されてきた。公共行政において、財政的経済的危機を受けて、どのようにどこで、支出の優先順位をつけ、費用を削減し、イノベーションを促進するか、という意思決定がさらに重要となっている[81]<sup>58</sup>。さらに、台頭してくるベストプラクティスや適切なアプリケーションを見極めることがますます重要となってきた[11]。

ICTに支えられた測定・監視法には、過去数年間にわたり、いくつかの傾向が台頭してきた。第1に、バリューチェーンを遡る傾向があり、従来の投入量と生産量のみ焦点を当てることから、アウトカムと影響（サービスがうまく利用されている、行政の負担削減、ユーザー満足度・達成度、さらに競争優位性、成長、雇用、社会的一体性、インクルージョン、民主主義など）へと移行しつつある[82]<sup>59</sup>。第2に、政府のヒエラルキーを下降する傾向もあり、中央政府の行政機能のみに焦点を絞ることから離れて、地域の測定へと移行しつつある。政府機関から外へ出る発展もあり、皆が公共部門を潜在的に測定・監視できること、そして、このことが政府との協力において、もしくは独立に行うことができると認識されている。また、測定はすぐに行うこともできるため、リアルタイムで経験を学習・交換することで、より迅速かつ正確に応答することも可能となっている[1]。ICTはまた、各種ウェブサイト測定値、分析法、スマートデータの視覚化、ユーザー体験の収集、聴いたり監視したりするためのツールなども提供する。

公共部門のイノベーションに関しては、多数の具体的な測定値が検討されている最中である。一部の者は、特定のターゲットに焦点を当てることを回避し、成果や影響を測定することを推奨している。例えば、サービスや効率における組織的なキーパフォーマンス指数の改善などがそうである[83]。他のアプローチでは、より水平的であること、機敏であること、すっきりと合理化されていること、技術により可能となっていること（FAST: Flatter,

<sup>58</sup>

<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/4211011e.pdf?expires=1422283112&id=id&accname=guest&checksum=843CE8409B9CEC5759170260AECB3437>

<sup>59</sup> <http://thewebindex.org/>

Agile, Streamlined, Tech-enabled) に 4 つに結びつけられた指数を用い、政府の業績に対して全体論的なアプローチを推奨している[9]。水平的になる、とは市民の関与が増大し、ヒエラルキーの層が減少したため、行政の効率が高まり、証拠に基づく意思決定がなされ、政府間および部門横断的な協働が増えることを意味している。機敏性と適応性は、新たな課題に迅速に取り組む政府の能力を評価するものである。すっきりと合理化された政府は、適切な労働力を求めて努力する一方、技術により可能となっている公共行政は、新しい態様の協働、情報、および集中的なガバナンスを支援する[9]。

もう 1 つの測定群では、市民に対する変容の価値を測定し、市民の観点から「公共価値」における改善を評価することに焦点を当てている[9]。このことは、公共サービスの品質、ユーザー満足度、または政府への信頼向上をとおして反映されるものと思われる。システムズ・シンキングのアプローチも、ユーザーの観点において、業績と価値を測定する必要性を重んじている。また、測定方法はより多くのイノベーションを引き起こす可能性が高いため、作業者の手中にあるべきだといった主張がある[60]。協働的サービスの生産に対するイニシアティブの影響を評価する他の基準としては、設計評価を行うことが挙げられる。その際、当該プラットフォーム設計の適切性が調査され、プロセス評価が透明性、参加、協働の観点からなされると共に、アウトカムの評価が行われるものと思われる[84]<sup>60</sup>。

欧州 2020 年イノベーションユニオンの旗艦イニシアティブの後、欧州委員会は、欧州における公共部門のイノベーション実績について評価能力の改善を視野に入れながら、パイロット版の欧州公共部門イノベーションスコアボード (EPSIS: European Public Sector Innovation Scoreboard) を立ち上げた。この測定では、公共行政被雇用者の質および公共サービスの質に関わる指数を考慮に入れている。また、公共行政組織の組織内イノベーション能力、ならびにこのプロセスにおけるマネジメントの役割など、加速させるものと障壁についても調査を行う。さらに、企業の業績に対する効果も調べる[85]<sup>61</sup>。

## 7. 結論

現在の社会的、技術的、経済的变化によって、公共サービスに関する諸課題や新たな期待が生まれる。これらの諸課題がたいていの場合、相互に絡み合っていることを考えると、公共サービスの未来に関するいかなるビジョンも、多角的なアプローチをする必要がある。1つのソリューションとしては、適切なガバナンスの枠組みにおける協働、透明性、参加の原則をベースにしたオープンガバメント（開かれた政府）を内包しているものが考えられ

<sup>60</sup> “Suggesting frameworks of citizen-sourcing via Government 2.0”, government information quarterly, vol29, issue 1, 2012

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0740624X11001092>

<sup>61</sup> [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/innovation/files/epsis-2013\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/innovation/files/epsis-2013_en.pdf)

るであろう。そのようなオープンガバメント（開かれた政府）のモデルは、オープンなデータ、オープンなサービス、そしてオープンな意思決定の上に成立する。公共サービスの提供によって、結果的に公共価値が生まれる。社会の構成<sup>62</sup> (constitution of society) において一定の役割を果たすすべてのアクターたちを個別に、また集合的にエンパワーメントし、すべてのステークホルダーたちの間でリソースを共有することで、公共価値の創出に貢献できるはずである。

このビジョンは、将来、複数の政府（訳者注：中央、地方、地方どおし）が接続され、ネットワーク化され、そして完全に結合される（joined-up）、また、互いに、そして民間の関係者と相互作用をもつに至るだろうというものである。公共サービスは個別化の度合いが高まり、ユーザーが設計と創造を行えるようになる。このことは、オープンで参加型のガバナンス組織で発生する可能性が高い[86]。そこでは、行政とサードパーティが、補完性に関する受容された原則に従いながら、サービスを生産・提供する際に、協働し責任を共有することができる[87]<sup>63</sup>。

これには、政府の縦割りを廃し、「政府全体」という手法へ向けて移行する必要がある[88]<sup>64</sup>。データと公共部門の情報の提供を継続する必要があるが、市民が納得の行く方法で、モジュラー型で再利用可能な公共サービスを提供しなければならない。適切で柔軟、かつ持続可能な関与型ビジネスモデルと適正なインフラストラクチャがあれば、協働やサービス生産そして責任ある情報共有を増大させることができる[49]。

従来、政府の役割は物事を可能にするものとして認識されてきたが、現在では、公共価値を引き起こすひとつの手段として、イノベーションを内包する必要も出てきている。政府は、あらゆる範囲の政策ツールを利用しながら公共の起業家精神を発揮し（engage in public entrepreneurship）、政府の内外にある手つかずのリソースを動員し、新しい協働的なビジネスモデルをとおしてイノベーションを支援し、究極的には経済成長を育む必要がある[77]。

本ペーパーでは、目下のところ、協働的な公共サービスの生産・提供に関与する市民と企業の数はおそらく、比較的少ないものと認識している。そのため、とりわけ公共部門に対する完全にデジタルによる報告、「ワンス・オンリー」の原則の完全な実施、そしてユーザーに対する利便性の向上に向け、歩み続ける必要がある。なぜなら、これらは実際に明

---

<sup>62</sup> <http://web.sfc.keio.ac.jp/~oguma/kenkyu/ref/giddens.html>

<sup>63</sup>

[http://bookshop.europa.eu/en/future-technology-needs-for-future-egovernment-services-pbKK0414584/downloads/KK-04-14-584-EN-N/KK0414584ENN\\_002.pdf?FileName=KK0414584ENN\\_002.pdf&SKU=KK0414584ENN\\_PDF&CatalogueNumber=KK-04-14-584-EN-N](http://bookshop.europa.eu/en/future-technology-needs-for-future-egovernment-services-pbKK0414584/downloads/KK-04-14-584-EN-N/KK0414584ENN_002.pdf?FileName=KK0414584ENN_002.pdf&SKU=KK0414584ENN_PDF&CatalogueNumber=KK-04-14-584-EN-N)

<sup>64</sup> 電子政府行動計画 2011-2015

確な便益を示し、中期的にそれを増すことができるからである。さらに、協働的なサービス生産の費用と便益について理解を深める必要がある[12]。その目的は、協働的なサービス生産が及ぼす正確な経済的影響と財務的持続可能性を実証することにある。

それでもなお、上述のことは、将来、欧州の市民と企業が、公共あるいは民間部門のいずれかによって提示されるユビキタスな公共サービスから便益を得るはずである、という長期的ビジョンへ向けて、道慣らしを行う助けとなるはずである。そうしたサービスは欧州のどこでも、また国境を越えて電子的に利用可能であり、機能するはずである。それは、様々な組織によって新たなサービスへと協働的に組み合わせることができる、再利用可能な基本サービスが利用可能なためである。サービスは市民がコミュニケーションを行う方法に合わせて適応し、各種の手段をとおしてアクセス可能となり、また、個別化され主体的な方法で提供され各種デバイスに届けられることとなる。

## References

[1] Many ideas in this paper stem from the consultation for the ICT-driven public sector innovation needs under H2020, in particular the consultation workshop held on 31/01/2013 and the various individual contributions from the experts.

[2] Y. Benkler: The wealth of networks: how social production transforms markets and freedom, 2006

[3] H. Margetts, P. Dunleavy: The second wave of digital-era governance: a quasi-paradigm for government on the Web, 2013

[4] The road ahead for public service delivery: Delivering on the customer promise, PriceWaterhouseCoopers Public Sector Research Centre, 2007

[5]

[http://www.innovation.cc/volumes-issues/intro\\_eva\\_sorensen\\_torfing\\_17v111.pdf](http://www.innovation.cc/volumes-issues/intro_eva_sorensen_torfing_17v111.pdf)

[6]

[http://ec.europa.eu/services\\_general\\_interest/docs/comm\\_quality\\_framework\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/services_general_interest/docs/comm_quality_framework_en.pdf)

[7] Vision Study - Impact of Information Society options on the Development of pan-European Public e-Services, 2008

[8] The Future of eGovernment: An exploration of ICT-driven models of eGovernment for the EU in 2020, IPTS, 2007



- [9] World Economic Forum: The Future of Government Lessons Learned from around the World, 2011
- [10] J. Millard, M. Wimmer: Analysis of current FP7 projects and future research challenges, 2012
- [11] Dennis Linders: From e-government to we-government: Defining a typology for citizen coproduction in the age of social media, Government Information Quarterly, 2012
- [12] Together for better public services - partnering with citizens and civil society, OECD Public Governance Reviews, 2011
- [13]  
[http://www.theworkfoundation.com/assets/docs/publications/201\\_PV\\_public\\_service\\_reform\\_final.pdf](http://www.theworkfoundation.com/assets/docs/publications/201_PV_public_service_reform_final.pdf)
- [14] Source of original diagram  
<http://www.govloop.com/profiles/blogs/three-dimensions-of-open-government>, additional input from H2020 Consultation Workshop (31/01/2013), Study on Collaborative Production in eGovernment - SMART 2010-0075 as well as talk of D. Tapscott at TED Global 2012 on radical openness - four principles of the open world
- [15] Communication from the European Commission: A Quality Framework for Services of General Interest in Europe, 2011
- [16] Visions and priorities for eGovernment in Europe, Orientations for a post 2010 eGovernment Action Plan, 2009
- [17] Collaborative Production in eGovernment - SMART 2010-0075 (2012)
- [18] D. Boyle and M. Harris: The Challenge of Co-production: How equal partnerships between professionals and the public are crucial to improving public services, 2009
- [19] The Council of Europe: The Congress of Local and Regional Authorities, 2006
- [20] Paul Foley and Steve Martin: A new deal for the community? Public participation in regeneration and local service delivery, The Policy Press, 2000
- [21] Soon Ae Chun, Luis F. Luna-Reyes, Rodrigo Sandoval-Almazan: Collaborative e-government, Transforming Government: People, Process and Policy, 2012
- [22] D. Tapscott: Global Solution Networks, 2012

- [23] Talk of D. Tapscott at TED Global 2012 on radical openness - four principles of the open world
- [24] Z. Tumin: From Government 2.0 to Society 2.0: Pathways to Engagement, Collaboration and Transformation,
- [25] The Rise of Generation C - Implications for the World of 2020, Booz & Company Inc., 2010
- [26]  
[http://www.time.com/time/specials/packages/article/0,28804,2059521\\_2059717\\_2059710,00.html](http://www.time.com/time/specials/packages/article/0,28804,2059521_2059717_2059710,00.html)
- [27] The Open Book of Social Innovation, NESTA, 2010
- [28] Annual Growth Survey 2013
- [29] Macroeconomic Report - Annex to the Annual Growth Survey 2013
- [30] State of the Single Market Integration 2013 - Contribution to the Annual Growth Survey 2013
- [31] Innovative Service delivery: context, solutions and challenges, OECD, 2011
- [32] Specific input from Graham Taylor to the expert consultation on the ICT-driven public sector innovation needs under H2020, 2013
- [33] Exploring Data-Driven Innovation as a New Source of Growth: Mapping the Policy Issues Raised by "Big Data" , OECD Digital Economy Papers, OECD Publishing, 2013
- [34] European Commission Communication on Open data: An engine for innovation, growth and transparent governance, 2011
- [35] The Future of Public Services in Europe, UNISON
- [36] European Governance, A White Paper, 2001
- [37] [http://ec.europa.eu/competition/liberalisation/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/liberalisation/overview_en.html)
- [38] Dunleavy, P., Margetts, H., Bastow, S., & Tickler, J.: New public administration is dead - Long live digital-era governance. Journal of Public Administration Research and Theory, 2005
- [39] P. Osborne: The New Public Governance?: Emerging Perspectives on the Theory and Practice, 2010
- [40] Towards Peer Production in public services, Cases from Finland, 2012
- [41]  
[http://www.innovation.cc/volumes-issues/intro\\_eva\\_sorensen\\_torfing\\_17v1i1.pdf](http://www.innovation.cc/volumes-issues/intro_eva_sorensen_torfing_17v1i1.pdf)

- [42] Dennis Linders: From e-government to we-government: Defining a typology for citizen coproduction in the age of social media, Government Information Quarterly, 2012
- [43] Marijn Janssen, Ela Estevez: Lean government and platform-based governance - Doing more with less, Government Information Quarterly, 2013
- [44] European eGovernment Action Plan 2011-2015
- [45] <http://joinup.ec.europa.eu/>
- [46] <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/collective-awareness-platforms>
- [47] <http://ec.europa.eu/digital-agenda/futurium/>
- [48] <http://ec.europa.eu/digital-agenda/en/startup-europe>
- [49] Opening up government, IBM Global Business Services, 2012
- [50] E. Löffler: A future research agenda for co-production: Overview paper, 2009
- [51] Examples:  
[http://www.theatlanticcities.com/technology/2013/02/early-fruits-international-open-data-day-2013/4793/#.US\\_VlSEbYs4.mailto](http://www.theatlanticcities.com/technology/2013/02/early-fruits-international-open-data-day-2013/4793/#.US_VlSEbYs4.mailto)
- [52] Study on Cloud and Service Oriented Architectures (SOA) for eGovernment - SMART 2010-0074 (2012)
- [53] Example: Additional functionalities on Points of Single Contact
- [54] Example: Fix-My-Street
- [55] Specific input from Julia Gliddens to the expert consultation on the ICT-driven public sector innovation needs under H2020, 2013 [56] <http://daa.ec.europa.eu/content/social-media-and-public-sector>
- [57] This may be the case for highly specialised areas such as national defence or financial regulation due to for example highly confidential data or the need for specific in the field
- [58] First examples appear to be in health and social care
- [59] The Rise of Social Government, An Advanced Guide and Review of Social Media's Role in Local Government Operations, Fels Research & Consulting, 2012
- [60] John Seddon: Cultural change is free, 2009, <http://vimeo.com/4670102> and John Seddon: It's the system stupid!, 2012, <http://vimeo.com/30641582>
- [61] Four Ways That Mobility Can Transform Government Solutions, Accenture, 2013

- [62]  
<http://blog.opengovpartnership.org/2012/07/open-data-economic-growth/>
- [63] EUROCITIES Statement on Open Data, 2013
- [64] Post Workshop Policy Brief: Collaborative Production of eGovernment Services (24/01/2013)
- [65] Prof. von Luecke: Open Government collaboration (presentation, 2013)
- [66] United Nations e-Government Survey, 2012
- [67] Tim O'Reilly:  
<http://oreilly.com/pub/a/web2/archive/what-is-web-20.html?page=2>
- [68] David Osimo: Collaborative e-gov: services that get better the more people use them, 2011
- [69] Jane McGonigal: Reality is Broken, 2011
- [70] Alexander Osterwalder & Yves Pigneur: Business Model Generation, 2009
- [71] Best of all worlds: How hybrid models of public service delivery can improve citizens' outcomes and stimulate growth, Accenture Institute for High Performance, 2013
- [72] Frédéric Dubois: New eGovernment models embrace crowd sourcing, 2012
- [73] Julien Le Grand: Public Service Mutuals: Next Steps
- [74] There is a parallel effort on-going to explore the eGovernment 2015-2025 research & development needs through a workshop planned for September 2013
- [75] Specific input from Andy Mulholland to the expert consultation on the ICT-driven public sector innovation needs under H2020, 2013
- [76] M-government, OECD, 2011
- [77] Driving Public Entrepreneurship: Government as a catalyst for innovation and growth in Europe, Government of the Future Centre, Accenture, 2011
- [78] Specific input from Reinhard Riedl to the expert consultation on the ICT-driven public sector innovation needs under H2020, 2013
- [79] OECD Observatory of Public Sector Innovation will operate as a shared platform to collect and analyse examples of innovation to identify results and how they are achieved
- [80] 2011 eGovernment Benchmark Pilot on Open Government and Transparency: Measuring the potential of eGovernment to foster Open Government and Transparency in Europe, 2011
- [81] Government at a Glance 2011, OECD

[82] E. g. [www.thewebindex.org](http://www.thewebindex.org), designed and produced by the World Wide Web Foundation, the world's first multi-dimensional measure of the Web's growth, utility and impact on people and nations

[83] Innovation in Public Sector Organisations - A pilot survey for measuring innovation across the public sector, NESTA, 2011

[84] <http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0740624X11001092>

[85] European Public Sector Innovation Scoreboard - A Pilot Exercise, European Commission, DG ENTR, 2012

[86] Botterman Maarten, Millard Jeremy et al. (2009). Value for citizens: A vision of public governance in 2020. Report for the European Commission

[87] This architecture is derived from the TAO scenario and is adapted from a scenario exercise presented in Codagnone Cristiano & Osimo David (2008). Future technology needs for future eGovernment Services: Services platform report. Report for the European Commission

[88] The European eGovernment Action Plan 2011-2015: Harnessing ICT to promote smart, sustainable & innovative